昭和61年10月

税制の抜本的見直しについての答申

税制調査会

ま え が き

税制調査会は，昭和60年9月20日，内閣総理大臣から税制全般の見直しについての諮問を受け，以来1年余をかけて本格的な審議を行い，その審議結果を，昭和61年10月28日の総会において，「税制の抜本的見直しについての答申」としてとりまとめ，これを即日，内閣総理大臣に提出した。

この答申は，税制全般にわたる抜本的な見直しに関する包括的指針となることを目指したものであり，この審議のために開催された会合は，総会12回，第一特別部会，第二特別部会，第三特別部会及びこれらの合同特別部会計60回，専門小委員会10回並びに答申の起草等のためその都度設けられた起草小委員会及び運営に関する小委員会24回の合計106回に及んでいる。

本書は，この答申を印刷に付したものである。

（備考） 税制の抜本的見直しの審議に要した関係資料等は膨大なものであるが，これらの資料等は追つてとりまとめ別冊として刊行する予定である。

税制の抜本的見直しについての答申

昭和61年10月28日

内閣総理大臣　**中曽根　康　弘　殿**

税制調査会会長　**小　倉　武　一**

昭和60年9月20日付諮問に対し、当調査会の意見を別紙のとおり答申します。

税制調査会委員等名簿

1. 本答申の審議に参加した委員並びに特別委員及び専門委員は，次のとおりである。

委員	○五十畑　隆	○河野光雄
	○泉　美之松	佐治敬三
	伊藤龍太郎	○鈴木　隆
	岩田弍夫	○高原須美子
	○歌川令三	田中里子
	大熊一郎	千野宜時
	○大山昊人	○土屋佳照
	○小倉武一	角田房子
	織本秀實	○簇野寿雄
	勝岡保夫	藤田　晴
	○金子　宏	○真柄栄吉
	鎌田要人	三島淳男
	○河合良一	○水野正一
	○木下和夫	山口義男
	草場敏郎	○渡邊佳英

なお，首藤堯，渡辺省吾及び稲川宮雄は途中辞任し，土屋佳照，千野宜時及び勝岡保夫がそれぞれこれに代わり委員に委嘱された。

特別委員	浅野賢澄	○中川幸次
	○飯島　清	○永田敬生
	飯田経夫	西崎哲郎
	○石　弘光	播　久夫
	○牛尾治朗	肥後和夫
	○江副浩正	広瀬一郎
	○公文俊平	廣瀬嘉夫

○堺	屋 太 一	細	見 卓
鈴	木 淑 夫	松	本 作 衞
○武	田 亨	○三	宅 久 之
館	龍 一 郎	横	河 正 三
○立	山 武 司	吉	田 太 郎 一
○土	屋 清		

なお，林慶之助は途中辞任し，播久夫がこれに代わり特別委員に委嘱された。

（○印を付した委員及び特別委員は，起草小委員会に所属した委員及び特別委員である。）

専門委員	牛 嶋 正	藤 野 正 三 郎	
	宇 田 川 璋 仁	古 田 精 司	
	貝 塚 啓 明	正 村 公 宏	
	香 西 泰	宮 島 洋	
	新 飯 田 宏	蠟 山 昌 一	
	野 口 悠 紀 雄	和 田 八 束	

2. 本答申の審議に当たり，当調査会の求めにより特別部会等に出席し，意見を述べた者は次のとおりである。（敬称略）

(1) 合同特別部会（昭和60年11月29日）

飯 塚	毅（公認会計士・税理士）
嘉 治 元	郎（東京大学教養学部教授）
神 田 紘	爾（第一勧業銀行国際金融部国際財務サービス室長・作曲家）
北 野 弘	久（日本大学法学部教授）
黒 柳 徹	子（女 優）
中 林 貞	男（日本生活協同組合連合会名誉会長）
古 岡	勝（全国間税協力会総連合会会長）
渡 辺 文	夫（東京海上火災保険(株)会長）

(2) 第三特別部会(昭和61年8月22日)

伊　藤　雅　俊（日本小売業協会金融税制委員長）
佐　多　宗　二（全国商工会連合会会長）
鈴　木　永　二（経済団体連合会税制委員長）
高　木　　剛（ゼンセン同盟産業政策局長）
高　橋　　篤（日本酒造組合中央会企画委員長）
中　谷　　厳（大阪大学経済学部教授）
深　田　祐　介（作　家）
古　岡　　勝（全国間税協力会総連合会会長）
宮　崎　　輝（旭化成工業㈱会長）

(3) 第二特別部会(昭和61年9月9日)

荒　木　義　朗（全国銀行協会連合会会長・富士銀行頭取）
小野沢知之（郵政省貯金局次長）
渡　辺　省　吾（日本証券業協会理事・日興証券会長）

3. 本答申の審議に当たり開催された公聴会において，意見を述べた者は次のとおりである。(敬称略)

(1) 大阪公聴会(昭和61年2月18日)

岡　本　知　明（日本労働組合総評議会大阪地方評議会議長）
小林庄一郎（関西電力㈱会長）
小　松　左　京（作　家）
近藤駒太郎（大和屋繊維工業㈱社長）
鈴　木　摂　夫（松下電器産業㈱経理部副参事）
寺田千代乃（アート引越センター㈱社長）
富野多計男（トミヤ洋品店経営）
橋　本　　徹（関西学院大学教授）
堀　場　雅　夫（㈱堀場製作所会長）

(2) 広島公聴会(昭和61年3月25日)

赤　松　紀　彦（全日本労働総同盟広島地方同盟会長）
伊原木一衛（㈱天満屋取締役社長）

北　村　浩　子　（(株)キンスイインターナショナルリゾート代表取締役）

古　葉　竹　識　（野球評論家）

砂　川　良　和　（広島大学経済学部教授）

高　木　誠　作　（(有)高木農園代表取締役）

平　野　勝　孝　（中国電力(株)人事室次長）

古　川　　浩　（山陽不動産(有)勤務）

山　本　健　一　（マツダ(株)取締役社長）

(3)　仙台公聴会（昭和61年8月20日）

一　力　一　夫　（河北新報社社主・取締役会長）

奥　村　貞　子　（主　婦）

勝　倉　紘　志　（北日本電線(株)経理部次長）

亀　井　文　蔵　（カメイ(株)代表取締役社長）

庄　子　平　之　輔　（不動産賃貸業）

杉　本　典　之　（東北大学教授）

関　川　栄　達　（(株)関川栄達商店代表取締役社長）

三　浦　重　信　（全日本労働総同盟宮城地方同盟会長）

(4)　名古屋公聴会（昭和61年8月27日）

浅　野　勝　久　（(株)サンモリッツ取締役副社長）

池　永　英　夫　（トヨタ自動車(株)経理部副部長）

奥　野　信　宏　（名古屋大学助教授）

加　藤　　釥　（陶芸作家）

寿　山　和　子　（主　婦）

竹　見　淳　一　（日本ガイシ(株)代表取締役会長）

成　瀬　　昇　（愛知県地方労働組合評議会議長）

西　川　俊　男　（ユニー(株)代表取締役社長）

目　　次

頁
序　　言……1
「答申」の要約……4
第一　基本的考え方……14
1　抜本的見直しの背景……14
2　抜本的見直しの基本理念……16
3　望ましい税体系のあり方……19
4　納税環境の整備……22
5　国・地方間の税源配分……23
第二　個別税目についての検討……24
一　個人所得課税……24
1　基本的考え方……24
2　税率構造……25
(1)　現行制度の概要……25
(2)　累進構造のあり方……25
(3)　所得税……26
(4)　個人住民税……27
3　課税最低限……28
(1)　所得税……28
(2)　個人住民税……28
4　給与所得控除……29
(1)　現行制度の概要……29
(2)　給与所得控除のあり方……30
(3)　給与所得控除の水準……33
5　具体的な税率構造と給与所得控除の検討……33
(1)　所得税……33
(2)　個人住民税……34
(3)　具体案の検討……36

6　課税単位及び配偶者特別控除等……36
(1)　課税単位の意義……36
(2)　二分二乗課税……37
(3)　配偶者特別控除の創設……38
(4)　白色事業専従者控除額の調整……38
(5)　資産合算課税……39
(6)　配偶者等に所得がある場合の配偶者控除額等の調整……39
7　特別な人的控除……40
8　特殊な所得控除……41
9　新規控除……42
10　年金課税……42
(1)　公的年金……42
(2)　企業年金……44
(3)　個人年金……45
11　利子・配当課税……45
(1)　基本的あり方……45
(2)　非課税貯蓄制度……48
(3)　課税貯蓄……55
(4)　個人住民税における利子・配当課税の仕組み……55
(5)　その他の関連問題……56
12　キャピタル・ゲイン課税等……58
(1)　有価証券譲渡益課税……58
(2)　土地譲渡所得課税……58
(3)　その他……59
二　法人課税……59
1　税負担水準……59
2　税率構造……60
(1)　累進税率……60
(2)　中小法人に対する軽減税率……61
(3)　公益法人等及び協同組合等に対する軽減税率……61

3　法人税・所得税の負担調整に関する基本的仕組み……62
(1)　現　行　制　度……62
(2)　負担調整の考え方及び方式……62
(3)　法　人　間　配　当……63
4　課税ベース等……64
(1)　基本的考え方……64
(2)　引　　当　　金……65
(3)　減　価　償　却……66
(4)　租税特別措置……68
(5)　交　際　費　等……68
(6)　外国税額控除制度……68
5　公益法人課税，赤字法人課税……69
(1)　公益法人課税……69
(2)　赤字法人課税……70
6　事　　業　　税……71
(1)　外形標準課税……71
(2)　課税対象事業等……71
三　資　産　課　税……72
1　相　　続　　税……72
(1)　改正の基本的考え方……72
(2)　相続税の課税最低限，税率構造等……72
(3)　財　産　評　価　等……74
(4)　贈　　与　　税……74
(5)　そ　　の　　他……74
2　固定資産税等……75
(1)　固定資産税の負担と評価……75
(2)　市街化区域農地に対する固定資産税の課税の適正化措置……75
(3)　特別土地保有税……75
3　そ　　の　　他……75
四　間　　接　　税……76

1　基本的考え方……76
(1)　間接税のあり方……76
(2)　現行間接税の現状と問題点……77
(3)　間接税改革の基本的方向……79
2　新しいタイプの間接税の検討……79
(1)　課税ベースの広い間接税の諸類型……79
(2)　3類型4方式の概要……81
(3)　各類型についての検討……83
(4)　各類型に共通する仕組みについての検討……85
(5)　新しいタイプの間接税に関し指摘されている問題点の検討……87
(6)　類型の選択についての検討結果……89
3　現行間接税(個別税目)の検討及び新しいタイプの間接税との調整……90
(1)　個別物品又はサービス課税……91
(2)　し好品課税……92
(3)　流通税等……95
(4)　特定財源等(自動車関係諸税及びエネルギー関係諸税等)……96
＜付＞　税制改革の経済及び家計に与える影響…… 102
附属資料

序　　言

(1)　税制の抜本的見直しは，極めて重要な国民的課題である。

当税制調査会は，今後の税制のあり方について，既に昭和59年12月の「昭和60年度の税制改正に関する答申」において，税制全般にわたり，抜本的な見直しを行う必要があるとの基本的認識を明らかにするため，「既存税制の部分的な手直しにとどまらず，今こそ国民各層における広範な論議を踏まえつつ，幅広い視野に立つて，直接税，間接税を通じた税制全般にわたる本格的な改革を検討すべき時期にきていると考える。」と指摘したところである。

(2)　当調査会はその後，昭和60年9月20日，内閣総理大臣から「最近における社会経済情勢の推移と将来の展望を踏まえつつ，公平かつ公正な国民負担の実現，簡素で分かりやすい制度の確立及び活力ある経済社会の構築を目指し，かつ，国民の選択の方向を十分くみとり納税者の理解と協力を得られるような望ましい税制のあり方について審議を求める。審議のとりまとめに当たつては，まず，税負担の軽減，合理化のための方策について明らかにし，次いでその財源確保のための方策等を含めた税制改革の全体的方向について明らかにすることとされたい。」との諮問を受け，税制全般についてその抜本的見直しを行うため，次の3つの特別部会及び専門小委員会を設置し審議検討を重ねてきた。

第一特別部会　　税制改革への取組み方，歳出との関連等一般的諸問題について審議する。

第二特別部会　　所得税及び住民税について審議する。

第三特別部会　　法人課税，資産課税及び間接税について審議する。

専門小委員会　　特別部会から検討を求められた理論的・専門的事項について審議する。

(3)　各特別部会は，昭和60年11月末までに現行税制の各税目につきひとわたりの審議を行い，一応の締めくくりとして合同特別部会を開催し，所得税・住民税をはじめとする直接税，間接税の全般にわたり各界有識者からの意見聴取を行つた。

12月に入つてからは，当面の課題として昭和61年度において実施されるべき税制改正について審議し，昭和60年12月17日，その結果を「昭和61年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめた。なお，昭和61年度の税制改正に当たつては，税制の抜本

的見直しの審議がまだ中途の段階にあることにかんがみ，基本的には現行税制の枠組みは動かさないとの態度で臨んだところである。

(4) 本年に入り，第二特別部会及び第三特別部会は，上記諮問の趣旨に即し，まず税負担の軽減，合理化のための方策について明らかにするため，中間報告を行うこととし，これまでの審議を踏まえ，中堅給与所得者層の負担軽減を中心とする個人所得課税の軽減合理化及び法人課税の見直しにつきとりまとめを行い，4月25日，「第二特別部会中間報告」，「第三特別部会中間報告」として公表した。

(5) この間，所得課税に関し専門小委員会に委嘱していた事項（課税単位，給与所得控除，累進構造，法人課税の4項目）についての報告を受けつつ，審議を重ねたほか，2月には大阪市，3月には広島市において公聴会を開催し，各界各層の方々から広く税制に関する意見，要望等を聴取するとともに，意見交換を行つた。

(6) 中間報告の公表後は，所得課税の負担軽減・合理化の具体的方策とそのための財源措置を含めた一体としての税制改革の包括的指針を明らかにすることを目途に，7月以降本格的な審議検討を進め，専門小委員会に委嘱していた間接税や年金課税及び税制改革の経済効果に関する事項の報告を受ける一方，8月には仙台市及び名古屋市において公聴会を開催するとともに，第二特別部会は利子・配当課税のあり方について，第三特別部会は間接税のあり方についてそれぞれ参考人の意見聴取を行つた。

各特別部会の審議をひとわたり終えた10月半ばには，合同特別部会を開催し，集中的な討議・検討を行つた後，最終的なとりまとめに入り，10月28日の総会において「税制の抜本的見直しについての答申」として決定した。

(7) 本答申においては，まず，税制の抜本的見直しを検討するに当たつての基本的考え方を述べ，次に個別の税目についての検討を示すこととした。また，大部の答申を概観できるようにするため，冒頭に答申の要約をおくこととした。なお，当調査会において税制の抜本的見直しのために開催された総会，各特別部会等の会合は，合計百有余回に及んでいるが，これら会合に提出された資料等を中心に，特に参考となると思われるものを附属資料として集録することとした。

(8) 現行税制について，社会経済情勢の変化に即応するよう抜本的な見直しを行うことにより，ゆがみ，ひずみ，重圧感を除去し，国民の理解と信頼に裏付けられた望ましい税制を確立することは，ぜひとも成し遂げなければならない重要な課題である。

本答申は，このような見地に立ちつつ今後の税制の基本的方向を示すものであるが，これらの具体的内容については，なお国民世論の方向を見極めるべき点もあるところから，ある程度選択の幅をもつた形でとりまとめることとした。

税制の抜本的見直しに寄せられる国民の期待は多大なものがある。当調査会は，この答申で行つた提言及びその背景となる基本的考え方について国民の理解を求める努力を重ねつつ，提言の基本的方向が一体としてできるだけ早期に実現されるよう，政府に対し特段の配慮を要請するものである。

「答　申」　の　要　約

第一　基本的考え方

1　抜本的見直しの背景

○　我が国の税制は，最近における産業・就業構造の変化，所得水準の上昇と平準化，消費の多様化・サービス化，人口構成の高齢化，経済取引の国際化等の社会経済情勢の著しい変化に対応しきれていないため，所得税をはじめ，直接税，間接税の全般にわたり，様々なゆがみ，ひずみが生じており，税に対する不満の声が高まつている。

○　最近の社会・経済の著しい変化と将来の我が国経済・財政の展望を踏まえつつ，現行税制について抜本的な見直しを行うことにより，ゆがみ，ひずみ，重圧感を除去し，国民の理解と信頼に裏付けられた安定的な歳入構造を確立することが喫緊の課題である。

2　抜本的見直しの基本理念

○　抜本的見直しを進めるに当たつては，「公平」，「公正」，「簡素」，「選択」，「活力」を基本理念とし，これに加え中立性の原則や国際性の視点にも配慮する。

○　国民の生活水準の向上と平準化等を背景に，税制全体として課税ベースを広げ，負担をできるだけ幅広く薄く求めていくことが肝要である。広く薄い負担を求める税制は，おのずから簡素なものとなり，また，民間経済に対する介入を極力避けて中立的に対処することによつて経済の活性化に資することとなる。

○　抜本的見直しに際しては，負担軽減・合理化とその財源措置を含めた包括的で整合性のある改革案を構築することが肝要である。税制改革は税収増を目的とするものではないが，同時に，現在の負担水準や財政状況等に顧みれば，税収減をもたらし後代に負担を残すようなものであつてはならず，いわゆる税収中立性の原則を堅持すべきである。

3　望ましい税体系のあり方

○　税収が特定の税目に依存しすぎる場合には，税負担の公平な配分を妨げ，国民経済に悪影響を及ぼすおそれがあることから，所得，消費，資産といつた課税ベース

を適切に組み合わせつつ，全体としてバランスのとれた税体系を組み立てる必要がある。

4　納税環境の整備

○　税制全体に対する国民の信頼をより強固なものとする見地から，制度・執行両面において課税の公平確保に努め，適正な申告水準の維持，向上を図ることが必要である。

5　国・地方間の税源配分

○　国・地方間の税源配分の問題については，抜本的見直しの枠組みの中で，税収の変動によつて国及び地方団体の財政運営に基本的に影響を与えることのないよう配慮することが適当である。

第二　個別税目についての検討

一　個人所得課税

1　基本的考え方

○　我が国の個人所得課税(所得税及び個人住民税)の負担水準は，国際的にみてもかなり低い水準にある。それにもかかわらず，納税者の間には負担感，重圧感が強い。個人所得課税は，今後とも我が国の税体系において基幹的な地位を占めると考えられるところから，このような状況は放置することはできない。こうした見地から，個人所得課税に対する不平，不満の背景にある負担累増感，不均衡感に対処するため，負担水準の見直しのみにとどまらず，制度の枠組み自体についての見直しを行うとともに，資産性所得等について課税ベースの拡大を図り，できるだけ公平で公正な負担を実現していくことが適当である。

2　負担の軽減，合理化の方向

(1)　税　率　構　造

①　所　　得　　税

○　サラリーマンが就職してからある程度の地位に達するまでの各段階を通じて適用される税率がなるべく変わらないようにするため，大半のサラリーマンが包摂される収入階層（夫婦子2人の給与所得者の場合　年収800万円ない

し900万円程度まで）に対して，基本となる一本の税率（基本税率　15％又は10％）を設ける。

○　基本税率の下に，中小所得者の負担軽減の観点から，軽減税率(12％，10％又は5％)を設ける。

○　基本税率の上に，負担能力の上昇に応じた負担を求める観点から，原則として10％刻みの累進税率を設け，最高税率を50％とし，税率の刻みを6段階とする。

②　個人住民税

○　市町村民税及び道府県民税を合わせて個人住民税の最低税率を5％又は4％，最高税率を15％とし，税率の刻みを4段階とする。

(2)　給与所得控除の水準

○　既に相当の水準となつており，基本的には，引き上げる必要性に乏しいとする意見があり，他方，軽減税率の水準との関連等においてある程度の拡充を図ることも考えられるとする意見がある。

(3)　具体案の検討

○　税率構造及び給与所得控除について4タイプの組合せ（別紙参照）を検討したが，タイプⅠについては，中小事業所得者に税負担の増加が生ずる，また，タイプⅣについては，給与所得者に比して事業所得者の軽減割合が相対的に大きくなる等の問題点の指摘があり，これらのタイプを支持する意見は少なかつた。タイプⅡ，タイプⅢの方向が妥当ではないかという意見が多かつた。

○　望ましい具体的な姿については，給与所得者と事業所得者との間及び独身者と家族世帯との間の負担バランス等に配意し，税制全体の姿との関連において更に検討を加える必要がある。

3　給与所得控除の仕組み

○　給与所得控除の性格の明確化を図る等の見地から，給与所得控除を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」に二等分する。

○　「勤務費用の概算控除」について，選択により実額控除制度を導入し，サラリーマンにも申告納税の途を拓く。また，一般の給与所得とみなし法人課税を選択した場合の事業主報酬等との間で給与所得控除の適用に差を設ける。

4 人的控除等

○ 所得税においては，現行の課税最低限は相応の水準に設定されており，課税最低限を構成する基礎的な人的控除は据え置く。個人住民税においては，税率構造等の改正による税負担水準の変化等に配慮して具体的に検討する。

○ 所得の稼得に対する配偶者の貢献をも念頭に置きつつ，世帯としての税負担の軽減を図る趣旨で，現行の配偶者控除に加え所得税15万円，個人住民税12万円の配偶者特別控除を設けることが適当である。

○ 配偶者等の所得に応じて配偶者控除，配偶者特別控除又は扶養控除の額を調整する仕組みを導入することが考えられる。

○ 税制の簡素化の見地から資産所得の合算課税制度を廃止する方向で検討することが適当であろう。

○ 医療費控除等各種の所得控除について，その合理化を図ることが適当である。

5 年金課税

○ 公的年金を受給する老年者について，基本的には，現行程度の控除の水準を維持しつつ，給与所得控除及び老年者年金特別控除に代えて，公的年金に係る新たな負担調整のための控除を設けるとともに老年者控除を引き上げることが適当である。

6 利子・配当課税

○ 非課税貯蓄制度は，少額零細な貯蓄への配慮という趣旨で設けられた制度であるが，個人貯蓄の大半がこの適用を受け，多額の利子が課税ベースから外れており，所得種類間の税負担の不公平をもたらしているほか，高額所得者ほどより多く受益しているという現状にある。これに加え，貯蓄奨励といつた目的で一律的に政策的配慮を行う必要性も薄れてきていることに顧みれば，この際，課税を行う方向で見直すことが適当である。

○ 非課税貯蓄制度を見直す場合にも，所得の稼得能力が減退した人に対する配慮として，老人，母子家庭等に対しては，少額貯蓄非課税制度及び郵便貯金非課税制度を維持していくのが適当である。

○ 非課税貯蓄制度を改める場合の所得税の課税方式として，㈠総合課税方式，㈡確定申告不要制度併置方式，㈢低率分離課税方式，㈣一律分離課税方式の4方式について検討した。このうち，一律分離課税方式が適当であるとする意見が多くの委員

から述べられたが，確定申告不要制度併置方式を評価する意見もあつたほか，低率分離課税方式を支持する意見もあつた。

○　個人住民税についても，非課税貯蓄制度に係る利子所得について所得税におけると同様の見直しを行うとともに，所得税において源泉分離課税を選択した利子・配当所得等について，課税の公平を図る見地から見直しを行うこととし，これらの利子・配当所得等に対し，個人住民税を課税するか，又はこれに相当する負担を求めることが適当である。

○　個人住民税の課税方式として，㈠所得税の課税方式に対応した課税方式，㈡一律分離課税方式，㈢譲与税方式の３方式について検討した。このうち，㈠に比べ，㈡又は㈢の方式を選択することが適当であるとの意見が示された。

○　所得税及び個人住民税の課税方式については，利子所得の特異性，貯蓄者，金融機関及び税務当局にとつての事務負担等に配慮しつつ，更に具体的に検討を加える必要がある。

○　見直しに当たつては，源泉徴収や税務調査のあり方も含め，民間貯蓄と郵便貯金との間で税制上のイコール・フッティングを図る必要がある。

○　利子所得とされていない金融商品又は金融類似商品について，利子課税等との権衡に留意しつつ，所得区分や特別控除の適用対象，源泉徴収制度の導入，支払調書の提出等課税のあり方について見直す必要がある。

7　キャピタル・ゲイン課税等

⑴　有価証券譲渡益課税

○　公平，公正の理念，利子・配当課税との権衡，有価証券市場に与える影響等を考慮しつつ，段階的課税強化を一層推進することにより課税ベースの拡大を図り，究極的には原則課税を志向すべきである。

⑵　土地譲渡所得課税

○　各種の特別控除や買換(交換)特例の結果，土地譲渡益のかなりの部分が課税対象から脱落している状況等にかんがみ，課税ベースの拡大等について検討することが適当である。

⑶　社会保険診療報酬課税の特例その他の個人所得課税の租税特別措置についても見直しを進めていく必要がある。

二　法　人　課　税

1　税　負　担　水　準

○　我が国経済，社会の国際化の進展を踏まえると，我が国の法人課税の負担水準が主要諸外国と比較してかけ離れたものとなるのは適当でなく，法人課税の税率水準について，財政事情等を考慮しつつ，中期的にみて実効税率が5割を下回る水準まで引き下げることが適当である。

2　税　率　構　造

○　中小法人に対する軽減税率並びに公益法人等の収益事業及び協同組合等に対する軽減税率は，いずれも政策的観点から設けられているものであり，基本税率との格差を縮小する方向で見直しを行う。

3　法人税・所得税の負担調整に関する基本的仕組み

○　負担調整の方式としては，配当軽課を廃止し，配当税額控除による個人段階での調整にゆだねる。

○　法人間配当に関する受取配当益金不算入制度については，法人株主の株式保有割合の上昇等の経済実態を踏まえつつ見直しを行う。

4　課税ベース等

○　法人課税の税率水準を引き下げる一方で，課税ベースを思い切つて拡大する観点から，引当金，租税特別措置について厳しい見直しを行う。

○　減価償却資産の法定耐用年数については，実態調査結果等を踏まえ適宜見直しを進める。

○　外国税額控除制度について，制度本来の趣旨に沿つて所要の見直しを行う。

○　事業税の社会保険診療報酬課税の特例措置について見直しを行う。

三　資　産　課　税

1　相　　続　　税

○　相続税については，昭和50年以来負担水準が据え置かれ，課税件数も急速に増加しているため，経済諸情勢の変化を踏まえ，課税最低限の引上げ，税率構造及び各種控除の見直し等負担の軽減を図るほか，負担の公平を図る見地から，所要の見直しを行う。

2 固定資産税

○　固定資産税については，その評価に当たつて引き続き均衡化，適正化に努め，中長期的に固定資産税の充実を図る方向を基本とすべきである。この場合，この税の性格を踏まえ，負担の急増を緩和するための配慮が必要である。

3 そ　の　他

○　資産に関連する課税については，富裕税の問題につき更に中長期的に検討するほか，土地，金融資産等の保有ないし移転に対する税負担のあり方につき検討を要するとの指摘があつた。

四 間　接　税

1 基本的考え方

○　所得水準の上昇及び平準化等を背景に幅広く薄く課税する方向が求められており，また，税収に占める間接税等の比重が趨勢的に低下傾向にあること等を考慮すれば，税体系における間接税の位置付けに適切に配意した間接税制度の構築を図つていくことが望ましい。

○　現行間接税制度は，近年における消費水準の上昇，消費態様の多様化・サービス化等に必ずしも対応しきれず，課税されているもの相互間，及び課税されているものと課税されていないものとの間で負担の不均衡が顕著となつてきている等の問題を抱えている。

○　これらの諸課題に対して，現行の個別間接税制度という基本的枠組みを維持しつつ，税率の引上げや課税対象の拡大等の方法により対応していくことは，現行間接税が抱える諸問題を増幅する結果となるので，ほとんど不可能である。

○　したがつて，既存税制の枠組みにとらわれない思い切つた改革が必要であり，広く消費一般を原則的に課税対象とし，課税しないものを掲名する方式の新しいタイプの間接税を間接税制度の中核に据えることが最も適切である。

○　これに対し，財源措置のためであれば，行政改革やいわゆる不公平税制の是正，納税環境の整備等が先決であるとする意見があつた。

2 新しいタイプの間接税の検討

新しいタイプの間接税について各般の検討が行われたが，専門小委員会報告で提案されたA，B，C３類型についての検討の概要は以下のとおりである。

⑴　A案〔製造業者売上税〕

○　原則として製造業者のみが納税義務者になるので，納税義務者数が他の類型に比べ相対的に少なく，しかも，事業者数が多くかつ中小零細企業の割合が大きい小売業者等が除外されるという特徴があるほか，現行物品税に相通ずる面があり，税制としてなじみやすい等の長所がある。

○　他方，課税ベースが他の類型に比べ狭く，相対的に高い税率を設定する必要があるほか，課税段階が製造業者に限定されるので産業経済に対して中立的でなく，また，何をもつて製造とみなすか等の難点を抱えている。

⑵　B案〔事業者間免税の売上税〕

○　サービス等を課税対象に含むので，A案に比べ課税ベースが広く，また，多段階課税でなく，製造，卸，小売のいずれかの段階で一度だけ課税するという方式なので，C案に比べ実際の納税者数が少ないという特徴がある。

○　他方，課税される段階によつて最終的な税負担額に差異が生ずるほか，我が国にとつて新しい税制であり制度が分かりにくいのではないか等の問題点がある。

⑶　C案〔日本型付加価値税〕

○　サービスを含んだ取引の各段階による分割納税が行われるところから，A，B両案に比べ経済活動に対して最も中立的であり理論的に優れているばかりでなく，税額控除票方式により転嫁がしやすく，また，納税者間の相互牽制作用が期待できるといつた長所がある。

○　他方，多段階分割納税のため他の案に比べ納税者数が多く，納税者の理解を得るのに期間を要するのではないかとの意見もあつた。また，非課税制度を余りに拡大すれば，原則として幅広く例外なく負担を求めうるというC案の本来的性格が変質し，もはやC案の範疇に実質的には含まれないとの指摘もあつた。

⑷　検　討　結　果

○　これまでの議論に徴すれば，間接税制度の仕組みとしてC案が最も優れていると考えられる。C案は我が国の実情にも配慮しているので，この際，これを導入することが最も望ましいとする意見があつた。また，C案が最も望ましいとした上で，現実的な観点等から当面A案やA，B，C３類型の変形，組合せ等もありうるのではないかとの意見があつた。このほか，我が国の実情からA案を採用す

ることが望ましいとする意見や課税ベースがC案に近いこと等からB案を評価する意見等があつた。

○　具体的にどのような形の新しいタイプの間接税を導入するかについては，上記の考え方を基本として世論の動向を見極めつつ幅広い観点から検討する必要がある。

3　現行間接税（個別税目）の検討

○　現行間接税が抱える問題点の多くは，新しいタイプの間接税に吸収されることにより基本的に解決されると考えられるが，酒税等のし好品課税や流通税等のように新しいタイプの間接税の導入後も存続することとなる税についてもこの機会に見直しを行うべきものがある。

○　なお，新しいタイプの間接税と併存することとなる税については，新しいタイプの間接税との関連で，課税対象，税率等の調整について検討することが必要となるものがある。

○　地方間接税については，地方税の特性，それぞれの税の仕組み等にも留意して，そのあり方を検討することが必要である。

4　そ　の　他

○　事業税における外形標準課税問題の現実的解決等を図るためには，新しいタイプの間接税の一部を地方の間接税とすることが適当であるとの意見が多かつたが，この問題については，新しいタイプの間接税の類型・仕組みの具体化に対応して，国・地方を通ずる税財源配分のあり方等との関係にも留意しつつ，処理すべきであるとする意見もあつた。

この要約は，答申本文に盛られた基本的方向を中心に，検討項目全般について，便宜大づかみにとりまとめたものであり，各項目に対する複数の考え方や少数意見その他検討の詳細を伝えるものではないので，具体的には答申本文によるべきものである。

別　紙

区　分		現　行	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ
所得税	税率（課税所得による刻み）	～50万円 10.5% 120 〃 12 〃 200 〃 14 〃 300 〃 17 〃 400 〃 21 〃 600 〃 25 〃 800 〃 30 〃 1,000 〃 35 〃 1,200 〃 40 〃 1,500 〃 45 〃 2,000 〃 50 〃 3,000 〃 55 〃 5,000 〃 60 〃 8,000 〃 65 〃 8,000万円～70 〃	～120万円 12% 500 〃 15 〃 700 〃 20 〃 1,000 〃 30 〃 1,500 〃 40 〃 1,500万円～50 〃	～100万円 10% 500 〃 15 〃 700 〃 20 〃 1,000 〃 30 〃 1,500 〃 40 〃 1,500万円～50 〃	～120万円 10% 500 〃 15 〃 700 〃 20 〃 1,000 〃 30 〃 1,500 〃 40 〃 1,500万円～50 〃	～100万円 5% 600 〃 10 〃 800 〃 20 〃 1,100 〃 30 〃 1,500 〃 40 〃 1,500万円～50 〃
	給与所得控除（最低控除額57万円） （給与収入による刻み）	～165万円 40 % 330 〃 30 〃 600 〃 20 〃 1,000 〃 10 〃 1,000万円～ 5 〃	～200万円 30%＋40万円 600 〃 20% 1,000 〃 10 〃 1,000万円～ 5 〃	～110万円 57万円 300 〃 30% 600 〃 20 〃 1,000 〃 10 〃 1,000万円～ 5 〃	現行に同じ	～670万円 67万円 1,000 〃 10% 1,000万円～ 5 〃
	基礎控除 配偶者控除 扶養控除	各 33万円	同　左	同　左	同　左	同　左
	配偶者特別控除	—	15万円	同　左	同　左	同　左
個人住民税	税率（課税所得による刻み）	～20万円 4.5% 45 〃 5 〃 70 〃 6 〃 95 〃 7 〃 120 〃 8 〃 150 〃 9 〃 220 〃 11 〃 370 〃 12 〃 570 〃 13 〃 950 〃 14 〃 1,900 〃 15 〃 2,900 〃 16 〃 4,900 〃 17 〃 4,900万円～18 〃	～ 50万円 5% 110 〃 7 〃 500 〃 10 〃 500万円～15 〃	～ 60万円 5% 120 〃 7 〃 450 〃 10 〃 450万円～15 〃	～ 60万円 5% 130 〃 7 〃 500 〃 10 〃 500万円～15 〃	～120万円 4% 300 〃 7 〃 700 〃 10 〃 700万円～15 〃
	給与所得控除	所得税に同じ	同　左	同　左	同　左	同　左
	基礎控除 配偶者控除 扶養控除	各 26万円	同　左	各2万円引上げ	同　左	各4万円引上げ
	配偶者特別控除	—	12万円	同　左	同　左	同　左

第一　基本的考え方

現行税制の抜本的見直しを検討するに当たつての当調査会の基本的考え方は次のとおりである。

1　抜本的見直しの背景

(1)　戦後我が国税制の出発点となつたシャウプ勧告に基づく税制改革が行われて以来，36年が経過した。

この間，我が国の経済社会においては，長期に及んだ高度成長と2度にわたる石油危機後の安定成長を経て，産業構造・就業構造の変化が進み，知識集約化，サービス化の流れの中で，第3次産業のウエイトが増大するとともに，勤労者世帯が増加した。他方，所得水準は大幅に上昇するとともに平準化し，社会構造も極めて流動的なものとなつている。

また，全般的な高学歴化の中で，年功序列的な賃金構造等を背景としてライフサイクルに応じた所得稼得，支出の態様が一般化している。このような状況の下で，消費水準が全体として高度化するとともに，その内容も多様化，サービス化の様相を示している。人口構成の高齢化・長寿化も進む一方，経済社会の国際化や技術革新・情報化の進展に伴い，企業行動や生活様式に大きな変化がもたらされつつある。

我が国税制については，これまでその時々の社会経済の動向や財政の状況に応じつつ随時見直しが行われてはきたが，最近におけるこのような社会経済情勢の著しくかつ急激な変化を背景として，税制に関し様々なゆがみ，ひずみが指摘されてきている。

また，昨今，税に対する国民の関心が一段と強まりつつある中で，負担の公平，重圧感等に関する不満の声が高まつていることも，強制的負担という税の本来的性格に根ざすもののみならず，税制自体がこのような社会経済情勢の著しい変化に対応しきれていない状況を反映したものと考えられる。

(2)　昭和30年代，40年代の高度成長期を通じ，我が国の財政は社会保障関係費や公共事業関係費を中心に急速にその規模を拡大する一方，豊かな自然増収を財源として毎年のように減税が行われてきた。

しかし，第一次石油危機による経済活動の停滞及び経済の安定成長への移行に対応し，昭和50年代に入つてからは，国及び地方の財政は大量の公債や借入金への依存を余儀なくされるに至つた。これは主として歳入面において税収の伸びが大幅に鈍化した一方で，歳出面では景気回復を図るための公共投資の拡充や社会保障の充実等国民生活の安定，向上のための財政支出を確保する必要があつたことによるものであると考えられる。近年においては，歳出を極力抑制してきているが，公債残高の累増に伴い，公債費の増加が大きな歳出増加要因となつていることが財政体質の改善を更に困難にしている。

このような財政状況の大きな変化に伴い，所得税等の減税の実施は困難なものとなり，むしろ財政収支の不均衡是正を図る見地から，法人税，間接税等既存税制の枠内で税負担の増加を求める措置が，基本的・体系的な見直しがなされないままに連年繰り返されて今日に至つている。

(3) 昭和59年度に7年ぶりの所得税減税が実施された際には，財政事情をこれ以上悪化させないようにとの配慮から，法人税，酒税，物品税の増徴に財源を求めることとされたが，この改正は税制のあり方について幅広い論議を呼ぶこととなり，今回の抜本的見直しの端緒となつた。

昭和60年度税制改正をとりまとめるに当たり，当調査会は「既存税制の部分的な手直しにとどまらず，今こそ国民各層における広範な論議を踏まえつつ，幅広い視野に立つて，直接税，間接税を通じた税制全般にわたる本格的な改革を検討すべき時期にきていると考える。」と答申したところであるが，これは，現行税制につき部分的な手直しを重ねることは既に限界に達しており，税体系のゆがみ等を更に拡大し，また，税制を一層複雑化させるおそれがあるとの基本認識に立つものであつた。

今後，人口構成の一層の高齢化，経済，社会の国際化の進展に伴う我が国の果たすべき役割と責任の増大，経済の安定成長の定着等が展望されることにかんがみれば，国民が広く社会共通の費用を賄うための納税を公平感をもつて行うことの重要性は更に高まつていくものと思われる。

そのためには，現行税制について，このような社会経済情勢や財政状況の変化等に即応するように抜本的な見直しを行うことにより，ゆがみ，ひずみ，重圧感を除

去し，国民の理解と信頼に裏付けられた安定的で弾力的な歳入構造を確立することが喫緊の課題であると考える。

(4) 諸外国においても，1970年代末から1980年代に入り，税制の大幅な改正が活発に行われている。これは，石油危機に伴うインフレや経済成長の鈍化の中で政府部門の拡大及び直接税負担の増加が生じ，その重税感や高い限界税率による活力の低下等の弊害が強く意識されるようになつたこと等を背景としていると考えられる。

特にアメリカでは，公正・成長・簡素を基本理念とする大胆な内容の税制改革が行われており，歳入中立の前提の下で，支払利子控除や投資税額控除等の各種優遇措置を大幅に廃止・縮小して課税ベースの拡大を図るとともに，個人所得税や法人所得税の税率構造について，最高税率の引下げ等により大幅な簡素化と累進の緩和を図つたものとなつている。

主要諸外国における税制改正の動向をみると，国によりある程度の違いはあるものの，多くの国で課税の公平及び中立性を確保することや簡素化を図ることが重視されており，課税ベースの拡大と税率の引下げ・累進緩和が図られていると言えよう。また，アメリカでは歳入に対する中立性が前提とされており，改革が直接税の枠内で行われているのに対し，ヨーロッパ諸国等では直接税負担の軽減を図る方向が強く，このための財源として付加価値税の存在が重きをなしている点が特徴的となつている。

もとより諸外国の税制はそれぞれの国の国情等に応じて形成されているものであり，諸外国の考え方をそのまま我が国に当てはめることは適当ではないが，当調査会としては，このような諸外国の税制改正の潮流をも十分念頭に置きつつ，望ましい税制の全体像を求めて審議を重ねたところである。

2 抜本的見直しの基本理念

(1) 当調査会は，昨年9月に内閣総理大臣から諮問を受け，この諮問文に示されている「公平」，「公正」，「簡素」，「選択」，「活力」を基本理念として税制全般にわたる抜本的見直しを行つた。その際には，あわせて「中立性」の原則や最近における経済取引の国際化，自由化の著しい進展に即応し，「国際性」の視点にも配慮したところである。

(2) 前述のとおり，我が国においては，戦後の高度成長から安定成長を経て，所得水準は大幅に上昇し，産業・就業構造の変化や社会構造の流動化が進む中で，所得分

布が著しく平準化してきている一方，社会保障制度は飛躍的な充実を遂げ，その水準も諸外国に劣らないものとなつており，社会生活全体の均質化傾向に大きく寄与している。

こうした状況の下にあつては，税制の所得再分配機能を考慮する必要性は，過去に比べて相対的に低下してきている一方，税負担の水平的公平の確保や公共サービス提供のための所要財源を円滑かつ適正に調達することの重要性が高まつてきている。

このような観点から，今回の抜本的見直しを進めるに当たつての基本的視点として，税制全体として課税ベースを広げ，真に手をさしのべるべき人々には引き続き所要の配慮を加えつつ，負担をできるだけ幅広く，薄く求めていくことが肝要であると考える。

広く薄い負担配分を目指すことは，税制としては，特定の分野に特別の高い負担を求めたり，特別の軽減免除措置を講じたりすることを極力排除することを意味する。今後，成熟した安定的な社会に向けて新たな発展を遂げようとしている我が国においては，税制面からは，個人と企業の事業活動や消費行動に対し極力介入を避けて中立的に対処し，民間部門の自由な判断と選択にゆだねることが，経済全体としての活性化に資することになろう。

税制はできるだけ簡素で明確であることが望ましい。広く薄い負担を求める税制はおのずから簡素なものとなるが，簡素な制度は，また，民間の活力の維持拡充にも役立つものとなると考える。

(3) 税制が，各般の経済的，社会的な政策効果を発揮しうることは事実である。

しかしながら，税制上の政策的減免措置は，特定の政策目的を実現するため，税負担の公平その他の税制の基本原則をある程度犠牲にして講じられていることに留意しなければならない。いわゆる「不公平税制」是正の声にも示されているように，租税の公平に対する国民の関心は高く，制度・執行両面にわたる税負担の公平の確保が従来にも増して要請されている。このような状況の下で，各種租税特別措置等いわゆる政策税制のあり方については，個々の政策目的の緊要性と政策手段としての有効性を十分吟味しつつ，基本的に整理合理化の方向で徹底した見直しを行う必要がある。

なお，経済政策と税制との調和という観点から，現在，日本経済が直面している内外不均衡にかんがみ，内需中心の経済発展に資するという視点が大切であるとする意見もあつた。

(4) 税制の抜本的見直しは包括的，一体的なものとしてなされなければならない。

税制全般にわたる抜本的見直しをとりまとめるに当たつては，最近の社会・経済の著しい変化と将来の我が国経済・財政の展望を踏まえた望ましい税制の全体像を提示し，国民に判断を求める必要がある。そのためには，所得課税の負担軽減，合理化とその財源措置を含めた包括的で整合性のある改革案を一体として構築することが何よりも肝要である。

また，税制の抜本的見直しは，税制のゆがみ，ひずみを是正し，重圧感を除去することが目的であり，税収増を目的とするものではないが，同時に現在の負担水準や財政状況等に顧みれば税収減をもたらし，後代に負担を残すものであつてはならない。今回の見直しに当たつては，いわゆる税収中立性の原則は堅持すべきであると考える。

この税収中立性の原則については，改革の全体図としてはもとより，これを具体化する各年度においても維持されるべきだとする指摘がある。また，これに関連し，中長期的には社会保障支出を中心とした今後の財政需要の増大にかんがみ，税負担率等の上昇を展望しつつ，望ましい税制改革案の構築に取り組むべきであるとの意見があつた。なお，税負担率の上昇は極力抑制すべきであるとの意見もあつた。

(5) 内外の社会経済情勢の変化に弾力的に対応し，我が国経済の安定成長を確保していくため，財政の対応力の回復を図ることは緊急の政策課題である。

当調査会は，このような見地から，これまで数度にわたり，財政再建の必要性と歳出・歳入構造の見直しを要請してきたところである。

財政改革を進めるに当たつては，まず徹底した経費の節減合理化による歳出の抑制に引き続き努めるべきことは言うまでもない。また，その際は，単なる経費の節減の範囲を超えて，既存の制度・施策の基本にまで立ち返つた不断の見直しが必要であり，固い決意で取り組むことが要請される。

今般の税制の抜本的見直しは，税制のゆがみ，ひずみ，重圧感を除去し，国民の理解と信頼に裏付けられた安定的な租税構造を構築することを眼目としており，新しい税制の下で，経済が活性化し国民経済がバランスのとれた発展に向かうこと

が期待され，また，将来の財政上の要請に応じて弾力的な対応も可能になるという面もあろう。

税収中立性の原則の下での税制の抜本的見直しは，国民各界各層を通じ既存の税負担との間に異動を生じさせることとなり，その実現には多大の困難が予想されるところであるが，望ましい税制の確立に向けて不退転の決意が要請される。

3 望ましい税体系のあり方

(1) 我が国の現行の税体系は，個人所得課税，法人課税等の直接税を基幹とし，個別消費税を中心とする間接税等でこれを補完するという構成をとつている。

今後の税制のあり方を考えていく際には，個々の税目を単独にとらえるのではなく，それらは相互に密接に関連しながら全体として一つの体系を成していることに留意する必要があり，税負担の公平な配分という面からも，国民経済に及ぼす影響という面からも，税体系のあり方は重要な意味をもつものである。

(2) 税制には，負担の公平をはじめ各種の理念を充たすことが要請されるが，社会経済の実体が一層複雑化・多様化している現在の状況下において，単一の税目によつてこれらを十分に充たすことは困難である。いかなる税目も何らかの問題点を伴うことは避け難いと考えられ，税収が特定の税目に依存しすぎる場合には，その税目の抱える問題点が増幅され，税負担の公平な配分を妨げ，国民経済に悪影響を及ぼす危険がある。したがつて，所得，消費，資産等の課税ベースを適切に組み合わせつつ，全体としてバランスのとれた税体系を構築することが肝要であると考える。

(3) 我が国の国民所得に対する所得課税，消費課税，資産課税の負担率について過去30年余りの推移をみると，所得課税の負担率が上昇している一方，消費課税の負担率はこの間およそ半分近くに低下していることにかんがみ，その税体系に占める適正な役割を維持する見地から適切な見直しが要請される。

昭和50年代以降においては，国民所得に対する租税負担率は急速に上昇してきているが，その大部分は所得課税によるものであり，なかでも累進構造を有する所得税・住民税の負担率が顕著な増大を示しており，中長期的展望に立つた見直しを行う必要がある。

(4) 個人所得に対する課税は，課税ベースが極めて広く，国民の負担能力に応じた適切な負担を求めることができる等他の税に比べ優れた特色を有しており，今後とも我が国の税体系において基幹的地位を占めるべきものである。ただ，個人所得課税

は納税者にとつて最も負担感が強く，その税負担が過重になるときは勤労意欲，事業意欲に影響を及ぼすほか，執行面で把握差が生じやすく，実質的な公平の確保の面からの批判も見受けられる。

我が国の個人所得課税の負担水準は，主要諸外国と比較すれば低い水準にあるにもかかわらず，近時中堅サラリーマン層を中心に，負担感，重圧感を訴える声が高まつている。この背景には，我が国の所得税の税率構造が強い累進度を有していることから中堅所得者層を中心に負担累増感が高まつているという問題及びいわゆるクロヨン論議に象徴される各種所得者間とりわけサラリーマンと事業所得者との間の不均衡感の問題があると考えられる。

個人所得課税は税体系の基幹をなすものであるだけに，国民の理解と信頼によつて裏付けられることが必要であることにかんがみ，累進構造の緩和等により中堅給与所得者層を中心とした負担の軽減を図るとともに，制度の枠組み自体について抜本的な見直しを行うことが喫緊の課題であると考える。

なお，少額零細な貯蓄への配慮という趣旨で設けられている非課税貯蓄制度については，近年，個人貯蓄の大半がこの適用を受けることとなつており多額の利子が課税ベースから外れ，また，高額所得者ほどより多く受益しているという現状にある。したがつて，今回の抜本的見直しにおいて，本制度のあり方につき，他の所得に対する課税との均衡にも配慮しつつ，基本的に検討を加える必要がある。

(5) 法人課税については，我が国の税体系に占める地位が主要諸外国に比して格段に大きいことに留意する必要があるが，我が国の経済，社会の国際化が進展し，諸外国と切り離して考えることができなくなつている現状に顧み，我が国の法人課税の負担水準が主要諸外国と比較してかけ離れたものとなることは適当でない。また，税負担の公平のほか，経済の活性化や税制の簡素化等の観点を重視すべきであり，課税ベースの思い切つた拡大を図りつつ，税率水準を引き下げる方向で検討を進めるべきである。

その場合，財政事情等を考慮しつつ，中期的にみて実効税率が5割を下回ることとなるようにすることが適当であり，一方，引当金，租税特別措置等について実情に即しつつ厳しい見直しを行う必要がある。

(6) 資産課税は，歳入面における役割と並んで富の再分配機能，所得課税の補完税としての機能といつた面で重要な意義を有している。

税制の全般的な見直しに際し，国民の健全な資産形成に十分配慮すべきとの意見も示されたが，一方，資産保有の有無による担税力の格差の調整の見地から資産課税を強化すべきであるとの議論や，大都市が抱える最も大きな課題の一つである土地問題に対処するため，土地課税の強化を考えるべきではないかといつた議論もみられたところである。こうした考え方を踏まえ，資産課税のあり方については，資産に係る各種の課税の性格や状況，今後における国民の財産蓄積の態様等を勘案しつつ，負担の見直し，評価の適正化等幅広い検討が要請される。

また，これに関連し，キャピタル・ゲイン課税や，土地取引に対する課税の適正化等を図るべきではないかとの考え方が示された。

なお，相続税については，昭和50年以降見直しが行われていないため，課税件数の急速な増加等がみられることから，特に中堅財産階層の負担が過度にならないよう見直しを行うことが適当であると考える。

(7) 間接税等については，昭和50年以降，負担水準の適正化と財源確保等の観点から，ほぼ毎年にわたり，負担の見直し，課税範囲の拡大等が行われてきたところであるが，それでもなお，税体系に占めるウエイトは連年低下し，昭和25年度の37.5％から昭和59年度には23.5％となつている。

これは，基本的には，現行間接税が特定の物品やサービスを掲名し，それに対して課税するという個別間接税制度を採つていることから，課税ベースが小さいことによるものと考えられる。また，国民経済計算ベースでみるとサービス支出は個人消費支出の半分を占めるに至つているが，こうしたサービスに対する課税割合が極めて少ないこと，さらには，従量課税による税収が約半分を占め，価格上昇に見合つた税収が確保できないこと等もこの理由に挙げられよう。

税制全体として負担の公平・適正化が達成されるためには，直接税と間接税の両者がバランスをとりつつ適切に組み合わされることが必要であり，今後，間接税が税体系においてより適切な地位を維持するよう検討を加えるべきであると考える。

現行間接税制は，酒，たばこ，自動車等限られた特定の物品に高い負担を求めている実情にある。このため，最近における国民の消費態様の均質化，多様化，サービス化等の変化に即応して課税対象を選択し，適切な税負担を求めることはもはや困難になつてきており，課税されるものと課税されないものとの間に負担の不均衡が生じ，税制の公平・中立という観点から大きな問題となつている。なお，経済の

国際化がますます進展する中で，国際的摩擦の一因として指摘されることがあることにも留意する必要がある。現行間接税制が抱えているこのような問題を解決するには，消費一般を原則的に課税対象とする方式へと転換を図り，幅広く薄く負担を求めることを基本方針とすべきであると考える。

なお，喫緊の課題である中堅給与所得者層を中心とする個人所得課税の負担軽減を図るための財源として，我が国においてなお十分な展開を示していない間接税に依存することは，バランスのとれた税体系を構築する見地からも適当であると考える。

4　納税環境の整備

(1)　申告納税制度は，その採用以来ほぼ40年を経過し，納税者各層の間に根を下ろしているところであるが，納税者自身による税額の確定とその自主的な納付を根幹とする本制度の定着を更に推進するためには，制度・執行両面において課税の公平確保に努め，適正な申告水準の維持，向上を図ることが肝要である。

申告納税制度においては，納税者の自覚と協力が不可欠であり，これを醸成するためには，次代を担う児童，生徒に対する租税教育をはじめ広報活動等を通ずる納税者の啓蒙によつて，国及び地方団体の財政を支える租税の重要性の認識を深め，納税意欲を高めることが必要である。また，この自覚と協力を前提に，納税者がその経済取引の内容を的確に把握し，これを適正な申告に結びつけることのできるよう制度上の配慮を行うとともに，適正な申告を怠つた者が相応の制裁を受けるような制度上の措置も重要である。同時に，税務行政面においても，納税者との相互信頼に基づく日常的な指導及び効果的な税務調査により，制度の適正な運用が担保されなければならない。

なお，このような努力は，課税の公平の一層の推進を図ることによつて税制全体に対する国民の信頼をより強固なものとするという見地から要請されるものである。

(2)　このような観点から，当調査会は，昭和57年6月に申告納税制度特別部会を設置し，納税環境の整備に関する制度・執行両面にわたる諸方策について掘り下げた検討を行い，昭和58年11月の「今後の税制のあり方についての答申」において具体的な提言を行つたところである。

その基本的な考え方は，昭和59年度税制改正において結実し，記録及び記帳に

基づく申告制度の確立及び資料収集制度の整備等を図る観点から，新たに，取引に関する帳簿書類の保存義務や記帳義務の導入，総収入金額報告書制度の創設，確定申告書への収支内訳書の添付義務の制度化，官公署等への協力要請規定の整備，過少申告加算税の加重等多岐にわたる施策が実現されるに至つている。

納税環境の整備については，今後とも，これらの新しく設けられた諸措置の定着を図り，その実効をあらしめるよう努力するとともに，その実施状況を踏まえつつ，更に改善する方途につき広範な角度から配意していくことが必要であると考える。

税務行政上も，納税者の増加等に即応した税務執行体制の充実を図りつつ，引き続き，技術革新や情報化にも即応した適切な情報管理を行うとともに，効果的，重点的な税務調査に努めることが適当である。また，悪質な脱税事案に対する厳正な対処についても，引き続き十分配慮することが望まれる。

さらに，納税者の便宜に資する見地からも，徴税事務の効率化を図るとともに，国と地方団体との間の徴税上の協力関係を一層推進することが重要と考える。

(3) なお，これらに関連し，納税者番号制度の導入についても検討を行つたが，この制度の導入にはいまだ国民的合意が得られる状況にないのではないかとの指摘や，そのような徹底した管理を行わなくとも，広く薄くの理念によりつつ適切に機能するような税制を構築することの方が望ましいのではないかとの意見があつた一方，納税者の所得等の正確な把握に資するため，この制度の導入に真剣に取り組むべきであるとする考え方が示された。

5 国・地方間の税源配分

国・地方間の税源配分のあり方は，地方交付税や国庫支出金，さらには，国と地方との行政事務配分のあり方等広範な問題と関連している。しかしながら，今回の税制の抜本的見直しの主眼が社会経済情勢の変化を踏まえ，税収中立を前提に国税・地方税を通じ，税制のゆがみ，ひずみを是正する点にあり，国・地方の行財政制度全体に係る問題は直接の審議対象を超える面があるところから，税源配分の問題については，抜本的見直しの枠組みの中で，税収の変動によつて国及び地方団体の財政運営に基本的に影響を与えることのないよう配慮しつつ処理することが適当であると考える。なお，税源配分問題については，行政事務配分のあり方等も含め十分検討すべきであるとの指摘も行われたところである。

第二　個別税目についての検討

一　個人所得課税

1　基本的考え方

(1)　我が国における個人所得課税の負担水準は，個人所得に対するマクロ的な負担割合等からみて，国際的にかなり低い状況にあると考えられる。それにもかかわらず，納税者の間には所得税及び個人住民税について負担感，重圧感が強い。個人所得課税は今後とも我が国の税体系において重要な地位を占めるものと考えられ，その適正かつ円滑な執行を期する上で国民の理解と信頼とが不可欠であることにかんがみれば，このような状況を放置することはできないと考える。

(2)　負担感，重圧感をもたらす要因には種々のものがあると考えられるが，納税者から寄せられる様々の声に顧みれば，個人所得課税に対する不平，不満の背景には，働き盛りのサラリーマン等いわゆる中堅所得者層を中心とした税負担の累増感の問題と，各種所得者間とりわけサラリーマンと他の所得者との間における税負担の不均衡感の問題があると考えられる。

(3)　今回の抜本的見直しに当たつては，こうした諸問題に対処するため，個人所得課税の負担を税体系全体の中で均衡のとれたものとするとともに，単に負担水準の見直しのみにとどまらず，我が国のこれまでの社会経済情勢の変化等を踏まえつつ，制度の枠組み自体についての見直しを行うこととし，これと並んで，現在課税の対象の外に置かれている資産性所得等について課税ベースの拡大を図ることとして，できるだけ公平で公正な負担を実現していくことが適当であると考える。

(4)　不均衡感の問題については，執行面においても納税者の増加等に即応した税務執行体制の充実を図りながら一層課税の公平確保に努め，納税者の自覚と協力を得つつ適正な申告水準の維持，向上を図ることが肝要である。

(5)　個人住民税については，地域社会の費用について住民がその能力に応じて広く負担を分任するという性格を有する税として，引き続き地方税体系の中で基幹的な地位を占めるべきものであり，この点にも配意して見直しを行うことが適当であると考える。

2 税 率 構 造

(1) 現行制度の概要

① 現行の所得税の税率構造の基本的な姿は，昭和43年の「長期税制のあり方についての答申」に基づいて定められたものであり，その際には，「税率構造のあり方としては，最低税率適用階級から最高税率適用階級まで限界負担能力の上昇に応じてなめらかに負担が累増していく形が望ましい」とされた結果，10％の最低税率から始まり75％の最高税率に至るまでの間を5％ずつ刻んでいたそれまでの所得税の税率構造についてその刻み方を改め，課税所得の低い階層では2％ずつ，高額階層にいくにつれて逐次3％，4％，5％ずつ適用限界税率が引き上げられる姿とされたものである。その後の若干の手直しを経て，現行の所得税においては，最低税率を10.5％，最高税率を70％とする税率構造となつている。国際的にみても，最低税率は低く，最高税率は高い水準にある。また，最低税率から最高税率に至る税率の適用所得区分の刻みの数は15段階に上り，全体として，かなり小刻みな税率構造が形成されている。

このような税率構造と高水準の課税最低限とがあいまつて，我が国の現行の累進構造は，全体として強い累進度を持つている。

② 現行の住民税所得割の税率については，最低税率は市町村民税2.5％，道府県民税2％，最高税率は市町村民税14％，道府県民税4％となつている。また，全体としての税率構造については，市町村民税にあつては税率の刻みが1％ごと（最低税率と次の税率との間は0.5％）で税率の適用所得区分は13段階となつているのに対し，道府県民税にあつては2％及び4％の2段階で比例税率に近いものになつている。このような住民税所得割の税率については，昭和37年度以来基本的な見直しは行われていないところである。

(2) 累進構造のあり方

① 個人所得課税の納税者の大半を占めるサラリーマン層の生涯の各段階における稼得，支出のパターンをみると，その年収は，就職時の低い水準に始まり，働き盛りのいわゆる中堅の時期を迎えて相応の水準に上昇していくが，その間，結婚，育児，教育，住宅取得等により家計上の諸支出も増加するパターンが認められる。このような中で，所得の上昇の結果累進課税により税負担が増大するため，収入の上昇が，ゆとりのある生活に必ずしも結びつかず，家計上の逼迫感が

醸し出され，負担累増感をもたらす結果となつている。

このような点に着目すれば，中堅所得者層に対する税率の累進を緩和することとし，税率の適用所得幅を広くとり，所得の上昇に伴う税率の上昇頻度を減少させれば，負担累増感の緩和が図られるものと考えられる。

② ひるがえつて，我が国の所得水準及び所得分布の状況をみると，所得水準の大幅な上昇がみられる中で，所得分布が平準化し，大半の納税者がある範囲の所得階層に集中するに至つており，また，この間に社会保障制度も広範に充実されてきている。

このような状況を勘案すれば，所得課税に求められる所得再分配の要請にも十分配慮するとしても，大多数の納税者の集中する所得階層に対しては，思い切つて累進構造を緩和してよいと考える。

(3) 所　得　税

① 基本税率及び軽減税率(最低税率)

以上のような見地から，サラリーマンが就職してからある程度の地位に達するまでの各段階を通じて適用される税率がなるべく変わらないようにするため，大半のサラリーマンが包摂される収入階層（例えば夫婦子2人の給与所得者の年収800万円ないし900万円程度までの収入階層）に対して，基本となる一本の税率(基本税率)を設けることが適当である。

また，中小所得者の負担を軽減する観点から，基本税率の下に軽減税率を設けることが適当である。

この場合，軽減税率の水準については，我が国の所得税の課税最低限がかなり高い水準にあることから現行の最低税率(10.5％)を若干引き上げてもよいとする意見があり，他方，課税最低限の周辺にある低所得者の負担に配慮して低位に設定すべきではないかとする意見があつた。

② 累　進　税　率

基本税率の適用所得区分を超える所得階層については，適正かつ公平な所得税負担を求めるという見地から負担能力の上昇に相応して負担の増加を求めることが適当である。

しかしながら，この場合においても，限界税率の累進が強すぎたり，その水準が高すぎたりする場合には，㈠勤労意欲や事業意欲等を阻害する，㈡所得分割等

による租税回避の誘因となり結果的に課税の公平を損なう，㈡経済活動の海外移転や人材の海外流出を招くことになりかねない，といつた弊害を生ずることが指摘されているところであり，また，高所得者といえども限界税率の水準にはおのずから限度があると考えられる。

このような見地から，最高税率を所得税と個人住民税を合わせて60％台に引き下げることとし，所得税については50％とするとともに，基本税率の上に原則として10％刻みの累進税率を設けることが適当である。この結果，税率の刻みの数が現行の15段階から6段階に減少することになる。

このような税率構造は，全体として極めて簡明なものであり，納税者には自らに適用される限界税率が分かりやすく，合理的な経済行動をとる上での助けとなる面からも評価できると考える。

この点に関し，最高税率の水準を引き下げる必要はなく，その適用所得区分を引き上げれば足りるとする考え方があり，他方，最高税率を50％より低い水準としてもよいのではないかとする考え方があつた。

(4) 個人住民税

① 個人住民税については，市町村民税及び道府県民税を合わせると最低税率4.5％から最高税率18％と，所得税と比較して全体として極めて緩やかな累進構造となつてはいるが，税率の刻みの数が14段階と多く，各税率の適用所得幅が狭いことにより，中堅所得者層に負担累増感を抱かせている面があると考えられるので，税率適用所得幅の拡大，刻みの数の大幅な削減により相当程度累進度を緩和することが適当であると考える。

なお，この場合，所得税との比較において，個人住民税は，地域社会の費用について住民がその能力に応じて広く負担を分任するという独自の性格を有すること，個人所得課税に求められる所得再分配の役割が相対的に小さいこと等その性格を異にするので，税率構造の決定に当たつては，両税を通ずる負担に留意しつつ，個人住民税の性格に即した税率構造とすることが適当である。

② このような観点から，市町村民税及び道府県民税を通ずる税率構造について，最低税率を5％又は4％とするとともに，最高税率を15％とし，税率の刻みの数を大幅に減らし4段階とすることが適当である。なお，市町村民税及び道府県

民税それぞれの税率構造については，税制全体の姿との関連において引き続き検討する必要がある。

③ 現在，高額所得者について所得税と個人住民税を通ずる税負担を一定以下にとどめる趣旨から，所得税と個人住民税を合わせた税額が個人住民税について計算された課税総所得金額等の78％（課税短期譲渡所得金額等については85.8％）を超える場合には，当該超える額を個人住民税の額から控除する賦課制限の制度が設けられているが，所得税，個人住民税の最高税率をそれぞれ50％，15％に引き下げ，両税を合わせた最高税率を65％とすることにかんがみ，この制度は廃止することが適当である。

3 課税最低限

(1) 所得税

我が国の所得税の課税最低限は，累次の引上げにより主要諸外国に比較して既に高い水準に達している。このような状況に対し，できるだけ多くの国民が所得税の納税を通じて財政に関心を抱くことが望ましいという見地や，我が国の所得分布は相当に平準化しており，広く薄く負担を求めることが適当であるという見地から，課税最低限を引き下げるべきではないかという意見がある。しかしながら，課税最低限については，これまでその時々の社会経済情勢に応じて適切な水準に設定されてきていること，有業人口に占める所得税納税者の割合は既に相当の水準に達し，主要諸外国と比較しても低いとはいえないこと，所得水準そのものも主要諸外国と比較してかなりのものとなつていること，あるいは全体としての所得税の軽減，合理化の中で，今まで納税義務のなかつた低所得者層に新たに所得税負担を求めることには問題があること等から，課税最低限を引き下げることは適当でないとする意見が大勢を占めた。

以上の議論に対して，中小所得者の負担を軽減する観点から，課税最低限を構成する基礎的な人的控除を引き上げるべきではないかとの意見もあつたが，現行の水準は現時点において相応の水準にあると考えられること等から基礎的な人的控除は据え置くことが適当である。なお，この点に関し，今回配偶者特別控除が設けられることにも留意する必要がある。

(2) 個人住民税

個人住民税の課税最低限については，地域社会の費用を住民が広く能力に応じて

負担するという住民税の性格からして，所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるので，所得税の課税最低限と一致させる必要はないと考えられる。

課税最低限の水準については，所得税の課税最低限，国民生活水準，納税義務者の割合等を考慮して引き上げるべきであるとする意見，また，個人所得課税における課税最低限の国際比較，物価の動向等からこれを据え置くべきであるとする意見があるが，いずれにしても，住民税の負担分任の性格を踏まえつつ，国民生活水準の推移，税率構造等の改正による税負担水準の変化等に配慮して，具体的に検討し決定することが適当であると考える。

また，国民生活水準等との関連で，特に，低所得者層の税負担に配慮を加える必要があるという趣旨に基づき設けられている住民税所得割の非課税限度額の制度については，臨時的措置として採られたものであり，課税最低限を引き上げることにより廃止すべきであるとする意見もあるが，課税最低限の水準，地方財政の状況等に配意しながら低所得者層の税負担に配慮を加える措置としての必要性にかんがみ，当分の間，この制度を存続することが適当である。なお，その具体的な水準については，課税最低限の水準等との関連において検討し決定すべきである。

4 給与所得控除

(1) 現行制度の概要

給与所得の金額は，事業所得等の場合と異なり，収入金額から法定の給与所得控除額を控除した後の金額とされており，こうした仕組みは諸外国にほとんど例をみない我が国に独特のものである。

給与所得控除額は，給与の収入金額165万円までの部分につきその40％(最低控除額57万円)，330万円までの部分につき30％，600万円までの部分につき20％，1,000万円までの部分につき10％，1,000万円を超える部分につき5％相当額となつている。

給与所得控除は，通常のサラリーマンの給与所得のほか，青色事業専従者給与，みなし法人課税を選択した場合の事業主報酬及び公的年金等についても，これらを給与所得として適用されている。

(注) 給与所得控除の沿革は，次のとおりである。

① 我が国に所得税が導入されたのは明治20年であるが，大正2年に至り，主として担税力をしん酌するものとして，勤労所得（俸給，給料，手当，歳費）についてその10％を控除する勤労控除制度が創設された。その後，昭和15年に分類所得税と総合所得税の二本立ての所得税制に改められた際，勤労所得については，総合所得税にあつては10％の勤労控除が存置される一方，分類所得税にあつては他の種類の所得との負担の調整を図る趣旨で基礎控除及び税率に差を設けることとされた。

② 昭和22年に所得税が総合所得税に一本化されるに伴い，勤労控除の控除率が引き上げられるとともに，控除額には一定額の頭打ちが設けられることとなつた。

シャウプ勧告では，当時25％の水準にあつたこの勤労控除の根拠として，㈠個人の稼働力の消耗に対する一種の減価償却，㈡余暇の犠牲，㈢勤務に伴う経費の概算的控除，㈣把握差の控除を挙げて検討を行つている。同勧告では，事業所得等に対する課税のバランスからこれを10％にまで引き下げることが提言され，昭和25年度の改正において15％に引き下げられた。

その後，昭和28年度の改正により，勤労控除は，給与所得控除と改称された。

③ 昭和36年度の改正では，給与所得者の経費のうちの固定費的な部分を概算控除するという考え方から，給与収入の多寡にかかわらず一定額を控除する定額控除が導入され，定額控除と定率控除の組合せによる給与所得控除となつた。

④ 昭和49年度の改正において給与所得控除の大幅な拡充が行われ現行制度の枠組みが作られた際には，定額控除を廃止し定率控除に一本化して制度の簡明化を図るとともに，低所得者層への配慮から給与の収入金額が少額であつても一定額の控除を保証する新しい定額控除が設けられ，控除の頭打ちが廃止された。

(2) 給与所得控除のあり方

現行の給与所得控除の水準は，マクロ的にみると給与の収入金額に対する給与所得控除額の割合が約30％に達し，サラリーマンの勤務等に伴う費用の観点からみても十分高いと認められる。それにもかかわらず，納税者の大多数を占めるサラリーマンの間に種々の不満感，不公平感が強いのは，給与所得控除の性格が必ずしも明らかでないこと，経費について実額控除が行い得ないこと，また，その結果，給与所得者には，通常，自ら所得税の課税標準と税額を計算して申告納税に参画する機会がないこと等にあるのではないかと考える。

これまでの当調査会における論議等に照らしてみれば，現行の給与所得控除は，勤務に伴う費用を概算的に控除することのほか，給与所得の特異性に基づいた他の所得との負担の調整を図ることを主眼として設けられているものと理解される。

以上の諸点を踏まえ，この際，給与所得控除の性格を明らかにする趣旨から，現行の給与所得控除を，以下に述べるように「勤務費用の概算控除」と「他の所得との

負担調整のための特別控除」に分け，その適用関係の整理を行うとともに，その上で，「勤務費用の概算控除」について，選択により現実に勤務に要した費用の控除ができるようにし，給与所得者にも申告納税の途を拓くこととしてはどうかと考える。

① 給与所得控除の性格の明確化

「勤務費用の概算控除」は，給与所得者が，勤務ないしは職務の遂行のために支出する費用を概算的に控除するものである。その場合，勤務費用とは，給与所得者が，一般に使用者の指揮命令に服して役務提供を行う対価として給与収入を得ているのであるから，例えば，「その勤務又は職務の遂行のために支出した費用のうち，その者の職務に照らして通常必要であると認められるもので，その勤務又は職務の遂行以外のためには支出することがないと認められるもの」ということができよう。

他方，「他の所得との負担調整のための特別控除」は，端的には給与所得の担税力が弱いことに対する配慮である。いわゆるサラリーマンは，専ら身一つで，使用者の指揮命令に服して役務提供を行うことから，失業等の不安定性のほか，空間的・時間的な拘束や居住地選択の制限等他の所得にはみられない有形，無形の負担を余儀なくされていることは否定できず，しかも，その対価としてその役務の提供による成果のいかんにかかわりなくあらかじめ定められた定額の給与の支給を受けるにとどまるといつた事情に対してしん酌を加えるものである。

給与所得控除を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」に分ける場合，具体的にどのように分けるかについては，必ずしも客観的な基準があるわけではなく，給与所得控除額の各々二分の一相当額部分をもつて概算控除部分と特別控除部分とすることが適当であろう。

② 実額控除制度の導入

我が国においては，給与所得者の職務上必要な備品等に係る経費や職務に関し必要な旅費等は使用者が負担するのが通例であり，ほとんどの給与所得者にとつては自ら負担する必要経費の額が現行の給与所得控除の額あるいは概算控除の額を上回ることはほとんどないと考えられること，また，税制の簡素化を図る必要があること等の見地から，実額控除との選択制を導入するのは適当ではないのではないかとする指摘がある。

しかしながら，給与所得者の不満の一因が，勤務に伴う費用の実額控除が認められず，源泉徴収によつて課税関係が終了し，納税義務の確定手続に参画する途がないことにあるとすれば，たとえ実額控除を選択する事例が少ないこととなつても，サラリーマンが確定申告を通じて自らの所得税の課税標準及び税額を確定させることができる途を拓くことは，公平感の維持，納税意識の形成の上でも重要なことと考える。このような見地から，勤務に伴う費用の実額控除と概算控除との選択制を導入することが適当である。

なお，勤務費用の実額控除の選択制を導入する場合には，公平を確保し，適正な執行を図る見地から諸外国の例も参考にしつつ，分かりやすさ，執行の容易さ等をも考慮し，実額控除しうる勤務費用の範囲について，できるだけ具体的かつ明確な基準を設定する必要がある。加えて，実額控除の対象となる支出について，記帳，領収書，事業主の証明等によりその支出の事実が明らかなものとするなど，適正な申告と納税が行われるようにするために制度上配意することが必要である。また，こうした制度が無理なく定着していくためには，納税者と執行当局の双方が長い年月をかけて地道な努力を積み重ねていくことが肝要であろう。

③　給与所得控除の適用関係の整理

みなし法人課税を選択した場合の事業主報酬，青色事業専従者給与，同族会社経営者等の給与にも給与所得控除が適用されており，このことがサラリーマンの負担の不均衡感の一因となつているとの指摘がある。

この点に関し，みなし法人課税を選択した事業主等については，他人に雇用されることによる拘束等の問題がないこと等から，「他の所得との負担調整のための特別控除」を適用するのは適当でないとの考え方がある。また，別の観点からみれば，みなし法人の事業主が自ら事業を遂行するために支出する費用は既に事業所得の金額の計算上必要経費に算入されているので「勤務費用の概算控除」を適用することは明らかに二重控除になるという考え方がある。青色事業専従者給与及び個人事業主と同様の立場にあると認められる同族会社経営者等の給与についても，二重控除とはいえないまでも，そのおそれなしとしないことから，「勤務費用の概算控除」を適用する理由に欠けるのではないかとする考え方がある。

いずれにせよ，給与所得控除を二分してその性格の明確化を図る機会に，一般の給与所得とみなし法人課税を選択した場合の事業主報酬等との間で，これら両

者の性格等に応じて給与所得控除の適用に差を設けることが適当であると考える。

これに関連し，個人事業主と同族会社経営者とは実質的に同じであるから課税上の取扱いも同じにすべきであるとする意見，同族会社といえども法人として法的に独立して存在し，法人であるが故の負担をしているのであるから，個人事業主と同族会社経営者との間で課税上の取扱いに差があつてよいとする意見があつた。さらに，また，個人企業と中小同族会社を通ずる小規模企業税制について長期的に検討すべきであるとする意見があつた。

(3) 給与所得控除の水準

給与所得控除については，既に相当の水準となつており，基本的には，これを更に引き上げる必要性は乏しいとする意見があり，他方，軽減税率(最低税率)の水準等との関連においてサラリーマンの個人所得課税の負担を調整する観点からある程度の拡充を図ることも考えられるとする意見がある。

5 具体的な税率構造と給与所得控除の検討

(1) 所　得　税

税率構造及び給与所得控除の水準に関する以上のような検討に沿つて，ほぼ同程度の減税規模が得られるような次の4タイプの組合せを設定し，配偶者特別控除をも加味した上で，これらについて具体的な検討を行つた。

区　分	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ
1 考え方	軽減税率（最低税率）を相応の水準に定めることとし，給与所得控除を中堅以下のサラリーマンを中心に相当程度拡充する。	軽減税率（最低税率)を引き下げ，サラリーマンの負担に配慮して給与所得控除をある程度拡充する。	軽減税率（最低税率)を引き下げ，給与所得控除を据え置く。	給与所得控除を現行の半分程度とする一方，税率を大幅に引き下げる。
2 税率構造				
(1) 軽減税率	基本税率の収入階層の半分程度まで適用する。 課税所得 120万円まで 12%	同　左 課税所得 100万円まで 10%	同　左 (タイプⅡに比して適用幅を若干拡大する。) 課税所得 120万円まで 10%	同　左 課税所得 100万円まで 5%
(2) 基本税率	給与収入800万円～900万円（夫婦子2人の給与所得者）程度まで適用する。 課税所得 500万円まで 15%	同　左	同　左	同　左 課税所得 600万円まで 10%

区　　分	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ
(3) 累進税率	基本税率の収入階層を超える部分について適用する。 課税所得 700万円まで　20% 1,000　30 1,500　40 1,500万円超　50	同　左	同　左	同　左 課税所得 800万円まで　20% 1,100　30 1,500　40 1,500万円超　50
3 給与所得控除	給与収入 200万円まで　30%＋40万円 600　20% 1,000　10 1,000万円超　5	給与収入 110万円まで　57万円 300　30% 600　20 1,000　10 1,000万円超　5	現行どおり。	給与収入 670万円まで　67万円 1,000　10% 1,000万円超　5

① タイプⅠについては，給与所得控除を相当程度拡充し，一律40万円の定額控除を設けるので，年収200万円程度以下の独身の給与所得者など低収入階層の給与所得者の軽減割合が大きい。他方，軽減税率を現行の最低税率を上回る水準に設定するので，中小事業所得者に税負担の増加が生ずる。

② タイプⅡについては，給与所得控除をある程度拡充し，軽減税率を現行の最低税率より低い水準に設定するので，年収400万円～1,000万円程度の給与所得者についてタイプⅠより軽減割合が大きい。他方，軽減税率の適用所得幅がさほど広くないので，一部の中小事業所得者の負担が余り軽減されない。

③ タイプⅢについては，給与所得控除を現行どおりに据え置く一方，軽減税率を現行の最低税率より低い水準に設定し，タイプⅡより広い適用所得幅としているので，事業所得者の軽減割合がタイプⅡより大きなものとなる。また，年収500万円～1,000万円程度の給与所得者については，タイプⅡより更に軽減割合が大きい。

④ タイプⅣについては，給与所得控除を現行の半分程度とし，幅広く定額控除を適用することとしているので，4人以上の世帯の給与所得者の課税最低限が下がるほか，給与所得者に比して事業所得者の軽減割合が相対的に大きなものとなる。

(2) 個人住民税

個人住民税においても，税率構造及び給与所得控除の水準等に関する検討に沿つて，ほぼ同程度の減税規模が得られるような次の4タイプの組合せを設定し，配偶

者特別控除をも加味した上で，これらについて具体的な検討を行つた。なお，これらのタイプについては，所得税の各タイプにおける給与所得控除を所得税と同一の番号のタイプにおいてそれぞれ用いているので，所得税及び個人住民税の同一の番号のタイプが組合せになるものである。

区　　分	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ
1 考え方	最低税率を5％とし，給与所得控除は中堅以下のサラリーマンを中心に相当程度拡充されることを前提とする。基礎的な人的控除(基礎控除，配偶者控除及び扶養控除)は据え置く。	最低税率を5％とし，サラリーマンの負担に配慮して給与所得控除はある程度拡充されることを前提とする。基礎的な人的控除は引き上げる。	最低税率を5％とし，給与所得控除は据え置かれることを前提とする。基礎的な人的控除は引き上げる。	給与所得控除が現行の半分程度とされることを前提とする一方，税率を引き下げ，最低税率を4％とする。基礎的な人的控除は大幅に引き上げる。
2 税率構造	(最低税率) 課税所得 50万円まで 5％ 課税所得 110万円まで 7％ 500　10 (最高税率) 給与収入800万円～900万円(夫婦子2人の給与所得者)程度を超える部分について適用する。 課税所得 500万円超 15％	(最低税率) 課税所得 60万円まで 5％ 課税所得 120万円まで 7％ 450　10 (最高税率) 同　左 課税所得 450万円超 15％	(最低税率) 課税所得 60万円まで 5％ 課税所得 130万円まで 7％ 500　10 (最高税率) 同　左 課税所得 500万円超 15％	(最低税率) 課税所得 120万円まで 4％ 課税所得 300万円まで 7％ 700　10 (最高税率) 給与収入900万円～1,000万円(夫婦子2人の給与所得者)程度を超える部分について適用する。 課税所得 700万円超 15％
3 給与所得控除	所得税タイプⅠと同じ。	所得税タイプⅡと同じ。	所得税タイプⅢと同じ。	所得税タイプⅣと同じ。
4 基礎的な人的控除（基礎控除，配偶者控除，扶養控除）	据え置き。	各2万円引き上げる。	同　左	各4万円引き上げる。

① タイプⅠについては，給与所得控除が相当程度拡充されることを前提とし，基礎的な人的控除を据え置くので，給与所得者，特に独身の給与所得者の負担軽減割合が大きい。他方，中小事業所得者に税負担の増加が生ずる。

② タイプⅡについては，給与所得控除がある程度拡充されることを前提とし，基礎的な人的控除も引き上げるので，家族を有する給与所得者，特にその中堅所得者層についてタイプⅠより軽減割合が大きい。なお，事業所得者についても税負担の増加は生じない。

③ タイプⅢについては，給与所得控除が据え置かれることを前提とし，基礎的な人的控除を引き上げるので，家族を有する給与所得者の中堅所得者層の軽減割合

は，タイプⅠより大きく，タイプⅡより小さい。なお，事業所得者については，タイプⅠ，タイプⅡに比して軽減割合が大きい。

④ タイプⅣについては，給与所得控除が現行の半分程度とされることを前提とするので，給与所得者に比して事業所得者の軽減割合が相対的に大きなものとなる。

(3) 具体案の検討

上記の検討を通じ，タイプⅠ，タイプⅣを支持する意見は少なく，タイプⅡ，タイプⅢのような方向が妥当ではないかとする意見が多かつた。

今後における所得税及び個人住民税の税率構造，給与所得控除等として望ましいと考えられる具体的な姿については，これまでの検討を踏まえつつ，給与所得者と事業所得者との間及び独身者と家族世帯との間の負担バランス等に配意し，税制全体の姿との関連において更に検討を加える必要がある。

6 課税単位及び配偶者特別控除等

(1) 課税単位の意義

所得税及び個人住民税の課税に当たりどのような単位で担税力を測定するかという課税単位の問題は，個人所得課税の基本的な問題の一つである。

個人所得課税の課税単位は，大別して，所得を稼得する個人ごとにその稼得する所得に対して課税する方式(個人単位課税)と，消費生活を同じくする世帯ごとに夫婦又は世帯の構成員の稼得する所得を合算して課税する方式（夫婦又は世帯単位の合算課税）とがあり，さらに，合算制の場合にも税額計算上分割をするか非分割とするかといつた様々な類型がある。

現行所得税法及び地方税法では，給与所得，雑所得，一時所得等については完全な個人単位課税を採つているが，事業所得，不動産所得及び山林所得については，一の事業において生ずる所得のすべてを事業主宰者に帰属させて合算課税する方式を原則としている。ただし，これら事業所得等については，青色申告者に限り，納税者から事業に従事する世帯員に対して給与の支払が行われる場合には，その所得を各事業従事者に個別に帰属させ，各々納税することを認めている。なお，白色申告者については，事業従事者に対し配偶者控除，扶養控除に代えて事業専従者控除の適用が認められている。

また，資産性所得については，一定額以上の所得を有する者に対して世帯合算制が採用されている。

(注) 我が国においては，明治20年に所得税が創設されて以来，世帯合算非分割課税制が採られてきたが，昭和25年度のシャウプ勧告に基づく税制改正で個人単位課税を原則とする制度に改められた。その際，納税者の恣意による所得の分割を防ぐ等の趣旨から，㈠資産所得の合算課税，㈡家族専従者の労働報酬の事業主の所得への合算課税，及び㈢扶養親族の所得の合算課税の諸措置が例外として講じられたが，昭和26年度の改正では，㈠及び㈢が主として税制の簡素化の観点から廃止され，また，昭和27年度の改正では，㈡の例外措置として青色事業専従者控除制度が設けられた。その後，昭和32年度の改正では，多額の所得を得ている世帯について資産所得の合算課税が復活され，また，昭和42年度の改正で青色事業専従者控除について，いわゆる完全給与制が導入され，現在に至つている。

(2) 二分二乗課税

課税単位の問題について，事業所得者においては青色事業専従者給与の支払を通じて実際上所得分割が行われていることとの均衡を図るため，二分二乗制を採用し，そのような途のないサラリーマンについても実質的な所得分割を行いうる仕組みを採ることにより負担ないしはその累進度を緩和してはどうかとする考え方がある。さらに，所得を稼得する者に対する配偶者の貢献の評価，あるいはいわゆる「パート問題」(パートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に，かえつて世帯全体の税引後手取所得が減少してしまうという逆転現象）への対応といつた見地からも課税単位を見直し，二分二乗制を採用してはどうかとする意見がみられる。

しかしながら，個人所得課税の課税単位に基本的な変更を加える二分二乗制のような端的な合算分割制の採用については，配偶者の有無による税負担の変動が大きくなりすぎること，あるいは共稼ぎが相対的に不利になつて，女性の社会進出を抑制するおそれもあること等の様々な問題があるので，慎重に対応すべきであると考える。

また，負担の累進度の緩和の問題については，本来，税率構造自体の見直しにより対処すべき問題であると考える。

なお，青色の事業所得者において事業専従者に対し所得を分与することについては，就労の実態がある限りにおいて税制としてそれを否定することには無理があり，過大な給与の支払等がある場合には制度の厳正な運用により対処していくのが適当であると考える。

(3) 配偶者特別控除の創設

以上のように，二分二乗制の導入については，問題が多く慎重に対応すべきであるとしても，事業所得者においては青色事業専従者給与の支払による配偶者への所得の分与を通じて負担緩和を図りうること等を考えると，主として給与所得者世帯について配偶者の有無や所得の稼得形態の差異に着目して何らかの税負担の調整を図ることは，十分考慮に値する問題である。

片稼ぎの給与所得者世帯にあつては，所得を稼得する仕事に直接従事しているのはたとえその一方であるにせよ，他方の配偶者もその稼得を支えていると考えるのがおそらくは自然であり，その意味では所得税及び個人住民税の課税に当たつて，何らかのしん酌を加えることが妥当ではないかと思われる。

その場合，配偶者が所得を稼得する仕事に直接従事しているわけではないことから，所得を分与する形でしん酌するには無理があると考えられる。そこで，所得の稼得に対する配偶者の貢献といつた事情をも念頭に置きつつ，世帯としての税負担の軽減を図る趣旨で，現行の配偶者控除に加え，おおむねその半分程度を目途として所得税においては15万円，個人住民税においては12万円の配偶者特別控除を設けることが適当である。

また，この配偶者特別控除は所得の稼得に対する配偶者の貢献への配慮に加えて，税負担の調整を図る趣旨から設けるものであること，あるいは今回税率の累進構造が大幅に緩和されることを考慮すれば，一定額以上の多額の収入を得ている者についてまで適用することには問題なしとしないので，この点について，所得税及び個人住民税負担全体のバランスを踏まえつつ，今後更に検討する必要があろう。

なお，所得の稼得に対する配偶者の貢献という点については，共稼ぎ世帯や事業所得者の世帯においても同様の状況にあるのではないかとする指摘や配偶者特別控除についても二分二乗制の場合と同様に女性の社会進出を抑制するおそれがあるという意見があつた。

(4) 白色事業専従者控除額の調整

白色申告者については，生計を一にする配偶者その他の親族が事業専従者であるときは配偶者控除又は扶養控除に代えて45万円の事業専従者控除がいわば割増控除的に控除されている。このため，所得税15万円，個人住民税12万円の配偶者特別控除が創設される場合には，通常これとともに配偶者控除が控除されることにな

ることとの関連で，配偶者が事業専従者である場合の事業専従者控除額について所要の調整を加えることが適当であろう。

(5) 資産合算課税

資産所得の合算課税制度は，生計を一にする特定の親族が有する資産所得（利子所得，配当所得及び不動産所得）を主たる所得者の所得に合算して上積税率によつて課税するもので，これにより生活の実態に即した課税を行うとともに，資産所得の名義分割による累進課税回避を防止する趣旨から設けられているものである。

この制度をめぐつては，資産所得の恣意的な名義分割が行われる場合についてのみ適用すれば足りるのであつて，婚姻前から所有している財産あるいは婚姻後に稼得した所得によつて取得した財産から生ずる資産所得については，累進課税回避の意図が認められないことからこの制度の適用除外とすべきであるとする意見がある。これに対し，恣意的な名義分割の場合にのみこの制度を適用するとしても，その資産所得の基因となつた財産が婚姻後に自ら稼得した所得によつて取得した財産であるかどうかを明らかにすることは，納税者にとつても税務当局にとつても極めて困難であるとする等の意見がある。

生計を一にする親族が営む事業については，既に，専従者給与の支給によつて所得の分割が行われ，それを踏まえた課税が行われていること，恣意的な名義分割の場合についてのみ合算して課税するとしてもその判定が納税者にとつても税務当局にとつても極めて難しいこと，所得分布の平準化が進んでいること等を考慮すれば，この際，税制の簡素化の見地から資産所得の合算課税制度を廃止する方向で検討するのが適当であろう。

(6) 配偶者等に所得がある場合の配偶者控除額等の調整

現行の仕組みの下では，納税者の配偶者及び扶養親族に一定額以下の所得があつても，少額不追求の観点から，所得のない者と同様に取り扱うこととして配偶者控除又は扶養控除を適用することとしている。これにより，そうした一定額以下の所得を有する配偶者や扶養親族は，自らは基礎控除の適用を受けて課税関係を生じない一方，納税者の所得税額の計算上，更に配偶者控除又は扶養控除の適用が受けられることになり，いわば二つの基礎的な人的控除を享受していることになる。このような状況の下で，この少額不追求限度額が漸次引き上げられて基礎控除額と同額にまで達するとともに，低所得者に対する給与所得控除が拡充されてきたことによ

り，パート問題にみられるように，控除対象配偶者の所得が少額不追求限度額を超えた場合に世帯全体の税引後の手取所得が少なくなるという逆転現象の拡大をもたらしている。

そこで，配偶者等に所得がある場合とない場合との間の所得税及び個人住民税負担のバランスを回復するとともに，配偶者等の収入状況に応じて世帯としての税負担が滑らかに変化するよう，配偶者等に所得がある場合には，その所得に応じて配偶者控除，配偶者特別控除又は扶養控除の額を調整する仕組みを導入し，もつてパート問題の解決にも資することが考えられる。

ただ，このような配偶者控除額等の調整措置は，その仕組みが複雑になる等の問題があるので，効率的な執行が可能となるような措置，例えば少額な所得は原則としてないものとして取り扱う，あるいは確定申告がなされた配偶者等の所得について配偶者控除額等を調整することとする等について，今後更に検討する必要がある。

7　特別な人的控除

(1)　基礎的な人的控除に加えて，特別な事情に基づく追加的費用のしん酌を通じて担税力に応じた負担を求めるため，障害者控除，老年者控除，寡婦(寡夫)控除及び勤労学生控除を設け，所得税においては25万円(特別障害者については33万円)，個人住民税においては24万円(特別障害者については26万円)を所得控除することとしている。また，控除対象配偶者や扶養親族が高齢者等である場合については，配偶者控除や扶養控除の割増控除が認められている。

(2)　これらの特別な人的控除については，特別な事情に基づく追加的費用のしん酌という見地から設けられているものであるから基本的には維持してよいと考えるが，制度創設時に比べて状況が変化してきているものや歳出面における措置の充実との関連を考慮すべきものもみられること等に加え，各種の控除が複雑なものとなつている面もあるので，こうした観点から，極力その整理合理化を進める方向で検討を重ねていく必要があると考える。

なお，老年者控除については，他の特別な人的控除とは切り離して，公的年金に対する課税の仕組みの見直しとの関連において，そのあり方について検討する必要があると考える。

(3)　個人住民税における特別な人的控除等の各種所得控除については，住民税の負担

分任の性格等から基礎的な人的控除と同様，所得税と一致させる必要はないと考える。

8 特殊な所得控除

(1) 雑損控除は，災害や盗難等による損失に伴う担税力の減殺をしん酌する制度として，医療費控除は，一般的な家計負担の水準を上回つて偶発的に支出を余儀なくされる医療費の負担による担税力の減殺をしん酌する制度として，それぞれ設けられているものである。

これらの制度においては，いわゆる足切限度額が設けられており，雑損控除にあつては年所得の10％相当額（災害関連支出は年所得の10％相当額と5万円とのいずれか少ない金額），医療費控除にあつては年所得の5％相当額と5万円とのいずれか少ない金額とされている。

このような制度の趣旨に照らせば，足切限度額は定額ではなく年間所得金額の一定割合相当額をもつて定められるべきものであるとする指摘もあり，また，医療費控除の足切限度額の水準は最近における家計の平均的な医療費負担の水準との関連において低きにすぎると考えられ，現実の執行面からみてもこれらの控除の適用を受けるための還付申告が増大してきている状況にあることから，現行の足切限度額を引き上げる方向で見直しを行うことが適当であると考える。

また，寄付金控除は，教育又は科学の振興，社会福祉への貢献等に資するための誘因的な措置として，支出した特定寄付金のうち一定の足切限度額（1万円）を超える部分を所得控除することとされているが，この足切限度額についても，同様の方向で見直しを行うのが適当であると考える。

(2) 生命保険料控除は，長期貯蓄を奨励するための誘因的な措置として昭和26年に設けられたものであり，また，損害保険料控除は，住宅，家財等についての不慮の事故による損失に共同で備え，国民生活の安定に資する等の政策的要請に応えて昭和39年に設けられたものである。

これらの控除については存続すべきであるとする意見もあつたが，租税特別措置として制度創設後長期間を経過し，その加入率も相当の水準に達して変化もみられないこと，控除による減収規模も相当の額に達していること，利子・配当課税の見直しが進められていること等を考慮すれば，そのあり方について見直しを行うのが適当であると考える。

(3) 特別な支出の態様に応じて個別に所得控除する現行の仕組みについては，個々の支出の事実について立証を要するという煩わしさがあるほか，特に誘因的な控除については控除額を定める客観的な基準が明確でないという難点があり，また，税制の中立性を確保する等の観点から，一定限度額の中で控除すべき支出を納税者の選択にゆだねる特別支出控除とか，一定額までの特別の支出については立証を要しないで控除を認める概算的控除を併用する方式に移行するのが適当であるとする意見がある。このような特別支出控除ないし概算的控除方式には，これらの制度の対象に担税力の減殺要因をしん酌する控除まで含めるかという問題や控除の水準をどう考えるかという問題等もあるので，その導入についてはなお引き続き検討していくのが適当であると考える。

9 新規控除

新規の特別控除として，寒冷地控除，教育費控除，家計の借入金利子控除などを創設すべきであるとする意見がある。しかしながら，地理的条件や社会的条件の差異等に着目して新規控除を次々に創設していく場合には，税制がいたずらに複雑になるとともに，そもそも，様々な国民の生活態様の中から特定の条件や特定の家計支出を抜き出して，税制上しん酌するにはおのずから限界があり，また，そのようなしん酌を加える客観的基準を見出すことは困難であること等を考慮すれば，上記のような新規の特別控除を創設することは適当でないと考える。

10 年金課税

高齢化社会の進展に伴い，拠出段階から給付段階までを通じ各種の年金の国民経済に占める比重は今後一層増大していくと見込まれる。このような状況を踏まえるとともに，給与所得控除の見直しが行われることに顧み，年金に対する課税のあり方について見直しを行う必要がある。

(1) 公的年金

① 法律に基づく社会保険制度を中心とする公的年金に係る本人拠出については，その全額が所得控除(社会保険料控除)の対象とされている。この点については，国民がその就業形態等に応じ当然に加入することとされている年金制度に対する強制的な拠出であること，掛金の支払段階での課税の取扱いを変更することは公的年金制度を支える現役世代の負担を高めることになること等からみて，現行制度を維持することが適当である。

② 給付段階での公的年金については，税法上給与等とみなして，給与所得控除が適用されている。加えて，老年者については，特別措置として，老年者年金特別控除が設けられている。

イ 公的年金を受給する老年者に対する控除の水準については，拠出世代と受給世代の間の負担のバランスという見地から見直すべきではないかという意見があるが，公的年金の受給者は，経済的稼得力が通常減退する局面にある高齢者であること等を考慮すれば，基本的には現行程度の水準を維持することが適当であると考える。

老年者年金特別控除等の公的年金に対する控除は，公的年金と他の所得との負担調整を行うという観点のほか，受給者の多くが老年者であるところから，公的年金に対する控除の仕組みを通じて老年者に対して税制上の配慮を加えるという趣旨によるものと考えられる。

公的年金の給付水準は受給者間でかなりの差があること，公的年金の受給者の中には，他の所得が相当の水準にある者もいると認められることからすれば，公的年金であるが故に多額の控除を設けることは負担の公平の観点からみて問題なしとしない。

さらに，高齢者雇用の進展等高齢者の所得稼得の形態の多様化が今後一層進むと見込まれることを踏まえれば，公的年金に対する負担調整措置と老年者に対する税制上の配慮について整序を図ることが適当であり，老年者に対する税制上の配慮のあり方としては，老年者の所得一般を対象とする老年者控除を通じてこれを行うことが適当である。

ロ 給与所得控除は，勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供，使用者による空間的・時間的な拘束といつた諸点に着目して，給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものである。したがつて，必ずしもこのような事情が認められない公的年金について，給与所得控除を適用することは合理的ではないと考える。

しかしながら，公的年金は，通常，経済的稼得力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば，他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情がある

と認められる。

ハ　以上のような諸点を踏まえ，公的年金を受給する老年者に対し，基本的には現行程度の控除水準を維持しつつ課税制度の整備合理化を図ることとし，給与所得控除及び老年者年金特別控除に代えて，他の所得との負担調整のための新たな控除を設けるとともに老年者控除を引き上げることが適当であると考える。

また，このような課税の仕組みの見直しを行うに当たつては，公的年金の支給形態の特異性，年金支給機関の事務負担，年金受給者の手数等に配意しつつ，適切な源泉徴収等の仕組みが講ぜられることが必要である。

⑵　企　業　年　金

①　企業年金には，厚生年金基金からの年金給付及び適格退職年金等の外部拠出の企業年金のほか，過去の使用主から支給されるいわゆる自社年金があるが，制度設計等その形態は多様なものとなつている。いずれにしても企業年金は企業単位で設けられる私的年金であり，公的年金の一部を代行して支給する部分以外は，公的年金の上積みとなる。企業年金に対する課税のあり方については，その多様性を勘案しつつ，被用者・非被用者間あるいは被用者相互間の公平の見地に立つたものであることが必要であり，このような見地に立つ現行制度の基本的考え方は，当面，これを維持することが適当である。

なお，企業年金に対する給与所得控除等の適用については，公的年金と同様の見地からこれを見直すこととし，それぞれの企業年金の性格を踏まえ公的年金に準じた負担調整措置について検討することが適当と考えられる。

②　企業年金は企業の任意の判断により拠出額や年金給付水準を定めうる性格のものであることを考えれば，受給時までの課税繰延べを認める場合にその繰延べについて何らかの負担を求めてよいと考えられる。

③　企業年金の実態をみると，年金に代えて一時金が選択される割合が高いが，この点に関し，企業年金として受給する場合より退職一時金として受給する場合の方が税制上有利であることがその原因であり，企業年金に対する課税のあり方について退職一時金に対する負担とのバランスを図るべきであるとする指摘がある。しかしながら，両者のバランスを考慮するといつても，退職後の所得，受給した退職一時金の運用方法等が各人によつて様々であることから両者の税負担を

客観的に比較することは困難であり，そもそも，企業年金で受給するか退職一時金で受給するかの選択は税制以外の要因によるところが大きいとの指摘もあるので，それぞれの所得の性格に着目した課税方式が採られることが適当である。

(3) 個 人 年 金

元利金を年金方式で受け取る個人年金には，多種多様のものが認められるが，いずれも個人が任意に積み立てる私的年金であり，その性質は基本的に貯蓄と考えられる。

積立て，払戻しが長期間にわたる等の一定要件を満たす生命保険契約等に基づく個人年金については，老後生活安定のための自助努力の奨励，老後生活に対する相互扶助の推進といつた観点から，その保険料等について生命保険料控除の別枠控除制度が設けられている。この点に関し，自助努力の一層の奨励の見地から，個人年金の掛金積立てに対する政策的な優遇措置を拡大してよいのではないかとする意見がある。

しかしながら，個人年金は，家計上の余裕のある者ほど多額に行いうる公的年金の任意の上積みとなる性格のものであり，また，中途解約により元利金を受け取る場合には一般的な貯蓄と同様となる。このような事情を勘案すれば，個人年金の掛金に対する優遇措置についての検討は，負担の公平，課税の中立性の観点等から慎重であるべきものと考える。また，払戻段階においては，雑所得として受取金額から掛金相当部分を控除した部分に対し課税が行われ，所得控除された掛金相当額は課税対象とならないことに留意するべきである。

11 利子・配当課税

(1) 基本的あり方

① 個人所得課税は，個人のすべての所得を総合しこれに累進税率を適用することにより，負担能力に応じた公平な負担を求めるものである。利子・配当所得についても，個人所得課税の基本原則に立つて課税を行うことが望ましいという見地から，そのあり方について様々な検討が行われてきたところである。

② 昭和55年度の改正においては，適正な利子課税の確保を志向してグリーン・カード制度が採用されたが，その後諸般の事情から同制度は廃止されるに至つた。昭和60年度の改正においては，非課税貯蓄制度に対する課税のあり方を中心に改めて議論が行われ，当調査会としては，低率分離課税方式の採用を提言し

たが，結局，非課税貯蓄，課税貯蓄を通ずる本人確認の厳正化措置を講じた上で非課税貯蓄制度を存置することとされ，その際，源泉分離選択課税方式も存置されたところである。

③ 今回の税制の抜本的見直しに当たつて，こうした経緯を背景として本年1月から本人確認の厳正化措置が実施に移されたばかりであることから，その推移を見守るべきであるとする意見もあるが，課税の公平，公正等の見地から，利子・配当課税のあり方についても，他の所得に対する課税のあり方との均衡にも配意しつつ，基本的に検討を加えることが必要であると考える。

④ 今後の利子・配当課税のあり方を考えるに当たつての基本的な視点は，負担の公平の確保に置かれなければならないことはもちろんであるが，利子・配当所得の特異性に照らせば，その他の各般の視点からも幅広く検討を加える必要があるのではないかと考えられる。具体的には，金融資産選択も含めた貯蓄・投資等に与える影響の問題，利子・配当所得の性格ないし担税力の問題，貯蓄者，金融機関及び税務当局にとつての事務負担の問題等が検討の視点として挙げられる。

イ 利子・配当所得に対する課税方式のあり方を考えるに当たつては，その貯蓄・投資等に与える影響について配慮する必要があるとの指摘がある。ところで，マクロ的な貯蓄水準あるいは投資水準は，多様な要因で決定されるものであり，過去の推移に照らしてみても，利子・配当課税の方式と総体としての貯蓄等の水準の間に，実証的に明確な相関関係を見出すことは困難であつて，税制の影響を過大視することは適当ではないと考える。

ただ，税制が各種金融資産相互間の選択に関して影響を及ぼすことは否定し難いとの指摘もあり，また，最近においては，貯蓄者の金利選好が強まつていると認められることを考慮すると，課税方式等の見直しが各種の金融資産間に大きなシフトをもたらすことのないよう留意することが必要である。

なお，利子・配当に対する課税を進める場合には，金融の自由化等の動きについても並行して考えていく必要があるとの意見があつた。

ロ 次に，利子・配当所得の性格ないし担税力に関しては，これらの所得，特に利子所得は，二次的な所得であり，インフレによる貯蓄元本の目減りの問題にも配慮する必要があることから，課税上優遇してもよいのではないかとの意見がある。しかし，これに対しては，そもそも利子・配当所得のような資産所得

は，勤労所得よりむしろ担税力が大きいと考えるべきであり，また，剰余により土地を購入して得る地代や株式を購入して得る配当と預貯金の利子とでは本質的に異なるものではなく，インフレによる実質価値の変動の問題にしても，貯蓄元本だけに特別な配慮を行うことは均衡を失すると考えられるので，利子・配当所得についてのみ，その担税力等を根拠に他の所得に比して課税上優遇することは，基本的には適当でないとする意見が大勢であつた。

ハ　さらに，利子・配当課税のあり方の検討に当たつては，貯蓄者，金融機関及び税務当局にとつての事務的負担や費用の問題について，その効果との関連も含め十分検討する必要があるものと考えられる。

利子・配当所得は，発生の大量性，その元本である金融商品の多様性等の特異性を有している。したがつて，本人確認，名寄せを確実に行い，利子・配当所得の完全な把握を行おうとすれば，大がかりで精緻な仕組みと相当膨大な費用が必要となるとともに，貯蓄者や金融機関にも煩雑な手続を求めることとなるが，それにはやはりおのずから限界があると言わざるを得ない。

利子・配当所得についての把握体制が整備されたとしても，金融商品には代替可能性，流動性があることから，他の形態の所得等に転化する可能性も高く，結局，費用対効果の問題等を総合勘案すれば，利子・配当課税については，費用面，手続面からの限界を考慮した上での現実的かつ実行可能な制度を求めていく必要がある。

現行の所得税制は，総合課税を基本としながらも，各種所得の課税に当たり，控除や税率等の面でそれぞれの所得の性格等に応じた課税方式を採つていることにかんがみれば，利子・配当所得についてもその特異性を勘案した課税方式を採ることも容認されてよいと考える。

⑤　利子・配当所得は，以上述べてきたとおり，その把握が技術的に容易でないことからどのような把握体制を前提とするかにより，制度のあり方もおのずから限界が画される。

利子・配当所得課税の現状をみると，現行制度の下においても源泉徴収制度，支払調書制度があり，把握体制についてはそれなりの担保措置が採られている。特に，我が国においては，主要諸外国に比し源泉徴収制度が幅広く有効に活用されており，現状でも，実質的にはかなりの程度把握体制が整備されていると考え

られるが，その対象範囲を拡大することは，今後とも検討されてよい。

支払調書については，現在では，極めて限定された部分についてしか提出されていないが，今後，これを拡充して課税利子等に対して適正な把握を行うためには，支払調書の提出方法及び処理システムの開発等について，電算機の利用をも含めて検討を進めるとともに，貯蓄取扱機関と税務当局間の相互協力の一層の推進を図る必要があるものと考えられる。

⑥ 個人住民税における利子・配当課税については，現行制度において，非課税貯蓄制度に係る利子所得に加えて，所得税において源泉分離課税を選択した利子所得，証券投資信託の収益の分配に係る配当所得及び割引債の償還差益に係る雑所得並びに所得税において申告不要とされる利子所得及び配当所得が非課税とされている。

所得税において源泉分離課税を選択した利子・配当所得等が非課税とされていることについては，利子・配当所得等の中で特定のものについてのみ個人住民税の負担を求めないことになること，また住民の間で利子・配当所得等を主たる所得とする住民の税負担がその他の住民に比べて相対的に軽くなることなど，課税の公平の問題があるので，貯蓄者，金融機関及び税務当局の事務負担等に十分配慮しつつ，個人住民税を課税するか，又はこれに相当する負担を求めることが適当であると考える。

また，所得税において非課税貯蓄制度が見直される場合の個人住民税の課税のあり方については，個人住民税においても所得税と同様の見直しを行い，何らかの形で負担を求めることによつて，個人住民税の利子・配当課税における公平を図る必要があると考える。

(2) 非課税貯蓄制度

① 非課税貯蓄制度の沿革

イ 明治以来大正8年までの間においては，民間の銀行預金等の利子や郵便貯金の利子はすべて第三種所得として課税されていたところであるが，大正9年においては「零細ナル金銭ヲ貯蓄シ一身一家ノ計ニ備フルコトハ特ニ之ヲ保護奨励スル必要アルヲ以ツテ，此ノ趣旨ニ依リ郵便貯金，産業組合貯金及ビ銀行貯蓄預金ノ利子ニハ」所得税を課さないものとされた。その後，昭和16年においては，戦時貯蓄の増強を図る必要から「銃後国民」の貯蓄奨励運動を推進する

とともに購買力を吸収して物価騰貴を防止し国民生活の安定を図るという趣旨から，非課税の対象となる利子が国民貯蓄組合を通じて預入された民間預貯金の利子にまで拡大された。

ロ　昭和38年には，国民貯蓄組合を通ずる預貯金利子の非課税制度が現行の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）に改められたほか，その後，少額国債非課税制度（その後，少額公債非課税制度に改組），勤労者財産形成（年金）貯蓄非課税制度が各々創設された。

これらの非課税貯蓄制度の対象となる元本枠は，創設以後徐々に拡大されてきたが，現行では，

少額貯蓄非課税制度	300万円
郵便貯金非課税制度	300
少額公債非課税制度	300
勤労者財産形成（年金）貯蓄非課税制度	500

となり，総計で一人当たり元本1,400万円までの貯蓄の利子が非課税となつている。なお，昭和60年における勤労者世帯の平均貯蓄残高は一世帯当たり692万円（生命保険等を含む。）である。

② 非課税貯蓄制度の利用状況

イ　個人貯蓄残高に占める非課税貯蓄割合の推移をみると，昭和40年代当初は約3割であつたものが40年代，50年代を通じ著しく増加し，昭和61年3月末における残高287兆円は，個人貯蓄残高503兆円の6割弱を占めるに至つている。（個人貯蓄残高から保険を除いた場合には，その割合は約7割となる。）

ロ　この結果，昭和59年においては約13兆5千億円の利子が非課税とされ所得課税の課税ベースから外れることとなつているが，この非課税利子の額は，課税の対象とされている事業所得等の金額（約8兆7千億円）あるいは法人所得の金額（約27兆2千億円）と比較しても極めて大きなものとなつている。なお，これによる減収額は，極めて多額となつている。

ハ　また，所得階層別の非課税貯蓄の利用状況を，所得階層別の預貯金残高及び所得階層別の非課税貯蓄制度の利用状況から推計すれば，当然のことながら，所得の高い階層においてより多く利用されており，非課税貯蓄制度の恩典は所得の高い階層においてより多く享受される結果となつている。

ニ　なお，郵便貯金を含む非課税貯蓄制度の利用の実態については，限度枠の遵守について広く疑念がもたれているほか，濫用の事実が指摘されているところ

であり，税務当局による金融機関等への源泉監査あるいは反面調査において相当の不正利用が明らかにされているところである。

ホ　非課税貯蓄制度の濫用を防止する見地から，昭和60年度の改正において，本人確認の厳正化措置を中心とした限度管理の適正化措置が講じられ，昭和61年1月1日から施行された。この結果，新規預入分の本人確認については相当改善がみられるところであり，また税務当局，郵政当局においても限度管理(名寄せ)のシステムの開発が進められているところである。

しかしながら，既往の預入額についてはその本人確認には数年を要するものと見込まれるほか，限度管理システムが稼動したとしてもその要入力データの範囲，突合の処理能力等を考えれば，完全な限度管理の実施は期し難いのではないか，あるいは理論的には完全に行いうるとしても，その場合には極めて膨大な費用を要するものと考えられ，政策目的遂行に当たり行政コストがかかりすぎるという点から果たして適当であろうかという指摘がなされている。

③　非課税貯蓄制度の評価

イ　現行の非課税貯蓄制度は，その時々の社会的状況を背景としつつ貯蓄奨励の見地から多年にわたり継続されてきた政策税制であるが，その政策的役割については様々な角度からの評価がある。

この貯蓄奨励という政策目的に関し，非課税貯蓄制度は我が国の高い貯蓄性向の維持に大きな役割を果たしてきたものであり，今後高齢化社会の進展に伴い，貯蓄率が低下することが予想されることにかんがみれば，現段階でもなお貯蓄優遇税制の存在意義は高く，今後とも維持されてしかるべきであるとの意見がある。これに対しては，戦前あるいは戦後の一時期のように資本蓄積が強調された時代はともかく，所得水準が上昇し資本蓄積も充実している現段階においては，貯蓄優遇税制の政策的意義は乏しいことから制度を見直すべきであるとする意見，我が国の高い貯蓄率が諸外国との間の貿易摩擦の一因ともなつていると思われるので，課税の公平，公正を犠牲にしてまでも，貯蓄奨励のための政策税制を講ずることは適当でないとする意見，広汎な非課税貯蓄制度によつて国民貯蓄を国内金融資産に向けさせることになつている結果，資金の国際移動ひいては金融の自由化をも阻害する要因ともなつているのではないかとする意見等，多くの疑問が呈されているほか，前述のように，貯蓄水準は多様

な要因で決まつてくるところから，そもそも非課税貯蓄制度と我が国の貯蓄水準との間に実証的に明確な相関関係を見出すことは困難であるとの指摘もされている。

ロ　また，マクロの議論とは別に今後の高齢化社会に備え国民の自助努力が重要になつてくることを考慮すれば，それを支援するために非課税措置は重要な役割を果たしうるとの意見もあつた。これに対しては，老後生活に充てるための所得の確保の問題であれば，老年者控除の水準や年金に対する課税のあり方等との関連で総合的に考えるべきであつて利子課税のあり方との関連でのみ取り上げることは適当でないとの意見や貯蓄についてはその動機も極めて多様であり，特定の目的のための貯蓄に対し特別に配慮するという考え方は，想定される目的のために貯蓄の元本・利子が間違いなく使用されるという制度的枠組みがある場合は別として，一般的には，採り難いのではないかという意見があつた。

なお，一般論としても，貯蓄額自体は可処分所得の大きさそのものに影響される面が大きいと考えられることから，利子・配当課税の貯蓄に対する影響については，給与所得等他の所得に対する課税のあり方及び所得全体に対する税負担の水準との関連の中で総合的に判定することが必要であると考えられる。

④　非課税貯蓄制度の見直し

イ　非課税貯蓄制度については，個人貯蓄の大半がその適用を受けており，その結果，多額の利子が課税ベースから外れており，所得種類間の税負担の不公平をもたらしているほか，高額所得者ほどより多く受益しているという現状にある。これに加え貯蓄奨励といつた目的で一律的に政策的配慮を行う必要性も薄れてきていること等に顧みれば，この際，今回の抜本的改革の基本的視点に照らし，これらの利子に対しても課税を行う方向で見直しをすることが適当であるとするのが，意見の大勢であつた。

これに対し，前述のように老齢化の急速な進行を背景として貯蓄の重要性はますます高まつている段階で，これまで定着してきた非課税貯蓄制度を廃止するのは適当でないとする意見，一部の不正利用者の存在を理由に，大多数の公正な利用者にまで課税することは適当ではないとする意見，また，これに関連して昭和61年1月1日から実施された本人確認の厳正化措置の実施状況を見

守るべきではないかとの意見があつた。

なお，課税のあり方について見直しを行うに当たつては，税制は，金融資産に係る選択を攪乱しないように，中立的なものとして仕組む必要があり，特に，民間貯蓄と郵便貯金との間で税制上のイコール・フッティングを図る必要があるという点については，意見が一致した。

ロ　非課税貯蓄制度を見直すこととする場合にも，所得の稼得能力が減退した人に対する配慮として，老人，母子家庭等に対しては，少額貯蓄非課税制度等（少額貯蓄非課税制度及び郵便貯金非課税制度）を維持していくのが適当であるというのが大方の意見であつた。

なお，その対象範囲については，証明手続き等を含め制度の適正な運用に留意しつつ，実態等を踏まえて，具体的な検討を行うべきであるというのが大方の意見であつた。

ハ　現在，非課税とされている利子所得を課税ベースに組み入れる場合の具体的な所得税の課税方式をどのようにするかに関しては，以下のような4つの方式について，利子所得の特異性，各種金融資産への影響，これまでの経緯等を踏まえつつ審議を行つた。

総合課税	確定申告不要制度併置	低率分離課税	一律分離課税
○　源泉分離課税を選択した利子を除く預貯金等の利子及び郵便貯金の利子について，通常の税率による源泉徴収の上総合課税を行う方式 ○　一定金額以上の利子の支払者は，税務署に対し，支払調書を提出する。	○　源泉分離課税を選択した利子を除く預貯金等の利子及び郵便貯金の利子について，通常の税率による源泉徴収を行うとともに，一定の年間利子額までは確定申告を要しないこととする方式 (注)　確定申告不要部分についても，還付申告をすることができる。 ○　同　左	○　一定元本額以下の預貯金等の利子及び郵便貯金の利子について，通常の税率よりやや低い税率による源泉徴収により，他の所得とは分離して所得税を課税する方式 (注)　還付申告をすることもできる。	○　すべての預貯金等の利子及び郵便貯金の利子について，一定の税率による源泉徴収により，他の所得とは分離して所得税を課税する方式

第1の総合課税方式については，本則に戻り，源泉徴収を行つた上総合課税とすることは他の所得と基本的に同様な課税を行うという見地からは望ましい制度と考えられるという意見があつたが，他方，確定申告，還付申告が大量に生じることから納税者等の負担が大きすぎるほか，支払調書の名寄せが執行

能力からみて期し難いため的確な総合課税は困難ではないかという意見もあつた。

第2の確定申告不要制度併置方式については，本則に戻り総合課税としつつも一定金額までの利子は申告しなくてもよいこととすることによつて，実際上，大部分の貯蓄者については源泉徴収で納税が完了するようにするとともに，多額の利子を受け取る者については累進課税を適用することにより，制度の円滑な運用と課税の公平が確保できるのではないかという意見があつたが，他方，受取利子額を納税者が自己管理するのに手間がかかると思われるほか，支払調書の名寄せが執行能力からみて可能かどうか疑問であるという意見が示された。

なお，これに関連し，制度の適正な執行に資するため，支払調書の提出方法等についての工夫が必要ではないかとの意見もあつたほか，情報処理の電算化の進展にかんがみれば，名寄せ作業も従来よりは効率的に行いうるのではないかとの意見があつた。

第3の低率分離課税方式は，昭和60年度改正の答申において当調査会から提言を行つた方式である。これについては，昭和61年1月1日から実施された本人確認の厳正化措置を踏まえ，限度管理のシステム整備が進められていることにかんがみ，これまで定着してきた元本枠管理制度の上に立つて，当該一定元本から発生する利子に対し低率で課税するいわば少額貯蓄軽課制度に組み替えていくことは制度の円滑な移行にも資するものであり適当である，あるいはこれを一つのステップとした上で，総合課税に進むべきではないかとの意見があつたが，他方，元本枠の限度管理が現行制度同様必要となるもののその万全は実際上期し難いのみならず，そのためのコストが膨大なものとなるので適当ではないのではないかという意見があつた。

なお，以上の三方式については還付申告が増加することが見込まれるが，それに係る事務的負担に対処するための方策についても併せ検討を行う必要があるという意見があつた。

第4の一律分離課税方式については，利子所得は発生の大量性，その元本である金融商品の多様性，浮動性といつた特異性を有しているので，利子課税は金融市場に対して中立的なものとすべきであり，そのためには現行の課税分利

子を合わせて一律に源泉分離課税とするのが適当であるとの意見，また，簡素・中立・効率という要請にも応える方式ではないかとの意見があつたが，他方，同方式を採ることとすれば，高額所得者の負担が大幅に軽減される一方非納税者に税負担を求めることとなることから公平，公正という点で問題があるのではないかとの意見あるいは支払調書が提出されないこと等に伴う問題が惹起されるのではないかとの意見が示された。

これに関連し，仮に一律分離課税方式あるいは一定元本枠内の低率分離課税方式とする場合には，対象となる貯蓄について，その利子に対し課税を行うのに代えて当該金融資産残高に対して課税を行うべきではないかとの意見があつた。

ニ　審議においては，利子所得の特異性に応じた方式であり，かつ，簡素・中立・効率といつた要請にも応えるものであるという点から一律分離課税方式が適当であるとする意見が多くの委員から述べられた。

しかしながら，かなりの委員から同方式の有する特長を維持しつつ，課税の公平，公正の確保にも配慮した方式として確定申告不要制度併置方式を評価する意見が出され，また，低率分離課税方式を支持する意見もあつた。

いずれの方式を採る場合においても，源泉徴収や税務調査のあり方も含め，民間貯蓄と郵便貯金との間で税制上のイコール・フッティングが図られねばならないというのが一致した意見であつた。

ホ　利子所得に対する望ましい課税方式については，これまでの検討を踏まえ，利子所得の特異性，貯蓄者，金融機関及び税務当局にとつての事務負担，民間貯蓄と郵便貯金との間の税制上のイコール・フッティングの確保等に配意しつつ，更に具体的に検討を加える必要がある。

ヘ　なお，これまで非課税とされていた利子所得について課税を行うこととする場合に，様々な収益一括払型の金融商品について，課税時期をどのように考えるかについては，各商品の特性，期間の長短による負担の均衡といつた点に配慮しつつ検討する必要がある。

ト　財形貯蓄及び財形年金貯蓄非課税制度については，勤労者の財産形成の状況等に顧み，見直しに当たつて配慮が必要であるという意見があつたが，同じ利

子所得であるにもかかわらず財形貯蓄だけを特別扱いするということは理由に乏しいのではないかという意見もあり，なお検討を行う必要がある。

(3) 課 税 貯 蓄

利子・配当所得に対しては，現行所得税において，税率35％の源泉分離選択課税が認められている。従来これについては，他の所得との権衡からみて課税の公平上問題があるのではないかという議論もあつたところであるが，課税貯蓄において総合課税を原則とする場合においても，利子・配当所得の特異性を考慮し，実質的な負担の公平を確保する趣旨からは，一部に源泉分離選択課税を存置する現行の仕組みは維持されてよいと考える。

なお，これに関連し，現行の源泉分離税率の水準は相当なものであり，累進構造が緩和されることにかんがみれば，これ以上の税率引上げは適当でないという意見もあつた。

(4) 個人住民税における利子・配当課税の仕組み

① 現在，非課税とされている非課税貯蓄制度に係る利子所得及び所得税において源泉分離課税を選択した利子・配当所得等を課税ベースに組み入れる場合の具体的な課税方式をどのようにするかに関し，大別して3つの方式について審議を行つた。

なお，個人住民税においても，所得税の場合と同様に，所得の稼得能力が減退した人に対する配慮として，老人，母子家庭等に対しては，少額貯蓄非課税制度等を維持していくのが適当であるというのが大方の意見であつた。

所得税の課税方式に対応した課税	一律分離課税	譲与税
○ 利子・配当所得等（利子所得，配当所得及び割引債の償還差益に係る雑所得）に対する課税については，現年特別徴収制度を導入し，利子・配当所得等の種類による所得税の課税方式の区分に対応して総合課税，分離課税又は申告不要とする方式	○ 所得税における課税方式のいかんにかかわらず，利子・配当所得等については，すべて現年特別徴収の方法によつて一定の税率による一律分離課税とする方式	○ 利子・配当所得等について，個人住民税を課税しないこととし，個人住民税相当分を含めて国が徴収し，都道府県及び市町村に譲与する方式
○ 現年特別徴収についての課税団体は，利子等の支払を受ける者の住所所在地又は利子等の支払を取り扱う金融機関等の営業所所在地の都道府県とする。	○ 同 左	
○ 特別徴収義務者は，利子等の支払を行う金融機関等又は利子等の支払を取り扱う金融機関等とする。	○ 同 左	

② 個人住民税の課税方式については，所得税との整合性にも配慮すべきであるとの意見もあつたが，第２の一律分離課税方式が住民税の性格を踏まえた簡素な方式であり，第１の所得税の課税方式に対応した課税方式に比較して事務負担も総体的に小さく適当であるという意見があつた。なお，その場合，非納税世帯に対して配慮する必要があるのではないかという意見があつた。

また，課税団体については，金融機関等の事務負担が大きくなるものの，既存の住民税の制度との整合性を考慮し，基本的に利子等の支払を受ける者の住所所在地の都道府県とすることが適当であるという意見，及び既存の住民税の住所地課税の原則に反し，総合課税の場合の課税団体との調整の問題があるものの，金融機関等の事務負担を小さくするため，金融機関等の営業所所在地の都道府県とすることが適当であるという意見があつた。

第３の譲与税方式については，利子・配当所得等の特異性を踏まえた方式であり，事務負担が最も小さく適当であるという意見があつたが，地方団体と地域住民の結びつきがあいまいとなり適当でないという意見，利子・配当所得等を住民税の対象から除外することは，住民税の体系を崩すという意見もあつた。

利子・配当所得等に対する望ましい個人住民税の課税方式については，これまでの検討を踏まえ，住民税の性格，利子・配当所得等の特異性，貯蓄者，金融機関及び税務当局にとつての事務負担，民間貯蓄と郵便貯金との間の税制上のイコール・フッティングの確保等に配意しつつ，更に具体的な検討を加える必要がある。

(5) その他の関連問題

① 割引債の償還差益に対して，現行所得税においては，発行時において16％の税率で源泉分離課税が行われている。この方式は，転々流通する割引債の特異性，中途売却者と償還期限まで保有していた者との負担のバランス等にも配意して設けられた制度であるが，今後の取扱いについては，全体的な利子・配当課税のあり方の帰趨と関連して，課税分において総合課税が原則とされる場合には，存置する方向で検討していくことが適当であると考える。

この場合，発行時源泉分離課税については，発行方式，保有形態の状況からみて，引き続き維持することが適当であると考えられるが，分離税率の水準については，利子所得等に対する課税の見直しとの関連を勘案しつつ，相応の調整を行うことが適当である。

② 近年，利子所得とされていない金融商品又は金融類似商品の残高の伸びが著しくなつている。背景としては，これらの商品の利回りが高いこと等も挙げられるが，その所得が一時所得，譲渡所得，雑所得等に区分されているために，これら所得区分に係る特別控除，申告不要の制度の適用を受けることにより，税制上，相対的に有利に取扱われているということが影響している点は否定し難い。

これら商品に対する課税のあり方については，利子所得等に対する課税のあり方との権衡に留意しつつ，市場における実態に即応して，所得区分の見直し，特別控除の適用対象の見直しを図り，適正な課税に努めるほか，それを担保するために捕捉面においても，源泉徴収制度の導入，支払調書の提出，税務当局の資料収集について金融機関等に協力を求めうる制度の導入等を図る必要があるものと考える。

③ 金融資産の多様化，債券化(セキュリタイゼーション)に伴い，本来，利子所得として課税されるべき収益が中途売却に伴つてキャピタル・ゲイン化することから，事実上，課税を免れる状態が見受けられる。この傾向は，特に，利子の計算期間が一年を超える長期となつている商品や，満期に収益を一括して支払うこととしている商品に係る場合，あるいは利子(収益)の支払時点において最終保有者に対し源泉徴収が行われていない場合において，顕著に現れていることから，これら商品の中途売却益に係る課税のあり方，最終保有者に対する源泉徴収のあり方について，広く検討を行うことが必要であると考える。

④ 国際的な金融・資本取引の進展に伴い，外国法人を含む非居住者による債券等の取得を阻害しないように，非居住者が取得した国内発行債券又は預貯金等の利子等に対しては源泉課税を行わないこととしてはどうかとの指摘がある。しかしながら，非居住者についても国内で得た所得に対する税負担は求めてしかるべきであると考えられ，非居住者の取得する利子に対する実効的な課税方法としては源泉徴収しか考えられないこと，債券等の流通の実態にかんがみれば，取引の内外遮断は不可能であること，また，実質保有者が非居住者であるか否かの判定は実際上困難であることからしても，非居住者の取得する利子等に対する源泉課税を行わないこととすることについては，極めて慎重な対応を要するものと考える。

⑤　配当所得に対する課税のあり方については，これまでも利子と配当ではその性格や所有者の所得階層分布もかなり異なつていることを背景に，非課税貯蓄制度がない，少額配当の申告不要制度がある等の異なつた取扱いが行われてきたところであるが，今回の見直しに当たつても，その性格の相違等を十分に念頭に置きつつ源泉徴収税率の水準等を含め，課税のあり方を検討することが適当であると考えられる。

12　キャピタル・ゲイン課税等

(1)　有価証券譲渡益課税

個人の有価証券の譲渡による所得については，継続的取引から生ずる所得，事業等の譲渡に類似する譲渡による所得，買集めによる所得等一定の有価証券の譲渡による所得を除き，所得税及び個人住民税が非課税とされている。

有価証券の譲渡による所得についても他の所得と同様に総合課税の対象とすることが望ましいが，有価証券取引を把握する体制が十分整備されないままに総合課税に移行する場合には新たな不公平を招くおそれがあるとして，かねてより当調査会は段階的課税強化を答申してきたところである。これを踏まえ，同一銘柄の株式等を相当数譲渡したことによる所得を課税対象に加える等の措置が講じられてきた。

有価証券譲渡益については，公平，公正の理念に照らし，また，利子・配当課税との権衡，さらには有価証券市場に与える影響等を考慮しつつ，例えば年間の大量取引に係る所得を課税対象とする等段階的課税強化を一層推進することにより課税ベースの拡大を図り，究極的には原則課税を志向すべきであると考える。その場合，適正，公平な税務の執行の確保を図るためには，有効な課税資料の収集のための実効ある措置が不可欠であることに留意すべきである。

なお，この問題に関連し，商品取引による所得には課税が行われていることにも留意する必要があるとする意見もあつた。

(2)　土地譲渡所得課税

土地の譲渡による所得に対する所得税及び個人住民税は，現在，長期保有土地（その年1月1日現在で所有期間が10年を超えるもの）の譲渡益については，4,000万円までの部分は所得税20％，個人住民税6％の税率，4,000万円を超える部分は譲渡益の2分の1相当額を総合課税した場合の上積税額により，短期保有土地の譲渡益については，最低，所得税40％，個人住民税12％の税率により課税する仕組

みとされている。その場合，土地の譲渡が収用対象事業のために行われたものである等，その譲渡の態様に応じて3,000万円，2,000万円，1,500万円，500万円及び100万円の特別控除が，また，望ましい土地利用に資する等の政策的観点から特定の買換（交換）の場合には取得価額の引継ぎによる課税の繰延措置が講じられている。

土地税制の課税の実態をみると，宅地供給，住宅建設の促進等の見地から設けられている各種の特別控除や買換（交換）特例の結果，土地譲渡益のかなりの部分が課税の対象から脱落しており，税負担の公平を確保する観点から，課税ベースの拡大について検討することが適当である。

長期・短期の区分の基準を10年としていることについて，これを短縮してはどうかとする意見がある。しかしながら，土地税制は長期にわたつて安定した制度であることが肝要であり，さもなければ，税制の緩和期待による土地の売惜しみや仮需要を誘発し，かえつて土地の安定的供給が阻害されることになると考える。

宅地供給の促進，地価対策等のために税制は有効であるので積極的に活用すべきであるとする意見がある。資産課税を含めて考えると土地税制に相応の役割を期待する余地はあろうが，これまでの当調査会の答申でしばしば指摘しているように，土地政策において土地税制が果たしうる役割は，補完的，誘導的なものにとどまり，おのずから限界があると考える。

(3) そ　の　他

以上のような利子・配当課税及び有価証券譲渡益課税の見直しと併せて，社会保険診療報酬課税の特例その他の個人所得課税の租税特別措置についても，見直しを進めていく必要があると考える。

二　法　人　課　税

1　税　負　担　水　準

我が国の法人企業の税負担については，昭和40年代末以降，厳しい財政事情を背景に，所得税減税財源その他の財政需要に充てるために逐次その税率が引き上げられ，また，各般の増収措置も講じられてきている。いわゆる実効税率によりその推移をみると，昭和30年代から40年代を通じおおむね4割台にあつたものが，現在では5割を超えるに至つている。

また，この実効税率により，我が国の法人課税の負担水準を主要諸外国と比較する

と，我が国の52.92%に対して，アメリカ51.18%(昭和62年7月以降40.34%)，イギリス35.00%，西ドイツ56.52%，フランス45.00%となつており，我が国の水準が，アメリカ，イギリスあるいはフランスと比べ高くなつていることは否めない。

我が国の経済，社会の国際化が進み，諸外国と切り離して考えることができなくなつている現状に顧みれば，我が国の法人課税の負担水準が主要諸外国と比較してかけ離れたものとなることは適当でない。我が国の企業活動は，円高の急速な進展等により停滞感が広がつているという面はあるが，設備投資水準や国民所得に占める法人所得の比率等の推移にみられるように，これまでのところ，マクロ的には主要諸外国に比して活発に推移してきている。しかしながら，今後，経済の国際化の一層の進展に伴い，税負担水準の国際的格差が取引形態にゆがみを生じさせ，あるいは企業の投資行動等に影響を及ぼし，いわゆる経済の「空洞化」といつた現象を生じさせるといつた弊害も出てくることを念頭に置くべきものと考える。

したがつて，今後における法人課税の税率水準については，我が国の税体系に占める法人課税の地位が主要諸外国に比して格段に大きいことに留意するとともに，諸外国の法人税率が概して低下傾向にあることにも配意し，財政事情等を考慮しつつ，中期的にみて，実効税率が5割を下回る水準まで引き下げることが適当である。

なお，近年，主要諸外国においては，法人税制の見直しの方向として民間経済の活性化，税制の簡素化等を重視する観点から課税ベースを拡大する一方，それにより税率水準を引き下げる改正が進められてきていることに留意する必要がある。

2 税 率 構 造

(1) 累 進 税 率

法人課税に累進税率を導入すべきであるとの意見があるが，累進税率の適用を妥当とする考え方の基礎にあるとされる限界効用逓減や所得の再分配という概念は，本来，自然人である個人についてのみ考えられることであり，法人については当てはまらないと考えられる。また，税制は経済活動に対して極力中立的であることが望ましいと考えられるが，仮に累進税率を導入した場合には，事業の性格上資本規模や配当原資としての所得の絶対額が必然的に大きくならざるを得ない企業に相対的に不利となること等の問題を生じさせるおそれがある。したがつて，法人課税に累進税率を導入することは適当でなく，税率は基本的には単一の比例税率であるべきである。

(2) 中小法人に対する軽減税率

中小法人に対する軽減税率は，沿革的には昭和30年度の税制改正の際，基本税率40％に対し年所得50万円以下の部分に対しては35％の税率を適用することとされ，いわば中小所得に対する軽減税率として創設されたものであるが，昭和41年度の改正時に，軽減税率制度の趣旨に顧み，資本金1億円以下の法人にこの適用を限定することとされ現在に至つている。この軽減税率の水準は，基本税率について引下げが行われたときにはより以上の引下げが行われ，引上げが行われたときには据え置かれたことなどにより，現在では基本税率43.3％に対し年所得800万円以下の部分について31％と大幅に格差が拡大している。

前述のように法人税率は，基本的には，単一の比例税率が適当であり，現行の中小法人に対する軽減税率は，政策的見地に基づく中小企業対策のための特例措置と位置付けることが適当である。

これらの諸点を考慮すれば，当面，中小法人に対する配慮として軽減税率を存続することはやむを得ないとしても，その場合の軽減税率の水準については基本税率との格差を縮小する方向で検討すべきである。

(3) 公益法人等及び協同組合等に対する軽減税率

現在，公益法人等の収益事業及び協同組合等については基本税率43.3％に対し28％の軽減税率が適用されている。この軽減税率の沿革をみると，シャウプ勧告に基づく昭和25年度の税制改正では普通法人と同一の基本税率35％で課税することとされたが，昭和27年に法人税率が35％から42％に引き上げられた際に，公益法人等及び協同組合等については35％に据え置かれ，その後，中小法人に対する軽減税率と同様，基本税率との格差が拡大して現在に至つている。

本来，公益法人等は公益事業の実施を目的とし，また，協同組合等は組合員間の相互扶助を目的とした組織であり，それぞれ一般法人とは異なつた特殊性を有している。このような特殊性にかんがみ，公益法人等にあつては収益事業のみが課税対象とされ，かつ，収益事業から公益事業のために支出した金額は寄附金とみなされるとともに，寄附金の損金算入限度額は一般法人に比し優遇されており，また，協同組合等にあつては員内利用による剰余金について事業分量配当等を行つた場合，その損金算入が認められており，それぞれ所得計算の段階で一定の配慮が払われている。したがつて，このような配慮を行つた後の所得に対する法人税率は基本的に

は一般法人に対する税率と同水準でよいと考えられ，現在の軽減税率は，政策的観点から設けられているものと位置付けることが適当である。

公益法人等及び協同組合等については，その特殊性について引き続き配慮が必要であるとしても，これらに対する軽減税率については，基本税率との格差が大きいこと，これらの法人の営む事業が一般法人，特に中小法人の営む事業と競合している場合が多いこと等にかんがみ，これらの経済実態に十分配慮しつつ，基本税率との格差を縮小する方向で検討すべきである。

3　法人税・所得税の負担調整に関する基本的仕組み

(1)　現　行　制　度

現行の法人税・所得税の負担調整に関する基本的仕組みは，配当税額控除による個人段階での調整を基本としつつ，昭和36年度改正において導入された配当軽課による法人段階での調整を組み合わせたものとなつている。

配当税額控除制度は，個人株主の受取配当に対する所得税の課税に当たり，受取配当の一定割合を所得税額から控除する制度であり，現行制度においては受取配当の10％（課税総所得金額が1,000万円を超える場合，その超える部分の金額については5％）の税額控除が認められている。また，配当軽課制度は，法人税の課税に当たり，法人所得のうち配当分については留保分よりも軽減された税率を適用する制度であり，現行では留保分に対する43.3％に対し配当分についてはそれより10％軽減された33.3％が適用されている。

(2)　負担調整の考え方及び方式

法人税・所得税の負担調整に関する基本的仕組みの見直しに当たつては，企業の所有と経営とが分離した現実の経済，社会の実態からすれば，法人税は企業独自の負担と考えるのが適当であり，負担調整は不必要ではないかとの指摘もあるが，理論的には，法人所得は最終的には株主に帰属し，株主の所得の一部を構成することを考えれば，法人税と所得税との間で何らかの負担調整措置を講じる必要があると考える。

ところで，現行方式は法人及び個人株主双方の段階で調整を行つているが，これは税制を複雑なものとしており，簡明な仕組みという観点からすれば，調整を法人段階か，あるいは個人段階に一本化すべきであると考える。しかしながら，法人段階での調整については，例えば企業が配当に当たつて一定配当率の維持を重視する

傾向があるような場合には，法人税負担の軽減が必ずしも配当の増加につながらず，税負担調整の効果が株主に及ばないという問題がある等，調整方式として不十分な面があるほか，配当を支払う法人の段階で調整が行われる結果本来調整を行う必要がない外国人株主や非課税法人株主に対して支払う配当にまで自動的に調整の効果が及んでしまい，経済の国際交流が進展する中で税収の安定的確保にも配慮すれば難点が多い等の問題もある。

また，現在の配当軽課制度は，昭和36年度に，支払配当に対する法人税の負担を軽減することにより，株式による資金調達を容易にし，企業の自己資本充実を図るという政策目的に資するため導入されたという経緯がある。ただ，その後の法人企業の自己資本比率の推移をみると，昭和30年代後半から昭和40年代を通じた高度成長を背景として一貫して低下を続けた後，安定成長へ移行した昭和50年代前半以降反転上昇を示しているが，この動きと配当軽課との間に特段の相関関係はみられないことから，制度創設の目的に照らし必ずしもその効果は明らかではなく，むしろ，配当性向の高低により法人税額が異なり，中立性ないし公平の観点から問題があるとの指摘もあつた。

これらの点を踏まえると，負担調整の方式としては，この際，配当軽課を廃止し，個人段階での調整にゆだねる方向で見直しを進めるのが適当であると考える。

この場合，個人段階での負担調整方式としては現行の配当税額控除方式とヨーロッパ諸国で実施されているいわゆるインピュテーション方式とが考えられるが，現行の配当税額控除は税務執行上簡便性を有していることに加え，導入後長年経過し制度として安定していることをも踏まえると，なお諸外国における動向等について更に注視しつつも，当面は現行の方式を維持するのが適当である。

なお，配当軽課を廃止して個人段階での調整にゆだねる場合には，配当税額控除について，現行の二重課税の調整割合を勘案しつつ，控除率の見直しを行うのが適当ではないかとの指摘があつた。

(3) 法人間配当

法人間配当に関する受取配当益金不算入制度は，シャウプ勧告に基づく昭和25年度の税制改正で創設されたものであり，法人株主の受取配当についてもその税負担の調整を行うための仕組みとして位置付けられてきている。

ところで，シャウプ勧告後の昭和30年代，40年代を通じる経済の高度成長の下

で，経済活動に占める法人企業の地位が増大し，それに伴い，企業の経営形態や資本調達の態様にも著しい変化が生じてきているが，このことは法人企業の株主構成の変化に端的に表れている。全上場会社について所有者別持株比率の推移をみると，昭和25年当時は，個人株主が約6割，法人株主が約4割であつたが，その後今日に至るまで法人の株式保有はほぼ一貫して増加してきている。すなわち，法人企業は，いわゆる安定株主工作等を通じて，主として法人間の持合いの形態により，株式の保有割合を増加させてきており，昭和60年度では全上場会社株式の約4分の3を法人株主が保有するに至つている。一方，個人株主の数は増加しているものの，株式保有割合は一貫して低下してきている。このような最近における経済実態に顧み，法人間配当に関する現在の取扱いについてどのように考えるべきかとの問題提起がなされた。

この問題に関しては，親子会社間の配当のように，企業支配的な関係に基づくいわば同一企業の内部取引と考えられるものについては，仮にこれに課税すると，事業を子会社形態で営むよりも事業部門の拡張や支店の設置等による方が税制上有利となり，法人間の垂直的統合を促すこととなる等，企業の経営形態の選択等に対して法人税制が非中立的な効果をもつという弊害が生じるおそれがある。これに対し，このような関係を有しない法人の株式は一種の投資物件という性格があり，また，企業の資産選択の実態等を踏まえると，法人が投資対象として保有する株式に係る配当についてまで益金不算入という取扱いをしなくてもよいのではないかと考えられる。

このような状況を踏まえると，企業支配的な株式に係る受取配当については現行制度を維持することとするが，その他のものについては，現行の取扱いについて見直しを行うのが適当ではないかと考えられる。

4 課税ベース等

(1) 基本的考え方

引当金，租税特別措置その他の課税ベースのあり方に関しては，税負担の公平，税制の経済に対する中立性等の税制の基本原則に照らし常に見直しを行うべきものである。特に今回の税制の抜本的見直しに当たつては，我が国経済，社会の国際化が進展する中で，税制をできるだけ経済活動に対して中立的なものとすることにより企業活動の活性化を通じ経済の中長期的な活力の発揮を図ることに加え，税制の

簡素化といつた観点を重視する必要があり，更に現下の厳しい財政事情をも考慮すると，法人課税の税率水準の相当の引下げを図るとともに，課税ベースを思い切つて拡大する方向で見直しを進めることが肝要であると考える。

⑵ 引　当　金

税法上，引当金としては貸倒引当金，返品調整引当金，賞与引当金，退職給与引当金，特別修繕引当金及び製品保証等引当金が設けられている。このように税法上引当金を限定しているのは，企業会計における引当金を前提としつつも，これを無制限，無条件に認めると課税の公平を損なう等の問題があるからである。

このような引当金制度は，費用収益対応の考え方に基づき，費用を適正に期間配分する等の見地から，法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり，制度自体を政策税制と考えることは適当ではないが，個々の引当金については，それぞれの利用実態等を踏まえ，厳しい見直しを行つていく必要があることはいうまでもない。

特に，今回の税制の抜本的見直しに当たつて法人課税の税率水準を相当引き下げることを考慮すれば，まず，一般的に広く利用される性格の貸倒引当金，退職給与引当金及び賞与引当金について検討を行うべきではないかと考えられる。

① 貸倒引当金については，法定繰入率について，これまでも随時見直しが行われてきたところであるが，実際の貸倒損失発生率との間にはなおかなりの乖離があり，法定繰入率のあり方を含め実情に即した見直しを行つていく必要がある。

② 退職給与引当金については，利用法人割合が低く，しかもその利用実態に偏りがあること，保全措置がなく，結果的に企業利益の内部留保という色彩を強く有していること等の批判がある。引当金の趣旨からはこれらの批判は必ずしも適当とは思われないが，昭和27年に法人税率の大幅な引上げが行われた際に，その税負担を緩和する意味もあつて導入されたこと，また，高齢化社会の到来を踏まえ，将来の方向としては公的年金制度を補完する意味で外部拠出の年金制度の充実が図られる状況にあること等にかんがみれば，法人課税の税率水準の引下げ幅や企業経営に及ぼす影響等に留意しつつ，課税ベースの拡大を図る見地から，制度のあり方について思い切つた見直しを行う必要があるのではないかと考えられる。

③ 賞与引当金については，これが賞与という継続的に発生し，かつ，引当て後比較的短期間に支出される費用の引当てであること，人件費の増加が昭和40年代に比し緩やかであること等にかんがみれば，企業経営に及ぼす影響は必ずしも大きくないと考えられることを踏まえ，法人課税の税率水準の引下げ幅に留意しつつ，課税ベースの拡大を図る見地から，執行上の問題点にも配意しながらその見直しを行つてもよいのではないかと考えられる。

(3) 減 価 償 却

減価償却制度の目的は，期間損益を適正に計算するために，固定資産の取得価額を使用期間に応じて費用配分することにある。

① 耐 用 年 数

減価償却資産の法定耐用年数は，資産の物理的寿命に経済的陳腐化を加味して客観的に定められるべきものであり，従来，技術的進歩による陳腐化の状況等に配意しつつ資産の使用実態に応じ個別に見直しが進められてきている。これについては，相当の期間本格的な耐用年数の見直しが行われていないこと等を勘案し，速やかに実態を把握するための作業を実施すべきであるとの指摘があり，機械設備について平均使用年数の実態調査が行われた。それによれば，平均使用年数と法定耐用年数との間にはある程度の乖離がみられるものの，現段階で法定耐用年数について必ずしも大幅な見直しを必要とする状況にはないと考えられ，今後とも，この実態調査結果等を踏まえつつ，適宜，個別に見直しを進めていくのが適当である。なお，資金の早期回収等の政策的観点から耐用年数の見直しを行うことは，法定耐用年数の考え方になじまないと考えられる。

耐用年数を現在のような法定耐用年数ではなく，一定の範囲内で企業が自主的に決定できるようにする等ガイドライン的なものとしてはどうかとの指摘もある。しかしながら，法人税法においては，課税所得の計算上損金に算入できる償却限度額を画する年数を法定耐用年数として定めているのであり，平均的な耐用年数をガイドライン的なものとして定めるとしても，長い方の年数は，強制償却制度を採用しない限りは税法上あえて規定する意味がない。また，短い方の年数を現行の法定耐用年数よりも短く設定する場合には，この制度の導入は実質的に耐用年数の一律的な短縮効果を持つこととなる。こうした点を考慮すると，企業会計上は，ガイドラインを設ける意味はあるとしても，税法上の耐用年数として

は，償却限度額の計算のための年数を一般的，平均的なものとして画一的に定め，例外的な事情がある場合には個別承認によりその短縮を認める方が，公平かつ合理的であり，現行制度を維持すべきである。

なお，費用の適正な期間配分という減価償却制度の趣旨からして，企業が所得の平準化すなわち利益操作に用いることのできるような自由償却制度の採用は認めるべきではない。

② 残存価額

有形減価償却資産の残存価額は取得価額の10％とされているが，スクラップ価額としては大きすぎるのでこれを引き下げるべきであるとの指摘がある。しかしながら，この残存価額はスクラップ価額という観点からのみ決められているものではなく，償却率の算定に重要な関連を有しており，特に定率法の場合には，この残存価額と償却率とがあいまつて費用の適正な期間配分を確保するものとなつている。すなわち，現行の定率法償却率の算定方式の下では，これを引き下げると，定率法による償却が著しく前倒しされることとなり，取得価額の適正な期間配分という減価償却制度の趣旨に照らし問題が大きい。また，このような初期における償却率の著増を避けるため，諸外国の例に倣い定率法の償却率に一定の頭打ちを設けること等も考えられるが，この場合には，所定の残存価額に到達するよう毎期の償却率を徐々に高める等の調整を加える仕組みとする必要があり，償却率一定を前提とする総合償却制度に対応できなくなるという問題もある。こうした点を考慮すると，残存価額については，現行制度を維持するのが適当である。

一方，現行の税法では，残存価額に至るまで償却を行つた後でも当該資産の使用を続けている場合には，原則として償却累計額が95％に達するまで償却することが認められているが，この償却可能限度額については，資産の使用実態に即して，更に償却を続けることを認めてもよいのではないかとの指摘があつた。

③ 少額減価償却資産

即時償却が認められる少額減価償却資産の限度額（現行10万円未満）については，期間損益計算を適正に行うという減価償却制度の趣旨や税収に及ぼす影響等を勘案しつつ，企業の事務負担の軽減等の観点をも踏まえて，その見直しを検討してよいのではないかとの指摘があつた。

(4) 租税特別措置

租税特別措置は，特定の政策目的を実現するため税負担の公平その他の税制の基本原則をある程度犠牲にして講じられているものである。したがつて，個々の政策目的と税制の基本原則との調和を図る見地からそのあり方について常時吟味を行う必要がある。このような政策税制については，従来から，経済，社会の推移に応じて見直しが行われてきたところであり，特に昭和51年度以降においては累年にわたり厳しい整理合理化が行われている。しかしながら，税制の抜本的見直しの一環として，準備金，特別償却等の租税特別措置については，税制の基本原則に照らし，更に一層の見直しを推し進めるべきであり，既に目的を達したものや政策効果の少ないものについては整理合理化を行う必要がある。また，新規の政策税制を設けることは厳に抑制しなければならないことはいうまでもない。

(5) 交際費等

交際費は損金性を有するものではあるが，その支出の状況及びこれに対する強い社会的批判に顧み，それに対する課税は累年強化され，現在では原則として全額が損金不算入とされている。ただ，中小企業については一定の定額控除(資本金1,000万円以下の法人については年400万円，資本金1,000万円超5,000万円以下の法人については年300万円)が認められている。交際費課税についての現行制度は当面維持していくべきものと考えられるが，中小企業の定額控除については，そのあり方を見直すべきである。

広告費については，このような交際費課税の強化とのバランス等からみて，何らかの課税を行うべきであるとの意見があるが，これに対しては，広告費を交際費と同一視するのは適当でなく，この種の課税には慎重であるべきであるとの意見があり，この問題については，今後，なお検討を続けるべきである。

また，指定寄附金及び試験研究法人等に対する寄附金について，その範囲等を最近の社会経済情勢の変化に対応して拡充する方向で見直すべきではないか，あるいは本来寄附金は利益処分的性格のものであり，その損金算入範囲の拡充については基本的に慎重であるべきではあるが，個別事案ごとに現行制度のより一層弾力的な運用に努めるのが適当ではないかとの指摘があつた。

(6) 外国税額控除制度

外国税額控除制度は，所得に対する国際的な二重課税の排除を目的として昭和

28年度に導入され，昭和30年代後半には，我が国企業の海外事業活動の活発化等に即応し，一括限度額方式を採用する等大幅な拡充整備が行われている。

しかしながら，我が国経済の国際化が一層進展しつつある現在，現行制度には少なからず問題が生じていると考えられる。

まず，現行制度は，すべての国外所得を一括して控除限度額を算定する，いわゆる一括限度額方式を採つているが，この方式には，控除限度額の計算が比較的簡明であるといつた利点がある反面，我が国の実効税率を超える高率で課された外国税についてまで我が国で控除されうるため，結果として制度本来の趣旨を超えた控除が行われることとなるほか，高税率で課された外国の租税を控除できるようにするため企業が控除枠の創出を目的とした投資行動をとる誘因となるといつた問題がある。

また，控除限度額を計算するためには，収入及び費用を国内・国外に適正に配分し国外所得を算定する必要があるが，現在の配分ルールの下では，所得の内外区分が企業の活動実態を反映しないこととなる場合も生じるといつた問題もある。

今後，国際化の進展に伴いこうした点はますます大きな問題となると考えられるので，この機会に，本制度について，所得に対する国際的二重課税の排除という制度本来の趣旨に沿つて，所要の見直しを行うことが必要であると考える。この場合，控除限度額の管理の簡便さという現行制度の利点に配慮しつつ，上記の問題をできる限り除去するための方策を講ずるべきであると考える。

なお，我が国は，開発途上国における経済開発促進のための租税上の優遇措置の効果を減殺しないとの配慮から，租税条約により，開発途上国において減免された租税の額を納付したものとみなして，我が国の法人税額から控除することを認めている。これは，開発途上国に対する経済協力という政策的配慮から認められているものではあるが，一方において，税負担の公平等の課税の基本原則を踏まえる必要もあり，これを認める場合にはこうした諸点に照らし合理的な範囲内に限るべきものであると考えられる。

5 公益法人課税，赤字法人課税

(1) 公益法人課税

財団法人，社団法人，宗教法人，学校法人などの公益法人等については，その営む事業が一般法人の営む事業と競合する場合があること等から，その収益事業から

生ずる所得に対しては法人税が課税される。この場合，税率については，現在，軽減税率が適用されているが，この軽減税率と基本税率との格差を縮小する方向で検討することが適当であることは既に指摘したとおりである。

課税対象となる収益事業の範囲については，これまでもその見直しが行われ，現在，物品販売業，金銭貸付業，不動産貸付業等33種類の事業が課税対象とされているが，今後とも，一般法人との間で課税の不公平が生じないよう実態に即した見直しを行つていくべきである。

また，公益法人等に対し直接拠出される金銭等はともかく，その資産の運用から生ずる果実ともいうべき金融収益については，現在収益事業とされている金銭貸付業，不動産貸付業等の事業から生ずる収益と経済的価値において異なるところのないものもあること，厳しい財政事情の下で税負担の公平を確保することが一段と重要となつていること，諸外国においても課税の例がみられること等の事情にかんがみ，それぞれの公益法人等の性格，活動実態も十分勘案しつつ，応分の税負担を求めることについて検討を続けることが適当である。

なお，公益法人等の中には，その設立目的に照らしふさわしくない行為を行うものが見受けられ，これに対し，税制により何らかの規制を行うべきではないかとの意見もあるが，そのような行為を税制により規制するのは困難であり，かつ適当でもなく，基本的には主務官庁の監督の問題であるとの指摘があつた。

(2) 赤字法人課税

最近の法人の申告状況をみると，全法人の半数以上が赤字申告を行つており，中でも中小法人にあつては逐年赤字申告割合が増大を続けている状況にある。このような状況を踏まえ，これらの赤字法人についても，公共サービスを享受していること等から何らかの応益的負担を求めてもよいのではないかとの意見があるが，所得のない赤字法人に対する課税は，基本的に所得課税としての法人税の枠組みを超えるという問題がある。なお，赤字法人に何らかの外形標準による負担を求め，これをその後の一定期間内の法人税から控除することにより所得課税との調整を図つてはどうかとの指摘，あるいは，赤字法人に対し，例えば事業税に外形標準課税を導入することによつて負担を求めてはどうかとの指摘もあつた。

いずれにせよ，最近における赤字法人の増加傾向及びこれら赤字法人における諸般の経費の支出状況を踏まえ，交際費，寄附金等の任意的な経費支出の損金算入に

ついて見直しを行う等所得課税の枠内で所要の措置を講ずることは検討してよいと考えられる。

なお，近年，赤字法人問題にも関連して臨時的な財源対策として講じられた欠損金の繰越控除についての特例措置等については，この際，基本的には廃止の方向で検討すべきであるとの意見があつた。

6 事　業　税

(1) 外形標準課税

事業税に外形標準課税を導入する問題は，事業税の性格等にかんがみ，本来的には，事業税自体に課税標準として外形基準を導入することにより解決を図るべきであるとの意見もあるが，この問題は，累次の当調査会の答申において指摘してきた経緯等を踏まえ処理することが適当であり，現行の事業税に加えて，新しいタイプの間接税の導入に当たり，その一部を地方の間接税とすれば，道府県税全体としてみてこの問題の現実的解決となると考える。

(2) 課税対象事業等

① 事業税における非課税等の特例措置については，これまでにも既に目的を達したものや政策効果の少ないもの等について経済，社会の推移に応じて見直しが行われてきたところであるが，税負担の公平を確保する見地から，一層の整理合理化に努めるとともに，その新設及び拡充を厳しく抑制することとすべきである。

特に，社会保険診療報酬課税の特例措置については，昭和27年度に創設されて以来長期間を経過しており，既に所得税及び法人税においては課税の特例措置の見直しが行われているところでもあり，また，社会経済情勢の著しい変化や広く一般の事業に対して事業税が課税されていることとの均衡等にかんがみれば，この特例措置を廃止すべきことは当然であり，少なくとも所得税及び法人税における課税の特例に準じた取扱いとなるよう改めることが適当である。

② 個人の事業税の課税対象となる事業は法令に列挙することとされているが，社会経済情勢の変化に伴い新たな種類の事業が発生し，これらの事業と課税対象事業との間における税負担の不公平が生じることや事業税は地域社会における事業活動と行政サービスとの受益関係に着目して課税される税であることにかんがみ，課税対象事業の範囲について，適宜見直して追加を行うべきである。

三 資 産 課 税

1 相　続　税

(1) 改正の基本的考え方

相続税については，昭和33年度の改正において，現行の基本的仕組みが採用され，近年においては，昭和50年度の改正で負担水準の見直しが行われたところであるが，その改正以来10年余にわたり基本的見直しが行われていないため，諸般の経済情勢の変化にかんがみ，その仕組みや負担水準のあり方につき検討を行つた。

相続税制を検討するに当たつては，健全な個人資産の形成と国民生活の安定に配慮しつつ，相続税の基本的役割の一つである富の再分配機能に留意し，適正・公平な課税を目指すことが必要である。

この場合，遺産取得課税方式(各相続人ごとに取得財産の価額を標準として課税)と遺産課税方式(被相続人の遺産額を標準として課税)とを併用した現行相続税の基本的仕組みは，両方式の問題点を法定相続分課税の導入により解消した合理的な制度であり，今後とも維持していくことが適当であると考える。

今日における相続税の負担水準については，この際，特に軽減する必要性は認められないとする意見もあつたが，諸控除等の水準が昭和50年以来据え置かれてきており，この間の課税件数の増加，死亡者中に占める課税割合の著しい上昇等を考慮すれば，経済諸情勢の変化を踏まえ，ある程度の見直しを行うことが適当であると考える。また，これに併せ，相続税制においても公平・公正の原則を維持する観点から諸制度のあり方につき見直しを図るべきであると考える。

(2) 相続税の課税最低限，税率構造等

① 課 税 最 低 限

相続税の課税最低限については，昭和50年度の改正以後配偶者を含む相続人3人の場合3,200万円に据え置かれてきているが，特に中堅財産階層に過度の負担を求めることのないよう物価・所得等経済指標の推移等を踏まえ，所要の引上げを行うことが適当である。

② 税 率 構 造

イ 最低税率については，現行10％の水準を維持すべきであるとの意見，引き上げるべきであるとの意見が示されたが，この点については，課税最低限の引

上げの幅との関連において検討すべきであると考える。

ロ　最高税率については，現在75％とされ，主要諸外国との比較においても最も高い水準にあるため，所得税の最高税率の引下げに併せ大幅に引き下げるべきであるとの意見があるが，相続税の基本的役割にかんがみると所得税を上回る水準は引き続き維持することが適当である。

ハ　現在，5％となつている税率の刻みについては，税制の簡素化の観点から，これを拡大し，刻み数を削減すべきではないかという点につき検討を行つたが，相続税においては，所得課税におけるような負担累増感の問題はないので，遺産額に応じた滑らかな負担の変化を確保する見地から，現行の5％刻みを維持するのが適当である。

ニ　税率区分の幅については，課税最低限及び税率の改正と調和をとりつつ，所要の改正を行うべきである。

③　そ　の　他

イ　配偶者に対する相続税額の軽減措置

配偶者の相続財産のうち遺産額の2分の1相当額（その額より4,000万円の方が大きい場合には4,000万円）まで非課税とする現行の配偶者に対する相続税額の軽減措置は，民法における相続制度と一体のものとして国民の間に定着していると考えられるので，この基本的な仕組みは今後とも維持していくことが適当であると考える。この場合，最低保障額4,000万円については，配偶者の生活の安定に配慮しつつ，引上げを行うことが適当である。

ロ　死亡保険金及び死亡退職金の非課税限度

相続人が受け取る死亡保険金及び死亡退職金については，各相続人一人当たり，死亡保険金については250万円，死亡退職金については200万円の非課税限度額が設けられている。これらの非課税制度については，課税の中立性の観点から問題があるとの指摘があるが，これら財産の性格の特殊性及び税制の簡素化の観点にも留意しつつ，検討を加える必要があろう。

ハ　そ　の　他

未成年者控除及び障害者控除の税額控除については，相続税全体の改正との関連において見直しを行うことが適当である。

(3) 財産評価等

相続税課税における土地の評価水準は，課税上の評価であること，評価の安全性等の見地から，公示価格や市場価格等に比べてある程度低い水準となることは理解できるが，現状における評価水準は，これを考慮してもなお開きのあるものもあり，殊に，最近，地価上昇の著しい特定地域において，その傾向が強いとの指摘があつた。また，借入金で土地を取得することにより，相続税の負担の軽減を図る例が見受けられるとの指摘もあつた。

したがつて，負担の公平の見地から，土地の評価については，急激な負担増を招かないよう配意しつつ，引き続きその適正化を図る必要がある。また，相続直前に借入金で土地等を取得することによる相続税の負担回避の問題については，制度面を含め，何らかの対応策を検討すべきである。

(4) 贈与税

贈与税の基礎控除及び税率については，贈与税の有する相続税の補完税としての役割すなわち生前贈与による負担回避を防ぐという機能を念頭におきつつ，相続税の改正との関連において検討する必要がある。

また，贈与税の配偶者控除及び特別障害者に対する贈与税の非課税制度については，昭和50年度の改正以後据え置かれていることから，ある程度の引上げを行うことが適当である。

(5) その他

① 近年，相続税負担の軽減を目的として養子縁組により法定相続人の数を増加させるという事例が多く見受けられ，課税の公平上問題となつている。

この問題については，諸控除等の改正に当たり，十分配慮するとともに，不当な租税回避を防止するため，民法との関連に留意しつつ，検討を行うべきである。

② 現在，相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算し相続税額を計算することとされているが，相続税及び贈与税の負担をより適正化する見地から，相続財産に加算する期間等そのあり方について検討する余地があろう。

③ 農地等についての相続税の納税猶予制度等相続税における租税特別措置についても，個々の政策目的と税制の基本原則との調和を図る見地からそのあり方について吟味を行う必要がある。

2 固定資産税等

(1) 固定資産税の負担と評価

固定資産税は住民税と並ぶ市町村税の基幹税目であるが，その市町村税収総額に占める割合は長期的に低下傾向にあること等にかんがみ，その評価に当たつて引き続き均衡化，適正化に努め，中長期的に固定資産税の充実を図る方向を基本とすべきである。この場合，多くの納税者に対し毎年課税されるという固定資産税の性格を踏まえて，負担の急増を緩和するためなだらかな増加となるような配慮が必要である。

なお，土地の評価については，課税上の評価であることに加え，固定資産税の性格等にかんがみれば，その評価額が公示価格等とある程度異なることとなるのはやむを得ないという意見と，両者の間にはかなり大きな開きがあることからこの差の縮小を図る方向で努力すべきであるという意見もあつた。

(2) 市街化区域農地に対する固定資産税の課税の適正化措置

市街化区域農地に対する課税の適正化措置については，昭和57年度に長期安定的な土地税制改正の一環として抜本的な見直しが行われ，また，この時創設された長期営農継続農地に対する徴収猶予制度についても運用の途中であることから，税制の安定の観点からも引き続きその推移を見守ることが適当である。

なお，宅地需要の動向，都市農業の役割等を踏まえた土地利用のあり方等についての総合的な土地政策に関する検討に対応して，市街化区域農地に対する課税の適正化措置のあるべき方向についても検討することが適当であるとする意見もあつた。

(3) 特別土地保有税

特別土地保有税は，土地投機の抑制，土地の有効利用の促進等を図るため創設された政策税制であり，社会経済情勢の変化等に応じて見直しを行うべきであるという意見があるが，その場合においても，特別土地保有税の果たしている役割等にかんがみ，基本的な仕組みは維持すべきである。

3 そ の 他

(1) 富裕税は，財産の種類を問わず純資産(総資産—総負債)の総額に対し，その通常の収益の範囲内の負担水準で，経常的に課する税であり，我が国においては昭和25年にシャウプ勧告で導入され，その後昭和27年まで3年間実施されたが，財産の

把握や評価等執行面における困難が大きく，課税上公平を期することが非常に困難であつたことから，昭和28年に廃止された経緯がある。

しかし，富裕税については，今日においても諸外国に実施している例があることも考慮し，資産の保有に係る課税のあり方の一環として改めて検討を行つた。

その結果，富裕税については，固定資産税と重複する部分があること，税制の不可欠な要件である公平，公正な執行の確保が期し難いこと等から，導入することは適当でないとの意見もあつたが，富裕税の導入問題については，税体系全体との関連を考慮しつつ，個人資産の把握体制の確立の可能性等をも踏まえ，更に中長期的に検討していくことが適当であると考える。

(2) 資産に関連する課税としては，相続税，富裕税のような一般的な資産税のほか，個別財産に係る保有税又は流通税さらには資産所得に対する課税等を総合的に検討する必要があるが，その際，土地，金融資産等の保有ないし移転に対してはなお税負担を求めうる余地があるのではないかとの意見もあつた。

四　間　接　税

1　基本的考え方

(1) 間接税のあり方

① 我が国の経済社会においては，「第一　基本的考え方」でも述べたように，戦後の長期に及んだ高度成長とその後の安定成長を経て，所得水準の大幅な上昇と所得分布の平準化が進んできている。また，特に昭和40年代後半以降，社会保障制度は飛躍的な拡充を遂げ，制度的にみた社会福祉水準は主要諸外国に劣らないものとなつており，社会生活全体の均質化傾向に大きく寄与している。

国民生活をめぐるこのような著しい環境の変化を背景として，税制に対する国民の関心が，税負担の垂直的公平の確保(所得再分配)から水平的公平の確保や勤労意欲との関係等多面的に広がつてきており，社会共通の費用を賄うために国民がより幅広く公平に税負担を分かち合うことが強く求められてきていると考えられる。

このような認識の下で，21世紀を展望した望ましい税制を考える場合，既存税制の枠組みにとらわれることなく，新たな目で税制全般を見直すことが肝要であり，間接税制度についても，税体系全体の中での位置付けを含め幅広い観点から，今後のあるべき姿を探求することが必要である。

② 所得税等の直接税は納税者の所得水準に応じた累進的な負担を求めうる特徴を有している。これに対して，間接税は，このような累進的な負担を求めにくい反面，給与所得者であれ事業所得者であれ，その者の稼得した所得のうちからなされる消費等の大きさに応じて実質的な負担の公平を求めうるという特徴を持つている。そうした直接税と間接税とをいかに組み合わせてバランスのとれた税制を構築していくかは，その社会，その時代の選択にゆだねられるべき課題であるといえる。

この点については，前述したように税に対する国民の受け止め方が変化してきていること及び我が国の税体系に占める間接税等の比重が国際的にみて低く，しかも，趨勢的に低下傾向にあることを考慮すれば，所得課税の基幹的役割は維持しつつ，税体系における間接税の位置付けに適切に配意した間接税制度の構築を図つていくことが望ましい方向であると考えられる。

(2) 現行間接税の現状と問題点

次に，現行間接税について，公平，公正，簡素等の今回の税制改革の基本理念に照らして見直してみると，次のような問題点が指摘される。

① 我が国の間接税は，物品税をはじめいずれも特定の物品やサービスを掲名し，負担を求めるいわゆる個別間接税制度を採つている。

個別間接税制度は，特定の物品やサービスの消費に示される担税力に着目して負担を求めるものであり，国民の所得水準が一般的に低位にとどまり，消費者の所得階層としやし的な物品やサービスの消費との関係が明確であつた時代においては，担税力を的確に反映する税制として機能してきたといえよう。しかしながら，国民の消費態様が大きくかつ急激に変化し，多様化，大量化，均質化している現状においては，そうした変化に即応して的確に課税対象を選択し，それぞれに適切な税率を設定することが極めて困難となつてきている。その結果，物品税に典型的にみられるように，課税されるものと課税されないものとの間，課税されているもの相互間の負担の不均衡が避け難くなつており，税制の公平性，中立性の観点から問題がある。

また，近年，サービス業を中心とする第3次産業の国民総生産や就業者総数に占める割合が増大する等いわゆる経済のソフト化，サービス化が進展しており，消費の面でも，個人消費支出に占めるサービス支出の比重がかなり高まつてきて

いる。このような傾向は今後ますます強まつていくとみられるところから，現行間接税の枠組みを維持する場合には，物品とサービスとの間の負担が著しく不均衡になりかねない。

② 個別間接税制度の下では，課税対象が特定の物品やサービスに限定されており，そのうえ，前述したような消費態様の変化に対応しきれないため，課税ベースが狭くなつてきている。また，現行間接税は従量税率によるものが多いことから，税収全体に占める間接税収入の割合が自動的に低下する仕組みとなつている。このため，昭和50年代をみると，国税についてほぼ毎年にわたり増税が行われているにもかかわらず，国税収入に占める間接税のウエイトは連年低下している。他方，地方税においては，免税点や基礎控除の引上げ等により，地方税収に占める間接税のウエイトは近年低下傾向にある。

こうした傾向は，所得，消費，資産といつた課税ベース相互間の適正なバランスを維持する観点からみて適当でないと考えられる。

(注) 我が国の間接税等が国税に占めるウエイトは，昭和25年度の45.0%から昭和61年度には26.2%へと低下している。これを諸外国と比較するとイギリス，西ドイツ，フランスはそれぞれ43.3%，49.5%，59.4%(いずれも昭和59年度)であり，我が国に比べ相当高い水準にある。また，個人消費に対する国税・地方税を含めた間接税収の割合も，昭和35年度の10.9%から昭和61年度の7.3%へと低下してきている。

③ 主要諸外国の間接税制度をみると，国税・地方税を通じ個別間接税制度のみに依存している国はＯＥＣＤ加盟23か国中我が国だけとなつている。例えば，欧州諸国では，イギリス，西ドイツ，フランスなどほとんどの国において，課税ベースの広い間接税である付加価値税を採用しており，アメリカでは州及び地方団体において原則としてすべての物品と特定のサービスを課税対象とする小売売上税を採用している。このように他の主要諸外国と異なり，我が国が個別間接税制度のみに依存していることや課税物品間等の負担の格差が大きくなつてきていることから，酒税，物品税等について結果的には輸入品に対して差別的になつているとの諸外国からの指摘もあり，こうした状況をそのまま放置することは，経済の国際化がますます進展していく中にあつて，国際間の経済取引の阻害要因になりかねない。

(3) 間接税改革の基本的方向

① 前述したように，公平な税負担を確保する観点から税体系における間接税の位置付けに適切に配意することが要請されている。この要請に対し，現行の個別間接税制度という基本的枠組みを維持しつつ，税率の引上げや課税対象の拡大等の方法により対応していくことは，現行間接税が抱える諸問題を増幅することになるばかりでなく，減税財源確保の観点からも現実的な解決策とはなりえないと考えられる。

すなわち，この問題を根本的に解決するには，既存税制の枠組みにとらわれない思い切つた改革が必要であり，そうした観点から諸外国における間接税制度の例や理論的に考えうる諸制度を慎重に検討した結果，現行物品税等に代えて，広く消費一般を原則的に課税対象とし，逆に，課税しないものを掲名する方式の新しいタイプの間接税を間接税制度の中核に据えることが最も適切であると考えられる。

② 物品税等が抱えている諸問題については，これらの税を新しいタイプの間接税に基本的に吸収することによつて，根本的解決を図ることが可能となる。

また，酒税等のし好品課税やいわゆる消費税とは若干性格を異にする流通税等のように，その性格上新しいタイプの間接税と併存することとなる税目については，間接税制度の骨格を基本的に改めようとするこの機会に抜本的に見直し，これからの経済社会の変化に十分対応できるものとすることが必要である。

なお，地方の個別間接税については，地方税の特性，それぞれの税の仕組み等にも留意して，そのあり方を検討することが必要である。

③ 以上のような考え方がほぼ共通した認識であつたが，減税財源を間接税に求めるのであれば，行政改革やいわゆる不公平税制の是正，納税環境の整備等を行うことが先決であり，現時点で新しいタイプの間接税を導入することは適当でないとする意見があつた。

2 新しいタイプの間接税の検討

(1) 課税ベースの広い間接税の諸類型

① 新しいタイプの間接税として，具体的にいかなる税制が考えられ，これからの我が国にとつてどのような税制が望ましいかについて検討するに当たつては，この種の税制の諸類型を手掛かりとすることが適当と考えられる。そこで，消費一

般に広く課税する税制で各国で実際に採用されてきている製造業者売上税，卸売売上税，小売売上税，取引高税及び付加価値税の5類型と当調査会がかつて世に問うた一般消費税(仮称)の合計6類型について，それらを我が国に導入する場合の問題点等について検討した。

(注) これら6類型は，いずれも事業者の売上げに対して課税する売上税であり，各類型の相違点は，取引高税を除き税の累積を排除する仕組みや納税がどの段階で行われるか等にあるといえる。

その際，それぞれの類型が，(イ)我が国の流通形態や取引慣行等になじむものとなりうるかどうか，(ロ)納税者，税務当局双方にとつて手間や費用が掛かりすぎない簡素な制度となりうるかどうか，(ハ)累積課税ができる限り排除され，国境税調整も的確に行われるなど経済活動に対し公平かつ中立的なものとなりうるかどうか，(ニ)現行間接税の改革に資するものとなりうるかどうか等の諸点に特に留意して検討したところである。

② 上記6類型のうち，卸売売上税は，卸売段階課税のため，課税ベースは製造業者売上税よりは大きいが，その他の類型に比べ小さく，税率はかなり高くならざるを得ない。また，納税義務者数は比較的少ないが，我が国の卸売取引は諸外国に比べ複雑であり，しかも現実に納税する者の多くは規模の小さい最終卸売業者となると考えられるので，この方式は我が国にはなかなかなじみにくい類型であると考えるべきであろう。

また，取引高税は，税の累積が排除されないため，取引段階の数によつて税負担が異なり，産業経済に対し中立的でないほか，国境税調整を的確に行うことも困難である。諸外国においては，この方式の問題を解消するため付加価値税に移行したといつた経緯もあり，また，我が国では旧取引高税が国民に残した印象も看過できないとも思われるので，この類型を検討の対象とすることは望ましくないと考えられる。

さらに，昭和53年末に当調査会が答申した一般消費税(仮称)は，インボイスによらない仕入控除方式を採つており，その仕組み，構造等につき十分国民の理解を得られなかつたという経緯もあり，検討の対象とすることは妥当ではないと考える。

したがつて，新しいタイプの間接税として検討対象となりうる基本的類型としては，製造業者売上税，小売売上税及び付加価値税の3類型が考えられる。ただ，これらの類型を具体的に検討するに際しては，我が国の経済取引の実情等に

十分配慮する必要があり，例えば，小売売上税においては，現実に納税する者の多くが規模の小さい小売業者やサービス業者となることから，そのままの形では我が国になかなかなじみにくいと考えられる。また，付加価値税についても，取引の都度インボイスを発行するというＥＣ型付加価値税の仕組みが，我が国の複雑な取引慣行になじむかどうかという問題があるので，この方式を検討する場合には，制度の長所を減殺することなく，種々の工夫をこらした我が国独自のいわば日本型付加価値税を考える必要があろう。

(2)　３類型４方式の概要

広く消費一般を課税対象とする新しいタイプの間接税についての検討を第三特別部会より委嘱された専門小委員会は，上記の考察を基に我が国に新しいタイプの間接税を導入する場合の検討対象として，製造業者売上税等の次の３類型４方式を提案した。

①　製造業者売上税（Ａ案）

課税物品を個別に掲名している現行物品税に対し，非課税物品を掲名しそれ以外のものを課税する新しい方式の物品税とも言えるもの（製造業者の購入する原材料及び製造用機械を免税とするため非課税リストと免税購入票を併用する方式（Ａ－Ⅰ案）並びに免税購入票のみを活用する方式（Ａ－Ⅱ案））

②　事業者間免税の売上税（Ｂ案）

Ａ案では直接の課税対象とならないサービスも課税対象に含み，免税購入票を活用して事業者間の取引を免税とするとともに，非課税制度を活用することにより製造，卸，小売の各段階でなく，いずれかの段階で課税する新しい方式の売上税

③　日本型付加価値税（Ｃ案）

納税者の事務手続を簡素化し，我が国独自の流通形態と取引慣行になじむよう工夫された新しい方式の日本型付加価値税

専門小委員会報告において提案された３類型４方式

〔各類型の具体的仕組みについては（参考）参照〕

〔Ａ－Ⅰ案　製造業者売上税（非課税リスト・免税購入票併用方式）〕

①　製造業者（又は生産業者）が製造（又は生産）する物品の売上げに対して課税する新しい方式の物品税とも言えるものである。

すなわち，課税物品を個別に掲名している現行の物品税に対し，非課税物品を掲名しそれ以外のものを課税するものである。

② 専ら課税物品の製造業者が購入する原材料及び製造用機械について，リストを作成し，非課税とする。したがつて，製造業者は，リスト掲名品については何らの手続を要さずに，非課税で販売，購入する。

③ 製造業者は，非課税リストに掲名されない原材料及び製造用機械については，免税購入票を発行した製造業者に対して免税で販売する。製造業者は，仕入れに当たつて免税購入票を発行すれば，非課税リストに掲名されない原材料及び製造用機械について免税で購入することができる。

④ このように，非課税リストと免税購入票を併用することにより，累積課税を排除する（非課税リスト・免税購入票併用方式）。

⑤ 免税購入票は，買主が発行するが，取引の都度発行する必要はなく，一定期間まとめて発行することができる。また，物品受領書等を活用することができる。

⑥ 免税購入票を税務当局に提出する必要はない。

⑦ 非課税制度（非課税事業者，非課税取引）により，非課税とされる製造業者は，その売上げに対し課税されない反面，免税で購入することができない。

〔A－Ⅱ案　製造業者売上税（免税購入票方式）〕

① 製造業者が製造する物品の売上げに対して課税する新しい方式の物品税とも言えるものである。

② 製造業者は，原材料及び製造用機械について，免税購入票を発行した製造業者に対して免税で販売する。製造業者は，仕入れに当たつて免税講入票を発行すれば原材料及び製造用機械について免税で購入することができる。

このように，非課税リストは作成しないが，免税購入票を活用することにより，累積課税を排除する（免税購入票方式）。

③ 免税購入票のまとめ発行等その他の仕組みは，基本的にはA－Ⅰ案と同様である。

〔B　案　事業者間免税の売上税（免税購入票方式）〕

① 事業者の売上げに対して課税する売上税である。

② 事業者は，免税購入票を発行した事業者に対して免税で販売する。事業者は，仕入れに当たつて免税購入票を発行すれば免税で購入することができる。

このように，免税購入票を活用することにより，累積課税を排除する（免税購入票方式）。

③ 免税購入票は，買主が発行するが，取引の都度発行する必要はなく，一定期間まとめて発行することができる。また，物品受領書等を活用することができる。

④ 免税購入票を税務当局に提出する必要はない。

⑤ 非課税制度（非課税事業者，非課税取引）により，非課税とされる事業者は，その売上げに対し課税されない反面，免税で購入することができない。

⑥ 免税購入票を活用して事業者間の取引を免税とすること等により，製造，卸，小売の各段階ではなく，いずれかの段階で納税が行われる新しい方式の売上税である。

〔C　案　日本型付加価値税(税額控除票方式)〕

① 事業者の売上げに対して課税する売上税である。

② 事業者は，販売先に対して税額控除票を発行する。仕入れに当たつて税額控除票を受領した事業者は，仕入れに係る税額を控除することができる。

このように，税額控除票を活用することにより，累積課税を排除する（税額控除票方式)。

③ 税額控除票は，売主が発行するが，㈠取引の都度発行する必要はなく，一定期間まとめて発行することができる，㈡請求書や納品書等を活用することができるので，税のための新たな書類を作成する必要はない。この点において，取引の都度インボイスの発行が義務付けられているＥＣ型付加価値税とは異なる。

④ 税額控除票を税務当局に提出する必要はない。

⑤ 非課税制度(非課税事業者，非課税取引)により，非課税とされる事業者は，その売上げに対し課税されない反面，仕入れに係る税額は控除することができない。

⑥ 納税者の事務手続を簡素化し，我が国独自の流通形態と取引慣行になじむよう工夫された新しい方式の日本型付加価値税である。

(3) 各類型についての検討

専門小委員会報告において提案されたA，B，Ｃ３類型の仕組み及び非課税制度等について検討した結果は次のとおりである。

① Ａ案〔製造業者売上税〕は，原則として製造業者のみが納税義務者になるので，納税義務者数が他の類型に比べ相対的に少なく，しかも，事業者数が多くかつ中小零細企業の割合が大きい小売業者等が除外されるという特徴を有しているほか，半世紀に及ぶ歴史をもつ現行物品税に相通ずる面があり，税制としてなじみやすい等の長所があると考えられる。

他方，製造段階という川上での課税のため，消費税としての性格が不明確となるほか，課税ベースが他の類型に比べ狭く，一定の税収を得ようとすれば相対的に高い税率を設定する必要があるとともに，産業経済に対して中立的でないという問題点や何をもつて製造とみなすか等の技術的な難点を抱えている。

なお，Ａ案を採用する場合には，製造部門とサービス部門間の課税上の不均衡が生じないよう，別途サービス課税を検討する必要があるとの意見がある。この点については，広くサービス一般に課税を行うことは困難であり，したがつて，現行の個別サービス課税の考え方に準じて，特定のサービス消費に担税力を見い出して新たに課税対象として取り込んでいく方式を採らざるを得ないとの指摘があつた。

一方，製造業者が購入する運送費等のサービスは製造物品のコストに含まれていることや，サービス業者の購入する物品は課税されていることから，サービス課税を行う必要性は乏しいのではないか，また，特定のサービスを拾い出して課税を行うとしてもその範囲はおのずから限定されることから，A案を選択する以上，サービス課税については消極的に考えてもよいのではないかとする意見があつた。

また，A案において提案されている2つの方式のうち，A－Ⅰ案は，非課税リスト掲名品について免税購入手続を省略し，納税者の事務手続を簡素化するという長所があるが，非課税リストと免税購入票による免税が制度上併存するという問題のほか，非課税リストの作成に相当の困難が予想されるといつた問題がある。他方A－Ⅱ案では，すべての免税取引について免税購入手続を要するが，その点でむしろ画一的かつ簡明な制度であるという長所がある。

A案の検討に当たつては，両案の長短を比較考量し，どちらが望ましい方式か更に検討されるべきものと考える。

② B案〔事業者間免税の売上税〕については，A案では直接の課税対象とならないサービスや卸・小売も課税対象とされるので，A案に比べ課税ベースが広くなり，また，C案のように財貨の流れに即した多段階課税でなく，製造，卸，小売のいずれかの段階で一度だけ課税されるので，C案に比べ実際の納税者数が少ないという特徴を有している。

他方，流通の特定段階にのみ納税者が集中しかねないことや，課税される段階によつて最終的な税負担額に差異が生ずるほか，免税購入票が不正に発行された場合，C案に比較し不正の発見が困難なのではないか，また，我が国にとつて新しい税制であり，単段階課税とはいえ免税点の水準や取引形態のいかんにより製造，卸，小売のどの段階で課税されるかが異なつてくるため，制度として分かりにくいのではないかといつた問題点が指摘された。

③ C案〔日本型付加価値税〕については，B案と同様サービスも課税対象とされるほか，税額控除票を用いた前段階税額控除方式により取引の各段階において分割納税が行われるところから，A，B両案に比べ経済活動に対して最も中立的であり理論的に優れているばかりでなく，税額控除票方式により転嫁すべき税額が明らかになるので転嫁がしやすく，また，納税者間の相互牽制作用が期待できるの

ではないかといつた長所のほか，多段階分割納税のため，ある段階で課税漏れが生じても税収面への影響はさほど大きくないという長所がある。

他方，多段階分割納税のため他の案に比べ納税者数が多く，納税者の理解を得るのに期間を要するのではないかとの指摘もあつた。この点に関しては，免税点等の非課税制度を工夫することにより，納税者数を相当少なくすることも可能ではあるが，非課税制度を余りに拡大すれば，原則として幅広く例外なく負担を求めうるというC案の本来的性格が変質し，もはやC案の範疇に実質的には含まれないとの指摘もあつた。

(4) 各類型に共通する仕組みについての検討

次に，A，B，C各類型に共通する主な仕組みについて検討すると，次のとおりである。

① 非課税事業者

幅広く負担を求めるという新しいタイプの間接税の課税の趣旨や産業経済に対する中立性確保の観点から，基本的には非課税事業者はできる限り設けないことが望ましい。しかしながら，現実的には，いずれの案を採るにせよ，納税コスト等を考えると，一定の小規模事業者を非課税事業者とすることは必要であると考えられる。

これに対しては，現実的な観点を考慮するとしても，なお，非課税事業者を設けることは，経済活動への中立性を阻害するおそれがあり望ましくないとする意見や，高級品を販売する事業者を小規模であるという理由から非課税とするのは，消費税として問題ではないかとする意見があつた。

非課税事業者を設ける場合には，その基準としては，新しいタイプの間接税が売上高を課税標準とするものであること等から売上高によることが適当であると思われる。

また，免税点の水準については，我が国事業者の実態や税収に与える影響等を総合的に勘案して決定すべきであると考える。

なお，国・地方公共団体，公共法人，公益法人等が事業を行う場合の課税のあり方については，民間における同種の事業との関係について十分配慮しなければならない。

(注) 売上階級別の企業数，売上高試算(昭和58年度ベース)

売上階級		1,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上	合計
全事業者	企業数〔万社・人〕	282	97	101	54	60	9	10	613
	売上高〔兆円〕	12	14	33	38	127	66	823	1,113
製造業者	企業数〔万社・人〕	37	13	15	9	13	2	3	92
	売上高〔兆円〕	2	2	5	7	28	16	250	310

(備考) 法人企業統計年報，事業所統計調査報告，個人企業経済調査年報等による推計。

② 非課税取引

幅広く負担を求めるという新しいタイプの間接税の課税の趣旨等からすれば，非課税取引についても基本的にはできる限り設けないことが望ましい。しかしながら，(イ)消費税としての性格上，課税対象とすることになじみにくいもの，(ロ)特別の政策的配慮から課税することが適当でないと認められるもの，(ハ)現行の個別消費税との調整の結果，新しいタイプの間接税の課税対象とならないものについては，例外的に非課税取引を認めることもやむを得ないと考えられる。

このうち，消費税としての性格上，課税対象とすることになじみにくいものとしては，有価証券の取引，土地の売買，金融取引及び保険取引が考えられるとの意見があつた。

また，逆進性の緩和という観点や社会政策的配慮等から非課税取引を認める場合には，前述の原則からすれば，非課税範囲について，食料品，社会保険医療，学校教育，社会福祉事業にとどめるべきであり，これらについても，できる限りその対象を限定すべきであるとの意見があつた。

なお，非課税取引の具体的な範囲については，以上のような基本的な考え方に立ちつつ，更に検討を行う必要がある。

③ 税　　率

税率構造については，現行間接税との調整の問題とも関連するが，制度の簡素化を図り，経済活動への中立性を確保するという観点からは，基本的には単一税率とすることが望ましい。

これに対し，制度の簡素化には反するが，消費者の負担能力に応じた割増税率等の設定も検討すべきであるとの意見もあつた。

また，税率水準については，導入時の経済情勢や税制改革全体との関係で決定すべき問題であるが，いずれにせよ，極端に低い税率とすることは現実的でないと考えられる。

④　このほか，納税・徴税上のコストの抑制を図る観点から制度をできるだけ簡素なものとしつつ，円滑・適正な執行が可能となるような仕組みを構築することが望ましい。なお，いずれの案を採るにせよ，現行の個別間接税制度の場合に比し納税者数が増加すること等が考えられるので，執行体制の充実についての配慮が必要であるとの意見があつた。

(5)　新しいタイプの間接税に関し指摘されている問題点の検討

①　逆　　進　　性

新しいタイプの間接税は，所得に対して逆進的であり，低所得者層の負担が増加するので好ましくないとする意見があるが，これについては，そもそも税制の所得再分配機能は一つの税目のみを取り上げて議論すべきではなく，税制全体，更には福祉支出等の歳出面も含めて財政全体で判断すべきであるとする意見や，新しいタイプの間接税の導入に当たつては，食料品等を原則非課税にする等の工夫をこらすことにより，その逆進性の緩和に努めるべきであるとする意見があつた。また，社会保障が充実し，所得の平準化が進んだ現在，所得再分配の役割も変化してきており，むしろ消費に対して比例的な税制を導入することにより，所得，消費の間でバランスのとれた望ましい税制を構築することが要請されているとの意見もあつた。

②　物価，消費に与える影響

新しいタイプの間接税を導入すると物価が上昇し，消費が停滞するのではないかとの意見があつたが，間接税の導入によつて生ずる物価上昇は一回限りのものであり，また，物価の上昇という形で税を負担するものであるから，通常の物価上昇とは区別して考えるべきものと言える。

新しいタイプの間接税の消費に与える影響については，同時に行われる所得税減税等による可処分所得の増加等も含め，税制改革全体で論議すべきであると考える。

③ 転　　嫁

新しいタイプの間接税は競争力の弱い中小企業にとつて転嫁が難しく，結局，企業の負担になるのではないかとする意見については，非課税事業者制度の仕組みいかんにより，小規模事業者に対して配慮することは可能であると考えられる。また，新しいタイプの間接税が導入される場合には，財貨・サービスの価格が一斉に引き上げられるので個々別々に値上げするより転嫁しやすい環境にあるのではないかとの意見があつた。特に，C案の場合には，税額控除票を用いるので他の案の場合より転嫁しやすいのではないかとの意見もあつた。

この問題との関連で，事業者間のみならず，消費者に対しても税額を別掲して税負担を明確にし，便乗値上げを防ぐべきではないかとする意見が出されたが，税額を別掲することは我が国の社会風土になじまないとする意見もあつた。

なお，新しいタイプの間接税の導入により物価が上昇するという議論と転嫁ができないとする議論が同時になされることがあるが，これらは相矛盾したものではないかとする指摘もあつた。

④ いわゆる歯止め論

新しいタイプの間接税を導入すると，安易に税率の引上げが行われ歳出拡大の誘因となり，結局は大きな政府につながりかねないのではないかとする懸念が表明された。

これに対しては，間接税の増税には国会の議決が必要であることや，欧州の付加価値税増税の例をみても，ほとんどが所得税減税との組合せで行われており，歳出増加の直接的な要因となつているとは認められないことから，結局は財政支出拡大に対する規律の問題であつて，新しいタイプの間接税の導入が直ちに大きな政府につながるとは言えないとする意見があつた。他方，我が国がこれまでほとんど経験したことのない新しい税制を税体系に組み込むのである以上，前述したような懸念に対しては真剣な検討を加えることが当然であり，何らかの形でいわゆる歯止めとなる方策を探求することが必要であるとする指摘があつた。

なお，この点に関連して，新しいタイプの間接税を目的税として導入し，その使途を限定することにより，歯止めをかけてはどうかとする意見があつた。これに対しては，そもそも目的税は，財政の資源配分調整機能を歪めるほか，特定の

支出に直結しているだけにその増加に伴つて税率引上げを余儀なくされることから歯止めにならないのではないかとの指摘があつた。

⑤　事業税の外形標準課税との関連

個人住民税等の減税財源の確保の必要性及び事業税における外形標準課税問題についての累次の当調査会の答申の経緯等を踏まえ，新しいタイプの間接税の導入に当たつては，その一部を地方の間接税とすることが適当であるとの意見が多く出されたが，この問題については，個人住民税等の減税財源の確保の必要性はあるとしても，新しいタイプの間接税の類型・仕組みの具体化に対応して，国・地方を通ずる税財源配分のあり方等との関係にも留意しつつ，処理すべきであるとする意見もあつた。

(6)　類型の選択についての検討結果

①　「基本的考え方」で述べたように，公平な税負担を確保する観点から税体系に占める間接税の比重を現状より高めるとともに，物品税等の現行の個別間接税制度が直面している諸問題を根本的に解決するためには，広く消費一般を原則的に課税対象とする新しいタイプの間接税の導入が必要であるとする点については，ほぼ共通の認識が得られた。これに対しては，現行物品税等にも評価すべき点があり，現在の段階では，物品税の存続を前提として問題点の是正と課税対象物品の拡充を行うことが望ましいのではないかとする意見もあつた。

②　新しいタイプの間接税として具体的にいかなる税制が望ましいかについては，専門小委員会報告において提案されたA，B，C３類型を中心に幅広い観点から審議を重ねた。

その結果，まず第一に，これらA，B，C３類型は，サービス課税について差異がみられるものの，広く消費一般を課税対象とするものであつて，いずれも今回の抜本的税制改革において求められている新しいタイプの間接税として位置付けうるものであるとする点で，ほぼ意見の一致をみた。

第二に，A，B，C３類型について比較検討すると，前述のとおり，いずれも一長一短を有しているが，これまでの審議に徴すれば，C案は，サービスも一般的に課税対象に含まれること，経済活動に対して最も中立的であること，税額控除票により転嫁すべき税額が明らかとなること等に照らして，間接税制度の仕組みとして最も優れていると考えられる。さらに，諸外国が種々の課税ベースの広

い間接税の経験を経て，付加価値税にたどりつき，今日，これが課税ベースの広い間接税の中心的存在として確立していること等を勘案すると，この際，付加価値税の一類型であり我が国の実情をも配慮したC案を導入することが，これからの我が国にとつて最も望ましい選択であるとする意見があつた。

これに対し，前述した理由から，我が国が採用すべき新しいタイプの間接税としては，C案が最も望ましいとした上で，現在の我が国の実情からすれば，この際は国民に受け入れられやすい税制を導入し，将来C案へとつないでいくことが現実的ではないかとする意見があつた。この観点からは，当面はA案を採用することが望ましいとする意見や，A，B，C3類型にこだわらず，これらの類型の変形や組合せ等を含め，幅広く具体案を求めることが必要であるとする意見があつた。なお，3類型の変形や組合せ等の例としては，(イ)A案を基礎として，(i)免税購入票によらず税額控除票を用いた前段階税額控除方式にすることや，(ii)免税範囲を広く業務用物品全体に広げることにより，累積課税を排除してはどうかとする意見，また，(ロ)C案において，(i)免税点をかなり高い水準に設定し，ほとんどの中小零細事業者を納税義務者から除外することや，(ii)非課税取引を広く設定すること等により，課税対象を縮減することとしてはどうかとする意見等があつた。

以上のような考え方に対し，主要諸外国とは異なり，課税ベースの広い間接税の経験がほとんどない我が国においては，現行物品税に相通じていて比較的なじみがあり，納税義務者数がB，C案に比べ相対的に少ないA案を採用することが望ましいとする意見があつた。

なお，B案については，本質的には小売売上税に通ずるものであり，課税ベースがC案に近いことを評価する意見があつた。

③ 具体的にどのような形の新しいタイプの間接税を導入するかについては，上記の考え方を基本として世論の動向を見極めつつ幅広い観点から検討する必要がある。

3 現行間接税(個別税目)の検討及び新しいタイプの間接税との調整

現行間接税の問題点としては，①基本的には新しいタイプの間接税の導入に伴い，これに吸収されることにより解決されるもののほか，②酒税等のし好品課税や流通税等のように新しいタイプの間接税の導入後も存続することとなる税が抱えている問題

で，この機会に見直すべきものがあると考えられる。なお，新しいタイプの間接税の導入後も存続することとなる税については，課税対象，税率等の調整について検討することが必要となろう。

こうした観点から，個々の税目について検討すると以下のとおりである。

(1) 個別物品又はサービス課税

酒等のし好品及び揮発油等の特定財源物資以外のいわゆる一般的な消費物資又はサービスに対する課税として物品税，通行税等がある。これらの税は，いずれも特定の物品又はサービスの消費に示される担税力に着目して課税する個別掲名課税方式を採つていることから，「現行間接税の現状と問題点」において述べたような種々の問題を抱えている。こうした問題は，広く消費一般を課税対象とする新しいタイプの間接税制度を導入することにより，基本的に解消され，併せて税制の簡素合理化にも資することとなると考えられる。

① 物　品　税

イ　物品税は，消費のもつ担税力に着目し，物品を課税対象として製造段階又は小売段階において異なる税率（5％～30％）で課するものであり，「個別物品又はサービス課税」の大宗をなしている。

物品税の課税対象については，戦後における税制改正の過程を通じ，主としてしやし品ないし比較的高価な便益品や趣味・娯楽品等に絞られ，これが現行の課税対象についての考え方となつている。現在，物品税の課税対象は小売段階で課税される第一種物品10品目と製造段階で課税される第二種物品75品目の合わせて85品目であり，税収面からみると，自動車及び家電製品等がその中心となつている。

ロ　物品税制については，物品間の適正な課税バランスを確保するため，これまで，新規開発物品を中心とした課税対象の拡大等を図つてきたところであるが，昭和59年度及び昭和60年度における物品税の改正論議が今回の税制の抜本的見直しの契機となつたという経緯から明らかなように，個別掲名課税方式の下において課税対象を見直すことはもはや限界にきている。

ハ　新しいタイプの間接税を導入する場合の物品税との調整については，(イ)原則として，新しいタイプの間接税に吸収することとし，(ロ)新しいタイプの間接税の税率水準にもよるが，現在，ある程度高い負担を求めている一定の物品につ

いては，新しいタイプの間接税において高めの税率を適用するか，あるいは，新しいタイプの間接税のほかに特別な負担を求めることもやむを得ないと考える。

② トランプ類税については，税制の簡素化を図るという観点からは新しいタイプの間接税に吸収することが適当であると考える。

③ 入場税，通行税については，新しいタイプの間接税としてB案又はC案を採用する場合，これに吸収することが適当である。

④ 地方間接税については，普遍性，安定性に富んでいること，課税対象とされている消費行為と個別の地方団体の行政サービスとの間に密接な対応関係があること等の地方税の特性のほか，それぞれの税の仕組み，税収規模等にも留意して検討すべきであり，こうした観点から，個々の税目についてみると以下のとおりである。

イ 娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税については，新しいタイプの間接税に吸収すべきであるとの意見もあるが，税の仕組み，税収規模等を考慮すれば，これを存続し，新しいタイプの間接税を非課税とすることはやむを得ないものと考える。

なお，娯楽施設利用税の税率水準等のあり方については，物価水準の推移等に応じ，適宜見直しを行うことが必要である。

ロ 電気税については，新しいタイプの間接税に吸収すべきであるとの意見もあるが，税収の規模が大きく，普遍的な税として市町村の重要な財源となつていること，個別の消費行為ごとにその内容に対応した課税方式が採られていること等からこれを存続し，新しいタイプの間接税を非課税とすることはやむを得ないものと考える。

ハ ガス税については，現行の税率が低いこと等から，新しいタイプの間接税においてプロパンガスに対する課税が行われる場合には，新しいタイプの間接税に吸収することが適当であると考える。なお，ガス税においてプロパンガスに対する課税を検討して，これを存続すべきであるとする意見もあつた。

(2) し好品課税

酒，たばこについては，他の物品と異なる特殊なし好品としての性格に着目して，伝統的にいわゆる財政物資として，他の物品に比し重い税負担が課せられてき

ている。この点については，諸外国においてもほぼ同様の状況にあり，付加価値税，製造業者売上税等の課税ベースの広い間接税を採用している主要諸外国においても，酒，たばこに対しては，同税の課税対象としつつ，別途，個別に比較的高率の課税を行つている。

① 酒　　税

イ　酒税については，その税率が原則として従量税によつているところから，適正な税負担水準を確保するため，昭和50年以降をみても4回にわたる税率引上げが行われてきている。しかしながら，酒類消費支出の個人消費支出に占める割合が次第に低下してきていること等を反映して，酒税収入の国税収入に占める割合は，漸次低下傾向にある。

(注)　昭和50年度と昭和60年度を比較すると，酒税収入の酒類消費支出に占める割合（税負担率）は31.0％から37.6％へ上昇しているにもかかわらず，酒類消費支出の個人消費支出に占める割合が3.4％から2.7％へと低下した結果，酒税収入の国税収入に占める割合は6.3％から4.9％へと低下している。

また，総体としての酒類消費量が微増傾向にとどまる中で，近年，酒類消費の多様化，均質化が進んできたことに伴い，いわゆる「高級酒」，「大衆酒」といつた分け方の持つ意味が従来に比し弱まり，例えば，税負担率の低い低価格酒の消費の伸びが相対的に大きくなつてきており，その傾向が現在も続いている。一方，最近の貿易収支状況を反映し，諸外国からは，我が国に対し一層の市場開放が求められており，その一環として，酒税制度等について各種の問題が指摘されている。

ロ　こうした状況の下にあつて，現行の酒税制度は，個々の酒類に対して，各酒類の生産・消費の態様等を考慮しつつ，担税力に応じた負担を求めるためきめ細かな分類差等課税を行つている。これに対し，現行の酒類間及び級別間の税負担格差は開きすぎているのではないかとの指摘がある。各酒類の現行税負担水準は，歴史的，沿革的な要因の積み重ねによるものであり，各酒類の生産・消費の態様や財政事情等を考慮した場合，これに急激な変革を加えることには困難な問題が多いが，近年の酒類消費の状況等を考慮すれば，税負担格差の縮小を図る方向で検討することが適当である。

また，現行制度においては，従量税を基本としつつ，一部の高価格酒に従価税を適用する課税方式が採られている。これに対し，この方式が商品の価格展

開の阻害要因となつている等の意見があり，諸外国からも批判が寄せられている。酒類の課税方式としては，税負担の公平確保等を図る上からも，酒類の生産・流通の実情等にも配意しつつ従量税を基本として，低率の従価税を一律に課する仕組みとすること等も検討していくことが必要であると考えられるほか，分類・定義及び級別等の各種制度についても，種々の指摘があるところから各酒類の生産・消費の態様等を考慮しつつ簡素合理化を図る方向で検討すべきであると考えられる。

ハ　このような酒税制度の改革の方向を考える場合，間接税体系の中核として新しいタイプの間接税が導入されることは，その改革の進展に有効な環境をつくり出すものと考えられる。

例えば，酒を新しいタイプの間接税の課税対象に含めることにより，現行酒税の従価税部分を新しいタイプの間接税に譲り，酒税を従量税へ一本化することも検討対象となりうると考えられる。また，その場合，酒類に対する総体としての税負担を維持することを原則としつつ，新しいタイプの間接税と酒税との間の税負担の調整を行うことが必要となるが，調整に当たつては，各種酒類間，特に級別間の税負担格差の問題を検討することが適当と考えられる。

② たばこ消費税

イ　国のたばこ消費税については，昭和60年4月のたばこ専売制度及び日本専売公社の経営形態の改革により，たばこの輸入自由化が行われたことに伴い，従来の専売納付金制度から消費税制度に改められたところである。その際，たばこが特殊なし好品であり，いわゆる財政物資として特別な負担を求めているものであることに留意して，たばこに対する国のたばこ消費税の全体としての負担率は従来の専売納付金の水準と同一とされた。

一方，地方税としては，昭和29年に日本専売公社を納税義務者とする地方のたばこ消費税が創設され，都道府県及び市町村の主要税目の1つとしての地位を占めてきた。昭和60年4月のたばこ専売制度の改革等に際しては，製造たばこの卸売販売業者等を納税義務者とするなどの制度改正を行つたが，たばこに対する地方のたばこ消費税の全体としての負担率は改正前と同一水準とされた。

たばこに対する負担の見直しは，昭和50年以降をみても，専売制度下において小売定価改定の方法により3回にわたつて行われたほか，新制度の下において昭和61年度改正で特例措置として税率の引上げが行われているが，近年，たばこ消費量が伸び悩み状況にあることを背景に，国のたばこ消費税収入の国税収入に占める割合は2％台，地方のたばこ消費税収入の地方税収入に占める割合は4％前後で推移している状況にある。

(注) たばこに対しては，現在，国と地方のたばこ消費税が併課されており，標準品である小売定価220円(20本入)ものの合計税額は131円44銭で，その税負担率は59.7％となつている。

ロ　たばこについては，酒と同様に特殊なし好品としての性格に着目して特別の負担を求めてきたところであるが，今後とも国，地方共通の財源として適正な税負担水準を確保する必要がある。

また，たばこ消費税の課税方式については，価格に応じた負担を求めることができる従価税を基本としつつ，たばこのし好品としての性格に着目して従量税を組み合わせるという，現行の従価・従量併課制度を基本的には維持することが適当と考えられる。

ハ　新しいタイプの間接税との関連においては，たばこに対する税負担水準を維持することを原則としつつ，新しいタイプの間接税とたばこ消費税との負担の調整を行うことが望ましいと考えられる。

③　砂糖消費税については，近年における消費の状況等を勘案して見直す必要がある。

(3) 流　通　税　等

印紙税，登録免許税，有価証券取引税，不動産取得税等の流通税については，財貨の移転等の背後にある担税力に着目して課税しており，基本的には財貨又はサービスの消費を課税対象とする税とは異なるものであるところから，新しいタイプの間接税を採用する場合にも，別途，存続すべきものと考えられる。

①　印紙税については，経済取引に伴い作成される文書の背後にある担税力に着目して課税する流通税として広範にわたる文書を対象としているところであるが，いわゆる節税策の問題のみならず，最近における経済取引の進展等に伴い負担の均衡が損なわれている面があるので，これらの問題に適切に対応しうるよう，その課税範囲や適用税率のあり方等について，引き続き検討を行う必要がある。な

お，検討に際しては，文書課税としての印紙税の性格及び国際的な取引の円滑化等の観点にも留意する必要があると考えられる。

② 登録免許税については，その負担水準について，担税力の状況等を踏まえ，適宜見直しを行う必要があろう。

③ 有価証券取引税については，諸外国における課税状況，国際的な資本取引の円滑化等の観点から検討すべきであるとの意見があるが，資本市場の動向，担税力の状況，税体系における位置付け等を総合的に勘案しつつ検討すべきである。

④ 取引所税法における取引税については，取引所における各種先物取引の現状等を勘案して見直す必要があるとの意見があつた。

⑤ 不動産取得税については，担税力の状況等を考慮しながら，その充実を図る方向で引き続き検討することが適当である。

⑥ 木材引取税については，山林所在市町村の地域の特性と応益原則に適合した税であり，財源の乏しいこれら市町村においては極めて貴重な財源となつているが，現行の税率が低いこと，新しいタイプの間接税における輸入材の取扱いとの権衡等から，これを新しいタイプの間接税に吸収することが適当であるとの意見があつた。

⑦ 事業所税の課税団体の範囲の拡大について，引き続き検討すべきであるとの意見があつた。

(4) 特定財源等(自動車関係諸税及びエネルギー関係諸税等)

① 国の特定財源等(揮発油税，地方道路税，石油ガス税，自動車重量税，航空機燃料税，電源開発促進税，石油税)の間接税等(国税)に占める割合は，昭和30年度の7.3％から昭和55年度の36.0％まで上昇してきたが，近年は31％程度の水準を保ちつつほぼ横ばいの状態で推移している。

地方間接税の特定財源(自動車取得税，軽油引取税，入湯税)の間接税等(地方税)に占める割合は，昭和30年度の0.4％から昭和54年度の31.6％まで上昇してきたが，近年は27％程度の水準を保ちつつほぼ横ばいの状態で推移している。

② 一般に，特定財源制度は，特定される公共サービスの受益と負担との間にかなり密接な対応関係が確認される場合には，一定の合理性を持ちうるが，一方，それが資源の適正な配分を歪め，財政の硬直化を招く傾向を持つことも確かであり，その妥当性については常に吟味していく必要がある。

自動車関係諸税の多くは道路整備のためにその使途を特定されているが，これについては，最近における道路整備の状況，厳しい財政事情等を考慮すれば，一般財源化の方向で検討すべきであるとの意見があつた。これに対し，地方の道路目的財源については，現下の地方道の整備水準及び地方道に係る特定財源比率が依然として低いこと等にかんがみ，道路の計画的整備を円滑に進めるため，その充実強化を図るべきであるとの意見があつた。

特定財源制度の問題は，財政需要の優先度等を含め，財政の資源配分調整機能を有効に活かす見地から，幅広く検討を行う必要がある。

③　現行の自動車関係諸税(揮発油税，軽油引取税，自動車税，物品税等)は税目が多くかつ複雑であるから，これを簡素化すべきであるという指摘がある。

この問題は，納税者の理解と協力を求める上で確かに重要であるが，個々の自動車についてみればこれらの税がすべて課されるというわけではないこと，現行の税体系は，自動車の取得，保有，燃料の消費に着目して各種の税を課すこととしており，これによつて全体として適正な税負担が実現されると考えられること，諸外国においてもおおむね同様の税体系を有していること等を総合的に勘案すると，現行税制には理由があるものと考えられる。

④　エネルギー関係諸税のうち，石油税は，石油一般の利用に共通する便益性に着目して課される税であり，このような税の性格から，根元の段階で課税することには合理性があると考えられるが，この点については，税負担の求め方として問題であるとする意見があつた。

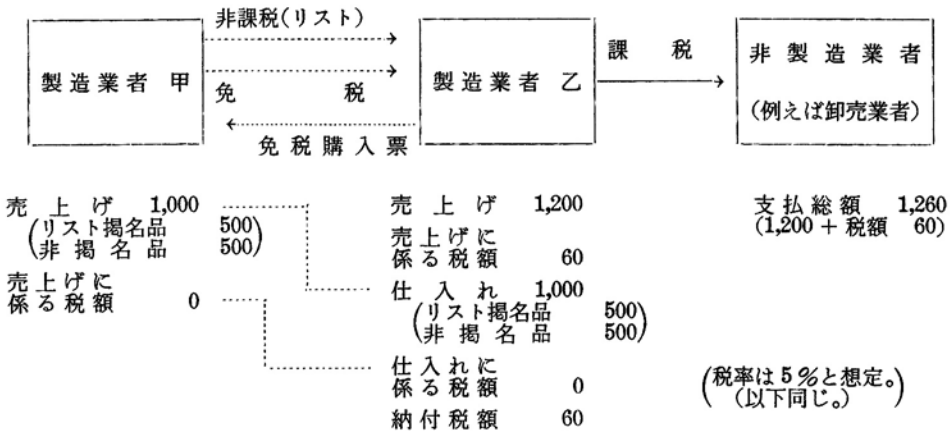
⑤　入湯税については，鉱泉浴場所在市町村における特別な財政需要を賄うべき目的税であり，その税率は定額により定められているため，所得，物価水準の推移等に応じて随時その見直しを行うことが必要である。

⑥　新しいタイプの間接税を導入する場合の特定財源との調整については，新しいタイプの間接税と受益者負担又は原因者負担的な性格を持つ特定財源とは課税の趣旨を異にするところから，新しいタイプの間接税を上乗せして課税するのが原則であると考えられる。

また，石油関連製品の税負担の増大を基本的には避けるべきであるとする考え方に立てば，石油関係諸税の対象物品については，新しいタイプの間接税を課税した上で税負担の調整を行うという方法や新しいタイプの間接税を非課税とする方法も考えられよう。

（参　考）　3類型4方式の仕組み

A－Ⅰ案　製造業者売上税（非課税リスト・免税購入票併用方式）



① 原材料等の製造業者甲が，製造業者乙に対し，乙の製造する課税物品の原材料及び製造用機械を販売する場合，

㋑ 専ら課税物品の製造業者が購入するものとして非課税リストに掲名された物品（例えば鉄鉱石）については，非課税で販売する。

㋺ 非課税リストに掲名されない物品については，乙が免税購入票を発行すれば，免税で販売することができる。

したがつて，甲は税務当局に納税する必要はない。

② 乙が非製造業者（例えば卸売業者）に対し販売する場合，乙は売上価格に売上げに係る税額60（1,200×5％）を上乗せして販売する。したがつて，乙はこの税額60を税務当局に納付する。

なお，乙は，甲から原材料及び製造用機械を仕入れるに当たり，

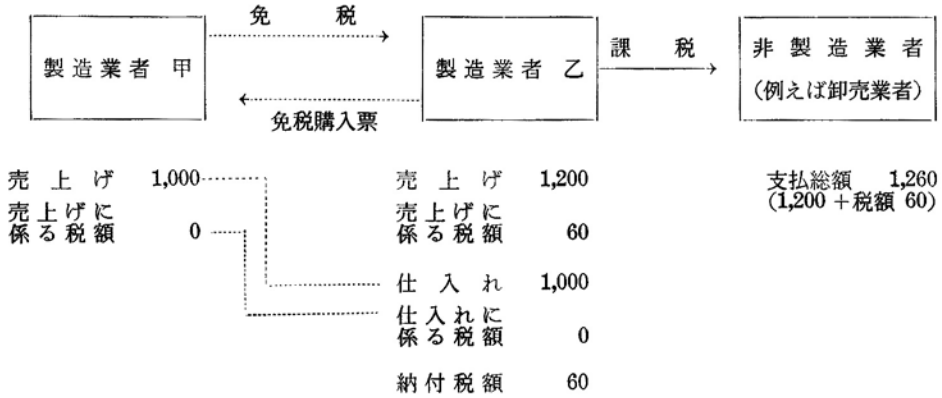
㋑ 非課税リストに掲名された物品については，免税購入票を必要とせず，非課税で購入する。

㋺ 非課税リストに掲名されない物品については，免税購入票を発行すれば免税で購入することができる。

したがつて，仕入れに係る税額はない。

③　A－Ⅰ案は製造業者売上税のため，卸売業者等の非製造業者は，乙から税込みで仕入れ，その税額を売上価格に含めて小売業者等に販売することになる。

A－Ⅱ案　製造業者売上税(免税購入票方式)



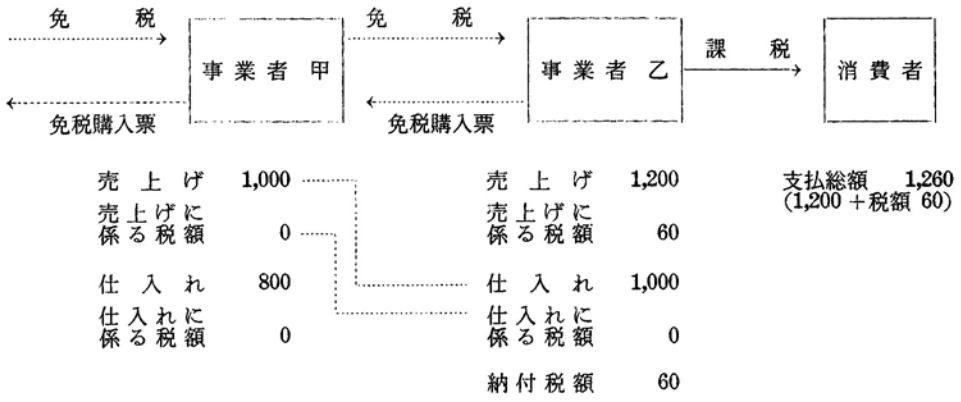
①　原材料等の製造業者甲が，製造業者乙に対し，乙の製造する課税物品の原材料及び製造用機械を販売する場合，乙が免税購入票を発行すれば，免税で販売することができる。したがつて，甲は税務当局に納税する必要はない。

②　乙が非製造業者(例えば卸売業者)に対し販売する場合，乙は売上価格に売上げに係る税額60(1,200×5％)を上乗せして販売する。したがつて，乙はこの税額60を税務当局に納付する。

なお，乙は，甲から原材料及び製造用機械を仕入れるに当たり，免税購入票を発行すれば免税で購入することができるので，仕入れに係る税額はない。

③　A－Ⅱ案は製造業者売上税のため，卸売業者等の非製造業者は，乙から税込みで仕入れ，その税額を売上価格に含めて小売業者等に販売することになる。

B　案　事業者間免税の売上税(免税購入票方式)



① 甲が乙に販売する場合，乙が免税購入票を発行すれば，免税で販売することができる。したがつて，甲は税務当局に納税する必要はない。

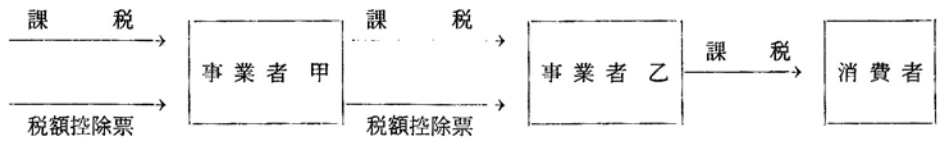
なお，甲は，仕入れの際，免税購入票を発行すれば仕入先から免税で購入することができるので，仕入れに係る税額はない。

② 乙が消費者に販売する場合，乙は売上価格に売上げに係る税額 60(1,200×5％)を上乗せして販売する。したがつて，乙はこの税額 60 を税務当局に納付する。

なお，乙は，甲から仕入れる際，免税購入票を発行すれば免税で購入することができるので，仕入れに係る税額はない。

③ このように事業者間の取引は免税で行われるが，消費者等課税事業者でない者に販売する事業者だけが，税務当局に納税することになる(単段階一括納税)。

C　案　日本型付加価値税(税額控除票方式)



売上げ	1,000		売上げ	1,200	支払総額　1,260 (1,200＋税額 60)
売上げに係る税額	50		売上げに係る税額	60	
仕入れ	800		仕入れ	1,000	
仕入れに係る税額	40		仕入れに係る税額	50	
納付税額	10 (50－40)		納付税額	10 (60－50)	

① 甲の課税期間中の売上げを1,000とすると，売上げに係る税額は50（1,000×5％）となる。したがつて，乙の仕入総額は1,050（仕入れ1,000＋仕入れに係る税額50）である。

② 甲は乙に対し請求書等に税額を別記した税額控除票を発行する。なお，税額控除票は取引の都度発行する必要はなく，一定期間まとめて発行することができる。

③ 甲は，課税期間終了後，売上げに係る税額50から仕入れに係る税額40を控除した差額10を税務当局に納付する。

(注)　甲の仕入れに係る税額40は，甲に販売した事業者等により税務当局に納付される。

④ 乙は，消費者に対し，売上価格に売上げに係る税額60(1,200×5％)を上乗せして販売する。ただし，販売先が消費者であるので，税額控除票を発行する必要はない。

乙は，課税期間終了後，売上げに係る税額60から仕入れに係る税額50を控除した差額10を税務当局に納付する。

＜付＞　税制改革の経済及び家計に与える影響

当調査会は審議の過程において，税制改革が全体として国民経済に対してどのような影響を及ぼすか，また，個別の家計の税負担に対してどのような変化を与えるか，といつた点について検討を加えた。その際，改革案の姿として，現在検討されている各税目のうち相続税の見直し等は捨象し，税収中立性の前提の下に，仮に減収面で個人所得課税の負担軽減及び法人課税の負担軽減，増収面で利子課税の見直し及び新しいタイプの間接税の導入を実施する場合を想定して検討を行つた。なお，税制改革の影響は当然のことながら，各措置の規模，具体的仕組み，実施時期，更には経済情勢等によつて左右されるものであり，また，個々の家計の世帯構成，収入，支出の態様等によつても異なることに留意する必要がある。

1　税制改革の経済に与える影響（マクロ試算）

想定された改革案が全体として消費，投資等経済の各需要項目に対してどのような影響を与えるかをみると，まず，民間消費については，個人所得課税の軽減は家計の可処分所得を増加させる要因となる一方，新しいタイプの間接税の導入は物価の上昇を通じて実質可処分所得を減少させる要因となる。これらの要因は，税制改革全体として増減収ゼロという前提の下では，おおむね相殺されると考えられること等から，民間消費に対する影響はほぼ中立的なものと考えられる。住宅投資に対する影響もおおむね中立的なものとなろう。また，法人課税の負担軽減により企業の税引後収益が増える一方，新しいタイプの間接税が導入されても，企業の購入する投資財について免税又は税額控除が認められることにより，投資コストの上昇は回避されるので，企業は設備投資を活発化させることとなろう。これら各需要項目を合わせた実質国民総支出についてみると，税制改革は，増減収ゼロの前提の下では，全体として中立的ないし若干プラスの影響をもたらすものとなると考えられる。（附属資料参照）

以上は，主として経済の需要面における税制改革の短期的な影響を検討したものであるが，より長期的な観点あるいは経済の構造面ないし供給面の観点から税制改革の効果を考えると，個人所得課税の累進緩和，法人課税の実効税率の引下げは中長期的には勤労意欲や事業意欲に対し好ましい影響を与え，経済の活力を高めることとなると考えられる。また，改革案が，課税ベースの拡大を通じて，個人や企業の事業活動

や消費行動に対してより中立的なものとなれば，民間部門を中心とした経済の活性化に資するものとなろう。

2　税制改革の家計の負担に与える影響（ミクロ試算）

(1)　家計の負担に与える影響を考えるに当たつては，生涯を通じた所得稼得及び消費の態様が同型化しつつあることから，就職，結婚から退職までの生涯の各段階（ライフ・ステージ）ごとの収入や支出の態様に応じて家計のゆとりが変化するという点に着目して，そのようなライフ・ステージに応ずる税負担の変化を考えることが重要である。

個人所得課税については，累進構造の緩和により，普通のサラリーマンの現役中における負担率の変動は，現在より小幅なものとなろう。

財やサービス一般に課税される間接税の負担については，非課税品目の範囲及び支出の態様に即して考える必要があり，新しいタイプの間接税において，仮に食料品等が非課税とされるとすれば，これを除いた場合の消費性向からみて，新しいタイプの間接税の年齢階層別の負担率はかなりの程度平準化されたものになろう。なお，税負担を測る指標として所得を基準にとる場合が多く見受けられるが，消費自体に担税力を認識するとの観点に立てば，消費課税の消費支出総額に対する負担率は比例的であるといえることを付言しておきたい。

また，税制改革の影響を所得階層別にみると，個人所得課税において累進が緩和されること，新しいタイプの間接税の負担は緩やかに逆進的ないし比例的なものに近いこと等から税体系全体としての累進度は緩和されるが，基幹税である個人所得課税の累進性は基本的に維持されることから，税体系全体としても相応の累進度が引き続き維持されるものと考えられる。

なお，家計の負担を考えるに当たつては，社会保障といつた歳出面を通ずる所得再分配が広範に行われるようになつていることも合わせ考えておく必要があろう。

(2)　想定された改革案全体としての家計の負担への具体的影響について，「家計調査」等に基づき，勤労者の平均的な生涯の収入・支出のモデルを想定して試算してみると（附属資料参照），働き盛りで収入も比較的高い40代後半から50代にかけては負担の軽減額が大きくなつている一方，20代及び30代にかけては負担減が小幅となり，ケースによつては24歳以下の独身段階で負担増になる場合もある。第一の職場を退職して再就職している60代前半では，おおむね負担減となつているが，収

入に比べ消費の水準が高いこと等から，一部のケースにおいて若干の負担増になつている。引退して年金生活に入つている60代後半以降ではおおむね負担減となつている。

また，「家計調査」等に基づき勤労者標準世帯について年間収入五分位階級別に，家計の負担の変化を具体的に試算してみると，各分位を通じておおむね負担減となつている。収入が最も高く，現行個人所得課税の負担額も大きい第5分位では，累進緩和の結果，軽減額が大きくなつている。

なお，これらの試算については次の点に留意すべきである。

① 想定された改革案の中で法人課税の負担軽減を考慮したケースにおいては，法人課税の負担は究極的に個人に帰着するとの考え方に立ち，その軽減分が株主たる個人及び消費者たる個人に半分ずつ帰着するものと仮定して試算している。

② 試算では，増減収ゼロという前提にもかかわらず，多くの年齢階層又は収入階層で負担減という結果となるが，これは，新しいタイプの間接税の負担を「家計調査」等に基づき算出しているので，家計の支出に直接現れる負担額しか試算上とらえられないことによる。したがつて，主として，非課税物品・サービスを販売・提供する企業の購入分，公共部門の購入分に係る負担額は試算に含まれないことになる。

附　属　資　料

目　　次

第一　基本的考え方　　頁

1　諮　問 …… 1

2　税制調査会第十一回総会における内閣総理大臣挨拶 …… 2

3　昭和６０年度の税制改正に関する答申（抄）－昭和５９年１２月－ …… 3

4　戦後の経済、社会、国民生活等の推移 …… 4

5　所得格差の推移 …… 5

6　社長と新入社員の年収の格差の推移 …… 5

7　大学進学率の推移等 …… 6

8　モデル世帯の生涯収支（昭和５７年価格） …… 7

9　歳出総額に占める租税及び印紙収入の割合 …… 8

10　歳出総額に占める地方税収入の割合 …… 9

11　最近における税制改正の動向（国税関係） …… 10

12　最近における税制改正の動向（地方税関係） …… 11

13　アメリカの１９８６年税制改革法の概要 …… 12

14　国税収入の構成の国際比較 …… 14

15　地方税収入の構成の国際比較 …… 15

16　国民一人当たりの国税額（実額、５９年実績） …… 16

17　国民所得に対する租税負担率及び社会保障負担率の国際比較 …… 17

18　国税収入の累年比較（国民所得比、構成比） …… 18

19　地方税収入の累年比較（国民所得比、構成比） …… 19

20　最近における納税環境の整備 …… 20

21　納税者数、実調割合等の推移（国税関係）

(1)　納税者数等の推移 …… 21

(2)　実調割合の推移 …… 21

(3)　税務調査における申告漏れ所得割合の推移 …… 21

22　納税義務者数等の推移（地方税関係） …… 22

23　租税収入の国と地方団体との配分 …… 23

第二　個別税目についての検討

一　個人所得課税

1　所得税制度の国際比較 …… 24

2　所得税の主な税率改正の推移（平年分） …… 25

3　所得税の実効税率の国際比較 …… 26

4　給与の収入金額1,０００万円までの所得税の限界税率の
国際比較（地方税を含む。） …… 27

5　世帯主の年齢階級別一世帯当たり収入と支出（全国勤労者世帯）＜昭和６０年＞… 28
6　給与収入階級別所得者数の累年比較 …… 29
7　所得者数と所得税納税者数の国際比較 …… 30
8　住民税の負担水準等の状況 …… 31
9　住民税所得割の税率改正の推移
(1)　市町村民税 …… 32
(2)　道府県民税 …… 33
10　住民税所得割の課税標準段階別の納税義務者数の累年比較
(1)　市町村民税 …… 34
(2)　道府県民税 …… 34
11　住民税所得割の賦課制限
(1)　現行制度の仕組み …… 35
(2)　適用状況＜昭和６０年度＞ …… 35
（参考）所得税・住民税の実効税率（夫婦子２人の給与所得者の場合）
12　住民税の課税最低限等の推移（夫婦子２人の給与所得者の場合） …… 37
（参考１）夫婦子２人の給与所得者の課税最低限の内訳
（参考２）夫婦子２人の給与所得者の非課税限度額の内訳
13　給与所得控除
(1)　制度の概要 …… 38
(2)　給与総額に対する給与所得控除総額の割合 …… 38
(3)　給与の収入金額に対する給与所得控除額の割合 …… 38
14　タイプ別の税率及び給与所得控除
(1)　所得税 …… 39
(2)　個人住民税 …… 40
15　税負担軽減状況
(1)　所得税及び個人住民税 …… 41
(2)　所得税 …… 45
(3)　個人住民税 …… 49
16　夫婦の稼得割合別所得税負担の比較（夫婦子２人の給与所得者の場合） …… 53
（付）現行課税方式と二分二乗課税方式との所得税負担の比較
（夫婦子２人の給与所得者の場合）
17　形態別税負担の比較（事業利益1,０００万円の場合） …… 54
18　青色事業専従者のある納税者の専従者給与額の事業所得に占める割合
（営業所得者の場合）＜昭和５９年分＞ …… 55
19　みなし法人課税選択者の事業主報酬等の所得に対する割合＜昭和６０年分＞ …… 56
20　世帯主のみ働いている世帯と夫婦共働き世帯との比較 …… 57
21　我が国の年金課税の概要 …… 58

22　有業者の有無、家計を賄う主な収入の種類別一世帯当たり年間支出額
（全国、高齢者夫婦世帯）＜昭和５９年＞ …… 59
23　利子・配当に対する所得税の課税の概要 …… 60
24　利子・配当に対する住民税の課税の概要 …… 61
25　貯蓄種類別個人貯蓄残高等
(1)　個人貯蓄残高 …… 62
(2)　非課税貯蓄残高 …… 62
26　少額貯蓄非課税制度の利用状況（昭和６１年３月末） …… 63
27　非課税利子額と事業所得金額の推移 …… 64
28　年間収入５分位階級別一世帯当たりの貯蓄保有状況
（全国勤労者世帯）＜昭和６０年＞ …… 65
29　非課税貯蓄制度の年間所得階級別利用状況＜昭和６１年＞ …… 66
30　国際協調のための経済構造調整研究会報告書（昭和６１年４月７日）－抜粋－ …… 67
31　経済構造調整推進要綱（昭和６１年５月１日経済対策閣僚会議）－抜粋－ …… 68
32　経済企画庁「昭和５８年経済の回顧と課題」（分析研究編）－抜粋－ …… 69
33　主要国における非課税利子の概要 …… 70
（付）個人貯蓄残高に占める非課税貯蓄の割合
34　有価証券譲渡益課税の概要 …… 72
35　譲渡面積及び譲渡所得の推移（個人分） …… 73
二　法人課税
1　法人課税の税率水準の国際比較 …… 74
（参考）実効税率の推移
2　法人種類別の法人税率 …… 75
3　法人住民税の税率等 …… 76
4　法人事業税の税率等 …… 77
5　法人企業の自己資本比率の推移 …… 78
6　所有者別持株比率の推移（全上場会社） …… 79
7　法人企業の引当金の利用状況 …… 80
8　法人企業の減価償却限度額と実施額の推移 …… 81
9　企業関係租税特別措置による減収額（平年度）＜昭和６１年度＞ …… 82
10　企業関係非課税等特別措置による減収見込額（平年度）＜昭和６１年度＞ …… 83
11　外国税額控除制度
(1)　業種別外国税額控除額の推移 …… 84
(2)　主要国の二重課税排除制度 …… 84
12　法人種類別の法人数及び所得金額＜昭和５９年度＞ …… 85
（参考）公益法人等の数
13　資本金額階級別の欠損法人割合の推移 …… 86

14　事業税の外形標準課税に関する税制調査会の検討の経緯 …… 87
15　社会保険診療報酬に対する事業税課税の特例措置 …… 89
16　個人事業税の課税対象事業等 …… 90
三　資産課税
1　相続税の基本的仕組み …… 91
2　相続税の課税状況
(1)　課税状況の推移 …… 92
(2)　財産階級別課税状況 …… 93
(3)　財産種類別構成割合 …… 93
3　相続税の課税最低限の推移 …… 94
（参考）土地価格指数等の推移
4　相続税の税率構造の推移 …… 96
5　相続税制の国際比較 …… 97
（参考）相続税負担率の国際比較（相続人が配偶者と子２人の場合）
6　贈与税の課税状況等の推移 …… 99
7　固定資産税及び都市計画税の概要 …… 100
8　固定資産税の課税状況
(1)　国民所得等に対する割合の推移 …… 101
(2)　資産別税額の推移 …… 102
9　固定資産税及び都市計画税の納税義務者数等＜昭和６０年度＞ …… 103
10　国民所得等に対する不動産税の割合の国際比較 …… 104
11　土地の評価替え及び負担調整措置の推移
(1)　評価替えの推移 …… 105
(2)　負担調整措置の推移 …… 105
12　市街化区域農地の課税の適正化措置（宅地並み課税）の概要 …… 106
13　特別土地保有税の概要 …… 107
14　旧富裕税の概要 …… 108
四　間接税
1　国税における間接税等の構成比の推移 …… 109
2　地方税における間接税等の構成比の推移 …… 110
3　国税収入に占める間接税等の割合の推移 …… 111
4　地方税収入に占める間接税等の割合の推移 …… 112
5　個人消費支出に対する間接税等の税収の割合の推移の国際比較 …… 113
6　ＯＥＣＤ諸国における付加価値税等の実施状況 …… 114
7　最近における間接税に関する諸外国からの批判 …… 115
8　新しいタイプの間接税（３類型４方式）の概要 …… 116
9　売上階級別の企業数、売上高の累積割合（昭和５８年度ベース） …… 119

（付表）売上階級別の企業数、売上高試算（昭和５８年度ベース）
10　イギリス、西ドイツ、フランス及び韓国の付加価値税における
小規模事業者に対する特例措置 …… 121
11　カナダ製造業者売上税及びアメリカ州小売売上税における非課税の範囲等 …… 122
12　イギリス、西ドイツ、フランス及び韓国の付加価値税における非課税の範囲等 …… 123
（参考１）食料品に対する付加価値税の税率
（参考２）一般消費税（仮称）における非課税の範囲
13　年間収入十分位階級別実収入等に対する消費支出等の割合
（勤労者世帯）＜昭和６０年＞ …… 126
14　ＥＣ諸国における付加価値税率の推移 …… 128
15　各国において課税ベースの広い間接税と併課される個別間接税 …… 129
16　物品税の税率構造等の現状 …… 130
17　酒税の税率の概要 …… 131
18　主要酒類の小売価格に占める税負担割合の推移 …… 132
19　たばこ消費税の概要 …… 133
20　地方たばこ消費税の概要 …… 134
21　国税収入に占める印紙税の割合の推移 …… 135
22　有価証券取引税の税率等及び国税収入に占める割合の推移 …… 136
23　現行地方間接税の課税制度の概要 …… 137
24　事業所税等の概要
(1)　事業所税の概要 …… 139
(2)　事業所税の現行課税団体等の状況 …… 139
(3)　自動車税、軽自動車税の概要 …… 140
25　特定財源等の概要
(1)　国税 …… 141
(2)　地方税 …… 142
（参考１）道路財源とされている地方譲与税の概要
（参考２）道路整備状況（60.4.1現在）
＜付＞　税制改革の経済及び家計に与える影響
1　税制改革の経済に与える影響に関する仮定試算（マクロ試算） …… 144
2　税制改革の家計の負担に与える影響に関する仮定試算（ミクロ試算） …… 146

第一　基本的考え方

1　諮　問

昭和60年９月20日

税制調査会会長　殿

内閣総理大臣　中曽根　康　弘

諮　　問

貴会に下記の事項を諮問します。

記

（趣旨）

我が国の税制は、戦後まもなくシャウプ勧告に基づいた抜本的税制改正が行われて以来35年を経過し、この間、そのときどきの社会経済の動向及び財政の状況に応じつつ、随時税制の見直しが行われてきたところである。しかしながら、最近における産業・就業構造の変化、所得水準の上昇と平準化、人口構成の老齢化、消費の多様化・サービス化等の社会経済情勢の変化は著しく、これを背景として、税制に関し、さまざまなゆがみ、ひずみや税に対する重圧感等が指摘されてきているところであり、その中にあって国税、地方税を通じ、中堅所得者層を中心とした負担の軽減、合理化、企業負担の適正化を求める声も高まってきている。

最近における税制の推移をみると、財政事情等との関連もあり、基本的な見直しがなされないままに推移してきているが、今後既存税制の枠内での部分的な手直しを続ける場合には、税体系のゆがみ等を更に拡大し、また、税制を一層複雑化させるおそれがある。

このような状況にかんがみ、最近における社会経済情勢の変化及び将来の国民生活の展望を踏まえ、国民各層の要望にどうこたえるかを考慮しつつ、国民負担を公平、公正かつ今日の状況に即した合理的なものとすると同時に、簡素で分かりやすい制度の確立を目指し、かつ、個人と企業を通じて経済社会の活力ある発展を期して、税制全般の抜本的見直しを行う必要があると考える。その際、税制は、納税者の十分な理解と協力なしでは円滑に運営され得ないものであるところから、国民の選択の方向を十分くみとりつつ、望ましい税制を確立する必要がある。

（諮問）

最近における社会経済情勢の推移と将来の展望を踏まえつつ、公平かつ公正な国民負担の実現、簡素で分かりやすい制度の確立及び活力ある経済社会の構築を目指し、かつ、国民の選択の方向を十分くみとり納税者の理解と協力を得られるような望ましい税制のあり方について審議を求める。審議のとりまとめに当たっては、まず、税負担の軽減、合理化のための方策について明らかにし、次いでその財源確保のための方策等を含めた税制改革の全体的方向について明らかにすることとされたい。

2　税制調査会第十一回総会における内閣総理大臣挨拶

六十・九・二十

本日ここに、税制調査会第十一回総会が開催されるに当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、常日頃、税制につきまして格別御熱心に調査審議を賜り、誠に有難うございます。また、今回新たに特別委員に御就任をお願いいたしました方々には、御快諾いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、近年の我が国の経済、社会の歩みを顧みますと、二度にわたる石油危機以後の潮流の変化には顕著なものがあります。すなわち、安定的な経済成長への移行、経済のソフト化、いわゆる「一億総中流」といった言葉に端的に表されるような社会意識の変化等に加え、あらゆる分野での国際化の進展は著しく、また、一方で、高齢化社会の到来が一歩一歩迫りつつあります。

そこで、こうした経済、社会の変化を一つの節目として積極的に受け止め、我が国の政治、経済、外交、文化等各般の分野を総合的に再点検し、適時適切な改革を強力に押し進め、二十一世紀に向けて態勢を整えるべき時期にきていると確信いたしているところであります。

このような考え方に立ち、税制につきましてもこの際、抜本的見直しを行う必要があると考えます。我が国の税制の推移を見ますと、戦後まもなくシャウプ勧告に基づいた抜本的税制改正が行われて以来、既に三十五年を経過しております。この間、そのときどきの社会経済の動向及び財政の状況に応じつつ、随時税制の見直しが行われてきたところでありますが、先に申し述べました、最近における社会経済情勢の著しい変化を背景として、税制に関し、様々なゆがみ、ひずみ、税に対する重圧感等の問題が指摘されるに至っております。また先頃発表されました、総理府の国民生活に関する世論調査において、政府に対する要望として、税の問題が初めてトップになるなど、納税者からの税制の抜本的見直しを求める気運も高まってきていると考えられます。

このような状況にかんがみれば、国民各層の要望を踏まえつつ、租税負担を公平、公正かつ合理的なものとすると同時に、簡素でわかりやすい制度の確立を目指し、かつ個人と企業を通じて経済社会の活力ある発展を期して、税制全般の抜本的見直しを行うことは喫緊の課題であります。

申すまでもなく、税制は、国民生活と密接な関係を持ち、国、地方を通じて財政の根幹を成すものであり、納税者の十分な理解と協力なしでは円滑に運営され得ないものであります。そこで、税制の抜本的見直しに当たっては、国民の選択の方向が奈辺にあるかにつきましても、的確にお汲みとりいただくことが重要であります。

御審議に当たりましては、税に関する重圧感を除去し、まず、国民の理解を得ることが重要であることに鑑み、とりまとめの手順としては、負担あるいは負担感の軽減、合理化に資するものからお願いし、それを踏まえた上で、一体としての包括的な御指針を来年秋頃までにいただければ幸いに存じます。

私が今回新たに諮問を行い、抜本的税制改革のための審議をお願いいたしますのは、以上申し述べましたような趣旨によるものであります。したがいまして、税制の抜本的見直しは、税収増を目的とするものではなく、また一方、現在の負担水準や財政状況等に顧みれば、税収減をもたらすものであってはなりません。その眼目は、税制のゆがみ、ひずみを除去し、安定的な歳入構造を確保することであります。

このような税制改革におきましては、一方で負担の軽減もあれば、他方で負担の適正化も生じてまいりましょうが、これらを総合し、あくまで一体とした改革を目指さなければなりません。そうした中では、既存の利害を少なからず調整せざるを得ない場合も予想され、改革のためには相当なエネルギーが必要とされます。私としても、国民の理解と協力を得つつ、強力なリーダーシップを持って大胆にかつ固い決意をもって改革を進めていく所存であります。

委員の皆様方におかれましても、申し上げるまでもないことではございますが、税制改革は、全体として公正なものを目指すという趣旨に照らしまして、部分的、個別的な視点にとらわれることなく、全体としての整合性を念頭に置かれまして、幅広い視野に立って御検討いただきますようお願い申し上げます。

御審議の内容は多岐にわたり、相当な作業になると存じますが、何卒、精力的に御審議をいただき、皆様方のお力で適切な御指針をいただければ幸いに存じます。

以上をもちまして、私の御挨拶とさせていただきます。

3　昭和60年度の税制改正に関する答申(抄)―昭和59年12月―

一　基本的考え方

1　今後の財政運営と税制のあり方

(5)　今後における税制のあり方については，既に昭和58年11月の「今後の税制のあり方についての答申」(以下，「中期答申」という。)において，「税制全体を産業・就業構造の変化，所得の平準化，人口構成の老齢化，消費の多様化・サービス化等の社会経済情勢の変化に対応して見直すことは，税制をより公平かつ経済に対し中立的なものとする観点からそれ自体として必要であるのみならず，適切な税収を確保するためにも不可欠の条件となつている。」と指摘したところである。

もちろん，従来，その時々の諸情勢に応じて税制の見直しが行われてきたところであるが，既存税制の枠内での部分的な手直しにとどまる限り，所得，資産，消費等の間で適切な税負担のバランスを図るという観点からは税体系に歪みを生じさせ，また，税制を一層複雑化させることとなる。

したがつて，既存税制の部分的な手直しにとどまらず，今こそ国民各層における広範な論議を踏まえつつ，幅広い視野に立つて，直接税，間接税を通じた税制全般にわたる本格的な改革を検討すべき時期にきていると考える。

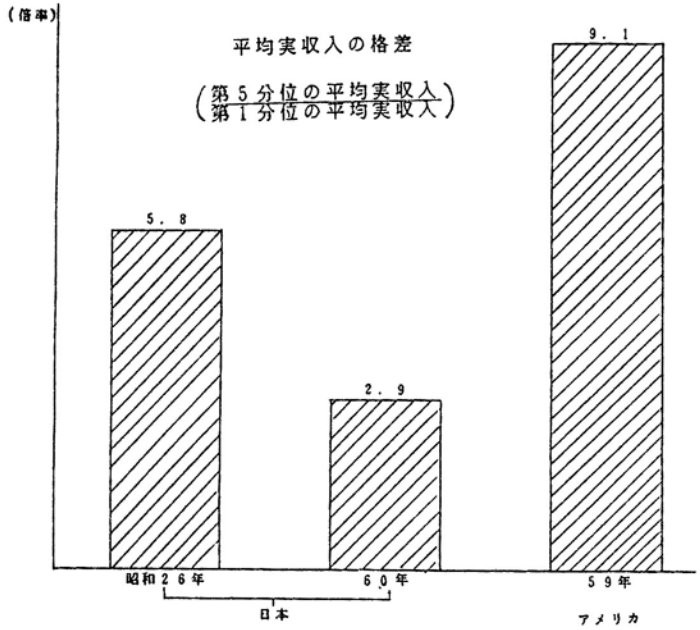
昭和60年度の税制改正に関する答申に当たつて，極めて異例ではあるが，当調査会としては，以上のことを指摘し，更に，この問題については，国民に十分な理解と協力を求める努力を尽すことが是非必要であることを付言しておきたい。

4　戦後の経済、社会、国民生活等の推移

項目	シャウプ勧告当時	昭和40年	現在
(経済の成長) 国民総生産（名目）	(昭和25年) 3兆 9,467億円 [1] (当時のアメリカのGNPの約26分の1)	(昭和40年) 32兆 7,068億円 [8.3] (当時のアメリカのGNPの約8分の1)	(昭和60年) (速報) 317兆 3,048億円 [80.4] (アメリカのGNPの約3分の1)
(経済構造の変化) 国内総生産の産業別構成比	(昭和25年) 第1次産業 26.0% 第2次産業 31.8% 第3次産業 42.2%	(昭和40年) 第1次産業 9.4% 第2次産業 38.7% 第3次産業 51.9%	(昭和59年) 第1次産業 3.1% 第2次産業 36.3% 第3次産業 60.5%
(所得水準の上昇) 1人当たり国民所得（名目）	(昭和25年) 4.1万円 [1] (当時のアメリカの約14分の1)	(昭和40年) 26.2万円 [6.4] (当時のアメリカの約4分の1)	(昭和59年) 197.8万円 [48.2] (アメリカの約3分の2)
(所得水準の平準化) 1カ月当たりの平均実収入の格差 (第5分位の平均実収入 / 第1分位の平均実収入)	(昭和26年) 5.8倍 (当時のアメリカは9.5倍)	(昭和40年) 2.9倍 (当時のアメリカは7.9倍)	(昭和60年) 2.9倍 (アメリカは9.1倍 (昭和59年))
(所得の給与化) 国民所得の構成	(昭和25年)	(昭和40年) 雇用者所得 57.3% 個人企業所得 26.4% 法人企業所得 8.2%	(昭和59年) 雇用者所得 69.6% 個人企業所得 10.5% 法人企業所得 9.8%
(消費の多様化、サービス化) 家計の最終消費支出に占めるサービス消費の割合	(昭和32年当時の三種の神器 白黒テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫)	(昭和45年) 42.4% (昭和41年当時の3C カラーテレビ、クーラー、カー)	(昭和59年) 50.4%
家計の消費支出に占める食料費の割合（エンゲル係数）	(昭和25年) 51.7%	(昭和40年) 36.2%	(昭和60年) 25.7%
(人口の高齢化) 総人口の年齢構成	(昭和25年) 0～14歳 35.4% 15～64歳 59.7% 65歳～ 4.9% (22年～24年ベビーブーム)	(昭和40年) 0～14歳 25.6% 15～64歳 68.1% 65歳～ 6.3%	(昭和60年) (速報) 0～14歳 21.5% 15～64歳 68.2% 65歳～ 10.3%
(経済の国際化) 貿易額（通関実績額）	(昭和25年) 輸出 2,980億円 [1] 輸入 3,482億円 [1]	(昭和40年) 輸出3兆 426億円 [10.2] 輸入2兆 9,408億円 [8.4]	(昭和60年) 輸出41兆 9,557億円 [140.8] 輸入31兆 849億円 [89.3]

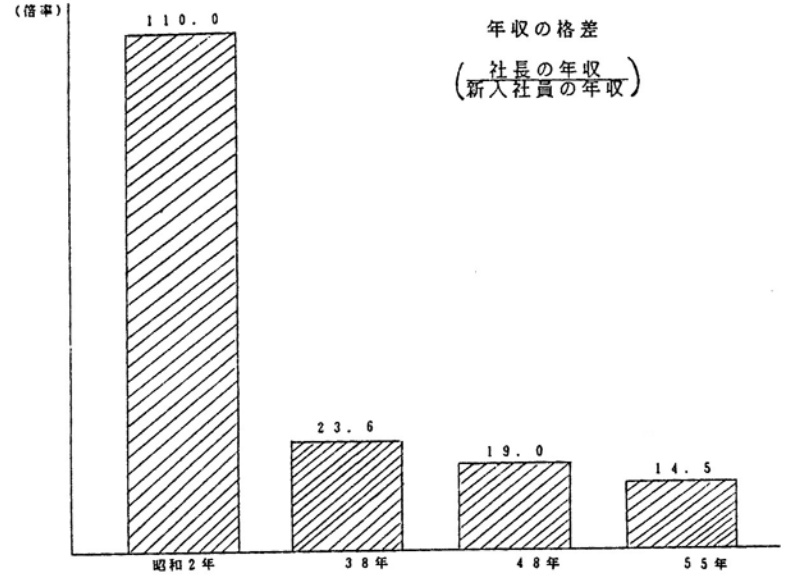
(注) [ ] 内の数字は、シャウプ勧告当時を1とした場合の倍率である。

5　所得格差の推移



（注）１．日本は、家計調査における全国勤労者世帯に係る計数である。
２．アメリカは、家計調査における全世帯に係る計数である。

6　社長と新入社員の年収の格差の推移

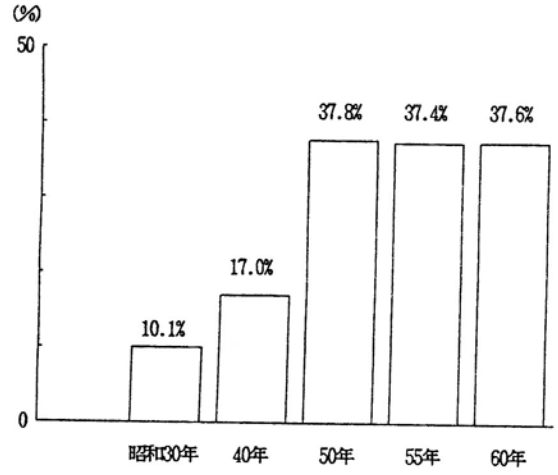


（注）１．日経連「労働問題研究委員会報告」（昭和５７年１月）による。
２．新入社員は、大卒男子である。
３．年収は、税引前である。

7　大学進学率の推移等

○短大・大学進学率

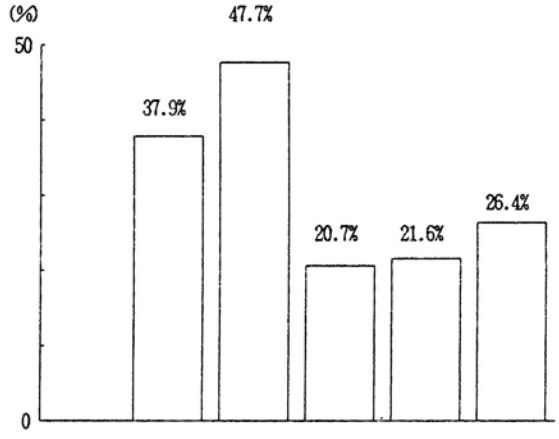
〔出典：文部省「学校基本調査」〕



○高等教育機関への進学率の国際比較

（１９８０年）

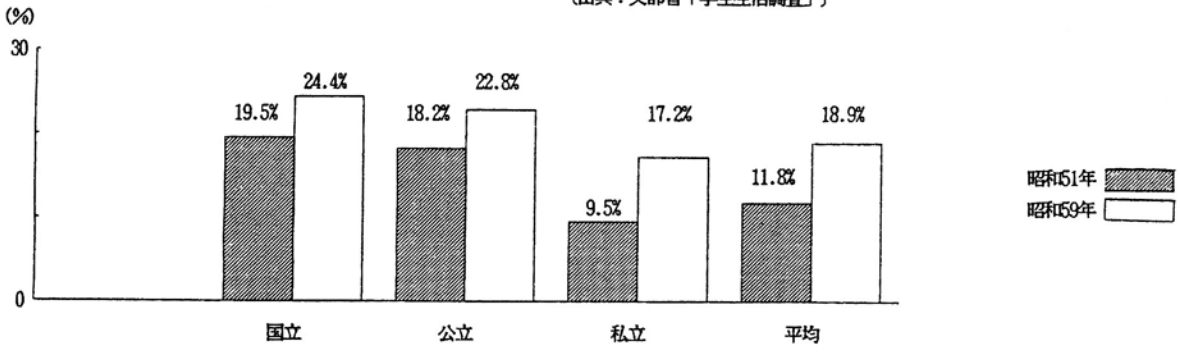
〔出典：文部省「教育指標の国際比較」〕



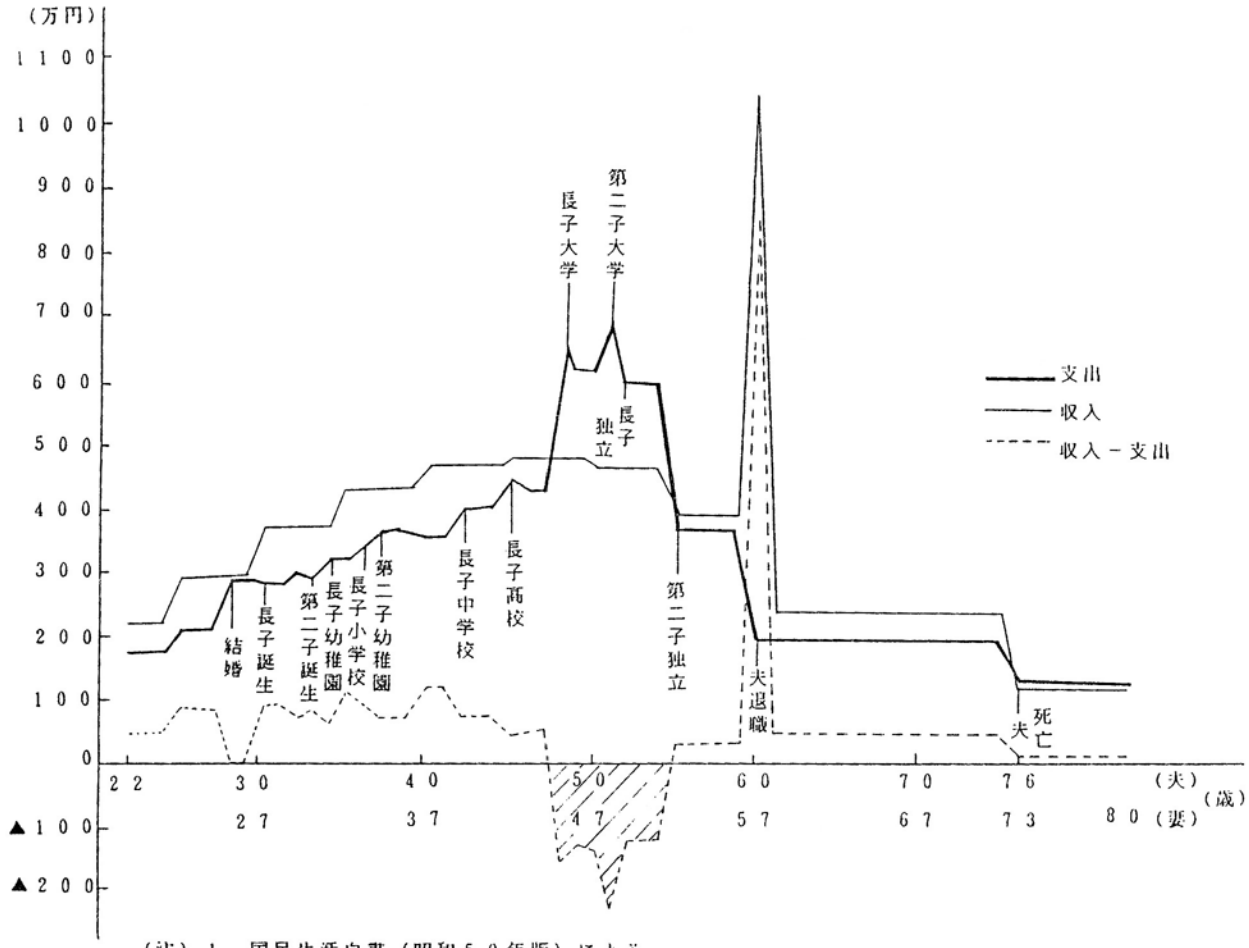
（※大学進学者のほか、高等専門学校４学年在学者をもふくむ。）

○設置者別大学学生に占める第１五分位（下から２０％）家庭出身者の割合

〔出典：文部省「学生生活調査」〕



8　モデル世帯の生涯収支(昭和57年価格)



(注) 1．国民生活白書（昭和59年版）による。

2．夫婦子2人のモデル世帯について、子供2人とも大学まで進むものとした計算である。

9　歳出総額に占める租税及び印紙収入の割合

（単位：億円、％）

年　度	歳出総額 Ⓐ	租税及び印紙収入 Ⓑ	割合 (Ⓑ／Ⓐ)
40	37,230	30,496	81.9
45	81,877	72,958	89.1
50	208,609	137,527	65.9
54	387,898	237,295	61.2
55	434,050	268,687	61.9
56	469,212	289,521	61.7
57	472,451	305,111	64.6
58	506,353	323,583	63.9
59	514,806	349,084	67.8
60	530,045	381,988	72.1
61　(予)	540,886	405,600	75.0

（注）　一般会計に係る計数である．

（付）　国際比較（59年）

（単位：％）

国　名	割　合
アメリカ	80.1
イギリス	82.6
西ドイツ	79.4
フランス	79.1

10　歳出総額に占める地方税収入の割合

（単位：億円，％）

年　度	歳出総額 A	地方税収入 B	割　合 （B／A）
40	43,651	15,494	35.5
45	98,149	37,507	38.2
50	256,545	81,548	31.8
55	457,808	158,938	34.7
56	491,653	173,255	35.2
57	511,333	186,286	36.4
58	523,069	198,413	37.9
59	538,700	214,939	39.9

（注）　普通会計に係る計数である。

11　最近における税制改正の動向(国税関係)

○酒税(税率)
○たばこ納付金(定価)

○揮発油税(税率)
○自動車重量税(税率)
○法人税(租特)

○印紙税(税率)
○登録免許税(税率)
○法人税(貸倒引当金)

○酒税(税率)
○石油税(創設)
○有取税(税率)

○揮発油税(税率)
○航空機燃料税(税率)
○法人税(貸倒引当金 租特)
○所得税(医師特例)

○法人税(退職給与引当金 租特)
○所得税(給与所得控除)
○たばこ納付金(定価)

○酒税(税率)
○物品税(税率等)
○印紙税(税率)
○有取税(税率)
○法人税(税率)

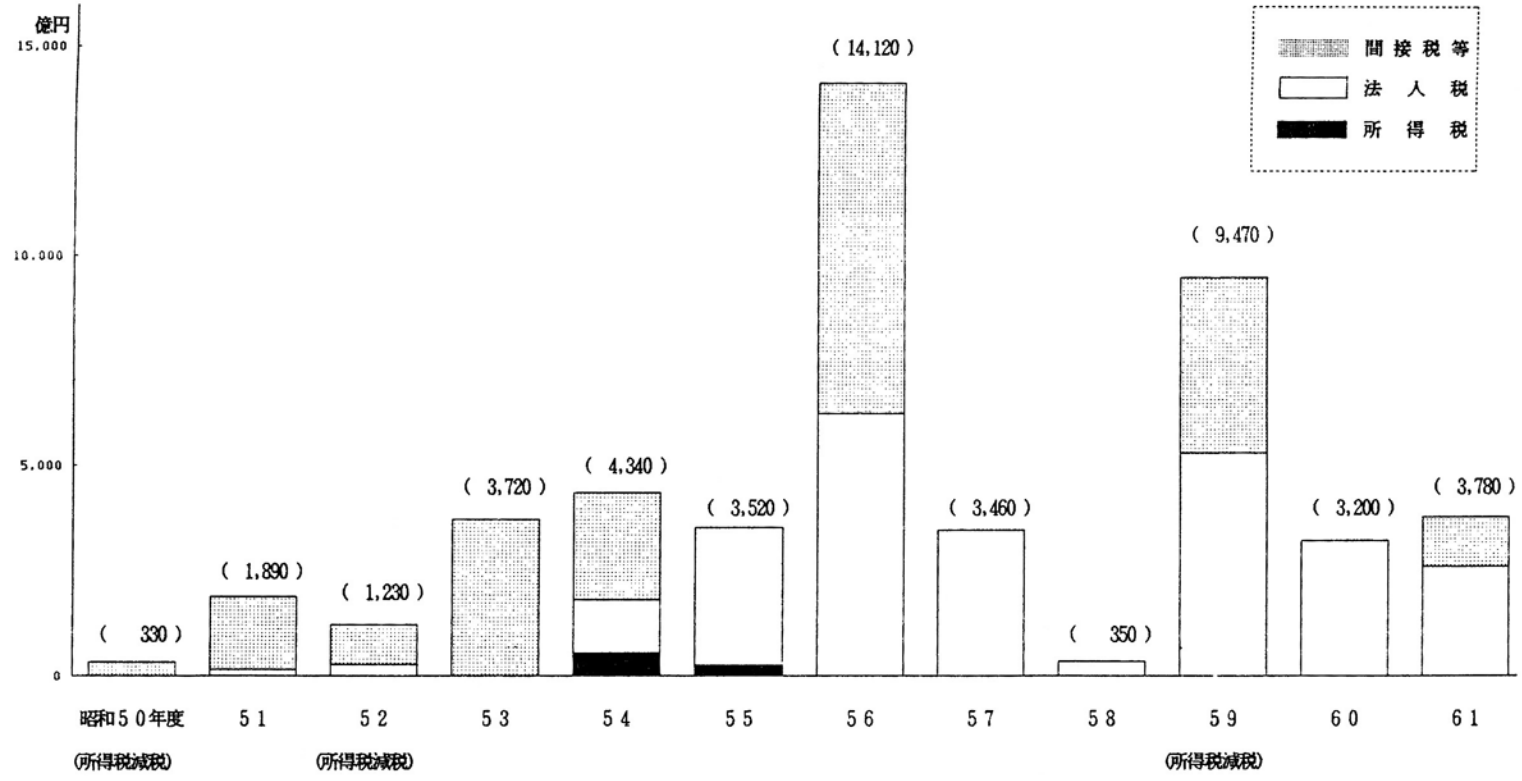
○法人税(延納制度 貸倒引当金 租特)

○法人税(貸倒引当金)
○たばこ納付金(定価)

○酒税(税率)
○物品税(税率等)
○石油税(税率等)
○法人税(税率 延納制度 繰戻還付)

○法人税(貸倒引当金 還付制限 軽減税率)

○たばこ消費税(税率)
○法人税(繰越控除 租特)



12　最近における税制改正の動向(地方税関係)

(単位：億円)

年　度	個人所得課税	法人課税	間接税等	摘　要
51	△ 1,821	154	1,446	個人住民税（給与所得控除・税率）、法人住民税・法人事業税（税率等）、自動車税・軽自動車税（税率）、軽油引取税（税率）、事業所税（課税団体）
52	△ 831	201	△ 107	個人住民税（基礎控除等）、法人住民税・法人事業税（税率等）、娯楽施設利用税（税率）、料理飲食等消費税（免税点）
53	－	134	411	法人住民税・法人事業税（税率等）、都市計画税（税率）
54	△ 568	620	1,179	個人住民税（基礎控除等）、法人住民税・法人事業税（租特等）、自動車税・軽自動車税（税率）、軽油引取税（税率）
55	△ 11	995	184	個人住民税（基礎控除・税率等）、法人住民税・法人事業税（租特等）、事業所税（税率）
56	40	676	40	個人住民税（給与所得控除）、法人住民税・法人事業税（租特等）、不動産取得税（税率）
57	△ 65	597	△ 222	法人住民税・法人事業税（租特等）、料理飲食等消費税（免税点）
58	△ 6	303	10	法人住民税(税率)、娯楽施設利用税（税率）
59	△ 3,129	1,430	1,343	個人住民税（基礎控除等）、法人住民税・法人事業税（税率等）自動車税・軽自動車税（税率）
60	3	455	△ 131	個人住民税（税率）、法人住民税・法人事業税（租特等）
61	△ 23	573	1,294	法人住民税・法人事業税（租特等）、事業所税(税率)、たばこ消費税(税率)

(注)　初年度ベースである。

13　アメリカの1986年税制改革法の概要

(1)　基本的性格

(イ) 公正、成長、簡素 (Fairness, Growth, Simplicity) を理念とする抜本的税制改革

・累進構造のフラット化。

・各種の控除、優遇措置の見直しによる課税ベースの拡大。

(ロ) 税収効果は税制全体では変化なし (revenue neutrality)

・個人所得税減税額は今後５年間で　▲ 1,219億ドル。

・法人所得税増税額は今後５年間で　＋ 1,203億ドル。

・個人については初年の1987年が平均 1.6%の減税、２年目以降が 6.1%の減税。

・全体で1987年は増税、1988,1989年は減税、1990,1991年は増税が見込まれている。

(2)　主な項目

(イ) 個人所得税

①累進構造のフラット化　　11%～50%〔14段階〕→15%、28%〔２段階〕
但し、経過措置として、87年は11%、15%、28%、
35%、38.5%の５段階を適用。

②基礎控除、配偶者控除等の引上げ　(86年 1,080ドル→87年 1,900ドル→88年 1,950ドル→89年から 2,000ドル)

③概算控除額(注1)の引上げ　　独身者: 2,480ドル→ 3,000ドル
共同申告夫婦: 3,670ドル→ 5,000ドル
独身世帯主: 2,480ドル→ 4,400ドル

(注1)現行ではゼロ税率適用最高限度額とされている。

この結果、課税最低限は、夫婦子２人の共同申告の場合、下記のようになる。

	86年 7,990ドル→87年 11,400ドル	→88年 12,800ドル	→89年から 13,000ドル
(上段: 1ドル=209円で算出)	(166.9万円)	(238.3万円)	(267.5万円)	(271.7万円)
(下段:9月末東京終値=153.63円で算出)	(122.8万円)	(175.1万円)	(196.6万円)	(199.7万円)

④各種の控除、優遇措置の廃止・縮減

・支払利子の所得控除の縮減。

・州・地方小売売上税の所得控除の廃止。

・失業手当の課税減免措置の廃止。

・キャピタルゲインに対する所得控除の廃止。

・ＩＲＡ（個人退職年金勘定）に対する優遇措置の縮減。

⑤その他

（ロ）法人所得税

①税率構造の緩和（基本税率46%〔５段階〕→基本税率34%〔３段階〕）

②政策税制等の大幅な整理合理化

・投資税額控除制度の廃止。

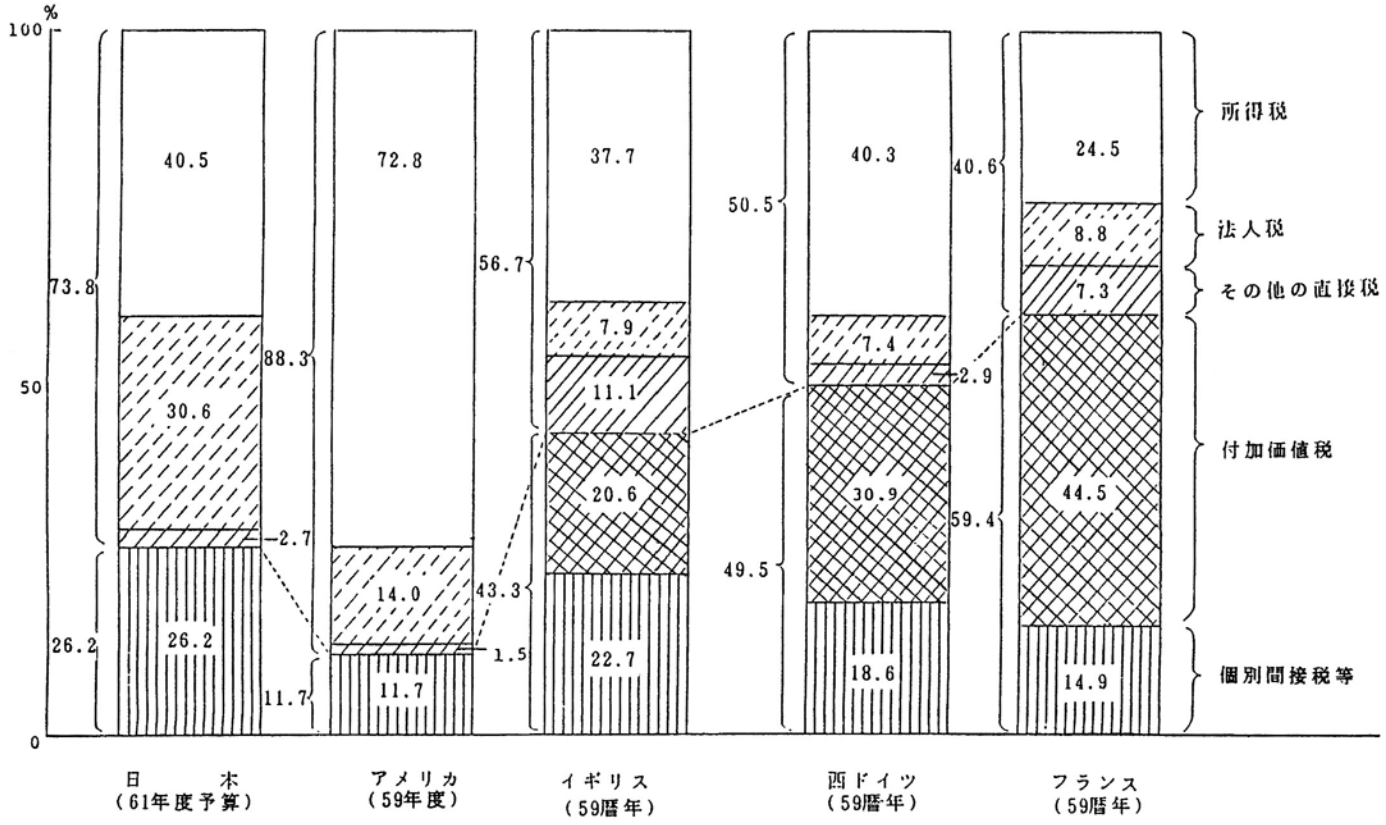
・加速減価償却制度（ＡＣＲＳ）の縮減合理化。

・特定産業分野への租税優遇措置の廃止、縮減。

③貸倒引当金の縮減

④その他

14　国税収入の構成の国際比較

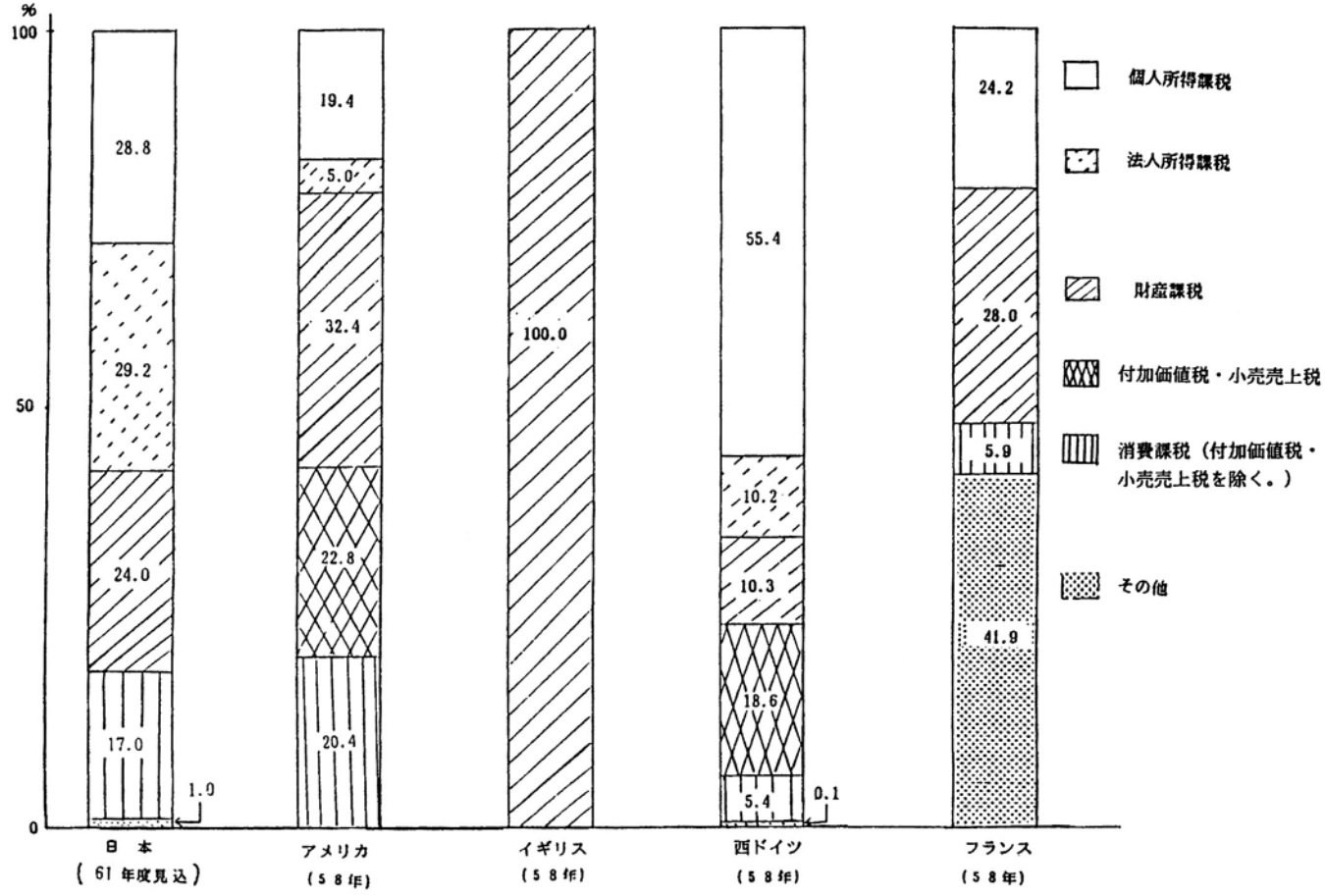


(注) 1. 西ドイツは連邦税のほか州税を含む。

2. 出典　アメリカ：Budget of the United States Gov.　西ドイツ：Finanzbericht

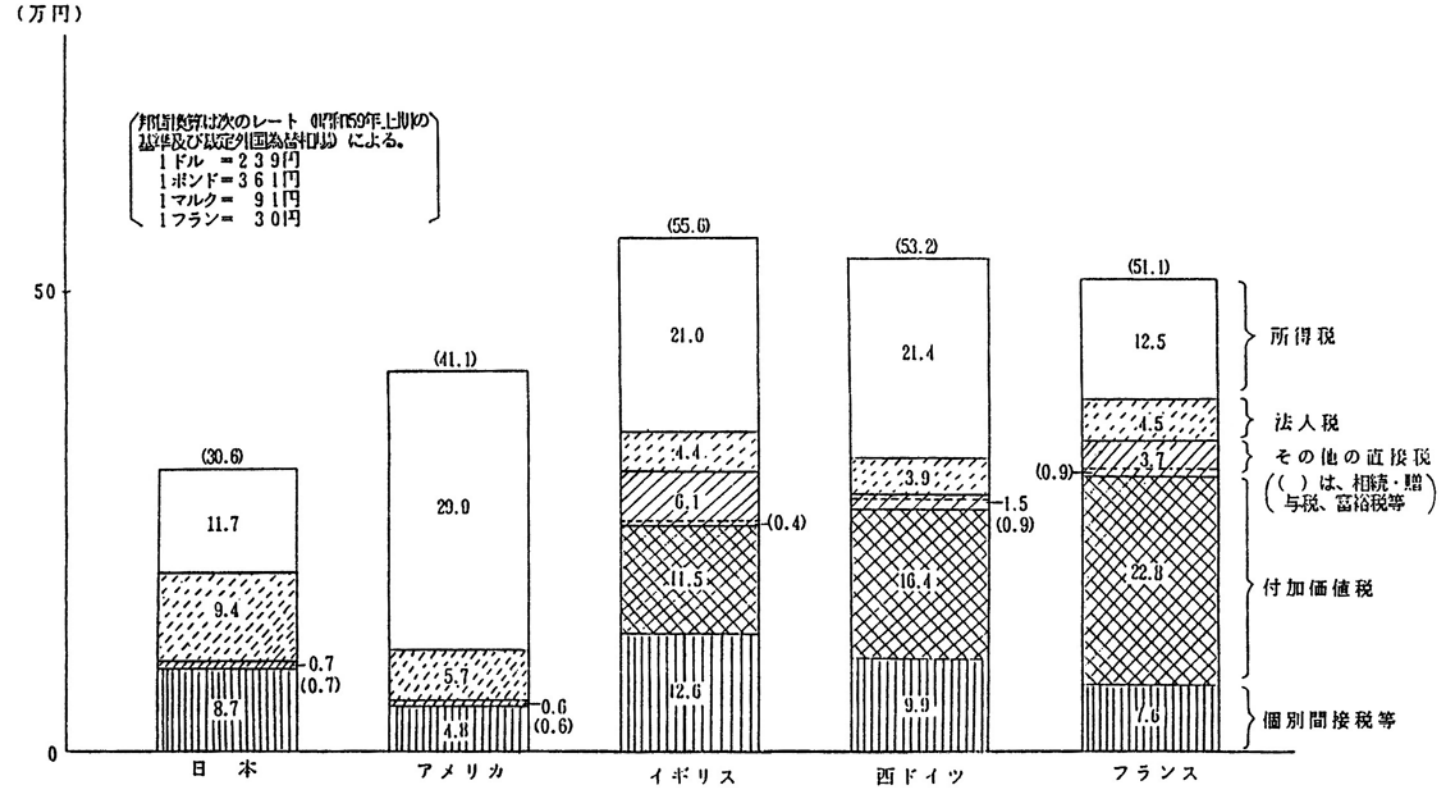
イギリス：United Kingdom National Accounts　フランス：Annuaire Statistique de la France

15　地方税収入の構成の国際比較



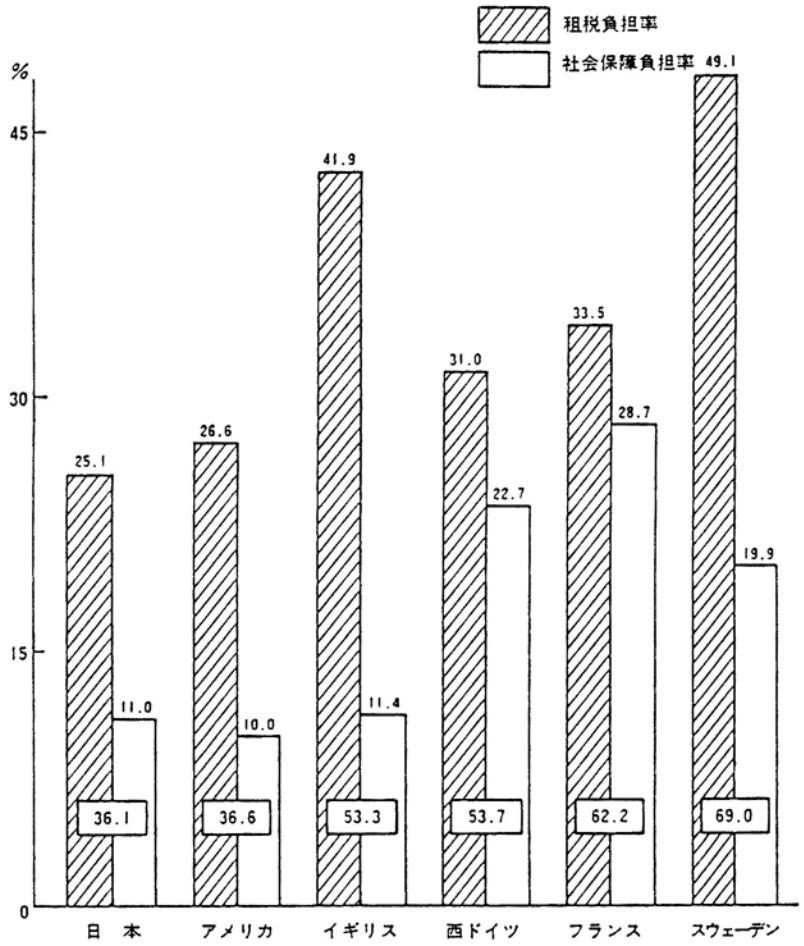
（注）　1　アメリカ及び西ドイツの地方税は州税及び地方団体の税の総計である。
　　2　出典：アメリカ、イギリス、西ドイツ及びフランス；「REVENUE STATISTICS OF OECD MEMBER COUNTRIES」

16　国民一人当たりの国税額(実額、59年実績)



(注) 1. 国民一人当たりの税額の計算に当たっては、昭和59年の人口を用いている。
2. 西ドイツは連邦税のほか州税を含む。
3. 出典、アメリカ；Budget of the United States Gov.　西ドイツ；Finanzbericht
イギリス；United Kingdom National Accounts　フランス；Annuaire Statistique de la France

17　国民所得に対する租税負担率及び社会保障負担率の国際比較



(注)　1.　日本は昭和61年度予算であり、諸外国は58暦年である。
　　2.　□内の数字は、租税負担率と社会保障負担率の合計である。

18　国税収入の累年比較(国民所得比、構成比)

(単位：%)

		昭和25年度	30	35	40	45	50	55	58	59	60	61
国民所得比	所得課税	9.2	6.5	7.3	7.2	8.2	7.9	9.9	10.3	10.6	11.0	11.2
	所得税等	6.5	3.8	3.0	3.7	4.0	4.4	5.4	6.0	5.9	6.1	6.4
	法人税等	2.6	2.7	4.3	3.5	4.2	3.4	4.5	4.3	4.7	4.8	4.8
	消費課税等	7.3	5.9	5.7	4.7	3.9	3.1	3.6	3.6	3.6	3.4	3.3
	資産課税等	0.4	0.4	0.6	0.5	0.6	0.7	0.8	1.1	1.1	1.2	1.2
	計	16.9	12.8	13.6	12.4	12.7	11.7	14.2	15.0	15.3	15.5	15.7
構成比	所得課税	54.4	50.7	53.6	57.9	64.3	67.2	69.5	68.7	69.1	70.1	71.1
	所得税等	38.8	29.9	21.8	29.6	31.2	37.8	38.1	39.9	38.2	39.4	40.5
	法人税等	15.6	20.8	31.9	28.3	33.0	29.4	31.5	28.8	30.8	30.7	30.6
	消費課税等	43.4	46.0	42.2	37.9	30.9	26.8	25.2	23.9	23.5	21.8	21.1
	資産課税等	2.2	3.3	4.2	4.2	4.9	6.0	5.3	7.4	7.4	8.1	7.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1．所得課税（所得、利潤及びキャピタル・ゲインにかかる税）：所得税、法人税等
消費課税等（財貨及びサービスにかかる税）：酒税、物品税等
資産課税等（財産にかかる税、その他の税）：相続税等
本表は便宜ＯＥＣＤ歳入統計の区分基準に従って作成した。

2．国税収入は決算ベース。但し、60年度の国民所得比については補正後ベース、61年度は当初予算ベース。

3．国民所得は実績額ベース。但し、60及び61年度は「昭和61年度経済見通し」による実績見込額及び見通し額。

19　地方税収入の累年比較(国民所得比、構成比)

（単位：％）

		昭和25年度	30	35	40	45	50	55	58	59	60	61
国民所得比	所得課税	2.5	2.4	2.8	3.1	3.4	3.6	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4
	個人所得課税	2.2	1.3	0.9	1.4	1.2	1.7	2.2	2.7	2.6	2.7	2.7
	法人所得課税	0.3	1.2	1.9	1.7	2.2	1.9	2.4	2.3	2.6	2.7	2.7
	消費課税等	1.0	1.1	1.3	1.4	1.5	1.3	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6
	資産課税等	2.1	1.6	1.5	1.4	1.2	1.7	1.9	2.2	2.2	2.3	2.3
	計	5.6	5.2	5.6	5.9	6.1	6.6	8.0	8.7	9.0	9.3	9.4
構成比	所得課税	44.9	46.7	49.6	52.3	55.6	54.8	57.1	57.3	57.5	58.1	58.0
	個人所得課税	38.9	24.0	15.4	23.8	20.1	26.3	27.6	30.6	28.9	28.7	28.8
	法人所得課税	6.0	22.7	34.1	28.5	35.5	28.5	29.6	26.7	28.6	29.4	29.2
	消費課税等	18.1	21.9	23.3	24.3	24.5	20.0	19.2	17.8	18.0	17.1	17.0
	資産課税等	36.9	31.4	27.1	23.4	19.9	25.1	23.7	24.8	24.5	24.7	25.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）1　所得課税（所得、利潤及びキャピタル・ゲインにかかる税）：道府県民税、市町村民税、事業税等
消費課税等（財貨及びサービスにかかる税）：娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、電気税、自動車税等
資産課税等（財産にかかる税、その他の税）：固定資産税、不動産取得税等
本表は便宜ＯＥＣＤ歳入統計の区分基準に従って作成した。

2　地方税収入は決算ベース。但し、６０及び６１年度は見込ベース。

3　国民所得は実績額ベース。但し、６０及び６１年度は「昭和６１年度経済見通し」による実績見込額及び見通し額。

20　最近における納税環境の整備

項　　目	整　　備　　の　　概　　要
1　記帳、記録保存関係	
(1)　記帳義務 (昭和59年創設)	その年において事業所得等（事業所得、不動産所得又は山林所得をいう。）を生ずべき業務を行う白色申告者でその年の前々年又は前年分のこれらの所得の金額の合計額が300万円を超えるもの及び白色申告法人は、取引に関し簡易な記帳をしなければならない。
(2)　記録保存義務 (昭和59年創設)	①　所得税及び法人税 その年において事業所得等を生ずべき業務を行う白色申告者でその年の前々年又は前年分の確定申告書又は総収入金額報告書を提出しているもの及び白色申告法人は、その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した帳簿書類を保存しなければならない。 ②　個人住民税及び個人事業税 その年において事業所得等を生ずべき業務を行う個人で、その年の前々年中又は前年中の所得について所得割（分離課税に係る所得割を除く。）又は個人事業税を課されたものは、その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存するものとする。
2　資料収集	
(1)　総収入金額報告書 (昭和59年創設)	その年において事業所得等を生ずべき業務を行う者で、その年のこれらの所得に係る総収入金額の合計額が5,000万円を超えるものは、確定申告書を提出した場合を除き、その合計額等を記載した総収入金額報告書を翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならない。
(2)　収支内訳書 (昭和59年創設)	①　所得税 その年において事業所得等を生ずべき業務を行う白色申告者が提出する確定申告書には、これらの所得に係る総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を添付しなければならない。 ②　個人住民税 個人住民税の申告書を提出する者に、事業所得等に係る総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類等のうち必要なものを添付させることができる。
(3)　官公署等の協力制度 (昭和59年創設)	税務職員又は徴税吏員は、所得税若しくは法人税又は地方税に関する調査について必要があるときは、官公署等に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。
3　不適正申告に対する措置	
(1)　過少申告加算税・過少申告加算金 (昭和59年改正)	一律5％から5％及び10％（期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分）の二段階制に改正
(2)　脱税に係る罰則 (昭和56年改正)	脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間を3年から5年に強化・延長
(3)　更正、決定の期間制限 (昭和56年改正)	脱税の場合の更正、決定の期間制限を5年から7年に延長

21　納税者数、実調割合等の推移(国税関係)

(1)　納税者数等の推移

区分		Ⓐ昭和５０年度	Ⓑ昭和６０年度	Ⓑ/Ⓐ
国税庁総定員		52,440 人	52,852 人	1.01
国税収入		141,663億円	391,502億円	2.8
納税者数	申告所得税納税者数	4,624千人	7,372千人	1.6
	営業所得者	2,055千人	2,947千人	1.4
	その他所得者	2,275千人	4,110千人	1.8
	高額所得者(５００万円超)	533千人	1,418千人	2.7
	源泉還付申告者数	2,712千人	5,992千人	2.2
	(申告所得税納税者と源泉還付申告者の計)	7,336千人	13,364千人	1.8
	(所得税額・申告分)	15,160億円	31,855億円	2.1
	法人数	1,482千件	2,030千件	1.4
	〔大法人(資本金1億円以上)	14千件	21千件	1.5
	(法人税額)	41,279億円	120,207億円	2.9
	源泉徴収義務者数(給与)	2,360千件	3,252千件	1.4
	酒類販売(卸売、小売)免許場数	167千場	175千場	1.0
	物品税小売・製造場数	118千場	185千場	1.6
	滞納件数	4,934千件	6,986千件	1.4
職員一人当たり納税者数	申告所得税(納税者数)	485件	725件	1.5
	法人税(署所管)	163件	206件	1.3
	源泉所得税(給与)	1,279件	1,471件	1.2
	酒類販売(卸売、小売)免許場数	91場	111場	1.2
	物品税小売・製造場数	57場	97場	1.7
	還付件数	941件	2,409件	2.6
	滞納件数	1,818件	2,768件	1.5

(注)1 申告所得税関係の計数は、昭和50・60年分である。
2「所得税額・申告分」及び「法人税額」は、昭和50・60年度決算額である。

(2)　実調割合の推移

区分 / 年分	個人営業所得者	中小法人	大法人
	%	%	%
55	4.1	9.9	22.7
56	4.1	10.3	22.4
57	4.0	10.7	22.6
58	4.0	10.3	23.4
59	4.0	9.9	23.2

(3)　税務調査における申告漏れ所得割合$\left(\frac{\text{増差所得金額}}{\text{調査後所得金額}}\right)$の推移

区分 / 年分	個人営業所得者	中小法人	大法人
	%	%	%
55	23.4	12.1	3.4
56	23.4	11.8	3.1
57	22.9	12.4	2.9
58	21.6	12.3	3.4
59	21.6	11.9	3.1

22　納税義務者数等の推移(地方税関係)

区分		昭和４９年度 A	昭和５９年度 B	増加割合 B／A
地方税務職員数		８８，２９６人	８５，７６４人	０．９７
地方税収入		８２，３７５億円	２１４，９３９億円	２．６１
納税義務者数等	○ 個人住民税の納税義務者数			
	・ 均等割を納める者	３６，４９５千人	３７，６６４千人	１．０３
	・ 所得割を納める者	３４，６７７千人	４２，１６０千人	１．２２
	○ 法人住民税の納税義務者数			
	・ 均等割を納める者	１，５８２千人	２，３３１千人	１．４７
	・ 法人税割を納める者	１，４９３千人	２，２７０千人	１．５２
	○ 個人事業税の納税義務者数	６９５千人	１，１５３千人	１．６６
	○ 法人事業税の納税義務者数	１，２８０千人	１，７７１千人	１．３８
	○ 自動車税の課税台数	１８，３９９千台	３２，１０８千台	１．７５
	○ 固定資産税の納税義務者数	２３，１４５千人	３３，９２６千人	１．４７
	○ 不動産取得税の課税対象件数			
	家屋	１，１２１千件	１，４２０千件	１．２７
	土地	１，７４０千件	１，０６１千件	０．６１
	○ 娯楽施設利用税の対象施設数	５５，５１４施設	５７，４９８施設	１．０４
	○ 料理飲食等消費税の対象施設数	５９８，９０４施設	８３２，５６３施設	１．３９
	○ 軽油引取税の特別徴収義務者数等			
	・ 本店数	９，３８１店	１０，００４店	１．０７
	・ 免税軽油使用者数	３６１千人	５８２千人	１．６１

23　租税収入の国と地方団体との配分

(単位：億円、%)

区分 / 年度	租税総額 (A)	租税内訳 国税 (B)	租税内訳 地方税 (C)	地方交付税 (D)	地方譲与税 (E)	構成比 国 (B)/(A)	構成比 地方 (C)/(A)	交付税・譲与税配分後 国 (B)−(D)−(E)/(A)	交付税・譲与税配分後 地方 (C)+(D)+(E)/(A)
25	7,585	5,702	1,883	1,085	−	75.2	24.8	60.9	39.1
30	13,178	9,363	3,815	1,600	221	71.1	28.9	57.2	42.8
35	25,452	18,010	7,442	3,110	362	70.8	29.2	57.1	42.9
40	48,279	32,785	15,494	7,162	501	67.9	32.1	52.0	48.0
45	115,239	77,732	37,507	18,097	1,087	67.5	32.5	50.8	49.2
50	226,591	145,043	81,548	33,511	2,482	64.0	36.0	48.1	51.9
55	442,626	283,688	158,938	75,809	4,401	64.1	35.9	46.0	54.0
56	477,806	304,551	173,255	85,407	4,460	63.7	36.3	44.9	55.1
57	506,317	320,031	186,286	74,245	4,601	63.2	36.8	47.6	52.4
58	540,034	341,621	198,413	73,174	4,975	63.3	36.7	48.8	51.2
59	582,687	367,748	214,939	89,090	4,655	63.1	36.9	47.0	53.0

(備考) 1.　国税には、特別会計分及び日本専売公社納付金を含む。

2.　地方交付税には、臨時地方特例交付金等を含む。また、地方交付税欄の昭和25年度は、地方財政平衡交付金である。

第二　個別税目についての検討

一　個人所得課税

1　所得税制度の国際比較

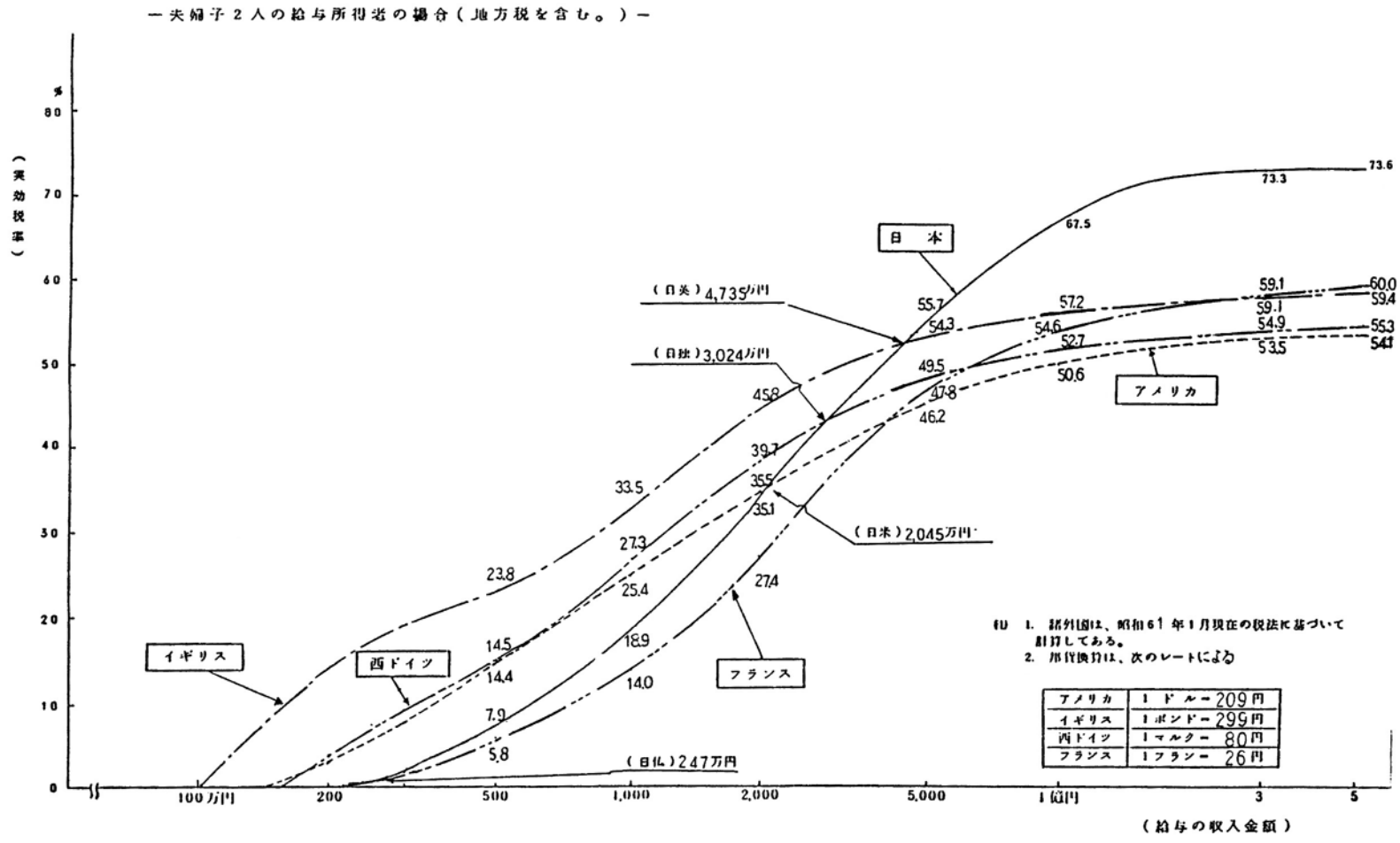
区分＼国名	日　本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
国税収入に占める所得税収入の割合	(61年度予算) 40.5%	(59年) 72.8%	(59年) 37.7%	(59年) 40.3%	(59年) 24.5%
個人所得に対する所得税負担割合	(59年度) 4.9% (7.1%)	(58年) 10.1% (12.1%)	(59年) 12.1%	(58年) 8.7%	(59年) 5.0%
課税最低限	235.7万円	166.9万円	103.3万円	157.8万円	219.8万円
税率 最低税率	10.5%	11%	30%	22%	5%
税率 最高税率	70%	50%	60%	56%	65%
税率の刻み数	15	14	6	——	13
課税単位	稼得者単位課税	二分二乗課税	夫婦合算課税	二分二乗課税	世帯合算N分N乗課税
(参考) 一人当たり国民所得	(61年度予算) 217.1万円	(58年) 291.3万円 〔$ 11,204〕	(59年) 153.1万円 〔£ 4,240〕	(59年) 199.4万円 〔 21,916DM〕	(59年) 174.5万円 〔 58,167FF〕

(注) 1．課税最低限は、夫婦子二人の給与所得者の場合（日本は昭和61年分、諸外国は昭和61年１月現在の税法）である。
2．（ ）書は、日本は住民税、アメリカは州等の地方団体の個人所得税を含めた場合である。

2　所得税の主な税率改正の推移(平年分)

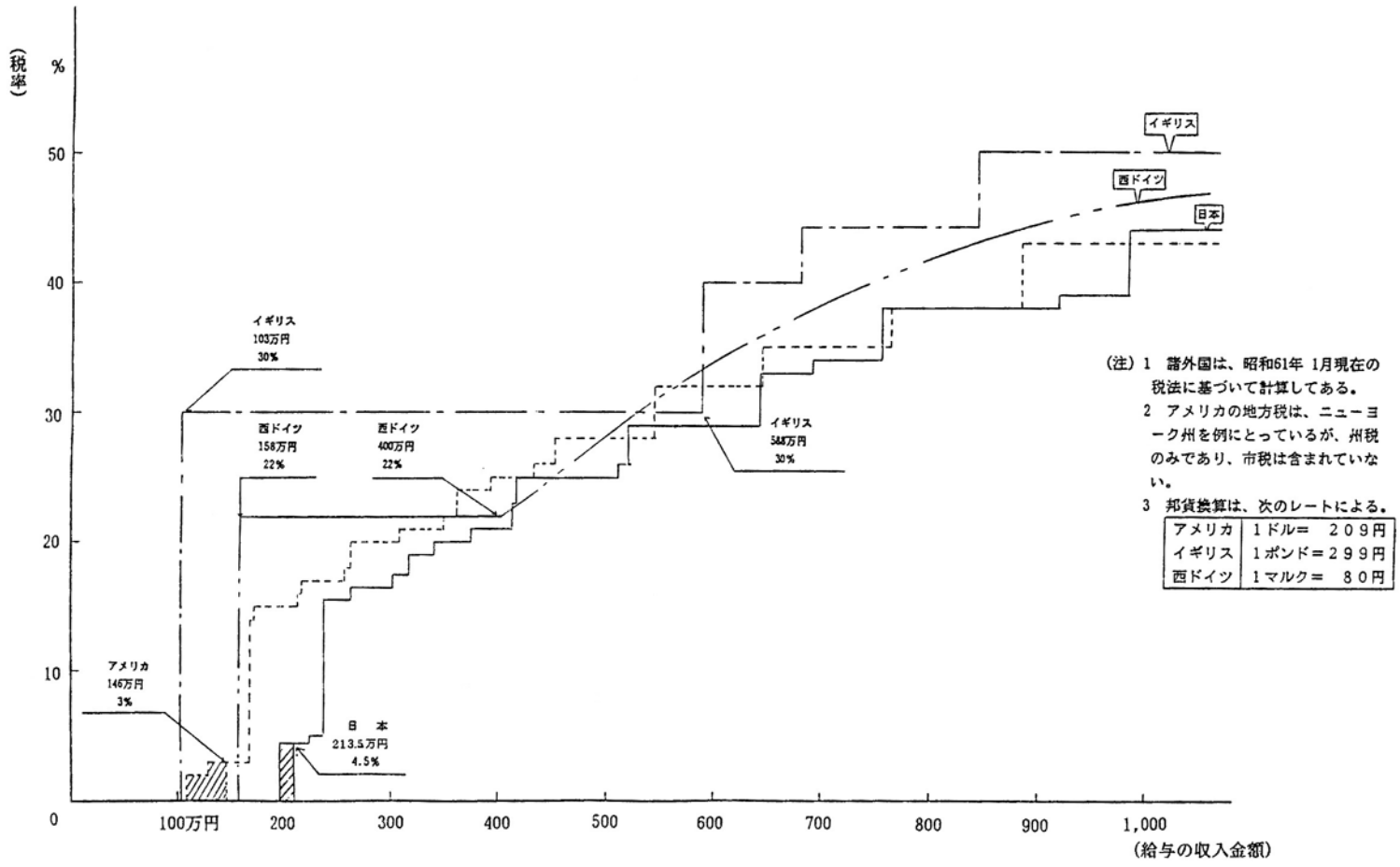
昭和24年		昭和25年		昭和28年		昭和32年		昭和37年		昭和44年		昭和45年		昭和46年		昭和49年		昭和59年(現行)	
税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級
%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円
						10	5	8	10	10	30	10	30	10	40	10	60	10.5	50
								10	20			12	60	12	80	12	120	12	120
				15	2	15	20			14	60	14	90	14	120	14	180	14	200
								15	50			16	120	16	160	16	240	17	300
										18	100	18	150	18	200	18	300		
20	2	20	5	20	7	20	50	20	80			21	200	21	260	21	400	21	400
										22	150								
25	4	25	8	25	12	25	100	25	120			24	250	24	320	24	500		
										26	200							25	600
												27	300	27	380	27	600		
30	7	30	10	30	20	30	150	30	180	30	250	30	350	30	440	30	700	30	800
35	10	35	12	35	30	35	250	35	250	34	300	34	400	34	500	34	800		
										38	400	38	500	38	600	38	1,000	35	1,000
40	15	40	15	40	50	40	400	40	400	42	500	42	600	42	700	42	1,200	40	1,200
45	20	45	20	45	100	45	600	45	600	46	700	46	800	46	900	46	1,500	45	1,500
50	25	50	50	50	200	50	1,000	50	1,000	50	1,000	50	1,000	50	1,200	50	2,000	50	2,000
55	30	55	50～	55	300	55	2,000	55	2,000	55	2,000	55	2,000	55	2,000	55	3,000	55	3,000
60	50			60	500	60	3,000	60	3,000	60	3,000	60	4,000	60	4,000	60	4,000	60	5,000
65	70			65	500～	65	5,000	65	4,500	65	4,300	65	6,000	65	6,000	65	6,000	65	8,000
70	100					70	5,000～	70	6,000	70	6,500	70	8,000	70	8,000	70	8,000	70	8,000～
75	200							75	6,000～	75	6,500～	75	8,000～	75	8,000～	75	8,000～		
80	500																		
85	500～																		
税率の刻み数	14		8		11		13		15		16		19		19		19		15

3　所得税の実効税率の国際比較



4　給与の収入金額1,000万円までの所得税の限界税率の国際比較(地方税を含む。)

―― 夫婦子２人の給与所得者の場合 ――



(注) 1　諸外国は、昭和61年 1月現在の税法に基づいて計算してある。

2　アメリカの地方税は、ニューヨーク州を例にとっているが、州税のみであり、市税は含まれていない。

3　邦貨換算は、次のレートによる。

アメリカ	1ドル＝　209円
イギリス	1ポンド＝299円
西ドイツ	1マルク＝　80円

5　世帯主の年齢階級別一世帯当たり収入と支出(全国勤労者世帯)〈昭和60年〉

区分	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	平均
世帯主の年齢	27.5 歳	32.2 歳	36.8 歳	42.1 歳	47.0 歳	51.9 歳	56.8 歳	43.1 歳
世帯人員	3.20 人	3.74 人	4.23 人	4.23 人	4.07 人	3.51 人	3.11 人	3.79 人
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
実収入	3.921	4.348	4.954	5.538	6.149	6.547	6.150	5.338
世帯主収入	3.247	3.832	4.305	4.706	5.109	5.168	4.737	4.404
妻の収入	368	270	360	524	574	591	403	428
実支出	3.247	3.503	3.947	4.397	5.040	5.337	4.978	4.328
消費支出	2.731	2.897	3.223	3.546	4.008	4.163	3.826	3.474
食料費	646	768	903	1.006	1.017	925	860	892
住居費	259	206	163	140	122	135	171	165
教育費	29	71	110	202	310	203	58	146
非消費支出	516	606	724	852	1.032	1.174	1.152	854
勤労所得税	(3.5) 136	(3.6) 158	(3.9) 194	(4.5) 252	(5.4) 332	(6.2) 407	(6.2) 381	(4.8) 258
他の税	111	141	181	220	288	325	353	232
社会保障費	266	302	344	375	407	432	411	358
黒字	675	845	1.007	1.140	1.109	1.210	1.172	1.010
金融資産純増	475	509	594	645	615	776	708	594
借金純減	△ 39	146	184	266	243	235	275	195
可処分所得(実収入－非消費支出)	3.406	3.742	4.231	4.686	5.117	5.374	4.998	4.484
(参考)								
教育関連費	(0.9) 34	(2.2) 96	(3.2) 161	(5.2) 287	(7.9) 487	(6.5) 423	(2.9) 181	(4.5) 240
ローン返済額	(2.4) 96	(3.8) 167	(5.0) 250	(5.7) 315	(5.1) 316	(4.2) 273	(4.0) 249	(4.5) 241

(備考) 1　「家計調査年報」(総務庁)による。

2　(　)書は、実収入に対する割合である。

6　給与収入階級別所得者数の累年比較

給与収入階級	昭和50年			55			59		
		構成比	累積比		構成比	累積比		構成比	累積比
	万人	%	%	万人	%	%	万人	%	%
100万円以下	189	7.6	7.6	93	3.1	3.1	47	1.5	1.5
200	1,117	45.1	52.7	780	25.8	28.9	653	20.7	22.2
300	718	29.0	81.7	849	28.1	57.0	809	25.7	47.9
400	265	10.7	92.4	623	20.6	77.6	629	20.0	67.8
500	98	4.0	96.4	333	11.0	88.6	434	13.8	81.6
800	75	3.0	99.4	270	8.9	97.6	448	14.2	95.8
1,000	9	0.4	99.8	45	1.5	99.1	75	2.4	98.2
1,500	4	0.2	100.0	22	0.7	99.8	45	1.4	99.6
2,000	1	0.0	100.0	4	0.1	99.9	8	0.3	99.9
2,000万円超	0.4	0.0	100.0	2	0.1	100.0	4	0.1	100.0
合　　計	2,479	100.0	－	3,020	100.0	－	3,150	100.0	－

（備考）　「民間給与の実態（国税庁）」の1年を通じて勤務した給与所得者（納税者）の計数である。

7　所得者数と所得税納税者数の国際比較

(単位：万人、%)

区分		昭和45年	50	53	54	55	56	57	58	59
日本	有業人口 (A)	5,094	5,223	5,408	5,479	5,536	5,581	5,638	5,733	5,766
	納税人員 (B)	2,817	3,084	3,536	3,700	3,889	4,098	4,281	4,327	4,305
	(B) / (A)	55.3	59.0	65.4	67.5	70.2	73.4	75.9	75.5	74.7
アメリカ	有業人口 (A)	8,080	8,752	9,768	10,042	10,091	10,204	10,119	10,251	10,670
	納税人員 (B)	5,932	6,149	6,869	7,169	7,391	7,672	7,704		
	(B) / (A)	73.4	70.3	70.3	71.4	73.2	75.2	76.1		
イギリス	有業人口 (A)	2,475	2,504	2,500	2,538	2,531	2,432	2,389	2,359	
	納税人員 (B)	2,004	2,090	2,160	2,180	2,120	2,090	2,090		
	(B) / (A)	81.0	83.5	86.4	85.9	83.8	85.9	87.5		
フランス	有業人口 (A)	2,091	2,147	2,188	2,190	2,192	2,180	2,183	2,173	2,151
	納税人員 (B)	1,051	1,349	1,456	1,454	1,493	1,532	1,502	1,530	
	(B) / (A)	50.3	62.8	66.5	66.4	68.1	70.3	68.8	70.4	

(備考) 1　日　本：有業人口は「労働力調査」(総務庁)による就業者数の暦年平均であり、納税人員は申告所得税の納税人員と源泉所得税の納税人員との単純合計である。

2　アメリカ：有業人口は“Labour Force Statistics, 1964－1984”(OECD)により、納税人員は“Statistics of Income, Indivdual Income Tax Return, 1981”による。なお、有業人口は労働人口(16歳以上、含軍人)から失業者を差引いたものである。また、納税人員は個人所得税の課税申告書件数であり、夫婦共同申告書を1件として取扱っている。

3　イギリス：有業人口は“Labour Force Statistics, 1964－1984”(OECD)により、納税人員は“Inland Revenue Statistics, 1985”による。なお、有業人口は労働人口(含軍人)から失業者を差引いたものである。また、納税人員は個人所得税の納税者数であり、夫婦は1人として取扱っている。

4　フランス：有業人口は、“Labour Force Statistics, 1964－1984”(OECD)による。なお、有業人口は労働人口(含軍人)から失業者を差引いたものである。納税人員は“Statistiques et Etudes Financieres”による。なお納税人員は、課税名簿に記載された納税義務者であり原則として配偶者は除かれている。

8　住民税の負担水準等の状況

区　　分		個人住民税	
地方税収入に占める住民税収入の割合		(61年度地方財政計画) 29.0%	
個人所得に対する住民税負担割合		(59年度) 2.1%	
課税最低限		191.2万円	
非課税限度額		213.5万円	
税率	最低税率	(道府県民税) 2%	(市町村民税) 2.5%
	最高税率	4%	14%
	刻み数	2	13
課税単位		稼得者単位課税	

(備考) 課税最低限及び非課税限度額は、夫婦子2人の給与所得者の場合である。

9　住民税所得割の税率改正の推移

(1)　市町村民税

（現行）

昭和32年度		昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和39年度		昭和48年度		昭和55年度		昭和59年度	
税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級
%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円
2	5	2	10	2	10	2	15	2	15	2	30	2	30	2.5	20
3	20	3	20	3	20	3	40	3	40	3	50	3	45	3	45
4	50	4	50	4	50	4	70	4	70	4	80	4	70	4	70
5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	110	5	100	5	95
6	150	6	150	6	150	6	150	6	150	6	150	6	130	6	120
7	250	7	250	7	250	7	250	7	250	7	250	7	230	7	220
8	400	8	400	8	400	8	400	8	400	8	400	8	370	8	370
9	600	9	600	9	600	9	600	9	600	9	600	9	570	9	570
10	600～	10	600～	10	1,000	10	1,000	10	1,000	10	1,000	10	950	10	950
				11	2,000	11	2,000	11	2,000	11	2,000	11	1,900	11	1,900
				12	3,000	12	3,000	12	3,000	12	3,000	12	2,900	12	2,900
				13	5,000	13	5,000	13	5,000	13	5,000	13	4,900	13	4,900
				14	5,000～	14	5,000～	14	5,000～	14	5,000～	14	4,900～	14	4,900～
						(38年度から適用)		(40年度から適用)						(60年度から適用)	
税率の刻み数	9		9		13		13		13		13		13		13

準拠税率 ←→ 標準税率

（備考）1　準拠税率とは、市町村が税率を定めるに際して一応の目安とすべき税率のことをいう。したがって、市町村は、その率についてはもとより、課税所得の階級区分についてもこれと異なる定めをすることができるものである。

なお、上表に掲げた準拠税率は、第二課税方式本文及びただし書（課税総所得金額を課税標準とする課税方式）について適用されたものである。

2　昭和32年度及び昭和33年度については、経過措置により別の税率表が適用された。

(2) 道府県民税

(標準税率)

	昭和36年度		昭和37年度(現行)	
	税率	課税所得階級	税率	課税所得階級
	%	万円	%	万円
	0.8	10		
	1.2	20		
	1.6	50		
	2.0	100	2	150
	2.4	150		
	2.8	250		
	3.2	400		
	3.6	600		
	4.0	1,000	4	150～
	4.4	2,000		
	4.8	3,000		
	5.2	5,000		
	5.6	5,000～		
税率の刻み数	13		2	

(備考) 1. 昭和36年度の税率は、昭和37年度から適用することとされていたが、昭和37年度に現行税率に改正されたので適用されたことはない。
2 昭和29年度～昭和36年度については、配賦課税方式が採られていた。

10　住民税所得割の課税標準段階別の納税義務者数の累年比較

(1)　市町村民税

課税標準段階＼年度	57			58			59			60		
		構成比	累積比		構成比	累積比		構成比	累積比		構成比	累積比
	千人	%	%	千人	%	%	千人	%	%	千人	%	%
30(20)万円以下の金額	4,810	11.6	11.6	4,850	11.3	11.3	4,758	11.3	11.3	3,105	7.2	7.2
30(20)万円を超え45万円以下	2,932	7.1	18.7	2,864	6.7	18.0	2,921	6.9	18.2	4,261	9.9	17.1
45 〃 70 〃	5,806	14.0	32.7	5,654	13.2	31.2	5,303	12.6	30.8	5,280	12.3	29.4
70 〃 100 (95) 〃	6,396	15.4	48.1	6,356	14.8	46.0	6,227	14.8	45.6	5,219	12.2	41.6
100 (95) 〃 130(120) 〃	5,295	12.8	60.9	5,349	12.5	58.5	5,251	12.5	58.1	4,608	10.7	52.3
130(120) 〃 230(220) 〃	9,546	23.0	83.9	10,175	23.7	82.2	9,994	23.7	81.8	11,362	26.4	78.7
230(220) 〃 370 〃	4,298	10.4	94.3	4,850	11.3	93.5	4,824	11.4	93.2	5,894	13.7	92.4
370 〃 570 〃	1,467	3.5	97.8	1,743	4.1	97.6	1,778	4.2	97.4	2,017	4.7	97.1
570 〃 950 〃	592	1.4	99.2	683	1.6	99.2	719	1.7	99.1	813	1.9	99.0
950 〃 1,900 〃	242	0.6	99.8	271	0.6	99.8	287	0.7	99.8	311	0.7	99.7
1,900 〃 2,900 〃	51	0.1	99.9	55	0.1	99.9	58	0.1	99.9	62	0.2	99.9
2,900 〃 4,900 〃	26	0.1	100.0	28	0.1	100.0	29	0.1	100.0	30	0.1	100.0
4,900万円を超える金額	10	0.0	100.0	11	0.0	100.0	11	0.0	100.0	12	0.0	100.0
計	41,471	100.0	100.0	42,889	100.0	100.0	42,160	100.0	100.0	42,974	100.0	100.0

（備考）1　「市町村税課税状況等の調」による。
2　資産合算対象世帯員で資産所得のみの者を除く。
3　課税標準段階欄の(　)書の数字は、昭和６０年度以降の課税標準段階を表すものである。

(2)　道府県民税

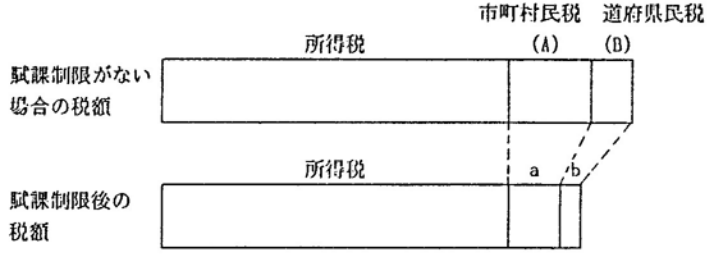
課税標準段階＼年度	57			58			59			60		
		構成比	累積比		構成比	累積比		構成比	累積比		構成比	累積比
	千人	%	%	千人	%	%	千人	%	%	千人	%	%
150万円以下の金額	28,038	67.6	67.6	27,966	65.2	65.2	27,284	64.7	64.7	26,975	62.8	62.8
150万円を超える金額	13,450	32.4	100.0	14,934	34.8	100.0	14,885	35.3	100.0	16,006	37.2	100.0
計	41,488	100.0	100.0	42,900	100.0	100.0	42,169	100.0	100.0	42,981	100.0	100.0

（備考）「市町村税課税状況等の調」による。

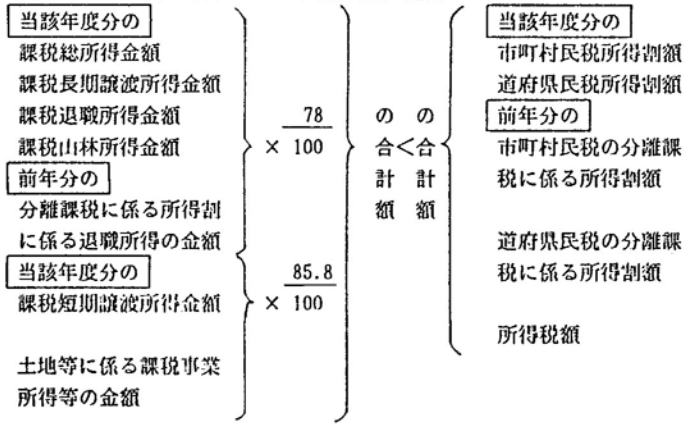
11　住民税所得割の賦課制限

(1)　現行制度の仕組み

市町村民税所得割、道府県民税所得割及び新得税の合計額が課税所得の７８％を超えることとなるときは、その７８％が限度となるように市町村民税及び道府県民税の課税額に制限が加えられている。



具体的には、次の場合について賦課制限が適用される。



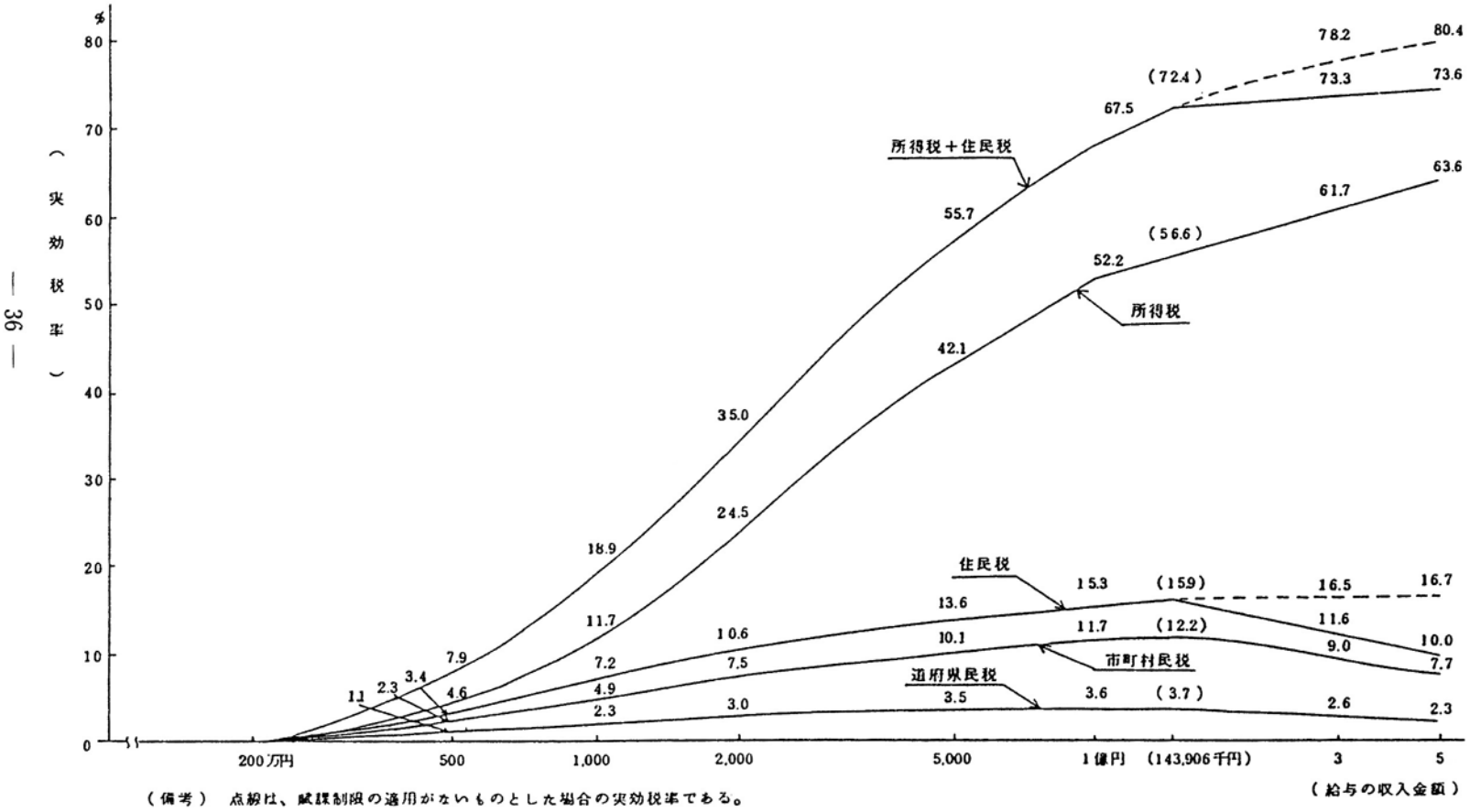
(注)　図の左の課税総所得金額等は、市町村民税に係るものである。

(2)　適用状況＜昭和６０年度＞

賦課制限適用納税義務者数		３４４人
賦課制限による減収額	市町村民税	１９億円
	道府県民税	５億円
	合計	２４億円

（備考）昭和６０年７月１日現在の「市町村税課税状況等の調」等による。

(参考) 所得税・住民税の実効税率(夫婦子２人の給与所得者の場合)



（備考） 点線は、賦課制限の適用がないものとした場合の実効税率である。

12　住民税の課税最低限等の推移(夫婦子２人の給与所得者の場合)

区分／年度	課税最低限	非課税限度額	生活保護基準額
	千円	千円	千円
41	370	−	250
46	728	−	448
51	1，309	−	972
56	1，584	1，757	1，623
60	1，912	2，021	1，995
61	1，912	2，135	2，049

（備考）１　昭和６１年度の非課税基準は、次のとおりである。

所得金額≦３１万円×本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数＋９万円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算）

２　生活保護基準額は、生活保護法の規定による一級地における生活保護基準額（生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の改定後ベース）であり、家族構成は、夫３５歳、妻３０歳、長男９歳、長女４歳の場合を想定している。また、各年度の生活保護基準額は、前年のものによっている。

（参考１）夫婦子２人の給与所得者の課税最低限の内訳

給与収入　１，９１２千円

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除
(738千円)	(134千円)	(260千円)	(260千円)	(520千円)

（参考２）夫婦子２人の給与所得者の非課税限度額の内訳

給与収入　２，１３５千円

給与所得控除	給与所得の金額
(805千円)	(1,330千円)〔31万円×4+9万円〕

13　給与所得控除

（１）制度の概要

給　与　収　入	控　除　率
	（最低５７万円）
１６５万円以下の部分	４０％
３３０　〃	３０〃
６００　〃	２０〃
1,０００　〃	１０〃
1,０００万円超の部分	５〃

（２）給与総額に対する給与所得控除総額の割合

給　与　総　額	給与所得控除総額	割　　合
（Ａ）	（Ｂ）	（Ｂ／Ａ）
１４８.３兆円	４５.１兆円	３０.４％

（備考）１　昭和６１年度予算ベースによる。

２　納税者だけのものである。

（３）給与の収入金額に対する給与所得控除額の割合

給与収入金額 (A)	給与所得控除額 (B)	(B)／(A)	給与所得の金額 (C)〔(A)－(B)〕	(C)／(A)
万円	万円	％	万円	％
50	50.0	100.0	0.0	0.0
100	57.0	57.0	43.0	43.0
150	60.0	40.0	90.0	60.0
200	76.5	38.3	123.5	61.7
300	106.5	35.5	193.5	64.5
400	129.5	32.4	270.5	67.6
500	149.5	29.9	350.5	70.1
800	189.5	23.7	610.5	76.3
1,000	209.5	21.0	790.5	79.0
1,500	234.5	15.6	1,265.5	84.4
2,000	259.5	13.0	1,740.5	87.0

14　タイプ別の税率及び給与所得控除

(1)　所得税

区　分	現　行	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ
税　率	～ 50万円 10.5% 120 〃 12 〃 200 〃 14 〃 300 〃 17 〃 400 〃 21 〃 600 〃 25 〃 800 〃 30 〃 1,000 〃 35 〃 1,200 〃 40 〃 1,500 〃 45 〃 2,000 〃 50 〃 3,000 〃 55 〃 5,000 〃 60 〃 8,000 〃 65 〃 8,000万円～ 70 〃	～ 120万円 12 % 500 〃 15 〃 700 〃 20 〃 1,000 〃 30 〃 1,500 〃 40 〃 1,500万円～ 50 〃	～ 100万円 10 % 500 〃 15 〃 700 〃 20 〃 1,000 〃 30 〃 1,500 〃 40 〃 1,500万円～ 50 〃	～ 120万円 10 % 500 〃 15 〃 700 〃 20 〃 1,000 〃 30 〃 1,500 〃 40 〃 1,500万円～ 50 〃	～ 100万円 5 % 600 〃 10 〃 800 〃 20 〃 1,100 〃 30 〃 1,500 〃 40 〃 1,500万円～ 50 〃
給与所得控除	～ 165万円 40 % （最低控除額57万円） 330 〃 30 〃 600 〃 20 〃 1,000 〃 10 〃 1,000万円～ 5 〃	～ 200万円 30%＋40万円 600 〃 20 % 1,000 〃 10 〃 1,000万円～ 5 〃	～ 110万円 57万円 300 〃 30 % 600 〃 20 〃 1,000 〃 10 〃 1,000万円～ 5 〃	～ 165万円 40 % （最低控除額57万円） 330 〃 30 〃 600 〃 20 〃 1,000 〃 10 〃 1,000万円～ 5 〃	～ 670万円 67万円 1,000 〃 10 % 1,000万円～ 5 〃
基礎控除 配偶者控除 扶養控除	各 33万円	同　左	同　左	同　左	同　左
配偶者特別控除	－	15万円	同　左	同　左	同　左

（２）　個人住民税

区　　分	現　　行	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ
税　　率	～　20万円　4.5% 45　〃　5　〃 70　〃　6　〃 95　〃　7　〃 120　〃　8　〃 150　〃　9　〃 220　〃　11　〃 370　〃　12　〃 570　〃　13　〃 950　〃　14　〃 1,900　〃　15　〃 2,900　〃　16　〃 4,900　〃　17　〃 4,900万円～　18　〃	～　50万円　5　% 110　〃　7　〃 500　〃　10　〃 500万円～　15　〃	～　60万円　5　% 120　〃　7　〃 450　〃　10　〃 450万円～　15　〃	～　60万円　5　% 130　〃　7　〃 500　〃　10　〃 500万円～　15　〃	～　120万円　4　% 300　〃　7　〃 700　〃　10　〃 700万円～　15　〃
基礎控除 配偶者控除 扶養控除	各　26万円	同　左	各　2万円引上げ	各　2万円引上げ	各　4万円引上げ
配偶者特別控除	—	12万円	同　左	同　左	同　左

（注）給与所得控除は、各タイプともそれぞれ所得税と同一とする。

15　税負担軽減状況

(1)　所得税及び個人住民税

①　給与所得者

イ　夫婦子２人の場合

給与収入	タイプⅠ						タイプⅡ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
300	78,125	2.6	35,900	1.2	42,225	54.0	78,125	2.6	38,500	1.3	39,625	50.7
400	215,750	5.4	175,000	4.4	40,750	18.9	215,750	5.4	158,800	4.0	56,950	26.4
500	394,050	7.9	347,000	6.9	47,050	11.9	394,050	7.9	335,000	6.7	59,050	15.0
600	614,450	10.2	542,000	9.0	72,450	11.8	614,450	10.2	530,000	8.8	84,450	13.7
700	890,200	12.7	762,000	10.9	128,200	14.4	890,200	12.7	750,000	10.7	140,200	15.7
800	1,204,400	15.1	982,000	12.3	222,400	18.5	1,204,400	15.1	970,000	12.1	234,400	19.5
900	1,538,800	17.1	1,217,500	13.5	321,300	20.9	1,538,800	17.1	1,232,500	13.7	306,300	19.9
1,000	1,887,100	18.9	1,525,500	15.3	361,600	19.2	1,887,100	18.9	1,540,500	15.4	346,600	18.4
1,200	2,724,850	22.7	2,331,500	19.4	393,350	14.4	2,724,850	22.7	2,352,500	19.6	372,350	13.7
1,500	4,182,250	27.9	3,692,000	24.6	490,250	11.7	4,182,250	27.9	3,719,000	24.8	463,250	11.1
2,000	7,008,250	35.0	6,357,500	31.8	650,750	9.3	7,008,250	35.0	6,390,500	32.0	617,750	8.8
3,000	13,504,150	45.0	12,532,500	41.8	971,650	7.2	13,504,150	45.0	12,565,500	41.9	938,650	7.0
5,000	27,855,050	55.7	24,882,500	49.8	2,972,550	10.7	27,855,050	55.7	24,915,500	49.8	2,939,550	10.6

給与収入	タイプⅢ						タイプⅣ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
300	78,125	2.6	49,750	1.7	28,375	36.3	78,125	2.6	64,500	2.2	13,625	17.4
400	215,750	5.4	166,450	4.2	49,300	22.9	215,750	5.4	193,100	4.8	22,650	10.5
500	394,050	7.9	333,250	6.7	60,800	15.4	394,050	7.9	351,200	7.0	42,850	10.9
600	614,450	10.2	528,250	8.8	86,200	14.0	614,450	10.2	537,000	9.0	77,450	12.6
700	890,200	12.7	748,250	10.7	141,950	15.9	890,200	12.7	727,000	10.4	163,200	18.3
800	1,204,400	15.1	968,250	12.1	236,150	19.6	1,204,400	15.1	903,000	11.3	301,400	25.0
900	1,538,800	17.1	1,210,250	13.4	328,550	21.4	1,538,800	17.1	1,141,000	12.7	397,800	25.9
1,000	1,887,100	18.9	1,518,250	15.2	368,850	19.5	1,887,100	18.9	1,422,500	14.2	464,600	24.6
1,200	2,724,850	22.7	2,334,750	19.5	390,100	14.3	2,724,850	22.7	2,200,500	18.3	524,350	19.2
1,500	4,182,250	27.9	3,705,750	24.7	476,500	11.4	4,182,250	27.9	3,581,000	23.9	601,250	14.4
2,000	7,008,250	35.0	6,381,750	31.9	626,500	8.9	7,008,250	35.0	6,366,500	31.8	641,750	9.2
3,000	13,504,150	45.0	12,556,750	41.9	947,400	7.0	13,504,150	45.0	12,541,500	41.8	962,650	7.1
5,000	27,855,050	55.7	24,906,750	49.8	2,948,300	10.6	27,855,050	55.7	24,891,500	49.8	2,963,550	10.6

ロ　独身者の場合

給与収入	タイプⅠ						タイプⅡ					
	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①
万円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
100	7,650	0.8	0	0.0	7,650	100.0	7,650	0.8	7,000	0.7	650	8.5
200	130,250	6.5	95,600	4.8	34,650	26.6	130,250	6.5	108,800	5.4	21,450	16.5
300	261,650	8.7	243,000	8.1	18,650	7.1	261,650	8.7	237,000	7.9	24,650	9.4
400	438,800	11.0	425,500	10.6	13,300	3.0	438,800	11.0	419,500	10.5	19,300	4.4
500	650,150	13.0	608,000	12.2	42,150	6.5	650,150	13.0	602,000	12.0	48,150	7.4
600	900,550	15.0	803,000	13.4	97,550	10.8	900,550	15.0	797,000	13.3	103,550	11.5
700	1,218,900	17.4	1,023,000	14.6	195,900	16.1	1,218,900	17.4	1,017,000	14.5	201,900	16.6
800	1,553,300	19.4	1,272,500	15.9	280,800	18.1	1,553,300	19.4	1,296,500	16.2	256,800	16.5
900	1,906,100	21.2	1,580,500	17.6	325,600	17.1	1,906,100	21.2	1,604,500	17.8	301,600	15.8
1,000	2,293,300	22.9	1,890,500	18.9	402,800	17.6	2,293,300	22.9	1,920,500	19.2	372,800	16.3
1,200	3,180,550	26.5	2,745,500	22.9	435,050	13.7	3,180,550	26.5	2,775,500	23.1	405,050	12.7
1,500	4,695,250	31.3	4,205,000	28.0	490,250	10.4	4,695,250	31.3	4,241,000	28.3	454,250	9.7
2,000	7,620,250	38.1	6,969,500	34.8	650,750	8.5	7,620,250	38.1	7,011,500	35.1	608,750	8.0
3,000	14,173,450	47.2	13,144,500	43.8	1,028,950	7.3	14,173,450	47.2	13,186,500	44.0	986,950	7.0
5,000	28,581,650	57.2	25,494,500	51.0	3,087,150	10.8	28,581,650	57.2	25,536,500	51.1	3,045,150	10.7

給与収入	タイプⅢ						タイプⅣ					
	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①
万円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
100	7,650	0.8	7,000	0.7	650	8.5	7,650	0.8	0	0.0	7,650	100.0
200	130,250	6.5	121,550	6.1	8,700	6.7	130,250	6.5	78,600	3.9	51,650	39.7
300	261,650	8.7	242,750	8.1	18,900	7.2	261,650	8.7	220,400	7.3	41,250	15.8
400	438,800	11.0	417,750	10.4	21,050	4.8	438,800	11.0	378,500	9.5	60,300	13.7
500	650,150	13.0	600,250	12.0	49,900	7.7	650,150	13.0	557,000	11.1	93,150	14.3
600	900,550	15.0	795,250	13.3	105,300	11.7	900,550	15.0	753,000	12.6	147,550	16.4
700	1,218,900	17.4	1,015,250	14.5	203,650	16.7	1,218,900	17.4	943,000	13.5	275,900	22.6
800	1,553,300	19.4	1,274,250	15.9	279,050	18.0	1,553,300	19.4	1,165,000	14.6	388,300	25.0
900	1,906,100	21.2	1,582,250	17.6	323,850	17.0	1,906,100	21.2	1,447,500	16.1	458,600	24.1
1,000	2,293,300	22.9	1,902,750	19.0	390,550	17.0	2,293,300	22.9	1,777,500	17.8	515,800	22.5
1,200	3,180,550	26.5	2,757,750	23.0	422,800	13.3	3,180,550	26.5	2,632,500	21.9	548,050	17.2
1,500	4,695,250	31.3	4,227,750	28.2	467,500	10.0	4,695,250	31.3	4,112,000	27.4	583,250	12.4
2,000	7,620,250	38.1	7,002,750	35.0	617,500	8.1	7,620,250	38.1	6,996,500	35.0	623,750	8.2
3,000	14,173,450	47.2	13,177,750	43.9	995,700	7.0	14,173,450	47.2	13,171,500	43.9	1,001,950	7.1
5,000	28,581,650	57.2	25,527,750	51.1	3,053,900	10.7	28,581,650	57.2	25,521,500	51.0	3,060,150	10.7

② 事業所得者

イ 夫婦子２人の場合

所得金額	タイプⅠ						タイプⅡ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	81,667	4.1	64,159	3.2	17,508	21.4	81,667	4.1	52,915	2.6	28,752	35.2
300	276,825	9.2	256,025	8.5	20,800	7.5	276,825	9.2	229,025	7.6	47,800	17.3
400	527,856	13.2	493,600	12.3	34,256	6.5	527,856	13.2	466,600	11.7	61,256	11.6
500	830,512	16.6	743,600	14.9	86,912	10.5	830,512	16.6	716,600	14.3	113,912	13.7
600	1,182,132	19.7	993,600	16.6	188,532	15.9	1,182,132	19.7	966,600	16.1	215,532	18.2
700	1,562,132	22.3	1,275,740	18.2	286,392	18.3	1,562,132	22.3	1,269,740	18.1	292,392	18.7
800	1,966,916	24.6	1,625,740	20.3	341,176	17.3	1,966,916	24.6	1,619,740	20.2	347,176	17.7
900	2,406,916	26.7	2,055,380	22.8	351,536	14.6	2,406,916	26.7	2,049,380	22.8	357,536	14.9
1,000	2,862,736	28.6	2,505,380	25.1	357,356	12.5	2,862,736	28.6	2,499,380	25.0	363,356	12.7
1,200	3,869,520	32.2	3,437,020	28.6	432,500	11.2	3,869,520	32.2	3,431,020	28.6	438,500	11.3
1,500	5,585,340	37.2	5,087,020	33.9	498,320	8.9	5,585,340	37.2	5,081,020	33.9	504,320	9.0
2,000	8,751,160	43.8	8,168,660	40.8	582,500	6.7	8,751,160	43.8	8,162,660	40.8	588,500	6.7
3,000	15,762,944	52.5	14,668,660	48.9	1,094,284	6.9	15,762,944	52.5	14,662,660	48.9	1,100,284	7.0
5,000	31,074,728	62.1	27,668,660	55.3	3,406,068	11.0	31,074,728	62.1	27,662,660	55.3	3,412,068	11.0

所得金額	タイプⅢ						タイプⅣ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	81,667	4.1	52,915	2.6	28,752	35.2	81,667	4.1	30,849	1.5	50,818	62.2
300	276,825	9.2	216,025	7.2	60,800	22.0	276,825	9.2	131,237	4.4	145,588	52.6
400	527,856	13.2	453,600	11.3	74,256	14.1	527,856	13.2	292,788	7.3	235,068	44.5
500	830,512	16.6	703,600	14.1	126,912	15.3	830,512	16.6	472,280	9.4	358,232	43.1
600	1,182,132	19.7	953,600	15.9	228,532	19.3	1,182,132	19.7	672,280	11.2	509,852	43.1
700	1,562,132	22.3	1,231,740	17.6	330,392	21.2	1,562,132	22.3	872,280	12.5	689,852	44.2
800	1,966,916	24.6	1,581,740	19.8	385,176	19.6	1,966,916	24.6	1,088,920	13.6	877,996	44.6
900	2,406,916	26.7	2,011,380	22.3	395,536	16.4	2,406,916	26.7	1,452,740	16.1	954,176	39.6
1,000	2,862,736	28.6	2,461,380	24.6	401,356	14.0	2,862,736	28.6	1,834,380	18.3	1,028,356	35.9
1,200	3,869,520	32.2	3,393,020	28.3	476,500	12.3	3,869,520	32.2	2,734,380	22.8	1,135,140	29.7
1,500	5,585,340	37.2	5,043,020	33.6	542,320	9.7	5,585,340	37.2	4,316,020	28.8	1,269,320	22.7
2,000	8,751,160	43.8	8,124,660	40.6	626,500	7.2	8,751,160	43.8	7,397,660	37.0	1,353,500	15.5
3,000	15,762,944	52.5	14,624,660	48.7	1,138,284	7.2	15,762,944	52.5	13,897,660	46.3	1,865,284	11.8
5,000	31,074,728	62.1	27,624,660	55.2	3,450,068	11.1	31,074,728	62.1	26,897,660	53.8	4,177,068	13.4

ロ　独身者の場合

所得金額	タイプⅠ						タイプⅡ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑
万円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
100	90,542	9.1	99,761	10.0	-9,219	-10.2	90,542	9.1	85,323	8.5	5,219	5.8
200	285,175	14.3	300,975	15.0	-15,800	-5.5	285,175	14.3	279,975	14.0	5,200	1.8
300	536,151	17.9	535,975	17.9	176	0.0	536,151	17.9	514,975	17.2	21,176	3.9
400	823,627	20.6	770,975	19.3	52,652	6.4	823,627	20.6	749,975	18.7	73,652	8.9
500	1,170,716	23.4	1,017,550	20.4	153,166	13.1	1,170,716	23.4	996,550	19.9	174,166	14.9
600	1,550,716	25.8	1,306,870	21.8	243,846	15.7	1,550,716	25.8	1,309,870	21.8	240,846	15.5
700	1,955,908	27.9	1,656,870	23.7	299,038	15.3	1,955,908	27.9	1,659,870	23.7	296,038	15.1
800	2,395,908	29.9	2,042,690	25.5	353,218	14.7	2,395,908	29.9	2,045,690	25.6	350,218	14.6
900	2,853,818	31.7	2,492,690	27.7	361,128	12.7	2,853,818	31.7	2,495,690	27.7	358,128	12.5
1,000	3,343,818	33.4	2,942,690	29.4	401,128	12.0	3,343,818	33.4	2,945,690	29.5	398,128	11.9
1,200	4,411,010	36.8	3,978,510	33.2	432,500	9.8	4,411,010	36.8	3,981,510	33.2	429,500	9.7
1,500	6,178,920	41.2	5,628,510	37.5	550,410	8.9	6,178,920	41.2	5,631,510	37.5	547,410	8.9
2,000	9,401,112	47.0	8,814,330	44.1	586,782	6.2	9,401,112	47.0	8,817,330	44.1	583,782	6.2
3,000	16,473,304	54.9	15,314,330	51.0	1,158,974	7.0	16,473,304	54.9	15,317,330	51.1	1,155,974	7.0
5,000	31,845,496	63.7	28,314,330	56.6	3,531,166	11.1	31,845,496	63.7	28,317,330	56.6	3,528,166	11.1

所得金額	タイプⅢ						タイプⅣ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑
万円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
100	90,542	9.1	85,323	8.5	5,219	5.8	90,542	9.1	50,871	5.1	39,671	43.8
200	285,175	14.3	266,975	13.3	18,200	6.4	285,175	14.3	169,723	8.5	115,452	40.5
300	536,151	17.9	501,975	16.7	34,176	6.4	536,151	17.9	329,523	11.0	206,628	38.5
400	823,627	20.6	736,975	18.4	86,652	10.5	823,627	20.6	501,380	12.5	322,247	39.1
500	1,170,716	23.4	983,550	19.7	187,166	16.0	1,170,716	23.4	698,640	14.0	472,076	40.3
600	1,550,716	25.8	1,271,870	21.2	278,846	18.0	1,550,716	25.8	898,640	15.0	652,076	42.1
700	1,955,908	27.9	1,621,870	23.2	334,038	17.1	1,955,908	27.9	1,134,460	16.2	821,448	42.0
800	2,395,908	29.9	2,007,690	25.1	388,218	16.2	2,395,908	29.9	1,453,870	18.2	942,038	39.3
900	2,853,818	31.7	2,457,690	27.3	396,128	13.9	2,853,818	31.7	1,839,690	20.4	1,014,128	35.5
1,000	3,343,818	33.4	2,907,690	29.1	436,128	13.0	3,343,818	33.4	2,289,690	22.9	1,054,128	31.5
1,200	4,411,010	36.8	3,943,510	32.9	467,500	10.6	4,411,010	36.8	3,225,510	26.9	1,185,500	26.9
1,500	6,178,920	41.2	5,593,510	37.3	585,410	9.5	6,178,920	41.2	4,875,510	32.5	1,303,410	21.1
2,000	9,401,112	47.0	8,779,330	43.9	621,782	6.6	9,401,112	47.0	8,061,330	40.3	1,339,782	14.3
3,000	16,473,304	54.9	15,279,330	50.9	1,193,974	7.2	16,473,304	54.9	14,561,330	48.5	1,911,974	11.6
5,000	31,845,496	63.7	28,279,330	56.6	3,566,166	11.2	31,845,496	63.7	27,561,330	55.1	4,284,166	13.5

(2) 所得税

① 給与所得者

イ 夫婦子２人の場合

給与収入	タイプ Ⅰ						タイプ Ⅱ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺ / ㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺ / ㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
300	42,525	1.4	14,400	0.5	28,125	66.1	42,525	1.4	18,000	0.6	24,525	57.7
400	125,100	3.1	102,000	2.6	23,100	18.5	125,100	3.1	91,000	2.3	34,100	27.3
500	225,400	4.5	201,000	4.0	24,400	10.8	225,400	4.5	196,000	3.9	29,400	13.0
600	353,050	5.9	318,000	5.3	35,050	9.9	353,050	5.9	313,000	5.2	40,050	11.3
700	522,450	7.5	450,000	6.4	72,450	13.9	522,450	7.5	445,000	6.4	77,450	14.8
800	722,250	9.0	582,000	7.3	140,250	19.4	722,250	9.0	577,000	7.2	145,250	20.1
900	942,250	10.5	714,000	7.9	228,250	24.2	942,250	10.5	712,000	7.9	230,250	24.4
1,000	1,169,000	11.7	890,000	8.9	279,000	23.9	1,169,000	11.7	888,000	8.9	281,000	24.0
1,200	1,740,750	14.5	1,393,000	11.6	347,750	20.0	1,740,750	14.5	1,397,000	11.6	343,750	19.7
1,500	2,782,500	18.6	2,326,000	15.5	456,500	16.4	2,782,500	18.6	2,336,000	15.6	446,500	16.0
2,000	4,896,000	24.5	4,279,000	21.4	617,000	12.6	4,896,000	24.5	4,295,000	21.5	601,000	12.3
3,000	9,902,750	33.0	9,029,000	30.1	873,750	8.8	9,902,750	33.0	9,045,000	30.2	857,750	8.7
5,000	21,059,500	42.1	18,529,000	37.1	2,530,500	12.0	21,059,500	42.1	18,545,000	37.1	2,514,500	11.9

給与収入	タイプ Ⅲ						タイプ Ⅳ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺ / ㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺ / ㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
300	42,525	1.4	25,500	0.9	17,025	40.0	42,525	1.4	32,500	1.1	10,025	23.6
400	125,100	3.1	95,500	2.4	29,600	23.7	125,100	3.1	108,000	2.7	17,100	13.7
500	225,400	4.5	192,750	3.9	32,650	14.5	225,400	4.5	201,000	4.0	24,400	10.8
600	353,050	5.9	309,750	5.2	43,300	12.3	353,050	5.9	299,000	5.0	54,050	15.3
700	522,450	7.5	441,750	6.3	80,700	15.4	522,450	7.5	394,000	5.6	128,450	24.6
800	722,250	9.0	573,750	7.2	148,500	20.6	722,250	9.0	482,000	6.0	240,250	33.3
900	942,250	10.5	711,000	7.9	231,250	24.5	942,250	10.5	620,000	6.9	322,250	34.2
1,000	1,169,000	11.7	887,000	8.9	282,000	24.1	1,169,000	11.7	796,000	8.0	373,000	31.9
1,200	1,740,750	14.5	1,400,500	11.7	340,250	19.5	1,740,750	14.5	1,289,000	10.7	451,750	26.0
1,500	2,782,500	18.6	2,344,000	15.6	438,500	15.8	2,782,500	18.6	2,242,000	14.9	540,500	19.4
2,000	4,896,000	24.5	4,307,500	21.5	588,500	12.0	4,896,000	24.5	4,315,000	21.6	581,000	11.9
3,000	9,902,750	33.0	9,057,500	30.2	845,250	8.5	9,902,750	33.0	9,065,000	30.2	837,750	8.5
5,000	21,059,500	42.1	18,557,500	37.1	2,502,000	11.9	21,059,500	42.1	18,565,000	37.1	2,494,500	11.8

ロ　独身者の場合

給与収入	タイプ Ⅰ						タイプ Ⅱ					
	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①
万円 100	円 3,150	% 0.3	円 0	% 0.0	円 3,150	% 100.0	円 3,150	% 0.3	円 3,000	% 0.3	円 150	% 4.8
200	84,300	4.2	63,600	3.2	20,700	24.6	84,300	4.2	69,000	3.5	15,300	18.1
300	163,800	5.5	153,000	5.1	10,800	6.6	163,800	5.5	148,000	4.9	15,800	9.6
400	264,650	6.6	262,500	6.6	2,150	0.8	264,650	6.6	257,500	6.4	7,150	2.7
500	388,750	7.8	372,000	7.4	16,750	4.3	388,750	7.8	367,000	7.3	21,750	5.6
600	545,550	9.1	489,000	8.2	56,550	10.4	545,550	9.1	484,000	8.1	61,550	11.3
700	749,750	10.7	621,000	8.9	128,750	17.2	749,750	10.7	616,000	8.8	133,750	17.8
800	969,750	12.1	766,000	9.6	203,750	21.0	969,750	12.1	764,000	9.6	205,750	21.2
900	1,202,000	13.4	942,000	10.5	260,000	21.6	1,202,000	13.4	940,000	10.4	262,000	21.8
1,000	1,466,000	14.7	1,120,000	11.2	346,000	23.6	1,466,000	14.7	1,124,000	11.2	342,000	23.3
1,200	2,087,250	17.4	1,690,000	14.1	397,250	19.0	2,087,250	17.4	1,694,000	14.1	393,250	18.8
1,500	3,178,500	21.2	2,722,000	18.1	456,500	14.4	3,178,500	21.2	2,732,000	18.2	446,500	14.0
2,000	5,391,000	27.0	4,774,000	23.9	617,000	11.4	5,391,000	27.0	4,790,000	24.0	601,000	11.1
3,000	10,447,250	34.8	9,524,000	31.7	923,250	8.8	10,447,250	34.8	9,540,000	31.8	907,250	8.7
5,000	21,653,500	43.3	19,024,000	38.0	2,629,500	12.1	21,653,500	43.3	19,040,000	38.1	2,613,500	12.1

給与収入	タイプ Ⅲ						タイプ Ⅳ					
	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①
万円 100	円 3,150	% 0.3	円 3,000	% 0.3	円 150	% 4.8	円 3,150	% 0.3	円 0	% 0.0	円 3,150	% 100.0
200	84,300	4.2	76,500	3.8	7,800	9.3	84,300	4.2	43,000	2.2	41,300	49.0
300	163,800	5.5	149,250	5.0	14,550	8.9	163,800	5.5	129,000	4.3	34,800	21.2
400	264,650	6.6	254,250	6.4	10,400	3.9	264,650	6.6	222,000	5.6	42,650	16.1
500	388,750	7.8	363,750	7.3	25,000	6.4	388,750	7.8	315,000	6.3	73,750	19.0
600	545,550	9.1	480,750	8.0	64,800	11.9	545,550	9.1	413,000	6.9	132,550	24.3
700	749,750	10.7	612,750	8.8	137,000	18.3	749,750	10.7	508,000	7.3	241,750	32.2
800	969,750	12.1	763,000	9.5	206,750	21.3	969,750	12.1	642,000	8.0	327,750	33.8
900	1,202,000	13.4	939,000	10.4	263,000	21.9	1,202,000	13.4	818,000	9.1	384,000	31.9
1,000	1,466,000	14.7	1,127,500	11.3	338,500	23.1	1,466,000	14.7	1,016,000	10.2	450,000	30.7
1,200	2,087,250	17.4	1,697,500	14.1	389,750	18.7	2,087,250	17.4	1,586,000	13.2	501,250	24.0
1,500	3,178,500	21.2	2,740,000	18.3	438,500	13.8	3,178,500	21.2	2,638,000	17.6	540,500	17.0
2,000	5,391,000	27.0	4,802,500	24.0	588,500	10.9	5,391,000	27.0	4,810,000	24.1	581,000	10.8
3,000	10,447,250	34.8	9,552,500	31.8	894,750	8.6	10,447,250	34.8	9,560,000	31.9	887,250	8.5
5,000	21,653,500	43.3	19,052,500	38.1	2,601,000	12.0	21,653,500	43.3	19,060,000	38.1	2,593,500	12.0

② 事業所得者

イ 夫婦子２人の場合

所得金額	タイプ Ⅰ						タイプ Ⅱ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	44,740	2.2	33,132	1.7	11,608	25.9	44,740	2.2	27,610	1.4	17,130	38.3
300	159,754	5.3	146,415	4.9	13,339	8.3	159,754	5.3	132,415	4.4	27,339	17.1
400	302,288	7.6	288,960	7.2	13,328	4.4	302,288	7.6	274,960	6.9	27,328	9.0
500	484,944	9.7	438,960	8.8	45,984	9.5	484,944	9.7	424,960	8.5	59,984	12.4
600	707,600	11.8	588,960	9.8	118,640	16.8	707,600	11.8	574,960	9.6	132,640	18.7
700	957,600	13.7	747,280	10.7	210,320	22.0	957,600	13.7	733,280	10.5	224,320	23.4
800	1,223,420	15.3	947,280	11.8	276,140	22.6	1,223,420	15.3	933,280	11.7	290,140	23.7
900	1,523,420	16.9	1,208,920	13.4	314,500	20.6	1,523,420	16.9	1,194,920	13.3	328,500	21.6
1,000	1,839,240	18.4	1,508,920	15.1	330,320	18.0	1,839,240	18.4	1,494,920	14.9	344,320	18.7
1,200	2,555,060	21.3	2,140,560	17.8	414,500	16.2	2,555,060	21.3	2,126,560	17.7	428,500	16.8
1,500	3,820,880	25.5	3,340,560	22.3	480,320	12.6	3,820,880	25.5	3,326,560	22.2	494,320	12.9
2,000	6,236,700	31.2	5,672,200	28.4	564,500	9.1	6,236,700	31.2	5,658,200	28.3	578,500	9.3
3,000	11,652,520	38.8	10,672,200	35.6	980,320	8.4	11,652,520	38.8	10,658,200	35.5	994,320	8.5
5,000	23,568,340	47.1	20,672,200	41.3	2,896,140	12.3	23,568,340	47.1	20,658,200	41.3	2,910,140	12.3

所得金額	タイプ Ⅲ						タイプ Ⅳ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	44,740	2.2	27,610	1.4	17,130	38.3	44,740	2.2	13,805	0.7	30,935	69.1
300	159,754	5.3	122,415	4.1	37,339	23.4	159,754	5.3	71,610	2.4	88,144	55.2
400	302,288	7.6	264,960	6.6	37,328	12.3	302,288	7.6	166,640	4.2	135,648	44.9
500	484,944	9.7	414,960	8.3	69,984	14.4	484,944	9.7	266,640	5.3	218,304	45.0
600	707,600	11.8	564,960	9.4	142,640	20.2	707,600	11.8	366,640	6.1	340,960	48.2
700	957,600	13.7	723,280	10.3	234,320	24.5	957,600	13.7	466,640	6.7	490,960	51.3
800	1,223,420	15.3	923,280	11.5	300,140	24.5	1,223,420	15.3	583,280	7.3	640,140	52.3
900	1,523,420	16.9	1,184,920	13.2	338,500	22.2	1,523,420	16.9	813,280	9.0	710,140	46.6
1,000	1,839,240	18.4	1,484,920	14.8	354,320	19.3	1,839,240	18.4	1,044,920	10.4	794,320	43.2
1,200	2,555,060	21.3	2,116,560	17.6	438,500	17.2	2,555,060	21.3	1,644,920	13.7	910,140	35.6
1,500	3,820,880	25.5	3,316,560	22.1	504,320	13.2	3,820,880	25.5	2,776,560	18.5	1,044,320	27.3
2,000	6,236,700	31.2	5,648,200	28.2	588,500	9.4	6,236,700	31.2	5,108,200	25.5	1,128,500	18.1
3,000	11,652,520	38.8	10,648,200	35.5	1,004,320	8.6	11,652,520	38.8	10,108,200	33.7	1,544,320	13.3
5,000	23,568,340	47.1	20,648,200	41.3	2,920,140	12.4	23,568,340	47.1	20,108,200	40.2	3,460,140	14.7

ロ　独身者の場合

所得金額	タイプ Ⅰ						タイプ Ⅱ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑
万円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
100	58,728	5.9	66,228	6.6	-7,500	-12.8	58,728	5.9	55,190	5.5	3,538	6.0
200	177,366	8.9	187,785	9.4	-10,419	-5.9	177,366	8.9	173,785	8.7	3,581	2.0
300	321,923	10.7	328,785	11.0	-6,862	-2.1	321,923	10.7	314,785	10.5	7,138	2.2
400	496,599	12.4	469,785	11.7	26,814	5.4	496,599	12.4	455,785	11.4	40,814	8.2
500	718,050	14.4	617,730	12.4	100,320	14.0	718,050	14.4	603,730	12.1	114,320	15.9
600	968,050	16.1	785,640	13.1	182,410	18.8	968,050	16.1	771,640	12.9	196,410	20.3
700	1,235,960	17.7	985,640	14.1	250,320	20.3	1,235,960	17.7	971,640	13.9	264,320	21.4
800	1,535,960	19.2	1,221,460	15.3	314,500	20.5	1,535,960	19.2	1,207,460	15.1	328,500	21.4
900	1,853,870	20.6	1,521,460	16.9	332,410	17.9	1,853,870	20.6	1,507,460	16.7	346,410	18.7
1,000	2,203,870	22.0	1,821,460	18.2	382,410	17.4	2,203,870	22.0	1,807,460	18.1	396,410	18.0
1,200	2,971,780	24.8	2,557,280	21.3	414,500	13.9	2,971,780	24.8	2,543,280	21.2	428,500	14.4
1,500	4,289,690	28.6	3,757,280	25.0	532,410	12.4	4,289,690	28.6	3,743,280	25.0	546,410	12.7
2,000	6,757,600	33.8	6,193,100	31.0	564,500	8.4	6,757,600	33.8	6,179,100	30.9	578,500	8.6
3,000	12,225,510	40.8	11,193,100	37.3	1,032,410	8.4	12,225,510	40.8	11,179,100	37.3	1,046,410	8.6
5,000	24,193,420	48.4	21,193,100	42.4	3,000,320	12.4	24,193,420	48.4	21,179,100	42.4	3,014,320	12.5

所得金額	タイプ Ⅲ						タイプ Ⅳ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	(㋑－㋺)/㋑
万円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
100	58,728	5.9	55,190	5.5	3,538	6.0	58,728	5.9	27,595	2.8	31,133	53.0
200	177,366	8.9	163,785	8.2	13,581	7.7	177,366	8.9	99,190	5.0	78,176	44.1
300	321,923	10.7	304,785	10.2	17,138	5.3	321,923	10.7	193,190	6.4	128,733	40.0
400	496,599	12.4	445,785	11.1	50,814	10.2	496,599	12.4	287,190	7.2	209,409	42.2
500	718,050	14.4	593,730	11.9	124,320	17.3	718,050	14.4	385,820	7.7	332,230	46.3
600	968,050	16.1	761,640	12.7	206,410	21.3	968,050	16.1	485,820	8.1	482,230	49.8
700	1,235,960	17.7	961,640	13.7	274,320	22.2	1,235,960	17.7	621,640	8.9	614,320	49.7
800	1,535,960	19.2	1,197,460	15.0	338,500	22.0	1,535,960	19.2	821,640	10.3	714,320	46.5
900	1,853,870	20.6	1,497,460	16.6	356,410	19.2	1,853,870	20.6	1,057,460	11.7	796,410	43.0
1,000	2,203,870	22.0	1,797,460	18.0	406,410	18.4	2,203,870	22.0	1,357,460	13.6	846,410	38.4
1,200	2,971,780	24.8	2,533,280	21.1	438,500	14.8	2,971,780	24.8	1,993,280	16.6	978,500	32.9
1,500	4,289,690	28.6	3,733,280	24.9	556,410	13.0	4,289,690	28.6	3,193,280	21.3	1,096,410	25.6
2,000	6,757,600	33.8	6,169,100	30.8	588,500	8.7	6,757,600	33.8	5,629,100	28.1	1,128,500	16.7
3,000	12,225,510	40.8	11,169,100	37.2	1,056,410	8.6	12,225,510	40.8	10,629,100	35.4	1,596,410	13.1
5,000	24,193,420	48.4	21,169,100	42.3	3,024,320	12.5	24,193,420	48.4	20,629,100	41.3	3,564,320	14.7

(3) 個人住民税

① 給与所得者

イ 夫婦子２人の場合

給与収入	タイプⅠ						タイプⅡ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
300	35,600	1.2	21,500	0.7	14,100	39.6	35,600	1.2	20,500	0.7	15,100	42.4
400	90,650	2.3	73,000	1.8	17,650	19.5	90,650	2.3	67,800	1.7	22,850	25.2
500	168,650	3.4	146,000	2.9	22,650	13.4	168,650	3.4	139,000	2.8	29,650	17.6
600	261,400	4.4	224,000	3.7	37,400	14.3	261,400	4.4	217,000	3.6	44,400	17.0
700	367,750	5.3	312,000	4.5	55,750	15.2	367,750	5.3	305,000	4.4	62,750	17.1
800	482,150	6.0	400,000	5.0	82,150	17.0	482,150	6.0	393,000	4.9	89,150	18.5
900	596,550	6.6	503,500	5.6	93,050	15.6	596,550	6.6	520,500	5.8	76,050	12.7
1,000	718,100	7.2	635,500	6.4	82,600	11.5	718,100	7.2	652,500	6.5	65,600	9.1
1,200	984,100	8.2	938,500	7.8	45,600	4.6	984,100	8.2	955,500	8.0	28,600	2.9
1,500	1,399,750	9.3	1,366,000	9.1	33,750	2.4	1,399,750	9.3	1,383,000	9.2	16,750	1.2
2,000	2,112,250	10.6	2,078,500	10.4	33,750	1.6	2,112,250	10.6	2,095,500	10.5	16,750	0.8
3,000	3,601,400	12.0	3,503,500	11.7	97,900	2.7	3,601,400	12.0	3,520,500	11.7	80,900	2.2
5,000	6,795,550	13.6	6,353,500	12.7	442,050	6.5	6,795,550	13.6	6,370,500	12.7	425,050	6.3

給与収入	タイプⅢ						タイプⅣ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
300	35,600	1.2	24,250	0.8	11,350	31.9	35,600	1.2	32,000	1.1	3,600	10.1
400	90,650	2.3	70,950	1.8	19,700	21.7	90,650	2.3	85,100	2.1	5,550	6.1
500	168,650	3.4	140,500	2.8	28,150	16.7	168,650	3.4	150,200	3.0	18,450	10.9
600	261,400	4.4	218,500	3.6	42,900	16.4	261,400	4.4	238,000	4.0	23,400	9.0
700	367,750	5.3	306,500	4.4	61,250	16.7	367,750	5.3	333,000	4.8	34,750	9.4
800	482,150	6.0	394,500	4.9	87,650	18.2	482,150	6.0	421,000	5.3	61,150	12.7
900	596,550	6.6	499,250	5.5	97,300	16.3	596,550	6.6	521,000	5.8	75,550	12.7
1,000	718,100	7.2	631,250	6.3	86,850	12.1	718,100	7.2	626,500	6.3	91,600	12.8
1,200	984,100	8.2	934,250	7.8	49,850	5.1	984,100	8.2	911,500	7.6	72,600	7.4
1,500	1,399,750	9.3	1,361,750	9.1	38,000	2.7	1,399,750	9.3	1,339,000	8.9	60,750	4.3
2,000	2,112,250	10.6	2,074,250	10.4	38,000	1.8	2,112,250	10.6	2,051,500	10.3	60,750	2.9
3,000	3,601,400	12.0	3,499,250	11.7	102,150	2.8	3,601,400	12.0	3,476,500	11.6	124,900	3.5
5,000	6,795,550	13.6	6,349,250	12.7	446,300	6.6	6,795,550	13.6	6,326,500	12.7	469,050	6.9

ロ　独身者の場合

給与収入	タイプⅠ						タイプⅡ					
	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①
万円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
100	4,500	0.5	0	0.0	4,500	100.0	4,500	0.5	4,000	0.4	500	11.1
200	45,950	2.3	32,000	1.6	13,950	30.4	45,950	2.3	39,800	2.0	6,150	13.4
300	97,850	3.3	90,000	3.0	7,850	8.0	97,850	3.3	89,000	3.0	8,850	9.0
400	174,150	4.4	163,000	4.1	11,150	6.4	174,150	4.4	162,000	4.1	12,150	7.0
500	261,400	5.2	236,000	4.7	25,400	9.7	261,400	5.2	235,000	4.7	26,400	10.1
600	355,000	5.9	314,000	5.2	41,000	11.5	355,000	5.9	313,000	5.2	42,000	11.8
700	469,150	6.7	402,000	5.7	67,150	14.3	469,150	6.7	401,000	5.7	68,150	14.5
800	583,550	7.3	506,500	6.3	77,050	13.2	583,550	7.3	532,500	6.7	51,050	8.7
900	704,100	7.8	638,500	7.1	65,600	9.3	704,100	7.8	664,500	7.4	39,600	5.6
1,000	827,300	8.3	770,500	7.7	56,800	6.9	827,300	8.3	796,500	8.0	30,800	3.7
1,200	1,093,300	9.1	1,055,500	8.8	37,800	3.5	1,093,300	9.1	1,081,500	9.0	11,800	1.1
1,500	1,516,750	10.1	1,483,000	9.9	33,750	2.2	1,516,750	10.1	1,509,000	10.1	7,750	0.5
2,000	2,229,250	11.1	2,195,500	11.0	33,750	1.5	2,229,250	11.1	2,221,500	11.1	7,750	0.3
3,000	3,726,200	12.4	3,620,500	12.1	105,700	2.8	3,726,200	12.4	3,646,500	12.2	79,700	2.1
5,000	6,928,150	13.9	6,470,500	12.9	457,650	6.6	6,928,150	13.9	6,496,500	13.0	431,650	6.2

給与収入	タイプⅢ						タイプⅣ					
	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①	現行 ①	割合	案 ②	割合	軽減額 ①－②	①－②/①
万円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
100	4,500	0.5	4,000	0.4	500	11.1	4,500	0.5	0	0.0	4,500	100.0
200	45,950	2.3	45,050	2.3	900	2.0	45,950	2.3	35,600	1.8	10,350	22.5
300	97,850	3.3	93,500	3.1	4,350	4.4	97,850	3.3	91,400	3.0	6,450	6.6
400	174,150	4.4	163,500	4.1	10,650	6.1	174,150	4.4	156,500	3.9	17,650	10.1
500	261,400	5.2	236,500	4.7	24,900	9.5	261,400	5.2	242,000	4.8	19,400	7.4
600	355,000	5.9	314,500	5.2	40,500	11.4	355,000	5.9	340,000	5.7	15,000	4.2
700	469,150	6.7	402,500	5.8	66,650	14.2	469,150	6.7	435,000	6.2	34,150	7.3
800	583,550	7.3	511,250	6.4	72,300	12.4	583,550	7.3	523,000	6.5	60,550	10.4
900	704,100	7.8	643,250	7.1	60,850	8.6	704,100	7.8	629,500	7.0	74,600	10.6
1,000	827,300	8.3	775,250	7.8	52,050	6.3	827,300	8.3	761,500	7.6	65,800	8.0
1,200	1,093,300	9.1	1,060,250	8.8	33,050	3.0	1,093,300	9.1	1,046,500	8.7	46,800	4.3
1,500	1,516,750	10.1	1,487,750	9.9	29,000	1.9	1,516,750	10.1	1,474,000	9.8	42,750	2.8
2,000	2,229,250	11.1	2,200,250	11.0	29,000	1.3	2,229,250	11.1	2,186,500	10.9	42,750	1.9
3,000	3,726,200	12.4	3,625,250	12.1	100,950	2.7	3,726,200	12.4	3,611,500	12.0	114,700	3.1
5,000	6,928,150	13.9	6,475,250	13.0	452,900	6.5	6,928,150	13.9	6,461,500	12.9	466,650	6.7

② 事業所得者
ィ 夫婦子２人の場合

所得金額	タイプⅠ						タイプⅡ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺ / ㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺ / ㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	36,927	1.8	31,027	1.6	5,900	16.0	36,927	1.8	25,305	1.3	11,622	31.5
300	117,071	3.9	109,610	3.7	7,461	6.4	117,071	3.9	96,610	3.2	20,461	17.5
400	225,568	5.6	204,640	5.1	20,928	9.3	225,568	5.6	191,640	4.8	33,928	15.0
500	345,568	6.9	304,640	6.1	40,928	11.8	345,568	6.9	291,640	5.8	53,928	15.6
600	474,532	7.9	404,640	6.7	69,892	14.7	474,532	7.9	391,640	6.5	82,892	17.5
700	604,532	8.6	528,460	7.5	76,072	12.6	604,532	8.6	536,460	7.7	68,072	11.3
800	743,496	9.3	678,460	8.5	65,036	8.7	743,496	9.3	686,460	8.6	57,036	7.7
900	883,496	9.8	846,460	9.4	37,036	4.2	883,496	9.8	854,460	9.5	29,036	3.3
1,000	1,023,496	10.2	996,460	10.0	27,036	2.6	1,023,496	10.2	1,004,460	10.0	19,036	1.9
1,200	1,314,460	11.0	1,296,460	10.8	18,000	1.4	1,314,460	11.0	1,304,460	10.9	10,000	0.8
1,500	1,764,460	11.8	1,746,460	11.6	18,000	1.0	1,764,460	11.8	1,754,460	11.7	10,000	0.6
2,000	2,514,460	12.6	2,496,460	12.5	18,000	0.7	2,514,460	12.6	2,504,460	12.5	10,000	0.4
3,000	4,110,424	13.7	3,996,460	13.3	113,964	2.8	4,110,424	13.7	4,004,460	13.3	105,964	2.6
5,000	7,506,388	15.0	6,996,460	14.0	509,928	6.8	7,506,388	15.0	7,004,460	14.0	501,928	6.7

所得金額	タイプⅢ						タイプⅣ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺ / ㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺ / ㋑
万円 100	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0	円 0	% 0.0
200	36,927	1.8	25,305	1.3	11,622	31.5	36,927	1.8	17,044	0.9	19,883	53.8
300	117,071	3.9	93,610	3.1	23,461	20.0	117,071	3.9	59,627	2.0	57,444	49.1
400	225,568	5.6	188,640	4.7	36,928	16.4	225,568	5.6	126,148	3.2	99,420	44.1
500	345,568	6.9	288,640	5.8	56,928	16.5	345,568	6.9	205,640	4.1	139,928	40.5
600	474,532	7.9	388,640	6.5	85,892	18.1	474,532	7.9	305,640	5.1	168,892	35.6
700	604,532	8.6	508,460	7.3	96,072	15.9	604,532	8.6	405,640	5.8	198,892	32.9
800	743,496	9.3	658,460	8.2	85,036	11.4	743,496	9.3	505,640	6.3	237,856	32.0
900	883,496	9.8	826,460	9.2	57,036	6.5	883,496	9.8	639,460	7.1	244,036	27.6
1,000	1,023,496	10.2	976,460	9.8	47,036	4.6	1,023,496	10.2	789,460	7.9	234,036	22.9
1,200	1,314,460	11.0	1,276,460	10.6	38,000	2.9	1,314,460	11.0	1,089,460	9.1	225,000	17.1
1,500	1,764,460	11.8	1,726,460	11.5	38,000	2.2	1,764,460	11.8	1,539,460	10.3	225,000	12.8
2,000	2,514,460	12.6	2,476,460	12.4	38,000	1.5	2,514,460	12.6	2,289,460	11.4	225,000	8.9
3,000	4,110,424	13.7	3,976,460	13.3	133,964	3.3	4,110,424	13.7	3,789,460	12.6	320,964	7.8
5,000	7,506,388	15.0	6,976,460	14.0	529,928	7.1	7,506,388	15.0	6,789,460	13.6	716,928	9.6

ロ　独身者の場合

所得金額	タイプⅠ						タイプⅡ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑
万円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
100	31,814	3.2	33,533	3.4	-1,719	-5.4	31,814	3.2	30,133	3.0	1,681	5.3
200	107,809	5.4	113,190	5.7	-5,381	-5.0	107,809	5.4	106,190	5.3	1,619	1.5
300	214,228	7.1	207,190	6.9	7,038	3.3	214,228	7.1	200,190	6.7	14,038	6.6
400	327,028	8.2	301,190	7.5	25,838	7.9	327,028	8.2	294,190	7.4	32,838	10.0
500	452,666	9.1	399,820	8.0	52,846	11.7	452,666	9.1	392,820	7.9	59,846	13.2
600	582,666	9.7	521,230	8.7	61,436	10.5	582,666	9.7	538,230	9.0	44,436	7.6
700	719,948	10.3	671,230	9.6	48,718	6.8	719,948	10.3	688,230	9.8	31,718	4.4
800	859,948	10.7	821,230	10.3	38,718	4.5	859,948	10.7	838,230	10.5	21,718	2.5
900	999,948	11.1	971,230	10.8	28,718	2.9	999,948	11.1	988,230	11.0	11,718	1.2
1,000	1,139,948	11.4	1,121,230	11.2	18,718	1.6	1,139,948	11.4	1,138,230	11.4	1,718	0.2
1,200	1,439,230	12.0	1,421,230	11.8	18,000	1.3	1,439,230	12.0	1,438,230	12.0	1,000	0.1
1,500	1,889,230	12.6	1,871,230	12.5	18,000	1.0	1,889,230	12.6	1,888,230	12.6	1,000	0.1
2,000	2,643,512	13.2	2,621,230	13.1	22,282	0.8	2,643,512	13.2	2,638,230	13.2	5,282	0.2
3,000	4,247,794	14.2	4,121,230	13.7	126,564	3.0	4,247,794	14.2	4,138,230	13.8	109,564	2.6
5,000	7,652,076	15.3	7,121,230	14.2	530,846	6.9	7,652,076	15.3	7,138,230	14.3	513,846	6.7

所得金額	タイプⅢ						タイプⅣ					
	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑	現行 ㋑	割合	案 ㋺	割合	軽減額 ㋑－㋺	㋑－㋺／㋑
万円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
100	31,814	3.2	30,133	3.0	1,681	5.3	31,814	3.2	23,276	2.3	8,538	26.8
200	107,809	5.4	103,190	5.2	4,619	4.3	107,809	5.4	70,533	3.5	37,276	34.6
300	214,228	7.1	197,190	6.6	17,038	8.0	214,228	7.1	136,333	4.5	77,895	36.4
400	327,028	8.2	291,190	7.3	35,838	11.0	327,028	8.2	214,190	5.4	112,838	34.5
500	452,666	9.1	389,820	7.8	62,846	13.9	452,666	9.1	312,820	6.3	139,846	30.9
600	582,666	9.7	510,230	8.5	72,436	12.4	582,666	9.7	412,820	6.9	169,846	29.1
700	719,948	10.3	660,230	9.4	59,718	8.3	719,948	10.3	512,820	7.3	207,128	28.8
800	859,948	10.7	810,230	10.1	49,718	5.8	859,948	10.7	632,230	7.9	227,718	26.5
900	999,948	11.1	960,230	10.7	39,718	4.0	999,948	11.1	782,230	8.7	217,718	21.8
1,000	1,139,948	11.4	1,110,230	11.1	29,718	2.6	1,139,948	11.4	932,230	9.3	207,718	18.2
1,200	1,439,230	12.0	1,410,230	11.8	29,000	2.0	1,439,230	12.0	1,232,230	10.3	207,000	14.4
1,500	1,889,230	12.6	1,860,230	12.4	29,000	1.5	1,889,230	12.6	1,682,230	11.2	207,000	11.0
2,000	2,643,512	13.2	2,610,230	13.1	33,282	1.3	2,643,512	13.2	2,432,230	12.2	211,282	8.0
3,000	4,247,794	14.2	4,110,230	13.7	137,564	3.2	4,247,794	14.2	3,932,230	13.1	315,564	7.4
5,000	7,652,076	15.3	7,110,230	14.2	541,846	7.1	7,652,076	15.3	6,932,230	13.9	719,846	9.4

16　夫婦の稼得割合別所得税負担の比較(夫婦子２人の給与所得者の場合)

給与収入		５００万円				１,０００万円					
		夫５００万円：妻0円	夫４００万円：妻１００万円	夫３００万円：妻２００万円	夫２５０万円：妻２５０万円	夫1,０００万円：妻0円	夫９００万円：妻１００万円	夫８００万円：妻２００万円	夫７００万円：妻３００万円	夫６００万円：妻４００万円	夫５００万円：妻５００万円
所得税額	夫	２２５,４００円	１６９,４００円	８０,７００円	８２,５００円	1,１６９,０００円	1,０２４,７５０円	８０４,７５０円	５９１,７５０円	４０９,１５０円	３３２,６５０円
	妻	0	3,１５０	８４,３００	８２,５００	0	3,１５０	８４,３００	１６３,８００	２６４,６５０	３３２,６５０
	計	２２５,４００	１７２,５５０	１６５,０００	１６５,０００	1,１６９,０００	1,０２７,９００	８８９,０５０	７５５,５５０	６７３,８００	６６５,３００

（備考）　扶養控除額については、夫婦の所得税額の合計額が少なくなるように振り分けて控除してある。

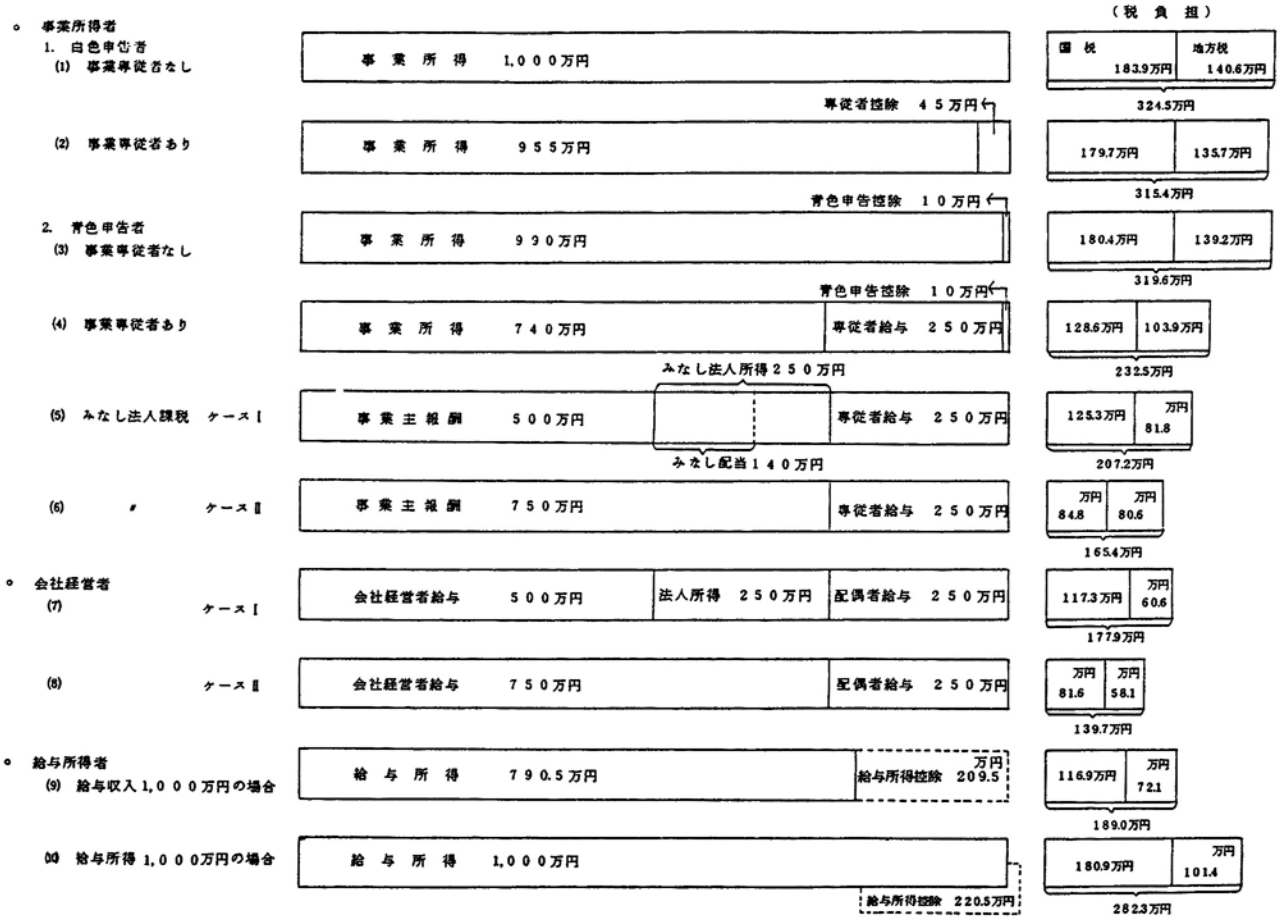
(付) 現行課税方式と二分二乗課税方式との所得税負担の比較　(夫婦子２人の給与所得者の場合)

給与収入		３００万円	４００万円	５００万円	８００万円	1,０００万円	2,０００万円	3,０００万円	5,０００万円
現行	所得税額	４２,５２５円	１２５,１００円	２２５,４００円	７２２,２５０円	1,１６９,０００円	4,８９６,０００円	9,９０２,７５０円	２１,０５９,５００円
	負担率	1.4％	3.1％	4.5％	9.0％	１１.７％	２４.５％	３３.０％	４２.１％
二分二乗	所得税額	４２,５２５円	１１７,６００円	２０５,２００円	５６０,７５０円	８６５,３５０円	3,３４７,５００円	6,９６７,７５０円	１６,４３１,２５０円
	負担率	1.4％	2.9％	4.1％	7.0％	8.7％	１６.７％	２３.２％	３２.９％

（備考）　「二分二乗」欄の所得税額は、単純に次により計算してある。

｛（課税所得×$\frac{1}{2}$）×現行の所得税率｝×２

17　形態別税負担の比較(事業利益1,000万円の場合)



(備考)　1　国税は所得税、法人税であり、地方税は住民税（均等割を含む。）、事業税である。
2　（　）書は負担率である。
3　家族構成は、夫婦子2人とし、配偶者が事業に専従しているものとした。
4　給与所得＝給与収入－給与所得控除
5　法人は、資本金1，000万円未満、従業員50人以下で、配当がない場合を前提としている。

18　青色事業専従者のある納税者の専従者給与額の事業所得に占める割合（営業所得者の場合）〈昭和59年分〉

所得階級	青色申告者数（納税者）	青色事業専従者のある納税者				D／（C＋D）
		納税者数	有専従者割合	合計所得金額	青色専従者給与額	
	A	B	（B／A）	C	D	
	千人	千人	%	億円	億円	%
100万円以下	148	78	52.8	607	859	58.6
300	837	655	78.3	12,788	10,821	45.8
500	242	200	82.3	7,516	4,585	37.9
700	58	50	86.4	2,895	1,612	35.8
1,000	24	21	86.8	1,722	774	31.0
2,000	12	10	83.8	1,274	452	26.2
3,000	1.5	1.2	79.5	283	79	21.8
5,000	0.7	0.5	72.9	178	35	16.4
5,000万円超	0.3	0.2	63.7	143	13	8.3
計	1,323	1,015	76.7	23,111	19,230	45.4

（備考）1　「申告所得税の実態」（国税庁）による。

2　「合計所得金額」は、平均所得金額に青色事業専従者のある納税者数を乗じて計算した。

19　みなし法人課税選択者の事業主報酬等の所得に対する割合〈昭和60年分〉

所得階級	人員構成比	所得金額 A	事業主報酬額 B	B／A	専従者給与額 C	C／A	計 (B＋C) D	D／A
	%	万円	万円	%	万円	%	万円	%
0又は赤字	1.5	△ 299	238	△ 79.6	53	△ 17.7	290	△ 97.3
100万円以下	4.5	60	128	212.0	16	27.2	144	239.2
300	21.8	213	201	94.3	48	22.8	249	117.1
500	26.7	395	292	73.9	111	28.2	404	102.1
700	17.4	591	384	65.0	193	32.7	577	97.7
1,000	13.4	829	497	60.0	285	34.4	783	94.4
2,000	11.1	1,340	782	58.3	427	31.9	1,209	90.2
3,000	2.1	2,410	1,456	60.4	592	24.6	2,048	85.0
5,000	1.1	3,737	2,307	61.7	756	20.2	3,063	82.0
5,000万円超	0.4	7,182	3,978	55.4	989	13.8	4,967	69.2
計	100.0	637	425	66.7	187	29.3	612	96.0

（備考）1　この計数は、主税局においてサンプル調査したものである。

2　所得金額は、事業主報酬控除前の事業所得、不動産所得に専従者給与額を加えたものである。

20　世帯主のみ働いている世帯と夫婦共働き世帯との比較

（昭和６０年全国勤労者世帯）

項目	世帯主１人働き世帯	夫婦共働き世帯
世帯主の年齢	４０．９歳	４２．２歳
有業人員	１人	２人
世帯人員	３．５２〃	３．５４〃
実収入	４，８９６千円	５，６２４千円
世帯主の勤め先収入	４，６５７〃	４，１８０〃
妻の勤め先収入	０〃	１，１５５〃
消費支出	３，２３７〃	３，５５０〃
非消費支出	８３３〃	８３１〃
うち勤労所得税	２６２〃	２４４〃
社会保障費	３３４〃	３７５〃
可処分所得	４，０６３〃	４，７９３〃
平均消費性向	７９．７％	７４．１％
平均貯蓄率	１０．９〃	１４．９〃

（備考）「家計調査年報」（総務庁）による。

21　我が国の年金課税の概要

区　分	公的年金 （国民年金 厚生年金 公務員等の 共済年金等）	私的年金					
		企業年金				特定退職金共済団体	個人年金
		厚生年金基金（注）	適格退職年金	非適格の退職年金	自社年金		
1　拠出段階							
(1)　事業主負担分	①　被用者に対する追加的給与とみなされない ②　全額を事業主の損金に算入	①　被用者に対する追加的給与とみなされない ②　全額を事業主の損金に算入	①　被用者に対する追加的給与とみなされない ②　全額を事業主の損金に算入	①　被用者に対する追加的給与とみなされる ②　全額を事業主の損金に算入	－ （退職給与引当金）	①　被用者に対する追加的給与とみなされない ②　全額を事業主の損金に算入	－ －
(2)　被用者負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	生命保険料控除	（生命保険契約の場合は、生命保険料控除）	－	－	－ （本人負担） （生命保険契約等の場合は、生命保険料控除）
(3)　自営業者負担分	社会保険料控除	－	－	－	－	－	
2　給付段階							
(1)　非課税給付金	障害年金、遺族年金等	死亡一時金	遺族年金、遺族一時金	－	遺族年金	－	－
(2)　課税される年金の所得分類	給与所得（一時金は退職所得）	給与所得（一時金は退職所得）	給与所得（一時金は退職所得）	雑所得（一時金は一時所得）	給与所得（一時金は退職所得）	給与所得（一時金は退職所得）	雑所得（一時金は一時所得）
(3)　所得の計算	①　年金給付金 給付額－給与所得控除等 （老年者年金特別控除 給与所得控除） ②　一時金 （給付額－退職所得控除）×$\frac{1}{2}$	①　年金給付金 給付額－給与所得控除等 （老年者年金特別控除 給与所得控除） ②　一時金 （給付額－退職所得控除）×$\frac{1}{2}$	①　年金給付金 （給付額－被用者負担の掛金総額）－給与所得控除 ②　一時金 ｛（給付額－被用者負担の掛金総額）－退職所得控除）｝×$\frac{1}{2}$	①　年金給付金 給付額－掛金 ②　一時金 ｛（給付額－掛金）－一時所得の特別控除｝×$\frac{1}{2}$	①　年金給付金 給付額－給与所得控除 ②　一時金 （給付額－退職所得控除）×$\frac{1}{2}$	①　年金給付金 給付額－給与所得控除 ②　一時金 （給付額－退職所得控除）×$\frac{1}{2}$	①　年金給付金 給付額－本人負担の掛金総額 ②　一時金 ｛（給付額－本人負担の掛金総額）－一時所得の特別控除｝×$\frac{1}{2}$
3　運用段階	積立金課税なし	国公水準を上回る積立金に1%課税	退職年金等積立金に1%課税	－	－	積立金課税なし	－

（注）　厚生年金基金からの年金給付のうち代行部分は公的年金の性質を有している。

22 有業者の有無、家計を賄う主な収入の種類別一世帯当たり年間支出額（全国、高齢者夫婦世帯）〈昭和59年〉

収支項目＼有業者の有無・家計を賄う主な収入	有業者有の世帯						有業者無の世帯				全世帯	勤労者世帯
	平均	世帯主の給料	農林漁業以外の事業収入	年金・恩給	家賃・地代及び利子・配当金	その他	平均	年金・恩給	家賃・地代及び利子・配当金	その他	平均	平均
世帯分布	50.8 %	12.2 %	11.8 %	18.9 %	3.2 %	4.3 %	49.2 %	45.9 %	0.6 %	2.1 %	－ %	－ %
世帯人員	2.00 人	2.00 人	2.00 人	2.00 人	2.00 人	2.00 人	2.00 人	2.00 人	2.00 人	2.00 人	3.85 人	3.87 人
有業人員	1.29 人	1.19 人	1.37 人	1.27 人	1.21 人	1.52 人	－	－	－	－	1.70 人	1.62 人
世帯主の年齢	69.9 歳	68.7 歳	69.9 歳	70.4 歳	72.1 歳	69.4 歳	72.0 歳	71.9 歳	73.5 歳	72.8 歳	46.4 歳	42.2 歳
持家率	85.0 %	77.5 %	82.4 %	87.4 %	98.9 %	95.0 %	85.5 %	87.0 %	100.0 %	54.5 %	74.3 %	67.4 %
年間収入	4,212 千円	5,733 千円	4,120 千円	3,142 千円	7,286 千円	2,520 千円	2,457 千円	2,472 千円	3,535 千円	1,851 千円	5,475 千円	5,537 千円
消費支出	2,275 千円	2,665 千円	2,226 千円	2,177 千円	2,584 千円	1,415 千円	1,899 千円	1,932 千円	1,859 千円	1,340 千円	3,173 千円	3,278 千円
食料	583	627	617	559	583	447	545	551	483	459	904	920
住居	145	161	111	178	143	43	135	136	34	151	144	152
光熱・水道	155	152	184	143	171	124	140	140	143	130	191	185
家具・家事用品	119	123	113	114	174	93	89	91	107	45	136	135
被服及び履物	141	199	120	106	278	63	99	102	74	67	218	216
保健医療	78	84	72	82	84	52	79	79	70	77	82	78
交通通信	207	293	175	195	198	110	157	162	78	84	318	342
教育	0	0	－	－	－	－	0	0	－	－	124	137
教養娯楽	242	285	218	251	339	89	204	206	480	107	268	279
その他の消費支出	606	743	616	549	614	394	452	465	389	219	787	835
エンゲル係数	25.6 %	23.5 %	27.7 %	25.7 %	22.6 %	31.6 %	28.7 %	28.5 %	26.0 %	34.3 %	28.5 %	28.1 %
貯蓄現在高	10,669 千円	12,193 千円	9,831 千円	9,914 千円	18,600 千円	5,896 千円	8,818 千円	8,778 千円	19,986 千円	6,858 千円	6,720 千円	5,646 千円
定期性預貯金	5,342 〃	6,091 〃	5,190 〃	4,794 〃	8,467 〃	3,683 〃	4,305 〃	4,326 〃	8,999 〃	2,643 〃	3,278 〃	2,624 〃
有価証券	2,967 〃	3,447 〃	2,404 〃	3,139 〃	5,252 〃	600 〃	2,909 〃	2,832 〃	10,066 〃	2,793 〃	1,367 〃	1,165 〃
負債現在高	443 〃	477 〃	830 〃	243 〃	535 〃	144 〃	134 〃	120 〃	205 〃	382 〃	2,660 〃	2,786 〃
住宅・土地分	370 〃	447 〃	682 〃	199 〃	367 〃	87 〃	100 〃	85 〃	159 〃	382 〃	2,294 〃	2,580 〃

(備考) 1 「昭和59年全国消費実態調査報告」(総務庁統計局)による。
2 高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯をいう。
3 消費支出の数字は、1月当たり支出額を12倍したものである。

23　利子・配当に対する所得税の課税の概要

区分			利子所得	配当所得	
				株式の配当	証券投信
範囲			預貯金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配	
本則	課税方法		総合課税	総合課税	総合課税
	源泉徴収税率		20%	20%	20%
	配当控除		－	10%（課税総所得金額1,000万円超の部分5%）、ただし証券投資信託の収益の分配は5%（2.5%）	
特例	源泉分離選択課税制度	適用対象	定期預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等	発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で、1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）未満のもの	証券投資信託の収益の分配
		選択方法	源泉分離課税選択申告書の提出	源泉分離課税選択申告書の提出	源泉分離課税選択申告書の提出
		源泉選択税率	35%	35%	35%
		配当控除	－	適用なし	適用なし
	申告不要制度	適用対象	普通預金、通知預金の利子等要求払預金の利子	1回の支払配当の金額が5万円（年1回10万円）以下のもの	－
		源泉徴収税率	20%	20%	
		配当控除	－	適用なし	
非課税制度	少額貯蓄非課税制度		非課税限度　300万円	－	一定の要件に該当するものは少貯対象
	郵便貯金の非課税		預入（非課税）限度　300万円	－	－
	少額公債非課税制度		非課税限度　300万円	－	－
	財形（年金）貯蓄非課税制度		非課税限度　500万円	－	少貯の場合と同じ

24　利子・配当に対する住民税の課税の概要

区分			所得税	住民税
利子所得	定期預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等		総合課税（２０％の源泉徴収）	総合課税
			源泉分離選択課税（３５％の源泉徴収）	非課税
	普通預金、通知預金の利子等要求払預金の利子		確定申告不要（２０％の源泉徴収）	非課税
配当所得	株式等	１回の支払配当の金額が２５万円（年１回５０万円）以上のもの又は発行済株式総数の５％以上の株式に係る配当	総合課税（２０％の源泉徴収）	総合課税
		発行済株式総数の５％未満の株式に係る配当で１回の支払配当の金額が２５万円（年１回５０万円）未満のもの	総合課税（２０％の源泉徴収）	総合課税
			源泉分離選択課税（３５％の源泉徴収）	総合課税
		１回の支払配当の金額が５万円（年１回１０万円）以下のもの	確定申告不要（２０％の源泉徴収）	非課税
	証券投資信託の収益の分配		総合課税（２０％の源泉徴収）	総合課税
			源泉分離選択課税（３５％の源泉徴収）	非課税
雑所得	割引債の償還差益		源泉分離課税（１６％の源泉徴収）	非課税
非課税制度	少額貯蓄非課税制度（限度額300万円） 郵便貯金の非課税（限度額300万円） 少額公債非課税制度（限度額300万円） 財形(年金)貯蓄非課税制度(限度額500万円)		非課税	非課税

25　貯蓄種類別個人貯蓄残高等

(1)　個人貯蓄残高

区　　分	残　　高 (61年3月末)
総　　額	503 兆円
預　貯　金	318
民間金融機関	215
郵便貯金	103
信　　託	26
保　　険	98
証　　券	61
公　社　債	45
投資信託	16

(備考)　「個人貯蓄速報」(日本銀行)による。ただし、郵便貯金は、「郵政経営統計」(郵政省)による。

(2)　非課税貯蓄残高

区　　分	残　　高 (61年3月末)
総　　額	287 兆円
マ　ル　優	163
銀行その他の金融機関扱い分	153
証券会社扱い分	10
特別マル優	11
財形貯蓄 (郵便貯金を除く)	10
郵便貯金	103

←　個人貯蓄残高の約6割
(保険を除くと約7割)

(備考) 1　マル優、特別マル優、財形貯蓄は大蔵省及び日本証券業協会調、郵便貯金は郵政省調による。

2　マル優及び特別マル優のうち証券会社扱い分は昭和61年6月末現在のものである。

3　郵便貯金は、旧外地貯金、戦災貯金等を除いたものである。また郵便貯金には財形貯蓄を含む。

26　少額貯蓄非課税制度の利用状況(昭和61年３月末)

区　　分	非課税貯蓄申告書件数 (A)	申告限度額合計 (B)	非課税貯蓄額 (C)	申告書１件当たり限度額 (B)／(A)	申告書１件当たり貯蓄額 (C)／(A)
	万件	兆円	兆円	万円	万円
銀　　行	6,313	143	65	226	103
信託銀行	1,136	25	19	219	168
相互銀行	1,593	36	15	227	93
信用金庫	2,319	51	22	220	95
信用組合	600	12	5	201	90
農協・漁協	2,259	52	24	232	108
労働金庫	369	6	2	168	49
商中・農中	79	1	1	183	143
計	14,667	327	153	223	105

(備考)　大蔵省銀行局調による。

27　非課税利子額と事業所得金額の推移

区分＼年	41	51	59
非課税利子額 (A) (郵便貯金を含む)	4,993 億円	49,449 億円	134,654 億円
事業所得金額 (B)	12,868 億円	51,954 億円	86,662 億円
法人所得金額 (C)	30,072 億円	129,013 億円	272,469 億円
(A) / (B)	38.8 %	95.2 %	155.4 %
(A) / (C)	16.6 %	38.3 %	49.4 %

(備考) 1　非課税利子額は、少額貯蓄非課税制度、少額公債非課税制度及び財形(年金)貯蓄非課税制度対象分(国税庁統計年報書)と、各年度の郵便貯金特別会計決算額における支払利子額(郵政統計年報)との合計額である。

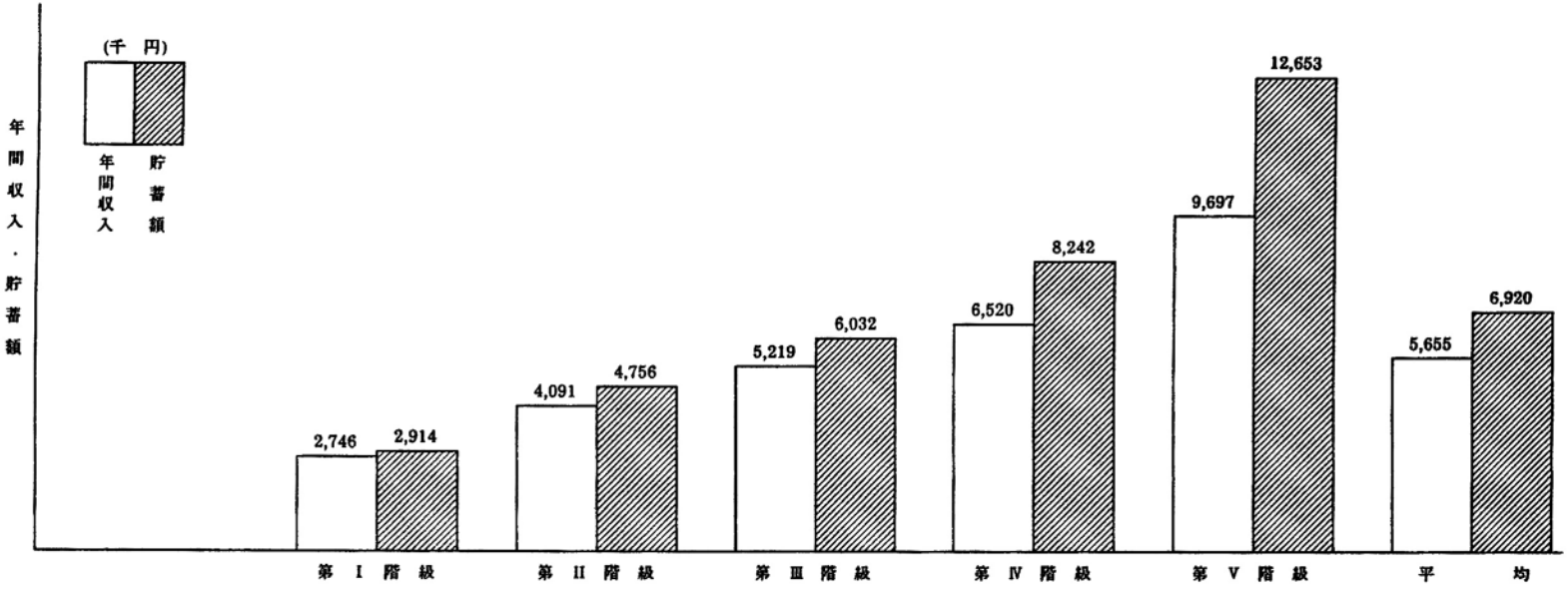
2　事業所得金額は、納税者の営業所得、農業所得、その他事業所得の合計額(国税庁申告所得税の実態)である。

3　法人所得は、各年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度について集計したもの(国税庁会社標本調査結果報告)である。

28　年間収入５分位階級別一世帯当たりの貯蓄保有状況(全国勤労者世帯)〈昭和60年〉

項　　目	第Ⅰ階級 (355万円未満)	第Ⅱ階級 (355～462万円)	第Ⅲ階級 (462～580万円)	第Ⅳ階級 (580～750万円)	第Ⅴ階級 (750万円以上)	平　　均
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間収入	2,746	4,091	5,219	6,520	9,697	5,655
貯蓄額	2,914	4,756	6,032	8,242	12,653	6,920
貯蓄額/年間収入	106.1 %	116.3 %	115.6 %	126.4 %	130.5 %	122.4 %

(備考)　「貯蓄動向調査報告」(総務庁統計局)による



29　非課税貯蓄制度の年間所得階級別利用状況〈昭和61年〉

区分	マル優制度		郵便貯金		特別マル優制度	
		限度一杯利用者		限度一杯利用者		限度一杯利用者
利用している世帯	78.9 %		54.0 %		13.0 %	
年間所得 200万円未満	56.4%	19.6%	37.8%	13.1%	6.4%	9.1%
〃 200~300 〃	71.9	18.9	49.9	13.9	5.7	20.5
〃 300~400 〃	76.9	17.3	54.0	11.5	10.6	21.7
〃 400~500 〃	83.0	19.8	59.3	8.9	13.6	16.5
〃 500~700 〃	88.2	24.9	59.3	12.0	16.5	17.4
〃 700万円以上	93.0	43.1	61.8	29.3	28.2	30.7
利用していない世帯	16.3 %		36.5 %		69.7 %	
不明世帯	4.8 %		11.2 %		19.4 %	
総数	100.0 %		100.0 %		100.0 %	

(備考)「貯蓄に関する世論調査」(貯蓄増強中央委員会)による。

30　国際協調のための経済構造調整研究会報告書

（昭和61年４月７日）―抜粋―

「二.　提言

国際協調型経済を実現し、国際国家日本を指向していくためには、内需主動型の経済成長を図るとともに、輸出入・産業構造の抜本的な転換を推進していくことが不可欠である。同時に、適切な為替相場の実現及びその安定に努め、また、金融資本市場の自由化・国際化を一段とおし進めていく必要がある。さらに、国際協力により世界へ積極的に貢献していくことも重要である。これらの実施に当たっては、税制を含む財政・金融政策の役割も重要であり、特に貯蓄優遇税制については、抜本的に見直す必要がある。

「6.　財政・金融政策の進め方

以上の提言の実施に当たり、財政・金融政策の果たすべき役割は重要である。

財政政策の運営に当たっては、赤字国債依存体質からの早期脱却という財政改革の基本路線は維持すべきであるが、財源の効率的・重点的配分、民間活力の活用、規制緩和等の工夫を図り、中長期的に、バランスのとれた経済社会を目指し機動的な対応を図る必要がある。

税制については、公平・公正・簡素・活力・選択に加え、国際的見地から見直すべきである。上記の原則に照らし、貯蓄優遇制度については、非課税貯蓄制度の廃止を含め、これを抜本的に見直す必要がある。

金融政策の運営に当たっては内外通貨価値の安定を確保しつつ、内需主導型経済の実現に向け、機動的に運営することが必要である。

31　経済構造調整推進要綱（昭和61年５月１日経済対策閣僚会議）

―抜粋―

「６.　財政･金融政策の進め方

財政政策の運営に当たっては、赤字国債依存体質からの早期脱却という財政改革の基本路線は維持すべきであるが、財源の効率的･重点的配分、民間活力の活用、規制緩和等の工夫を図り、中長期的に、バランスのとれた経済社会を目指し機動的な対応を図る。

税制については、現在税制調査会において公平･公正･簡素･活力･選択に加え国際性の視点をも踏まえ、昭和61年秋を目途に行われている見直しの結果を待って検討することとする。

非課税貯蓄制度を含め、利子･配当所得課税のあり方については、その見直しの結果を待って適切に対処することとする。

金融政策の運営に当たっては内外通貨価値の安定を確保しつつ、内需主導型経済の実現に向け、機動的に運営する。」

「７.　中長期的な経済構造調整のための施策の進め方

中長期的な経済構造調整のための施策の進め方について、「1980年代経済社会の展望と指針」及びその後のリボンピング報告を踏まえ、経済政策全般の整合性を確保する観点から経済審議会において検討する。

また、中長期的な経済構造調整を進めるために検討が必要となる施策、事項については、以上の他、関係審議会等の意見も踏まえながら、政府において検討を進めることとする。」

32　経済企画庁「昭和58年経済の回顧と課題」(分析研究編)

—抜粋—

昭和58年12月27日

「1　公的負担と労働供給、貯蓄

(公的負担と貯蓄)

次に、個人の直接税の内から、個人貯蓄の主要部分である金融資産の最終収益に課せられる金融資産利子配当税について、その貯蓄との関係をみよう。

利子配当税の実効税率が変化すると、物価、金融資産名目利回りを一定とすれば、税引後金融資産実質利回りが変化する。税引後実質利子率が上昇した場合には一定額の利子を得るために必要な貯蓄残高を減少させるため、貯蓄率を低下させる効果(所得効果)と、一定額の貯蓄残高から得られる利子が増えて貯蓄が消費に対して相対的に有利になるため、消費を減らし貯蓄を増やす効果(代替効果)との両面の効果が考えられよう。

そこでわが国における利子配当税と貯蓄の関係についてみてみよう。所得要因としての実質可処分所得の逆数と税引後の名目利子率及び物価で、貯蓄率関数を推計すると、税引後の名目利子率については統計的に有意な結果は得られない。次に税引後の実質利子率と所得要因で推計すると、税引後実質利子率は有意になるものの、これには物価が強く影響している可能性が否定できない。したがって、以上の分析からは利子配当税と貯蓄率の間に明瞭な関係を見出すことは困難であると考えられる。なお、資本市場が完全であると仮定すれば、企業の税引後実質収益率が家計の税引後実質利子率と等しくなると考えられる。そこで企業の税引後実質収益率を用いて貯蓄率関数を推計してみたが、やはり有意な結果は得られなかった。」

33　主要国における非課税利子の概要

① アメリカ、西ドイツには、我が国の郵便貯金、マル優制度に相当する非課税利子制度はない。
なお、アメリカでは、連邦制の特殊性から、州・地方債等の利子は非課税とされている。
② イギリス、フランスには、特定の貯蓄商品の利子を非課税とする制度がある。

非課税利子の種類

イギリス	フランス
1．国民貯蓄銀行の普通預金の利子（年間70ポンド(2万円）を限度）〔預入限度額　10,000ポンド(299万円）〕 2．月掛契約貯蓄の利子〔毎月の積立限度額 100ポンド(3万円）〕 3．据置型1年物積立貯金の利子〔毎月の積立限度額 200ポンド(6万円）〕 4．国民貯蓄証書の利子 購入限度額は発行回数ごとに定められる。 例　第31回発行分　5,000ポンド(150万円) 5．物価スライド条項付国民貯蓄証書の利子 購入限度額は発行回数ごとに定められる。 例　第 3回発行分　5,000ポンド(150万円) 6．くじ付貯蓄債券の賞金〔購入限度額　10,000ポンド(299万円）〕	1．A通帳の利子〔預入限度額　72,000フラン(187万円）〕 2．通帳式住宅貯金の利子〔預入限度額 100,000フラン(260万円）〕 3．積立式住宅貯金の利子〔預入限度額 300,000フラン(780万円）〕 4．庶民通帳の利子 ・年間納税額 1,420フラン(4万円)以下の低所得者を対象 ・預入限度額　30,000フラン(78万円) 5．産業振興口座の利子〔預入限度額　10,000フラン（26万円）〕

(注) 邦貨換算は次のレートによる。　1ポンド＝ 299円，1フラン＝26円

（付） 個人貯蓄残高に占める非課税貯蓄の割合

	日　　本	イ ギ リ ス	フ ラ ン ス
①個人貯蓄残高	兆円 ４６１ （３７６）	百万ポンド １７７，７８９ ＜５３兆円＞	億フラン ２０，１７９ ＜５２兆円＞
②非課税貯蓄残高	２６８ （２６８）	２０，４２４ ＜６兆円＞	９，０９２ ＜２４兆円＞
②／①	% ５８．１ （７１．３）	% １１．５	% ４５．１

（注）１．日本のカッコ書は、保険を除いた数値である。諸外国には保険は含まれていない。
２．フランスの個人貯蓄残高、非課税貯蓄残高には、それぞれ一部法人の分が含まれている。
３．日本は1984年度末、イギリスは1984年末、フランスは1983年末の数値である。
４．邦貨換算は次のレートによる。１ポンド＝ 299円，１フラン＝26円
５．アメリカでは、個人貯蓄残高 24,710 億ドルのうち、利子が非課税とされる州・地方債等の残高は 2,125億ドルであり、個人貯蓄残高に占める割合は 8.6%となっている。

34　有価証券譲渡益課税の概要

個人の有価証券の譲渡による所得は原則として非課税とされるが、次に掲げる所得は課税される。

イ．株式等の継続的取引から生ずる所得

年５０回以上、かつ、２０万株以上の取引から生ずる所得

ロ．同一銘柄の株式等を相当数譲渡したことによる所得

同一銘柄の株式等を年間２０万株以上譲渡したことによる所得

(注)　上記イ及びロの株式等の譲渡には、①株式が最初に証券取引所に上場される場合における株式の公開の方法による譲渡や②株式が最初に証券取引所に上場された場合におけるその上場の日から１年以内に行う当該上場株式の有価証券市場での売買（発行済株式総数の２５％以上を有する者の売買に限る。）等は含まれない。

ハ．株式等の買集めによる所得

相当数買い集めた同一銘柄の株式等を、その所有者である地位を利用してその発行法人等に対し売却することによる所得

ニ．特別報告銘柄株式を指定期間中に相当数売買したことによる所得

証券取引所が指定した特別報告銘柄株式を、その指定期間中に２０万株以上売買したことによる所得で、その年の指定期間内の売買に係るもの

ホ．事業等の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得

(注)　なお、この株式等の譲渡には、①その株式が上場株式である場合における当該上場株式の有価証券市場での譲渡や②株式が最初に証券取引所に上場される場合における株式の公開の方法による譲渡（発行済株式総数の１５％未満の譲渡に限る。）等は含まれない。

ヘ　株式形態等によるゴルフ会員権の譲渡による所得

ト．国外で発行される割引債等を国内において譲渡したことによる所得

チ．国内で発行される利付公社債で割引公社債に類するものを国内において譲渡したことによる所得

リ．割引の方法により発行される短期国債（政府短期証券を含む。）の譲渡による所得

35　譲渡面積及び譲渡所得の推移(個人分)

区分	譲渡面積		特例適用前譲渡所得		特例適用後譲渡所得	
	長期	短期	長期	短期	長期	短期
昭和　年	万ha	万ha	兆円	兆円	兆円	兆円
58	7.4	0.7	8.8	1.0	3.4	0.1
59	8.6	0.7	10.1	0.7	3.7	0.1
60	8.9	0.8	11.2	0.8	4.1	0.1

（備考）　「土地譲渡実態調査」（主税局調）による。

二　法人課税

1　法人課税の税率水準の国際比較

区　分	日　本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
表面税率	留保分　43.3％ 配当分　33.3％ （道府県民税 留保分　2.17％ 配当分　1.67％ 市町村民税 留保分　5.33％ 配当分　4.10％ 事業税　12％）	46％ （1987年7月以降34％） （州法人税　9.6％ （カリフォルニア州））	35％	留保分　56％ 配当分　36％ （営業税　15％ （ヘッセン州等））	45％
実効税率	52.92％	51.18％ （1987年7月以降40.34％）	35.00％	56.52％	45.00％

（備考）　日本の地方税の標準税率は、道府県民税は法人税額の5％、市町村民税は法人税額の12.3％である。

（参考）実効税率の推移

適用事業年度	実効税率（％）
昭25. 4終了	41.96
26. 4 〃	46.65
27. 1 〃	52.90
30. 7 〃	51.14
30.10 〃	51.25
33. 4 〃	49.22
36. 4 〃	46.18
39. 4 〃	45.57
40. 4 〃	44.98
41. 1開始	43.79
45. 5終了	45.04
49. 5 〃	（52.08） 48.83
50. 5 〃	（52.77） 49.47
56. 4 〃	51.55
59. 4 〃	52.92

（注）（　）書は会社臨特税を含んだもの。

2　法人種類別の法人税率

法人の種類		納税義務	税率（%）	
			留保分	配当分
普通法人	株式会社 有限会社 相互会社等	有	43.3	33.3
			（中小法人の年所得800万円以下部分） 31	 25
協同組合等	農業協同組合、信用金庫等法人税法別表第三に掲げる法人	有	28	23
公益法人等	社団法人、財団法人、社団法人税法別表第二に掲げる法人 宗教法人に掲げる法人	収益事業を営む場合のみ有	28	
人格なき社団等	法人でない社団又は財団	収益事業を営む場合のみ有	43.3	
			（年所得800万円以下部分） 31	
公共法人	地方公共団体、公庫、公団、公共法人税法別表第一に掲げる法人	無	——	

（備考）1．外国法人である公益法人等又は人格なき社団等については、国内源泉所得を有する場合で法人税率適用）を含む。ただし、

3　法人住民税の税率等

法人の種類	例示		法人税割	
			納税義務	標準税率
普通法人	株式会社 有限会社 相互会社等		有	（道府県） 法人税額の 5％
協同組合等	農業協同組合、信用金庫等法人税法別表第三に掲げる法人		有	
公益法人等	法人税法別表第二に掲げる法人	日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等	収益事業を営む場合のみ有	（市町村） 法人税額の 12．3％
		上記以外の公益法人等		
人格なき社団等	法人でない社団又は財団		収益事業を営む場合のみ有	
公共法人	法人税法別表第一に掲げる法人	国、地方公共団体、日本国有鉄道等	無	
		上記以外の公共法人		

4　法人事業税の税率等

<table>
<tr><th>法人の種類</th><th>例示</th><th>納税義務</th><th>課税標準</th><th>標準税率</th></tr>
<tr><td>普通法人</td><td>株式会社
有限会社
相互会社等</td><td>有</td><td rowspan="4">所得及び清算所得
（ただし、電気供給業、ガス供給業、生命保険事業又は損害保険事業を行う法人については、収入金額）
（注）</td><td>年３５０万円以下の所得金額　６％
年３５０万円を超え年７００万円以下の所得金額　９％
年７００万円を超える所得金額及び清算所得金額　１２％
（収入金額を課税標準とする法人については、収入金額の　１．５％）</td></tr>
<tr><td>公益法人等</td><td>社団法人、財団法人、宗教法人等法人税法別表第二に掲げる法人</td><td>収益事業を営む場合のみ有</td></tr>
<tr><td>人格なき社団等</td><td>法人でない社団又は財団</td><td>収益事業を営む場合のみ有</td></tr>
<tr><td>特別法人</td><td>法人税法別表第三に掲げる法人（協同組合等）、証券取引所、商品取引所及び医療法人</td><td>有</td><td>年３５０万円以下の所得金額　６％
年３５０万円を超える所得金額及び清算所得金額　８％</td></tr>
<tr><td>公共法人</td><td>地方公共団体、公庫、公団等法人税法別表第一に掲げる法人</td><td>無</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

（注）　公益法人等及び人格なき社団等については、収益事業に係る所得及び収入金額に限る。

5　法人企業の自己資本比率の推移

(参考)　　(単位:%)

年　度	自己資本比率	法人税の基本税率		配当税額控除率
		留　保	配　当	
36	20.5	38	28 (創設)	20　(10)
37	20.4	〃	〃	15　(7.5)
38	20.5	〃	〃	〃
39	19.7	〃	26	〃
40	19.0	37	〃	〃
41	18.4	35	〃	〃
42	17.5	〃	〃	〃
43	16.9	〃	〃	〃
44	16.8	〃	〃	〃
45	16.1	36.75	〃	〃
46	15.8	〃	〃	12.5 (6.25)
47	15.3	〃	〃	〃
48	14.4	〃	〃	10　(5)
49	14.3	40	28	〃
50	13.9	〃	30	〃
51	13.7	〃	〃	〃
52	14.1	〃	〃	〃
53	14.3	〃	〃	〃
54	14.3	〃	〃	〃
55	15.3	〃	〃	〃
56	15.6	42	32	〃
57	16.0	〃	〃	〃
58	16.6	〃	〃	〃
59	16.9	43.3	33.3	〃

(備考) 1. 「法人企業統計年報」(大蔵省証券局)による。

2. 自己資本比率＝$\frac{\text{自己資本(資本の計)}}{\text{総資本(資本＋負債の計)}}\times 100$

3. 昭和36及び37年度は、法人税等引当金が自己資本に計上されているので、その金額を控除してある。

4. 配当税額控除率欄の(　)書は、所得1,000万円超の場合の控除率である。

6　所有者別持株比率の推移(全上場会社)

(単位：%)

年度	政府・地方公共団体	法人	金融機関	投資信託	証券会社	事業法人等	外国法人	個人	外国人	合計	個人＋投信
25	3.1	35.5	12.6	－	11.9	11.0	－	61.3	－	100	61.3
30	0.4	46.2	19.5	4.1	7.9	13.2	1.5	53.4	0.3	100	57.5
35	0.2	53.2	23.1	7.5	3.7	17.8	1.1	46.6	0.3	100	54.1
40	0.2	54.7	23.4	5.6	5.8	18.4	1.6	45.0	0.2	100	50.6
45	0.3	59.6	30.9	1.4	1.2	23.1	3.0	40.1	0.2	100	41.5
46	0.2	62.4	32.6	1.3	1.5	23.6	3.4	37.4	0.2	100	38.7
47	0.2	66.9	33.8	1.3	1.8	26.6	3.4	32.9	0.1	100	34.2
48	0.2	66.9	33.9	1.2	1.5	27.5	2.8	32.8	0.1	100	34.0
49	0.2	66.2	33.9	1.6	1.3	27.1	2.4	33.5	0.1	100	35.1
50	0.2	66.2	34.4	1.6	1.4	26.3	2.5	33.5	0.1	100	35.1
51	0.2	66.8	35.1	1.4	1.4	26.5	2.5	33.0	0.1	100	34.4
52	0.2	67.7	35.8	2.0	1.5	26.2	2.2	32.1	0.1	100	34.0
53	0.2	68.9	36.6	2.2	1.8	26.3	2.1	30.9	0.0	100	33.0
54	0.2	69.3	36.9	1.9	2.0	26.1	2.4	30.4	0.0	100	32.3
55	0.2	70.5	37.3	1.5	1.7	26.0	4.0	29.3	0.1	100	30.8
56	0.2	71.2	37.3	1.3	1.7	26.3	4.6	28.4	0.0	100	29.7
57	0.2	71.7	37.7	1.2	1.8	26.0	5.0	28.0	0.0	100	29.3
58	0.2	73.0	38.0	1.0	1.9	25.9	6.2	26.8	0.0	100	27.8
59	0.2	73.4	38.5	1.1	1.9	25.9	6.0	26.3	0.0	100	27.4
60	0.2	74.4	39.3	1.4	2.1	25.6	6.0	25.4	…	100	26.7

(備考) 1　全国証券取引所協議会調べ。
2　金融機関は投資信託分を除く数値である。なお、昭和60年度の外国人の計数は外国法人に含まれている。

5　法人企業の自己資本比率の推移

(参考)　　(単位:%)

年度	自己資本比率	法人税の基本税率		配当税額控除率
		留保	配当	
36	20.5	38	28 (創設)	20 (10)
37	20.4	〃	〃	15 (7.5)
38	20.5	〃	〃	〃
39	19.7	〃	26	〃
40	19.0	37	〃	〃
41	18.4	35	〃	〃
42	17.5	〃	〃	〃
43	16.9	〃	〃	〃
44	16.8	〃	〃	〃
45	16.1	36.75	〃	〃
46	15.8	〃	〃	12.5 (6.25)
47	15.3	〃	〃	〃
48	14.4	〃	〃	10 (5)
49	14.3	40	28	〃
50	13.9	〃	30	〃
51	13.7	〃	〃	〃
52	14.1	〃	〃	〃
53	14.3	〃	〃	〃
54	14.3	〃	〃	〃
55	15.3	〃	〃	〃
56	15.6	42	32	〃
57	16.0	〃	〃	〃
58	16.6	〃	〃	〃
59	16.9	43.3	33.3	〃

(備考) 1. 「法人企業統計年報」(大蔵省証券局)による。

2. 自己資本比率＝$\frac{\text{自己資本(資本の計)}}{\text{総資本(資本＋負債の計)}}\times 100$

3. 昭和36及び37年度は、法人税等引当金が自己資本に計上されているので、その金額を控除してある。

4. 配当税額控除率欄の( )書は、所得1,000万円超の場合の控除率である。

6　所有者別持株比率の推移(全上場会社)

(単位：%)

年度	政府・地方公共団体	法人	金融機関	投資信託	証券会社	事業法人等	外国法人	個人	外国人	合計	個人＋投信
25	3.1	35.5	12.6	－	11.9	11.0	－	61.3	－	100	61.3
30	0.4	46.2	19.5	4.1	7.9	13.2	1.5	53.4	0.3	100	57.5
35	0.2	53.2	23.1	7.5	3.7	17.8	1.1	46.6	0.3	100	54.1
40	0.2	54.7	23.4	5.6	5.8	18.4	1.6	45.0	0.2	100	50.6
45	0.3	59.6	30.9	1.4	1.2	23.1	3.0	40.1	0.2	100	41.5
46	0.2	62.4	32.6	1.3	1.5	23.6	3.4	37.4	0.2	100	38.7
47	0.2	66.9	33.8	1.3	1.8	26.6	3.4	32.9	0.1	100	34.2
48	0.2	66.9	33.9	1.2	1.5	27.5	2.8	32.8	0.1	100	34.0
49	0.2	66.2	33.9	1.6	1.3	27.1	2.4	33.5	0.1	100	35.1
50	0.2	66.2	34.4	1.6	1.4	26.3	2.5	33.5	0.1	100	35.1
51	0.2	66.8	35.1	1.4	1.4	26.5	2.5	33.0	0.1	100	34.4
52	0.2	67.7	35.8	2.0	1.5	26.2	2.2	32.1	0.1	100	34.0
53	0.2	68.9	36.6	2.2	1.8	26.3	2.1	30.9	0.0	100	33.0
54	0.2	69.3	36.9	1.9	2.0	26.1	2.4	30.4	0.0	100	32.3
55	0.2	70.5	37.3	1.5	1.7	26.0	4.0	29.3	0.1	100	30.8
56	0.2	71.2	37.3	1.3	1.7	26.3	4.6	28.4	0.0	100	29.7
57	0.2	71.7	37.7	1.2	1.8	26.0	5.0	28.0	0.0	100	29.3
58	0.2	73.0	38.0	1.0	1.9	25.9	6.2	26.8	0.0	100	27.8
59	0.2	73.4	38.5	1.1	1.9	25.9	6.0	26.3	0.0	100	27.4
60	0.2	74.4	39.3	1.4	2.1	25.6	6.0	25.4	…	100	26.7

(備考) 1 全国証券取引所協議会調べ。
2 金融機関は投資信託分を除く数値である。なお、昭和60年度の外国人の計数は外国法人に含まれている。

7　法人企業の引当金の利用状況

区　　分	貸倒引当金残高	退職給与引当金残高	賞与引当金残高
（資本金階級別）	億円	億円	億円
資本金　1億円未満	8,430	13,897	15,587
1億円以上	4,432	14,389	8,902
10　〃	3,786	10,994	6,267
50　〃	2,694	7,182	3,786
100　〃	11,934	35,501	13,649
合　　計	31,276	81,963	46,191
（累年比較）			
昭和40年度	6,286	7,451	---
45	15,282	17,061	6,286
50	27,278	42,042	21,134
55	34,044	71,352	34,179
56	34,835	73,688	38,203
57	32,444	73,750	40,822
58	32,092	76,688	43,322
59	31,276	81,963	46,191

（備　考）　1.　「会社標本調査結果報告」（国税庁）による。

2.　各年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度についての計数である。

8　法人企業の減価償却限度額と実施額の推移

年度	当期発生普通償却			租税特別措置による特別償却			償却不足繰越分償却			合計		
	限度額	実施額	実施率	限度額	実施額	実施率	限度額	実施額	実施率	限度額	実施額	実施率
	億円	億円	%	億円	億円	%	億円	億円	%	億円	億円	%
昭和 40	25,258	22,777	90.2	1,431	1,019	71.2	3,808	586	15.4	30,497	24,383	80.0
45	46,659	46,451	99.6	8,209	5,489	66.9	1,805	627	34.7	56,673	52,567	92.8
46	56,309	54,980	97.6	7,712	5,232	67.8	2,108	710	33.7	66,129	60,922	92.1
47	61,823	60,170	97.3	5,723	3,756	65.6	2,408	509	21.1	69,954	64,435	92.1
48	71,123	69,862	98.2	7,137	4,861	68.1	3,765	2,036	54.1	82,025	76,759	93.6
49	82,030	78,916	96.2	8,700	6,877	79.0	3,040	1,848	60.8	93,770	87,641	93.5
50	81,230	76,953	94.7	6,093	4,090	67.1	2,080	695	33.4	89,403	81,738	91.4
51	94,668	89,057	94.1	7,021	4,374	62.3	2,883	675	23.4	104,572	94,106	90.0
52	103,155	96,624	93.7	6,319	4,482	70.9	3,573	1,702	47.6	113,047	102,808	90.9
53	105,616	101,133	95.8	4,211	3,138	74.5	2,963	993	33.5	112,790	105,264	93.3
54	122,477	117,995	96.3	3,499	2,930	83.7	2,418	1,175	48.6	128,394	122,100	95.1
55	134,246	127,708	95.1	4,228	3,557	84.1	1,452	754	51.9	139,926	132,019	94.3
56	148,024	141,517	95.6	4,484	4,034	90.0	968	438	45.2	153,476	145,989	95.1
57	161,702	152,059	94.0	4,096	3,686	90.0	1,042	606	58.1	166,840	156,351	93.7
58	176,845	165,873	93.8	3,776	3,298	87.3	651	392	60.2	181,272	169,563	93.5
59	186,278	175,861	94.4	4,036	3,381	83.8	528	374	70.8	190,842	179,616	94.1

(備考) 1.　「会社標本調査結果報告」(国税庁)による。
2.　各年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度についての計数である。
3.　昭和42年6月以降開始する事業年度から、普通償却の3年間償却不足繰越制度が廃止されたが、それ以前の償却不足額については、3年間の繰越しが認められていた。

9　企業関係租税特別措置による減収額(平年度)〈昭和61年度〉

(単位：億円)

区　　分	減　収　額
(特　別　償　却)	
1.　特定設備等の特別償却	
(1)　公害防止設備、無公害化生産設備等	320
(2)　省エネルギー設備等	230
2.　低開発地域工業用機械等の特別償却	240
3.　高度技術工業集積地域工業用設備の特別償却	70
4.　民間活力により整備される特定施設の特別償却	10
5.　中小企業者等の機械の特別償却	420
6.　医療用機器の特別償却	90
7.　中小企業構造改善計画等に係る機械等の割増償却	90
8.　新築貸家住宅等の割増償却	10
9.　特定備蓄施設等の割増償却	20
10.　鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却等	40
小　　計	1,540
(準　備　金)	
11.　海外投資等損失準備金	20
12.　原子力発電工事償却準備金	30
13.　電子計算機買戻損失準備金等	250
14.　異常危険準備金	10
15.　中小企業の貸倒引当金の特例等	40
小　　計	350
(税額控除及び所得控除等)	
16.　試験研究費の税額控除等	960
17.　エネルギー基盤高度化設備投資促進税制	450
18.　中小企業者等の特定電子機器利用設備投資促進税制	410
19.　技術等海外所得の特別控除	250
20.　農業協同組合等の課税の特例	40
21.　動燃事業団への出えん金の損金算入等	60
小　　計	2,170
計	4,060
(交　際　費)	
22.　交際費課税の特例	(+) 7,830
差　引　計	(+) 3,770

10　企業関係非課税等特別措置による減収見込額(平年度)〈昭和61年度〉

(単位　億円)

区　　分	減　収　額		
	法人住民税	法人事業税	計
(環境改善、地域開発等の促進)			
1　住宅対策のための課税の特例	1	2	3
2　地域開発のための課税の特例	51	86	137
3　公害対策のための課税の特例	53	86	139
小　　計	105	174	279
(資源開発の促進等)			
4　海外投資等損失準備金	3	5	8
5　原子力発電工事償却準備金等	10	−	10
小　　計	13	5	18
(技術の振興、設備の近代化)			
6　試験研究費の税額控除等	46	−	46
7　技術等海外所得の特別控除	42	−	42
8　電子計算機買戻損失準備金等	42	67	109
9　特定設備等の特別償却	38	62	100
10　中小企業者の機械等の特別償却等	98	162	260
11　エネルギー基盤高度化設備投資促進税制	76	73	149
12　中小企業者等の特定電子機器利用設備投資促進税制	69	55	124
13　そ　の　他	9	16	25
小　　計	420	435	855
(内部留保の充実、企業体質の強化)			
14　異常危険準備金	1	−	1
15　中小企業の貸倒引当金の特例	6	11	17
16　そ　の　他	6	11	17
小　　計	13	22	35
(そ　の　他)			
17　そ　の　他	3	5	8
小　　計	3	5	8
18　社会保険診療報酬の所得計算の特例	−	99	99
計	554	740	1，294
19　交際費課税の特例	(+) 1，326	(+) 2，128	(+) 3，454
差　引　計	(+)　772	(+) 1，388	(+) 2，160

11　外国税額控除制度

（１）業種別外国税額控除額の推移

（単位：百万円）

業種＼年分	50	55	59	構成比	59／50
				%	
農林水産業	15	570	1,086	0.2	72.4
鉱業	111,085	176,395	175,756	36.3	1.6
建設業	345	1,558	7,278	1.5	21.1
繊維工業	101	1,443	760	0.2	7.5
化学工業	3,290	9,943	11,870	2.5	3.6
鉄鋼金属工業	675	5,341	11,885	2.5	17.6
機械工業	5,564	26,675	70,877	14.6	12.7
食料品製造業	283	1,359	2,935	0.6	10.4
出版印刷業	15	103	90	0.0	6.0
その他の製造業	337	2,371	5,619	1.2	16.7
卸売業	9,746	43,635	60,735	12.5	6.2
小売業	247	166	271	0.1	1.1
料理飲食旅館業	3	29	192	0.0	64.0
金融保険業	18,601	66,045	112,638	23.3	6.1
不動産業	21	198	969	0.2	46.1
運輸通信公益事業	2,116	5,216	7,231	1.5	3.4
サービス業	18	531	3,423	0.7	190.2
その他の法人	13	1,551	10,575	2.2	813.5
合計	152,476	343,129	484,190	100.0	3.2

（注）「会社標本調査結果報告」（国税庁）による。

（２）主要国の二重課税排除制度

＼	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
方式	税額控除方式	税額控除方式	税額控除方式	税額控除方式と国外所得免除方式の併用	税額控除方式と国外所得免除方式の併用
控除限度額の計算	一括限度額方式	一括限度額方式（ただし、特定の所得については、別枠管理）	所得項目別限度額方式	国別限度額方式	所得項目別限度額方式
控除余裕額及び限度超過額	余裕額の繰越し５年 超過額の繰越し５年	超過額の繰戻し２年 超過額の繰越し５年	なし（ただし、所得の発生年度に対応して控除）	なし（ただし、所得の発生年度に対応して控除）	超過額の繰越し５年
間接税額控除	子会社まで（持株25%）	ひ孫会社まで（持株10%）	制限なし（持株10%）	孫会社まで（持株10%）（ただし、租税条約で子会社からの受取配当は益金不算入）	子会社（持株10%）からの受取配当は95%益金不算入

12　法人種類別の法人数及び所得金額〈昭和59年度〉

区分		法人数	所得金額				所得に対する税額
			利益		欠損		
			事業年度数	金額	事業年度数	金額	
				億円		億円	億円
内国法人	普通法人	1,872,852	738,735	276,845	1,140,473	53,102	112,500
	協同組合等	61,783	35,669	14,288	26,210	657	3,544
	公益法人等	17,107	9,906	1,117	7,222	1,039	280
	人格のない社団等	4,218	1,720	60	2,508	93	20
外国法人		1,158	462	608	700	464	255
合計		1,957,118	786,492	292,919	1,177,113	55,355	116,599

(備考) 1.　「国税庁統計年報書」による。

2.　昭和59年2月1日から昭和60年1月31日までの間に終了した事業年度分の計数である。

3.　人格のない社団等及び公益法人等については、収益事業を営むものについての計数である。

(参考) 公益法人等の数

区分	法人数	構成比
	件	%
1. 民法34条法人	20,514	8.6
2. 学校法人	6,749	2.8
3. 社会福祉法人	11,672	4.9
4. 宗教法人	183,345	76.5
5. 商工組合等	3,435	1.4
6. 共済組合	1,843	0.8
7. 労働組合等	4,914	2.0
8. その他	7,274	3.0
計	239,746	100.0

(注) 昭和60年12月末調査による。

13　資本金額階級別の欠損法人割合の推移

（単位：社、％）

資本金額階級 / 区分 / 年度	５００万円未満			５００万円以上１,０００万円未満			１,０００万円以上５,０００万円未満			５,０００万円以上１億円以下			１億円超１０億円未満			１０億円以上			合計		
	法人数	うち欠損	割合	法人数	うち欠損	割合	法人数	うち欠損	割合	法人数	うち欠損	割合	法人数	うち欠損	割合	法人数	うち欠損	割合	法人数	うち欠損	割合
40	613,781	222,301	36.2	48,123	16,712	34.7	36,810	11,979	32.5	5,829	2,164	37.1	3,299	1,203	36.5	962	243	25.3	708,804	254,602	35.9
45	729,012	225,536	30.9	84,467	23,852	28.2	71,801	18,782	26.2	8,899	2,576	28.9	4,972	1,328	26.7	1,348	216	16.0	900,499	272,290	30.2
46	769,391	252,502	32.8	97,434	31,217	32.0	84,090	24,172	28.7	9,853	2,933	29.8	5,535	1,251	22.6	1,423	229	16.1	967,726	312,304	32.3
47	810,797	301,793	37.2	107,939	35,583	33.0	91,651	26,689	29.1	10,507	3,338	31.8	5,858	1,773	30.3	1,518	331	21.8	1,028,270	369,507	35.9
48	828,595	275,915	33.3	122,762	36,276	29.5	113,953	31,265	27.4	11,877	3,370	28.4	6,622	1,764	26.6	1,661	309	18.6	1,085,470	348,899	32.1
49	858,314	289,333	33.7	141,824	42,957	30.3	126,995	34,490	27.2	12,495	3,858	30.9	7,225	1,964	27.2	1,755	331	18.9	1,148,608	372,933	32.5
50	881,215	398,883	45.3	158,568	60,692	38.3	148,011	51,291	34.7	13,169	5,465	41.5	8,144	3,194	39.2	1,893	614	32.4	1,211,000	520,139	43.0
51	897,947	444,168	49.5	172,409	71,534	41.5	164,142	57,492	35.0	14,648	6,002	41.0	8,652	3,505	40.5	1,973	668	33.9	1,259,771	583,369	46.3
52	918,318	485,757	52.9	189,561	80,876	42.7	177,116	67,373	38.0	15,937	6,310	39.6	9,248	3,524	38.1	2,044	640	31.3	1,312,224	644,480	49.1
53	925,869	487,803	52.7	202,161	88,835	43.9	192,565	71,480	37.1	17,126	6,161	36.0	9,472	3,545	37.4	2,142	666	31.1	1,349,335	658,490	48.8
54	944,550	493,167	52.2	220,308	95,312	43.3	205,351	68,796	33.5	19,828	6,811	34.4	9,810	3,108	31.7	2,213	644	29.1	1,402,060	667,838	47.6
55	961,580	509,873	53.0	237,674	104,401	43.9	216,400	74,776	34.6	21,127	6,084	28.8	10,486	3,186	30.4	2,282	592	25.9	1,449,549	698,912	48.2
56	978,836	541,666	55.3	251,525	111,382	44.3	232,091	83,975	36.2	23,186	7,227	31.2	10,893	3,475	31.9	2,357	626	26.6	1,498,888	748,351	49.9
57	986,078	580,714	58.9	267,174	127,489	47.7	249,413	96,049	38.5	24,758	8,264	33.4	11,421	3,821	33.5	2,455	662	27.0	1,541,299	816,999	53.0
58	999,540	604,390	60.5	279,407	144,189	51.6	258,875	102,837	39.7	26,289	8,562	32.6	11,771	3,954	33.6	2,570	692	26.9	1,578,452	864,624	54.8
59	1,017,005	622,367	61.2	292,936	151,485	51.7	270,955	110,939	40.9	28,426	9,596	33.8	12,213	4,115	33.7	2,726	684	25.1	1,624,261	899,186	55.4

（備考）1.　「会社標本調査結果報告」（国税庁）による。

2.　各年２月１日から翌年１月３１日までの間に終了した事業年度についての計数である。

14　事業税の外形標準課税に関する税制調査会の検討の経緯

○昭和３９年１２月答申（今後におけるわが国の社会経済の発展に即応する基本的な租税制度のあり方についての答申）　（抄）

（検討の方向）

（１）「事業税の性格や事業の所得に対する課税の累積にかんがみ、事業税の課税標準を所得金額としていることは適当であるかどうかについて、検討を加えた。」

（事業税の課税標準）

（２）「事業税の課税の根拠は、事業が収益活動を行なうに当たつては、地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとする考え方によるものであるが、課税に当たつて事業そのものを課税客体としているのは、事業が収益活動を行なっている事実に着目してその担税力を見出そうとするものであるからである。したがつて、事業税は事業の規模ないし活動量あるいは収益活動を通じて実現される担税力をなんらかの基準によつて測定して課税することが望ましいと考えられる。」

「したがつて、事業税の課税標準については、事業の規模ないし活動量あるいは収益活動を通じて実現される担税力を表わす何らかの所得金額以外の基準を求めて、これを課税標準とすることが適当であると考える。」

「所得以外の基準としては、(イ)収入金額、(ロ)収入金額から固定資産、原材料、商品等の購入費等を控除して附加価値額を算定するいわゆる控除法による附加価値額、(ハ)所得金額に給与、利子、地代、家賃の金額を加算して附加価値額を算定するいわゆる加算法による附加価値額等が考えられる。」

（結　論）

（３）１「加算法による附加価値額によることが、事業の規模ないし活動量あるいは収益活動を通じて実現される担税力を適正に示すということからも、また納税者に新たな帳簿作成の負担を与えないという点からも、適当であると認めた。」

２「事業税の課税標準を合理化するために、附加価値要素を導入する場合においては、事業税負担のあり方、現行事業税の負担の実態との関連等を考慮するならば、(イ)所得金額と加算法による附加価値額とを併用する方法と、(ロ)所得金額に代えて加算法による附加価値額を課税標準とし、この附加価値額を構成するもののうち所得金額とその他の部分を区分して、所得金額に負担の比重を多くする方法とが考えられる。いずれにしても、所得金額部分とその他の部分に対する比重のおき方については、おのおの２分の１ずつとすることを目途として、今後具体的な検討を進めることが適当であると考えられる。」

３「事業税の課税標準に附加価値要素を導入することとする場合においては、各企業の負担に変動が生ずるので、その実施の時期、方法並びにその実施に伴う経過的措置について、適切な配慮をすることが必要であると認めた。」

○昭和４３年　７月答申（長期税制のあり方についての答申）（抄）

「当調査会は、引き続き、事業税の課税標準に付加価値要素を導入する場合における仮案を次の要領により想定し、その内容、具体的な実施方法について審議を行った。」

「この仮案については、（イ）現行の受取配当益金不算入制度を前提とした場合における付加価値額算定上の受取配当と受取利子等との間の取扱いの相違、（ロ）銀行等の金融機関の支払利子の取扱い、（ハ）所得金額部分に対する軽減税率の取扱い、その他中小法人の負担を過重ならしめないようにする措置、（ニ）各企業の負担の変動を緩和するための経過措置等の諸点についてはなお審議を続ける必要があると考えられるので、今後引き続き、この仮案をもとにして検討を進めることが適当である。」

○昭和４６年　８月答申（長期税制のあり方について
の答申）（抄）

「事業税の課税標準について付加価値等の外形基準を導入するという問題は、事業の規模ないし活動量を的確に測定するものとしての課税標準の改善の問題であって、ＥＥＣ諸国で採用されている消費税としての付加価値税とは税の性格を異にするものであり、両者は相競合するものではないが、この問題については、ＥＥＣ型の付加価値税の導入との関連においてなお検討することが適当であろう。」

○昭和５２年１０月答申（今後の税制のあり方について
の答申）（抄）

「事業税の外形標準課税との関連

事業税の外形標準課税については、上記一、３で述べたように、新税との関連で検討することが適当であるとの見地に立つて審議を行った。新税との関連で検討を行うこととした理由は、事業税における外形標準課税の導入は、その負担が当該事業の製品あるいはサービスを購入する消費者に転嫁され、法律上の納税義務者は企業であっても、最終負担は事実上消費者に帰属するという面から考えれば、新税と税の性格上共通のものであり、また、新税の課税標準として用いられている売上額は、従来から事業税に外形標準課税を導入するとした場合に検討対象とされていた課税標準と共通する面があること、さらには全体としての税体系及び国、地方を通じる税財源配分のあり方とも関連すると考えられることによるものである。

この問題に具体的にどう対処すべきかについては、……政府において、これらについてさらに新税の創設に伴う国、地方を通じる適正な税財源配分のあり方、納税者の便宜、国境税調整等の観点を含めて事業税の外形標準課税の導入問題の解決を図るため、十分に検討を行うことが必要であると考えられ、その結果を踏まえて新税導入時までに最終的な結論を得ることとする。」

○昭和５３年１２月答申（昭和５４年度の税制改正に
関する答申）（抄）

一般消費税大綱（抄）

「新税の地方団体への配分

（１）　新税のうち地方団体へ配分される額の一部を新たに設ける地方消費税（道府県税、仮称）とする。

地方消費税の課税標準は、納税者の便宜を考慮し、一般消費税（国税）の税額とする。

（２）　これに伴い、都道府県・市町村間の税源配分の見直しを行う。」

○昭和５８年１１月答申（今後の税制のあり方について
の答申）（抄）

事業税における外形標準課税の導入問題については、事業税の性格、税収入の安定的確保の要請、課税対象法人の実情等にかんがみ、独自にその導入に踏み切るべきであるとの意見もあるが、この問題は、これまでの審議の経緯にも配慮しながら、課税ベースの広い間接税との関連を考慮して、検討すべきである。

15　社会保険診療報酬に対する事業税課税の特例措置

(1)　現行特例措置の概要

所得金額の算定上、社会保険診療に係る収入は、総収入金額等に算入せず、また、社会保険診療に係る経費は、必要経費等に算入しないこととされている（地方税法第７２条の１４、第７２条の１７）。

(2)　特例措置の創設経緯

昭和２７年６月１１日参議院において議員提案により「医業および歯科医業については、保険医としての保険収入を課税標準から除外する」という趣旨の修正案が可決され、同月２１日衆議院において可決成立し、今日に至っている。

(3)　減収見込額（昭和６１年度）

５８０億円

（参考）

所得税・法人税における現行特例措置の概要

所得金額の算定上、社会保険診療に係る経費として必要経費等に算入する金額は、社会保険診療に係る収入を次のとおり区分し、それぞれの金額の区分ごとに定められた率を乗じて計算した金額の合計額とすることが認められている（租税特別措置法第２６条、第６７条）。

収　入　階　層		控除率
	2,500万円以下の部分	72％
2,500万円超	3,000万円以下の部分	70％
3,000万円超	4,000万円以下の部分	62％
4,000万円超	5,000万円以下の部分	57％
5,000万円超の部分		52％

なお、この特例措置は、昭和５４年度改正において、収入金額の一率７２％とする必要経費率から、収入金額の段階に応じた必要経費率に整理合理化が行われたものである。

16　個人事業税の課税対象事業等

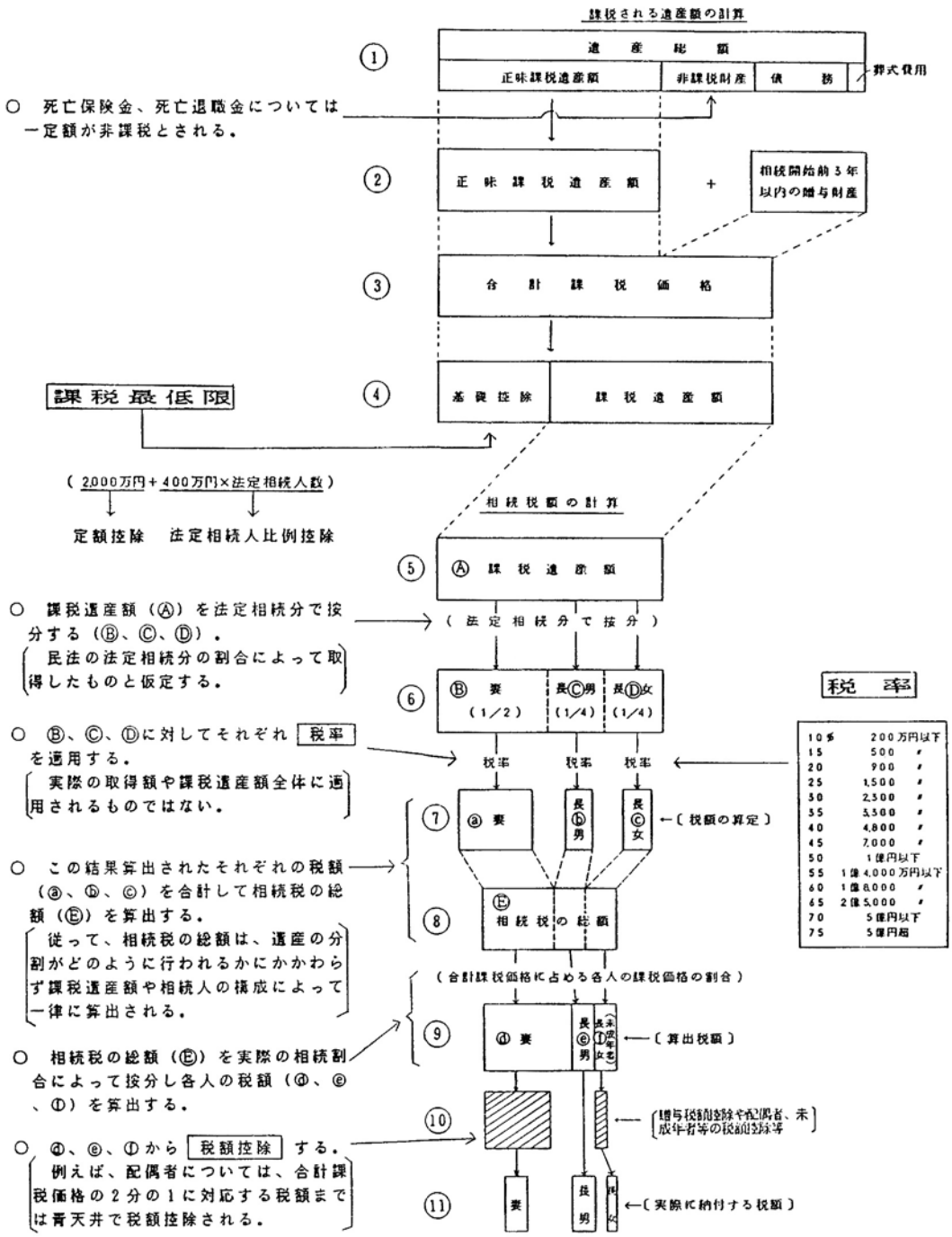
第一種事業	①物品販売業（動植物その他普通に物品といわないものの販売業を含む。） ②金銭貸付業 ③証券業 ④物品貸付業（動植物その他普通に物品といわないものの貸付業を含む。） ⑤不動産貸付業	⑥製造業（物品の加工修理業を含む。） ⑦電気供給業 ⑧ガス供給業 ⑨土石採取業 ⑩電気通信事業（放送事業を含む。） ⑪運送業 ⑫運送取扱業 ⑬自動車道事業 ⑭運河業 ⑮さん橋業	⑯船舶ていけい場業 ⑰貨物積揚場業 ⑱倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。） ⑲駐車場業 ㉔請負業 ㉑印刷業 ㉒出版業 ㉓写真業 ㉔席貸業 ㉕旅館業	㉖料理店業 ㉗飲食店業 ㉘周旋業 ㉙代理業 ㉚仲立業 ㉛問屋業 ㉜両替業 ㉝公衆浴場業（第３種事業に該当するものを除く。） ㉞演劇興行業 ㉟遊技場業	㊱遊覧所業 ㊲商品取引業 ㊳不動産売買業 ㊴広告業 ㊵興信所業 ㊶案内業（通訳案内業を除く。） ㊷冠婚葬祭業	税率 所得の１００分の５
第二種事業	次に掲げるもので主として自家労力を用いて行うもの以外のもの ①畜産業（農業に付随して行うものを除く。） ②水産業（小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。） ③養蚕業 ④薪炭製造業					税率 所得の１００分の４
第三種事業	①医業 ②由引医業 ③薬剤師業 ④助産婦業 ⑤あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者その他両眼の視力0.06以下の者が行うものを除く。）	⑥獣医業 ⑦装蹄師業 ⑧弁護士業 ⑨司法書士業 ⑩行政書士業 ⑪公証人業 ⑫弁理士業 ⑬税理士業 ⑭公認会計士業 ⑮計理士業 ⑯社会保険労務士業	⑰コンサルタント業 ⑱設計監督者業 ⑲不動産鑑定業 ⑳デザイン業 ㉑諸芸師匠業 ㉒理容業 ㉓美容業 ㉔クリーニング業 ㉕公衆浴場業（温泉むし風呂その他特殊なものを除く。）	㉖歯科衛生士業 ㉗歯科技工士業 ㉘測量士業 ㉙土地家屋調査士業 ㉚海事代理士業 ㉛印刷製版業		税率 所得の１００分の５ （助産婦業等特定の業種については１００分の３）

（注）１００分の３の税率が適用される事業は、助産婦業、あん摩マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業である。

年度	追加事業
３０	クリーニング業（請負業から独立）
３２	美容業（理容業から独立）
３８	不動産鑑定業
３９	あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者その他両眼の視力０．０６以下の者が行うものを除く。）（名称の整理）
４３	社会保険労務士業
５６	不動産貸付業（改称のうえ、範囲拡充） 駐車場業、コンサルタント業、デザイン業

三　資産課税

1　相続税の基本的仕組み



2　相続税の課税状況

(1)　課税状況の推移

区　分	死亡者数・課税件数等				合計課税価格		相続税額		
	死亡者数(A)	課税件数(B)	(B)/(A)	被相続人1人当たり法定相続人数	合計額(C)	被相続人1人当たり金額	納付税額(D)	被相続人1人当たり金額	(D)/(C)
	人	人	%	人	億円	千円	億円	千円	%
昭和 33年	684,189	5,284	0.8	−	367	6,345	47	884	12.7
35	706,599	9,183	1.3	4.14	706	7,692	100	1,089	14.2
40	700,438	13,407	1.9	4.17	2,091	15,579	410	3,111	19.6
45	712,962	24,454	3.4	4.27	7,011	28,670	1,342	5,488	19.1
46	684,521	25,951	3.8	4.31	9,403	36,233	2,074	7,992	22.1
47	683,751	30,211	4.4	4.29	12,201	40,387	2,604	8,619	21.3
48	709,416	29,231	4.1	4.33	16,231	55,526	3,754	12,843	23.1
49	710,510	32,898	4.6	4.23	18,966	57,651	4,377	13,303	23.1
50	702,275	14,593	2.1	4.31	15,121	103,618	1,973	13,521	13.0
51	703,270	15,925	2.3	4.30	16,720	104,992	2,166	13,604	13.0
52	690,074	17,870	2.6	4.26	18,843	105,442	2,490	13,933	13.2
53	695,821	20,205	2.9	4.21	21,737	107,580	2,869	14,197	13.2
54	689,664	22,666	3.3	4.19	24,462	107,925	3,305	14,581	13.5
55	722,801	26,797	3.7	4.17	30,215	112,755	4,399	16,417	14.6
56	720,262	31,549	4.4	4.10	38,281	121,337	5,427	17,203	14.2
57	711,883	35,922	5.0	4.11	44,729	124,518	6,330	17,620	14.2
58	740,038	39,534	5.3	4.08	50,021	126,527	7,153	18,093	14.3
59	740,255	43,012	5.8	4.05	54,287	126,214	7,769	18,062	14.3

(備考) 1.　死亡者数は、「人口動態統計」(厚生省)による。

2.　課税件数等は、「国税庁統計年報書」による。

3.　課税件数は、相続税の課税があった被相続人の件数である。

4.　昭和50年以後の納付税額には納税猶予額は含まない。

(2) 財産階級別課税状況

① 構成割合

階級区分	50年			59年		
	人員	合計課税価格	税額	人員	合計課税価格	税額
	%	%	%	%	%	%
5,000万円以下	29.1	11.3	1.5	25.0	8.1	1.0
1億円以下	42.3	28.9	10.0	41.3	22.9	8.6
2 〃	19.5	25.7	21.7	20.2	22.3	17.4
3 〃	4.8	11.2	14.2	6.3	12.1	13.2
5 〃	3.1	11.4	17.4	4.2	12.7	17.4
5億円超	1.2	11.5	35.2	3.0	21.9	42.4
合計	千人 14.6	億円 15,086	億円 1,967	千人 43.0	億円 53,961	億円 7,738

(備考)「国税庁統計年報書」による。

② 累積割合

階級区分	50年			59年		
	人員	合計課税価格	税額	人員	合計課税価格	税額
	%	%	%	%	%	%
5,000万円以下	29.1	11.3	1.5	25.0	8.1	1.0
1億円以下	71.4	40.2	11.5	66.3	31.0	9.6
2 〃	90.9	65.9	33.2	86.5	53.3	27.0
3 〃	95.7	77.1	47.4	92.8	65.4	40.2
5 〃	98.8	88.5	64.8	97.0	78.1	57.6
5億円超	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 財産種類別構成割合

(単位:%)

区分		50年	55	56	57	58	59
土地	田畑	24.5	21.3	21.0	21.1	20.8	19.7
	宅地	39.9	39.5	41.6	43.6	42.6	42.6
	その他の土地	6.0	6.1	5.8	5.5	5.6	5.3
	小計	70.4	66.9	68.4	70.2	69.0	67.6
家屋		2.8	3.3	3.2	3.2	3.2	3.5
事業用財産		0.9	1.2	1.0	1.0	0.9	1.1
有価証券		10.7	10.7	9.9	8.8	9.5	9.7
現金預金		8.7	8.7	8.1	7.8	8.1	8.3
その他の財産		6.5	9.2	9.4	9.0	9.3	9.8
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考)「国税庁統計年報書」による。

3　相続税の課税最低限の推移

年	課税最低限
昭和33年	相続税の課税価格の合計額から控除する。 150万円＋(30万円×法定相続人数)
昭和37年	200万円＋(50万円×法定相続人数)
昭和39年	250万円＋(50万円×法定相続人数)
昭和41年	400万円＋(80万円×法定相続人数)＋ 配偶者控除最高額200万円
昭和46年	400万円＋(80万円×法定相続人数)＋ 配偶者控除最高額400万円
昭和48年	600万円＋(120万円×法定相続人数)＋ 配偶者控除最高額600万円
昭和50年	2,000万円＋(400万円×法定相続人数)

参考）土地価格指数等の推移

区　分	日本不動産研究所調査		国民所得	消費者物価指数	貯蓄現在高
	市街地価格指数	住宅地価格指数	（１人当たり）	（55年＝100）	（第五階級）
昭和５０年	（100.0） 83.5	（100.0） 75.0	（100.0） 1,108,644 円	（100.0） 74.5	（100.0） 6,372千円
５１	（101.4） 84.7	（102.7） 77.0	（112.1） 1,242,453	（109.4） 81.5	（123.6） 7,874
５２	（104.1） 86.9	（107.3） 80.5	（123.1） 1,364,860	（116.8） 87.0	（137.1） 8,734
５５	（125.3） 104.6	（142.0） 106.5	（153.7） 1,704,157	（136.4） 101.6	（184.7） 11,768
５６	（135.1） 112.8	（156.8） 117.6	（159.4） 1,766,734	（141.9） 105.7	（205.9） 13,121
５７	（143.0） 119.4	（168.5） 126.4	（164.9） 1,828,183	（145.2） 108.2	（215.4） 13,727
５８	（148.5） 124.0	（175.9） 131.9	（172.1） 1,908,526	（148.1） 110.3	（223.4） 14,237
５９	（152.8） 127.6	（181.3） 136.0	（180.0） 1,995,149	（151.3） 112.7	（227.7） 14,507
６０	（156.9） 131.0	（185.6） 139.2	（187.7） 2,080,992	（154.1） 114.8	（252.8） 16,106

（備考）１．日本不動産研究所調査の市街地価格指数及び住宅地価格指数（全国ベース）は、各年９月末における数値である。（昭和55年３月末＝100）
２．国民所得及び消費者物価指数は、年度分の数値である。
３．国民所得は、「国民経済計算（新ＳＮＡ）」（経済企画庁）による実績額である。ただし、昭和60年は「昭和61年度経済見通し」による実績見込額である。
４．消費者物価指数は、「消費者物価指数年報」（総務庁）によった。
５．貯蓄現在高は、「貯蓄動向調査報告」（総務庁）によった。
６．（　　）書は、50年＝100 とした指数である。

4　相続税の税率構造の推移

昭和25年		昭和27年		昭和28年		昭和29年		昭和33年		昭和41年		昭和50年（現行）	
税率	取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額
%	万円以下	%	万円以下	%	万円以下	%	万円以下	%	万円以下	%	万円以下	%	万円以下
						10	20	10	30	10	60	10	200
				15	20	15	50	15	70	15	150	15	500
		20	20	20	50	20	100	20	150	20	300	20	900
25	20	25	50	25	100	25	200	25	300	25	500	25	1,500
30	50	30	100	30	200	30	400	30	500	30	800	30	2,300
35	100	35	200	35	400	35	700	35	700	35	1,200	35	3,300
40	150	40	300	40	700	40	1,000	40	1,000	40	1,800	40	4,800
45	200	45	500	45	1,200	45	1,500	45	2,000	45	3,000	45	7,000
50	300	50	1,000	50	2,000	50	2,000	50	3,000	50	5,000	50	10,000
55	400	55	2,000	55	3,000	55	3,000	55	5,000	55	7,500	55	14,000
60	500	60	5,000	60	5,000	60	5,000	60	7,000	60	10,000	60	18,000
65	700	65	10,000	65	10,000	65	10,000	65	10,000	65	15,000	65	25,000
70	1,000	70	10,000～	70	10,000～	70	10,000～	70	10,000～	70	15,000～	70	50,000
75	1,500											75	50,000～
80	2,500												
85	5,000												
90	5,000～												
税率の刻み数	14		11		12		13		13		13		14

（備考）　昭和33年以後で取得価額とあるのは、課税価格の合計額から基礎控除額を控除した残額を法定相続分に応じて取得したものとした場合における取得価額である。

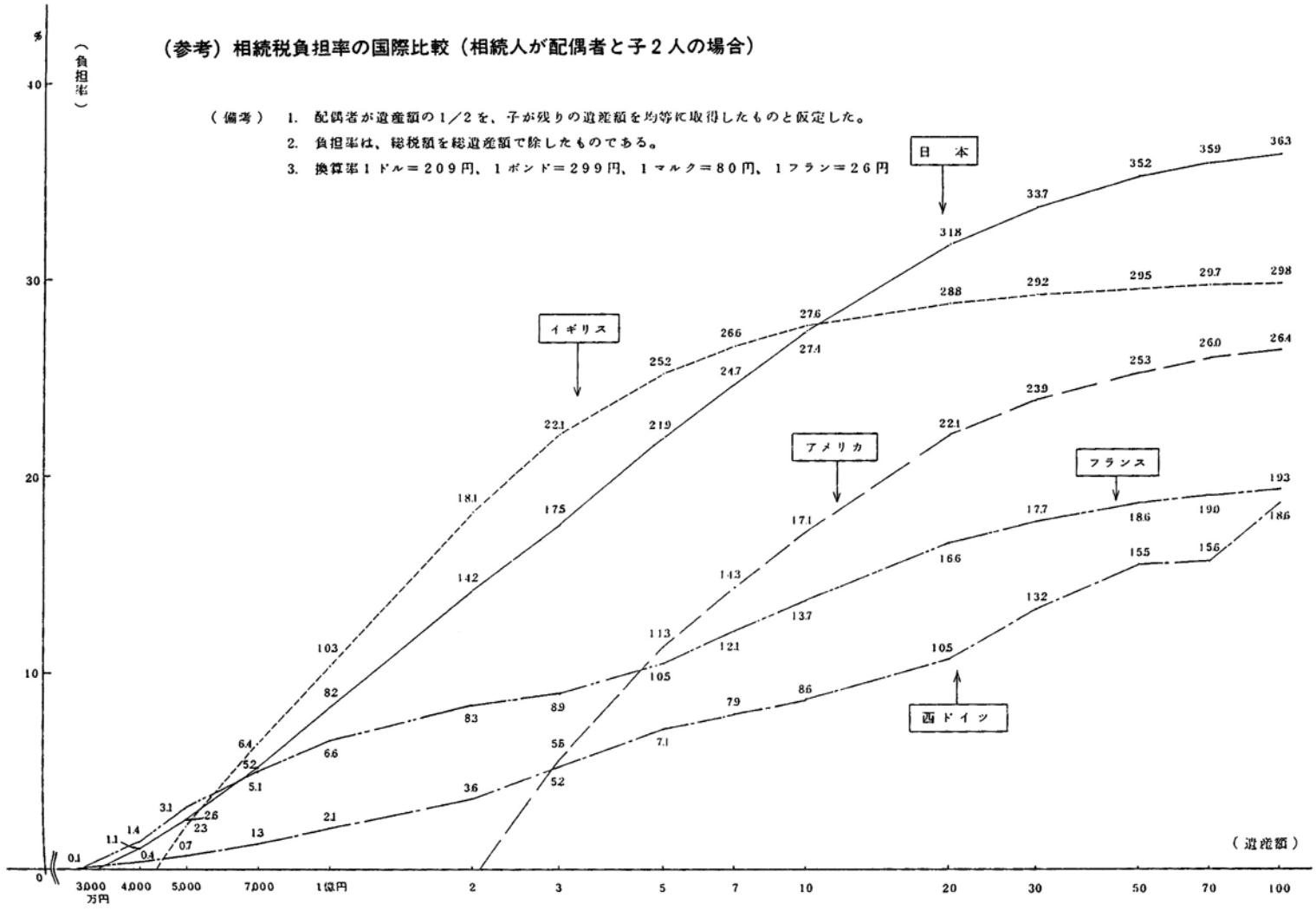
5　相続税制の国際比較

区　分	日　本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
課税方式	遺産取得課税方式 （法定相続分課税）	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
国税収入に占める相続税収の割合	2．7％	1．5％	0．8％	0．4％	1．2％
課税最低限 （配偶者子2人） （子2人）	3，200万円 2，800万円	2億900万円 1億450万円	4，246万円 2，123万円	2，880万円 1，440万円	2，860万円 1，430万円
最低税率	10％	18％	30％	3％	5％
最高税率	75％	55％	60％	35％	40％
税率の刻み数	14	17	7	25	7

（備　考）1．国税収入は、日本は昭和61年度当初予算額、アメリカ及び西ドイツは昭和59年度決算額、イギリス及びフランスは昭和59年実績見込額である。
2．課税最低限は、相続人が配偶者と子2人の場合は、配偶者が遺産の1／2、子が残りの遺産を均等に取得した場合の額で、相続人が子2人の場合は、子が遺産を均等に取得した場合の額である。
3．西ドイツの税率は、第1階級（配偶者及び子女）の税率により、フランスの税率は、配偶者及び直系血族の税率によった。なお、西ドイツは、単純累進税率である。
4．邦貨換算は、次の率による。
1ドル＝209円、1ポンド＝299円、1マルク＝80円、1フラン＝26円

（参考）相続税負担率の国際比較（相続人が配偶者と子２人の場合）

（備考）　1. 配偶者が遺産額の１／２を、子が残りの遺産額を均等に取得したものと仮定した。
2. 負担率は、総税額を総遺産額で除したものである。
3. 換算率１ドル＝２０９円、１ポンド＝２９９円、１マルク＝８０円、１フラン＝２６円



6　贈与税の課税状況等の推移

区分	件数	課税価格		贈与税額			基礎控除
		合計額 (A)	1件当たり金額	税額 (B)	1件当たり税額	(B) / (A)	
	件	億円	千円	百万円	千円	%	万円
昭和28年	68,034	168	247	2,278	33	13.6	10
30	108,635	256	236	2,621	24	10.2	〃
35	91,558	386	421	5,054	55	13.1	20
40	68,009	573	843	8,589	126	15.0	40
45	142,620	1,633	1,145	23,641	166	14.5	〃
46	164,319	2,083	1,268	32,413	197	15.6	〃
47	175,240	2,667	1,522	47,528	271	17.8	〃
48	126,009	2,765	2,194	55,827	443	20.2	〃
49	94,818	1,849	1,950	31,773	335	17.2	〃
50	117,612	2,408	2,047	30,705	261	12.8	60
51	151,864	3,155	2,078	32,456	214	10.3	〃
52	180,076	3,765	2,091	36,031	200	9.6	〃
53	205,515	4,194	2,041	40,628	198	9.7	〃
54	230,247	4,795	2,083	50,379	219	10.5	〃
55	264,069	5,540	2,098	59,091	224	10.7	〃
56	297,717	6,518	2,189	72,254	243	11.1	〃
57	303,349	6,425	2,118	68,630	226	10.7	〃
58	320,451	6,649	2,075	70,344	220	10.6	〃
59	368,661	8,111	2,200	77,561	210	9.6	〃

(備考) 1.　「国税庁統計年報書」による。
2.　件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である。
3.　贈与税額には、納税猶予(49年以前は納期限の延長)額は含まない。

7　固定資産税及び都市計画税の概要

区分	課税主体	課税客体	納税義務者	課税標準	税率	免税点	備考
固定資産税	市町村（償却資産の一部都道府県）	土地、家屋及び償却資産	土地、家屋又は償却資産の所有者	価格（注）	標準税率 1.4% 制限税率 2.1%	土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	住宅用地の課税標準の特例 一般住宅用地（床面積の10倍相当まで）価格の２分の１（昭48～） 上記のうち小規模住宅用地（２００㎡まで）価格の４分の１（昭49～）
都市計画税	市町村	市街化区域内又は都市計画区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋	土地又は家屋の所有者	同上	制限税率 0.3%	土地 15万円 家屋 8万円	

（注）価格とは、地方税法第３４１条により「適正な時価をいう。」とされている。

8　固定資産税の課税状況

（１）　国民所得等に対する割合の推移

（単位：億円，％）

年　　度	固定資産税A	国民所得B	租税総額C	市町村税総額D	A／B	A／C	A／D
昭　和　３０	1,126	72,985	13,178	2,344	1.5	8.5	48.0
３５	1,641	132,691	25,452	3,953	1.2	6.4	41.5
４０	2,813	263,804	48,279	7,671	1.1	5.8	36.7
４５	5,479	610,297	115,239	16,395	0.9	4.8	33.4
５０	14,920	1,239,907	226,591	42,856	1.2	6.6	34.8
５１	(16.0) 17,306	(13.2) 1,403,972	(16.4) 263,661	(18.1) 50,612	1.2	6.6	34.2
５２	(14.6) 19,828	(10.9) 1,557,032	(11.7) 294,303	(16.0) 58,685	1.3	6.7	33.8
５３	(9.9) 21,790	(10.3) 1,717,785	(20.5) 354,610	(12.4) 65,986	1.3	6.1	33.0
５４	(11.9) 24,373	(6.1) 1,822,069	(9.9) 389,881	(12.6) 74,314	1.3	6.3	32.8
５５	(10.4) 26,917	(9.4) 1,993,352	(13.5) 442,626	(14.4) 85,035	1.4	6.1	31.7
５６	(7.0) 28,811	(4.4) 2,081,566	(7.9) 477,806	(10.7) 94,174	1.4	6.0	30.6
５７	(11.5) 32,132	(4.2) 2,168,591	(6.0) 506,317	(9.3) 102,957	1.5	6.3	31.2
５８	(10.6) 35,524	(5.1) 2,279,162	(6.7) 540,034	(8.4) 111,655	1.6	6.6	31.8
５９	(7.4) 38,142	(5.2) 2,397,571	(7.9) 582,687	(7.4) 119,908	1.6	6.5	31.8

(注)　１．数値は決算額及び実績である。
　　２．固定資産税は、大規模償却資産に係る道府県固定資産税を含み、交納付金を含んでいない。
　　３．国民所得の昭和３０年度及び昭和３５年度は「国民所得統計（旧ＳＮＡ）」，昭和４０年度以降は「国民経済計算（新ＳＮＡ）」による。
　　４．租税総額の国税分には、特別会計分及び日本専売公社納付金を含む。
　　５．市町村税総額には、東京都が徴収する市町村税相当分を含み、特別区が徴収する道府県税相当分を除いたものである。
　　６．（　　）内の数値は対前年度比伸び率(％)である。

（２） 資産別税額の推移

（単位：億円，％）

年度	税額				構成比		
	土地	家屋	償却資産	合計	土地	家屋	償却資産
昭和30	433	465	228	1，126	38．5	41．3	20．2
35	516	680	445	1，641	31．4	41．5	27．1
40	655	1，210	947	2，813	23．3	43．0	33．7
45	1，509	2，255	1，714	5，479	27．5	41．2	31．3
50	6，539	5，068	3，314	14，920	43．8	34．0	22．2
51	7，804	5，926	3，576	17，306	45．1	34．2	20．7
52	9，135	6，800	3，893	19，828	46．1	34．3	19．6
53	9，836	7，741	4，213	21，790	45．2	35．5	19．3
54	11，021	8，777	4，575	24，373	45．2	36．0	18．8
55	11，915	9，942	5，060	26，917	44．3	36．9	18．8
56	12，206	11，051	5，554	28，811	42．4	38．3	19．3
57	13，723	12，309	6，100	32，132	42．7	38．3	19．0
58	15，309	13，549	6，666	35，524	43．1	38．1	18．8
59	16，063	14，854	7，226	38，143	42．1	38．9	19．0

（備考）1　税額は、決算額である。

2　償却資産に係る税額は、大規模償却資産に係る道府県固定資産税額を含んだものである。

9　固定資産税及び都市計画税の納税義務者数等〈昭和60年度〉

区分		納税義務者数	課税標準額
		人	百万円
固定資産税	土地	31，761，013	132，068，610
	家屋	28，112，956	121，461，410
	償却資産	3，230，191	56，600，377
都市計画税	土地	14，684，649	177，715，581
	家屋	16，489，786	84，554，954

(注)　(1) 納税義務者数には法定免税点未満のものも含み、課税標準額には法定免税点以上のものを掲げてある。
(2) 納税義務者数は各市町村ごとの納税義務者数を合計したものである。

10　国民所得等に対する不動産税の割合の国際比較

区分 / 年度	日本		アメリカ		イギリス		フランス		西ドイツ	
	不動産税/国民所得	不動産税/租税総額	不動産税/国民所得	不動産税/租税総額	不動産税/国民所得	不動産税/租税総額	不動産税/国民所得	不動産税/租税総額	不動産税/国民所得	不動産税/租税総額
昭和	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
50	1.5	7.9	4.3	15.6	4.7	12.6	1.5	5.2	0.5	1.7
51	1.5	7.8	4.3	15.1	4.5	12.5	1.7	5.7	0.5	1.8
52	1.5	7.9	4.0	14.2	4.6	12.4	1.6	5.2	0.6	1.8
53	1.6	7.4	3.8	13.5	4.4	12.3	1.6	5.3	0.5	1.7
54	1.6	7.5	3.3	11.9	4.4	11.6	1.6	5.2	0.5	1.7
55	1.7	7.3	3.2	11.6	4.9	12.0	1.7	5.2	0.5	1.6
56	1.7	7.2	3.2	11.2	5.6	12.9	1.7	5.1	0.5	1.6
57	1.8	7.6	3.3	12.3	5.9	13.6	1.7	4.9	0.5	1.7
58	1.9	7.8	3.4	12.8	5.6	13.3	1.8	5.5	0.5	1.7

(注) 不動産税（財産税）の種類

日本・・・・固定資産税，都市計画税及び特別土地保有税

アメリカ・・財産税（Property　tax）

イギリス・・財産税（Rate）

フランス・・既建築地税（Foncier　bati）、未建築地税（Foncier　non　bati）及び住居税（Taxe　d'habitation）等

西ドイツ・・不動産税（Grundsteuer）

11　土地の評価替え及び負担調整措置の推移

(1)　評価替えの推移

評価替えによる評価上昇割合の推移　(倍)

	51/50	54/53	57/56	60/59
田	1．11	1．11	1．12	1．12
畑	1．11	1．11	1．12	1．12
宅　地	1．27	1．19	1．28	1．23
山　林	1．19	1．16	1．11	1．05

地価公示価格変動率の推移

	50/47	51/48	52/49	53/50	54/51	55/52	56/53	57/54	58/55	59/56
全用途平均	1.57	1.21	0.93	1.05	1.09	1.19	1.27	1.30	1.23	1.16

(2)　負担調整措置の推移

①宅地等に対する負担調整措置

ア．昭和51年度～昭和56年度

上　昇　率	負担調整率
1．3倍以下	1．1
1．3倍超1．5倍以下	1．15
1．5倍超1．7倍以下	1．2
1．7倍超1．9倍以下	1．25
1．9倍超	1．3

イ．昭和57年度～昭和62年度

上　昇　率	負担調整率
1．3倍以下	1．1
1．3倍超1．5倍以下	1．15
1．5倍超1．7倍以下	1．2
1．7倍超1．9倍以下	1．25
1．9倍超	1．3

②一般農地に対する負担調整措置

ア．昭和51年度～昭和53年度

上　昇　率	負担調整率
1．3倍以下	1．1
1．3倍超	1．2

イ．昭和54年度～昭和56年度

上　昇　率	負担調整率
1．15倍以下	1．05
1．15倍超1．3倍以下	1．1
1．3倍超	1．2

ウ．昭和57年度～昭和62年度

上　昇　率	負担調整率
1．15倍以下	1．05
1．15倍超1．3倍以下	1．1
1．3倍超1．5倍以下	1．15
1．5倍超	1．2

12　市街化区域農地の課税の適正化措置(宅地並み課税)の概要

(1) 現行制度（昭和５７年度改正）

○　A、B、C農地の区分を廃止し、旧A、B農地及び3．3㎡当たりの評価額が3万円以上の三大都市圏の特定市の市街化区域農地すべてに宅地並み課税を拡大（この結果、対象面積は4倍強に増加）。

○　面積が９９０㎡以上で１０年間営農を継続することが適当と認められる長期営農継続農地については、農地課税相当額を上回る税額を徴収猶予。

市町村は、5年毎に営農継続の事実を確認のうえ徴収猶予税額を免除することとされたが、営農が継続されないこととなった場合には、原則として徴収猶予税額のすべてを遡って徴収。

(2)昭和５７年度改正前の制度

○　旧A・B農地にのみ宅地並み課税を実施

旧A農地―昭和４７年度に係る3．3㎡当たり評価額が宅地の平均価額以上又は5万円以上の農地

旧B農地―昭和４７年度に係る3．3㎡当たり評価額が宅地の平均価額の１／２以上平均価額未満の農地（１万円未満の農地を除く。）

○　現に耕作の用に供される農地で一定の要件に該当するものは、市町村の条例により農地課税相当額まで減額できることとされていた。

13　特別土地保有税の概要

区分		概要
課税対象土地等	課税団体	市町村（東京都の特別区にあっては，東京都）
	課税客体	土地の保有（保有分）又はその取得（取得分） ただし，保有期間が１０年を超える土地（昭和４４年１月１日から昭和５７年３月３１日までの間に取得された土地にあっては，市街化区域内に所在する土地以外の土地に限る。）については課税しない。
	納税義務者	１　保有分については毎年１月１日現在の土地の所有者 ２　取得分については土地の取得者
	課税標準	土地の取得価額
	税率	１　保有分については１．４％（税額算定に際しては固定資産税相当額を控除） ２　取得分については　　３％（税額算定に際しては不動産取得税相当額を控除）
	免税点	保有分については毎年１月１日現在における当該土地の市町村ごとの合計所有面積が，取得分については１年間に取得した土地の市町村ごとの合計取得面積が，次に掲げる市町村の区域に応じ，それぞれに掲げる面積に満たない場合は，課税されない。 １　東京都の特別区及び指定都市の区の区域　２，０００㎡ ２　都市計画法第５条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域　５，０００㎡ ３　その他の市町村の区域　１０，０００㎡
三大都市圏の特定の都市の市街化区域における特例		昭和５７年４月１日から昭和６３年３月３１日までの間に取得される土地のうち，それぞれ次の区域の区分に応じ，次に掲げる土地に該当するもの（上記の特別土地保有税が課される土地を除く。）に対し，当該取得のあった日から２年を経過した日以後の保有について，１０年度分に限り特別土地保有税を課する。 ア．東京都の特別区及び指定都市の区の区域　一団の土地の面積が３００㎡以上の土地 イ．その他の市の区域　一団の土地の面積が５００㎡以上の土地

14　旧富裕税の概要

①　シャウプ勧告の概要

シャウプ勧告では、それまでの所得税の最高税率８５％を５５％に引き下げるとともに富裕税の導入の勧告を行っているが、その理由としては次のようなことが述べられている。

㋑　日本の所得税の最高税率は、現在の納税意識及び税務執行の水準からみてかなり高率である。

㋺　所得の把握水準が低い状況の下では、税率を、例えば、６０％から８０％に引き上げたとしても累進度の向上はほんのわずかにとどまる。

㋩　要するに、日本の現状においては、５０％をはるかに超えるような高い水準の税率を設けることは賢明でない。しかしながら、我々は５０％あるいは６０％程度の最高税率を有する累進度で満足することもできない。

㋥　この問題の最善の解決方法は、富裕な者の純資産に毎年低率の課税を行うことである。

㋭　この税は、所得税の最高税率の引き下げによって生ずるすき間を埋める効果をもつものである。

㋬　この税は、資産に対する租税ではあるが、資産を取り崩すことなく、年々の所得から納税できる程度の低率の税である。

㋣　所得税と富裕税との組み合わせは、これと同程度の累進性を有する所得税のみを課する場合と比べて、労働に対するインセンティブ及び生産と投資への影響ははるかに小さいであろう。

②　導入された富裕税の骨子

㋑　課税財産……純資産（資産総額－負債）

㋺　免 税 点……５００万円

㋩　税　　率……０．５％～３％

③　富裕税廃止の理由

昭和２５年にシャウプ勧告で導入された富裕税は、その後昭和２７年まで３年間実施されたが、次の理由から昭和２８年に廃止された。その際、富裕税の導入の経緯に鑑み、所得税の最高税率が６５％（改正前５５％）に引き上げられた。

㋑　土地、家屋等は課税上把握しやすいが、預貯金や無記名債券などは把握しにくく、また、一般的に評価が困難であって、課税上公平を期することが非常に困難であった。

㋺　無収益財産への課税は、納税者にとっては財産を食いつぶすこととなって課税に無理が生じた。

㋩　財産の調査が難しく、税収の割には徴税コストが高い税目であった。

（参考１）税　収

昭和２５年度	５億円	（国税収入の０．１％）
２６	１０	（　〃　０．１％）
２７	２２	（　〃　０．３％）

（参考２）富裕税等の財産種類別構成割合

①　富 裕 税　　②　相 続 税

区　分		昭和２７年	昭和２７年	昭和５９年
		％	％	％
土地	田・畑	０．７	１２．２	１９．７
	宅　地	２２．５	１１．７	４２．９
	その他の土地	１．６	２．６	５．３
	小　計	２４．８	２６．５	６７．８
家　屋		２０．０	２６．０	３．５
事業用財産		１２．６	１１．２	１．１
有価証券		３０．４	６．７	９．７
現金預金		３．９	１３．３	８．３
その他の財産		８．３	１６．３	９．６
合　計		１００．０	１００．０	１００．０

（備考）「国税庁統計年報書」による。

四　間接税

1　国税における間接税等の構成比の推移

（単位：%）

区分			昭和9～11年度	25	30	35	40	45	50	55	61	（参考）昭和61年度予算額
国税収入計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	415,450（億円）
直接税計			34.8	55.0	51.4	54.3	59.2	66.1	69.3	71.1	73.8	306,570
間接税等計			65.2	45.0	48.6	45.7	40.8	33.9	30.7	28.9	26.2	108,880
間接税等の内容	① し好品課税	酒税	17.6	18.5	17.1	13.8	10.8	7.9	6.3	5.0	4.8	19,740
		たばこ消費税	16.5	20.0	12.6	8.1	5.5	3.5	2.3	2.8	2.4	9,860
		砂糖消費税	6.7	0.1	5.1	1.6	0.9	0.6	0.3	0.2	0.1	390
		小計	40.8	38.6	34.8	23.5	17.1	12.0	8.9	8.0	7.2	29,990
	② 個別物品又はサービス課税	物品税	3.3	2.9	2.9	4.6	4.2	4.4	4.7	3.7	3.9	16,270
		トランプ類税	—	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10
		入場税	—	—	1.5	0.9	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	50
		通行税	—	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	780
		小計	3.3	3.1	4.7	5.7	4.7	4.7	5.0	3.9	4.1	17,110
	③ 流通税等	印紙収入	6.8	1.6	2.5	2.8	2.5	2.8	3.3	3.0	3.5	14,620
		有価証券取引税	—	0.0	0.1	0.6	0.3	0.2	0.5	0.7	1.5	6,330
		取引所税	1.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	120
		日銀券発行税	—	—	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—
		小計	8.0	1.6	2.6	3.5	2.9	3.1	3.9	3.8	5.1	21,070
	④ 特定財源等	揮発油税	—	1.3	2.7	5.7	7.8	6.4	5.7	5.5	4.1	16,843
		地方道路税	—	—	0.8	1.0	1.4	1.2	1.0	1.0	0.7	3,029
		石油ガス税	—	—	—	—	0.0	0.3	0.2	0.1	0.1	320
		自動車重量税	—	—	—	—	—	—	2.0	1.9	1.6	6,747
		航空機燃料税	—	—	—	—	—	—	0.1	0.2	0.2	638
		電源開発促進税	—	—	—	—	—	—	0.2	0.4	0.6	2,371
		石油税	—	—	—	—	—	—	—	1.4	0.9	3,760
		小計	—	1.3	3.5	6.8	9.2	7.9	9.3	10.4	8.1	33,708
	⑤ その他	その他	13.1	0.4	2.9	6.2	7.0	6.3	3.6	2.8	1.7	7,002

（備　考）1. 昭和55年度までは決算額、昭和61年度は予算額である。
2. 昭和9～11年度の物品税の収入額には、清涼飲料税及び織物消費税の収入額を掲げた。
3. たばこ消費税の昭和55年度以前は日本専売公社納付金である。

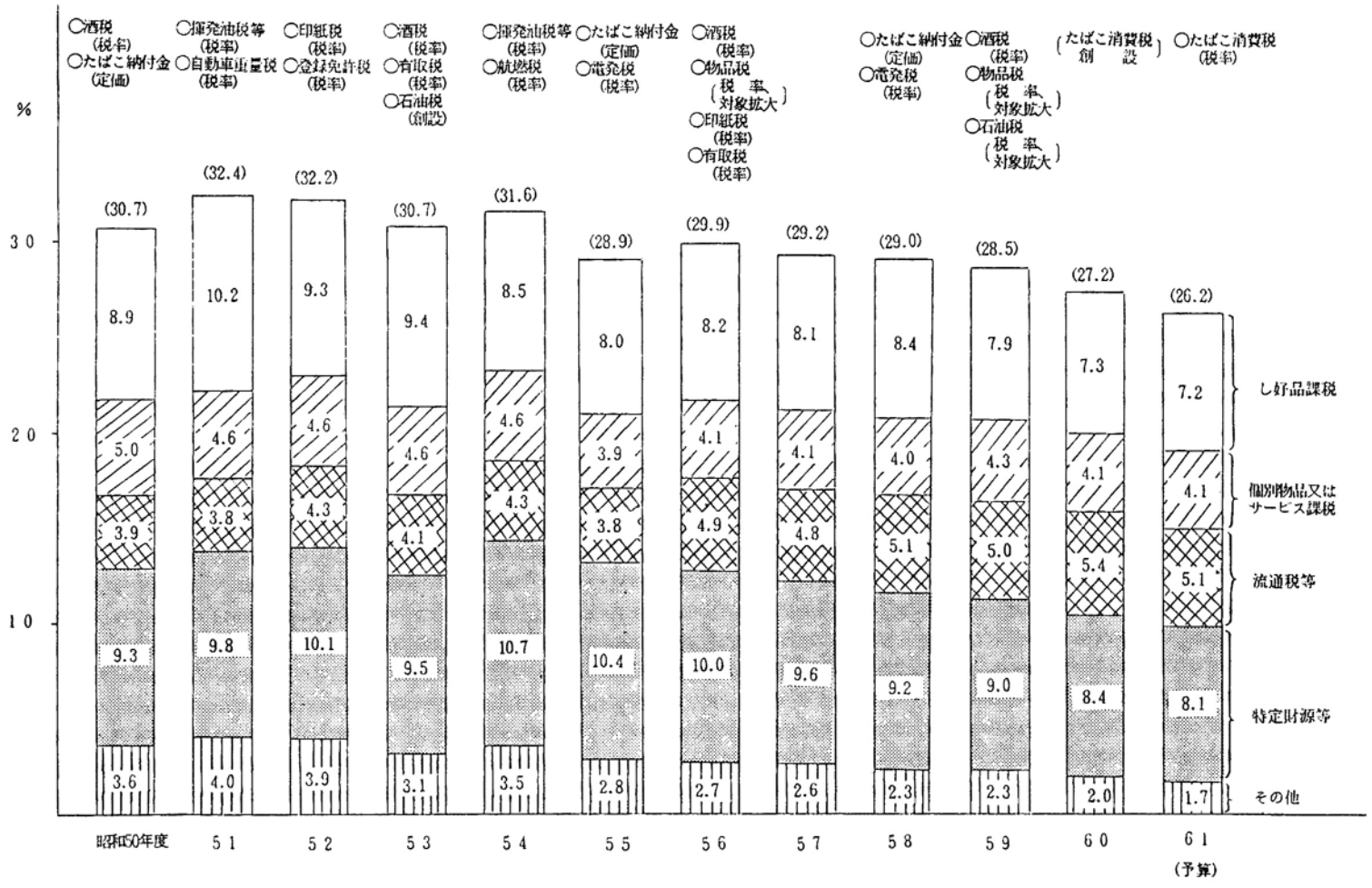
2　地方税における間接税等の構成比の推移

（単位：％）

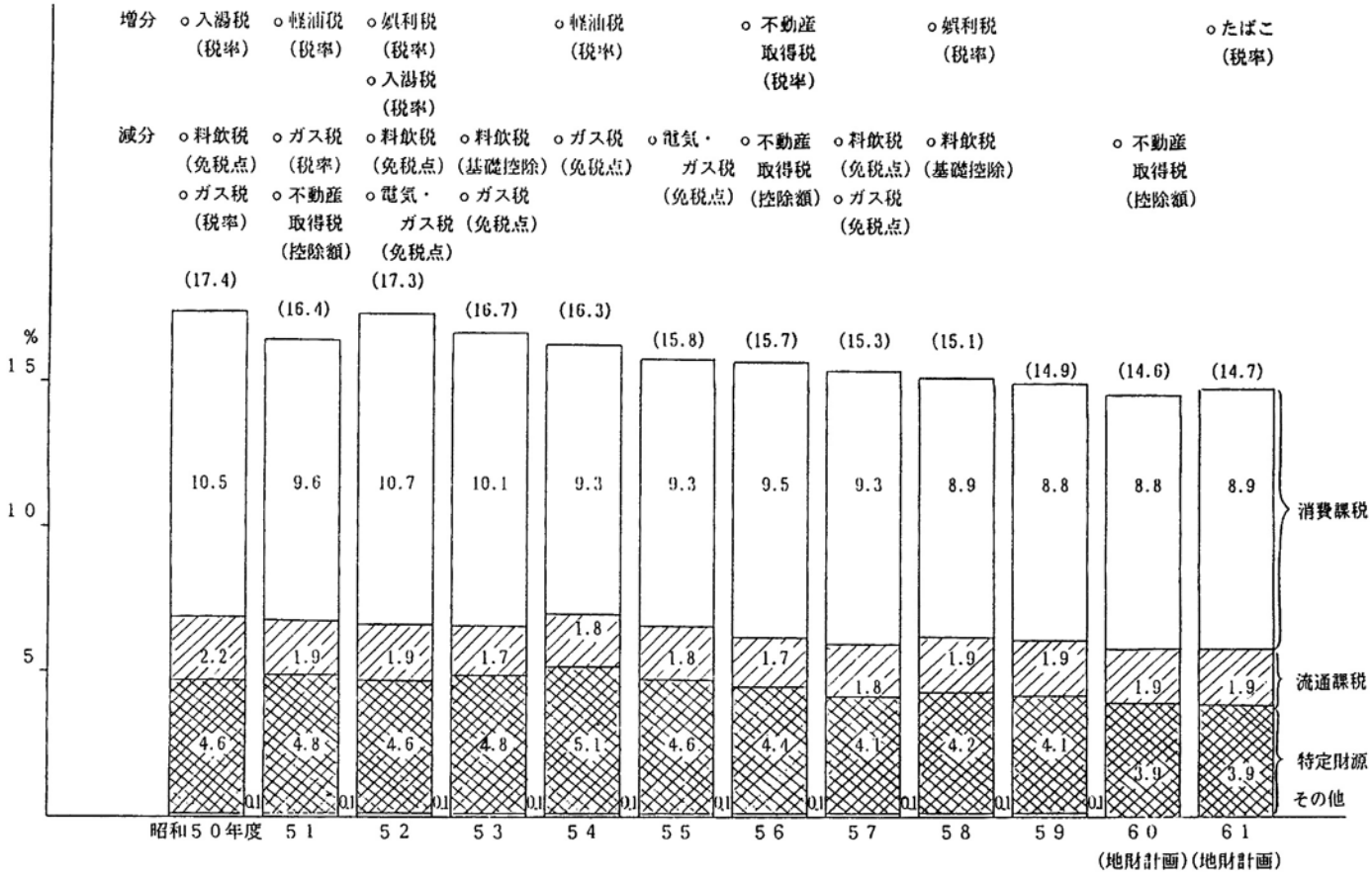
区分			昭和25年度	30	35	40	45	50	55	61（見込）	（参考）昭和61年度地方財政計画額
											億円
地方税収入計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	240,720
直接税計			85.0	80.2	77.6	77.5	78.3	82.6	84.2	85.3	205,331
間接税等計			15.0	19.8	22.4	22.5	21.7	17.4	15.8	14.7	35,389
間接税等の内容	①消費課税	道府県・市町村たばこ消費税	−	7.5	8.0	7.5	6.5	4.6	4.0	4.1	9,792
		娯楽施設利用税	−	0.4	0.4	0.6	0.8	0.6	0.4	0.5	1,177
		料理飲食等消費税（遊興飲食税）	4.4	4.0	3.8	3.6	3.3	3.3	2.5	2.1	5,006
		電気税	3.1	5.6	5.5	3.5	2.6	1.8	2.3	2.2	5,361
		ガス税						0.2	0.1	0.0	128
		小計	7.5	17.5	17.7	15.2	13.2	10.5	9.3	8.9	21,464
	②流通課税	不動産取得税	−	1.4	1.8	2.7	2.5	2.2	1.8	1.9	4,604
		木材引取税	0.2	0.4	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	17
		小計	0.2	1.8	2.1	2.9	2.6	2.2	1.8	1.9	4,621
	③特定財源	自動車取得税	−	−	−	−	2.0	2.1	1.7	1.5	3,605
		軽油引取税	−	−	2.3	4.2	3.8	2.4	2.8	2.3	5,567
		入湯税	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	132
		小計	0.1	0.1	2.4	4.3	5.9	4.6	4.6	3.9	9,304
	④その他		7.2	0.4	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	−	−

（備考）　昭和55年度までは決算額により、昭和61年度は地方財政計画額による。

3　国税収入に占める間接税等の割合の推移



4　地方税収入に占める間接税等の割合の推移



5　個人消費支出に対する間接税等の税収の割合の推移の国際比較

（単位：％）

国名	昭和35年度	45	55	58	59	60	61
日本	9.1	6.7	5.7	5.8	5.9	5.6	5.5
（地方税を加えた割合）	(10.9)	(8.8)	(7.5)	(7.6)	(7.7)	(7.4)	(7.3)
アメリカ	4.0	2.9	2.0	2.1			
（地方税を加えた割合）	(8.6)	(8.8)	(7.9)	(7.9)			
イギリス	15.3	20.5	17.8	18.7	19.4		
西ドイツ	18.0	19.2	18.0	17.9	18.1		
フランス	18.9	21.9	20.6	20.4	20.2		

（備考）１．日本の間接税等額は、昭和５９年度までは決算額、昭和６０年度は補正後予算額、昭和６１年度は当初予算額によった。

２．日本の個人消費支出は、昭和３５年度は「国民所得統計」による個人消費支出、昭和４５年度以降は「昭和５５年基準改訂国民経済計算」による民間最終消費支出によった。

ただし、昭和６０年度及び昭和６１年度は「昭和６１年度経済見通し」によった。

３．西ドイツは州税を含んだ計数である。

6　OECD諸国における付加価値税等の実施状況

	国名	付加価値税	卸売売上税	製造業者売上税	累積型取引高税	備考	
①	フランス	○					
②	西ドイツ	○					
③	イタリア	○					
④	ベルギー	○					
⑤	ルクセンブルグ	○					
⑥	オランダ	○					
⑦	デンマーク	○					
⑧	ギリス	○					
⑨	アイルランド	○					
⑩	ギリシャ			○		1987年1月1日より付加価値税に移行予定	⑩
⑪	ポルトガル	○					
⑫	スペイン	○					
13	オーストリア	○					
14	ノルウェー	○					
15	スウェーデン	○					
16	トルコ	○					
17	フィンランド	○					
18	オーストラリア		○				
19	ニュージーランド	○					
20	スイス		○				
21	カナダ			○		州に小売売上税あり	21
22	アメリカ合衆国					州・地方団体に小売売上税あり	22
23	日本						

（注）国名欄の○印は、ＥＣ加盟国である。

7　最近における間接税に関する諸外国からの批判

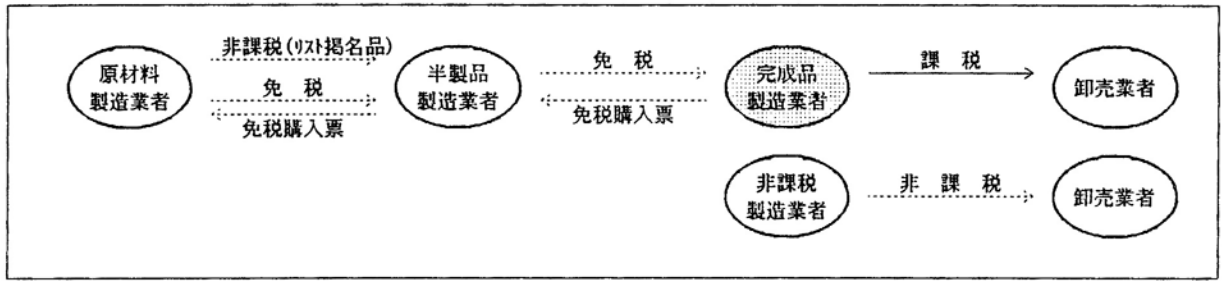
税目	酒税	たばこ消費税	物品税	印紙税
内容	○ ワイン等 昨年夏以来アメリカとの間でワイン協議 （アメリカは、ワイン等に係る関税の引下げ及び酒税の従価税撤廃を要望） ○ ウイスキー等 日・ＥＣハイレベル協議等においてウイスキー等の関税、酒税等について言及 （ＥＣは、我が国酒税の従価税、級別制度等により、ＥＣ産酒類が不利となつていると指摘）	○ たばこ 昨年９月アメリカが通商法３０１条の調査対象に指定 〔本年１０月、関税撤廃等で決着〕	○ 自動車 （・ 56、59年度改正に際し、アメリカはアメリカ車に不利な物品税制を改善するよう要望 ・ 昨年６月の日米貿易委員会において、自動車の物品税は輸入障壁となつているとして撤廃を要望 ・ オーストラリアからも同趣旨の要望） ○ 金貨 （カナダは、金貨が金地金に比べ不利になつているとして非課税を要望） ○ じゆうたん （ニュージーランドは、撤廃又は免税点の引上げを要望） ○ 貴金属時計 （スイスは、スイス産時計が不利になつているとして税率の引下げを要望） ○ メガネフレーム （オーストリアは、不利になつているとして廃止を要望）	○ 円建ＢＡ手形 昨年６月日米円ドル委員会フォローアップ会合において円建ＢＡ手形について言及 （アメリカは、印紙税の存在がＢＡ市場の発達の阻害要因となつていると指摘）

8　新しいタイプの間接税(３類型４方式)の概要

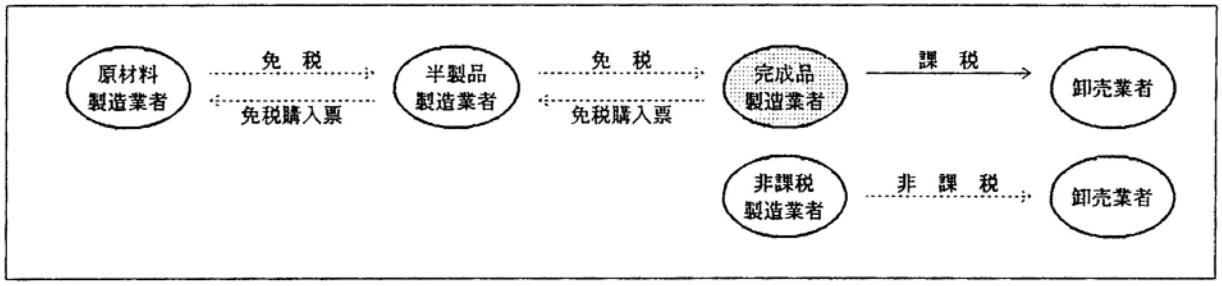
	A案　製造業者売上税		B案　事業者間免税の売上税（免税購入票方式）	C案　日本型付加価値税（税額控除票方式）
	A－Ⅰ案（非課税リスト・免税購入票併用方式）	A－Ⅱ案（免税購入票方式）		
仕組みと考え方	製造業者が製造する物品の売上げに対して課税する新しい方式の物品税 （掲名物品だけに課税する現行の物品税に対し、非課税物品をリストアップする方式の物品税）	製造業者が製造する物品の売上げに対して課税する新しい方式の物品税	事業者の売上げに対して課税 ○　免税購入票を活用して事業者間取引を免税 ○　製造、卸、小売の各段階ではなく、いずれかの段階で納税が行われる新しい方式の売上税	事業者の売上げに対して課税 ○　納税者の事務手続を簡素化し、我が国独自の流通形態と取引慣行になじむよう工夫された新しい方式の売上税
累積課税排除の方法	非課税リスト・免税購入票併用方式 原材料及び製造用機械のうち、 ①　専ら課税物品の製造業者が購入するものについては、リストを作成し非課税（免税手続不要）とする。 ②　非課税リストに掲名されないものについては、製造業者が免税購入票を発行すれば免税で購入することができる。	免税購入票方式 製造業者は、原材料及び製造用機械について、免税購入票を発行した製造業者に対して免税で販売する。製造業者は、仕入れに当たって免税購入票を発行すれば原材料及び製造用機械について免税で購入することができる。	免税購入票方式 事業者は、免税購入票を発行した事業者に対して免税で販売する。事業者は、仕入れに当たって免税購入票を発行すれば免税で購入することができる。	税額控除票方式 事業者は、販売先に対して税額控除票を発行する。仕入れに当たって税額控除票を受領した事業者は、仕入れに係る税額を控除することができる。
免税購入票・税額控除票等	（免税購入票の概要） ○　買手が発行する。 ○　一定期間まとめて発行することができる。 ○　物品受領書等を活用する。 ○　税務署に提出する必要はない。 （非課税リストの例） ○　鉄鉱石、パルプ ○　金属工作機械、鋳造機械			（税額控除票の概要） ○　売手が発行する。 ○　一定期間まとめて発行することができる。 ○　請求書や納品書等を活用することとし、税のための新たな書類は不要とする。 ○　税務署に提出する必要はない。 （取引の都度インボイスの発行が義務付けられているＥＣ型付加価値税とは異なる。）
非課税制度を設ける場合の取扱い	非課税とされる製造業者は、その売上げに対し課税されない反面、非課税リストに掲名されない原材料及び製造用機械を免税で購入することができない。	非課税とされる製造業者は、その売上げに対し課税されない反面、原材料及び製造用機械を免税で購入することができない。	非課税とされる事業者は、その売上げに対し課税されない反面、免税で購入することができない。	非課税とされる事業者は、その売上げに対し課税されない反面、仕入れに係る税額を控除することができない。

（参考図）

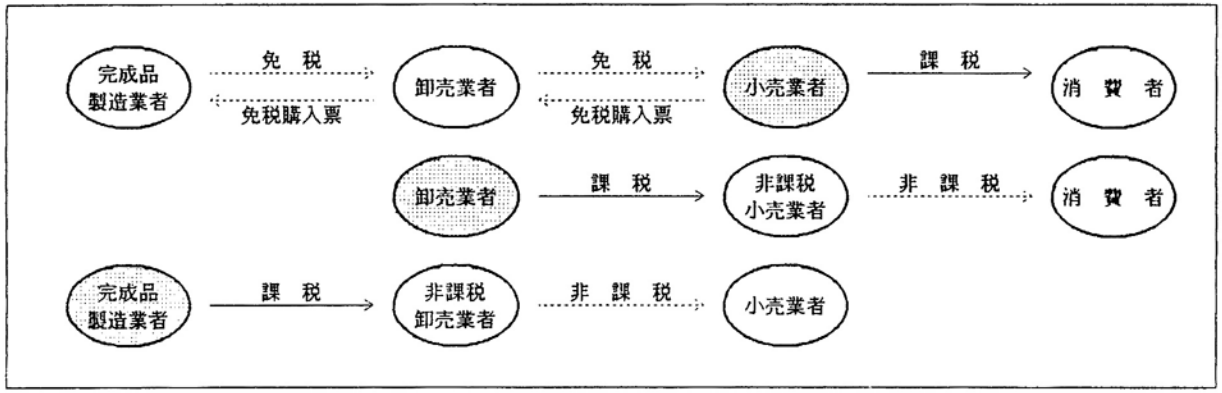
A－Ⅰ案　製造業者売上税〔非課税リスト・免税購入票併用方式〕



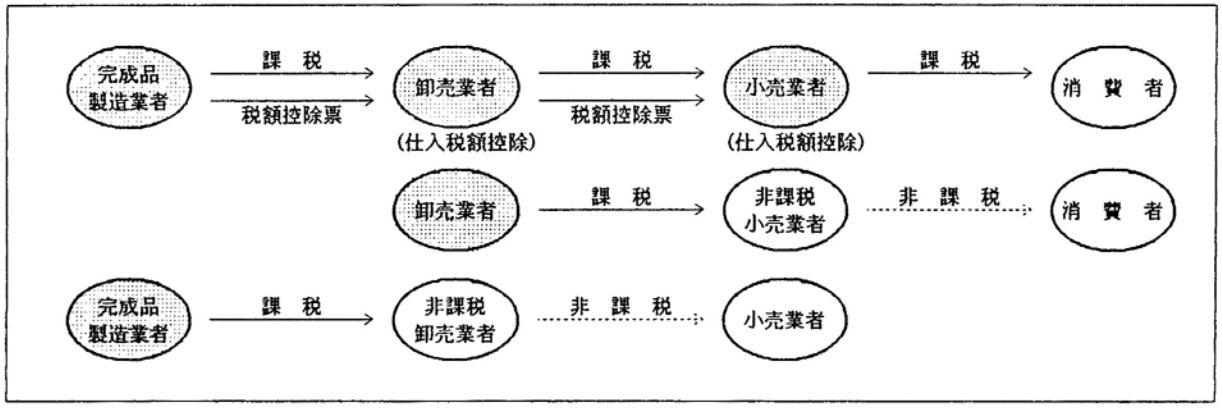
A－Ⅱ案　製造業者売上税〔免税購入票方式〕



B　案　事業者間免税の売上税〔免税購入票方式〕

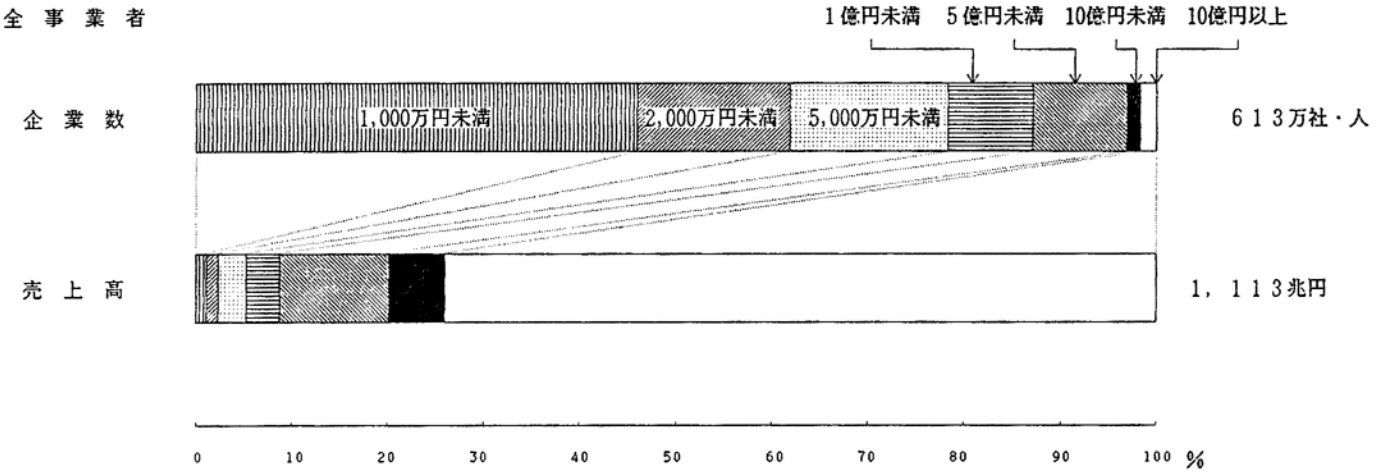


C　案　日本型付加価値税〔税額控除票方式〕

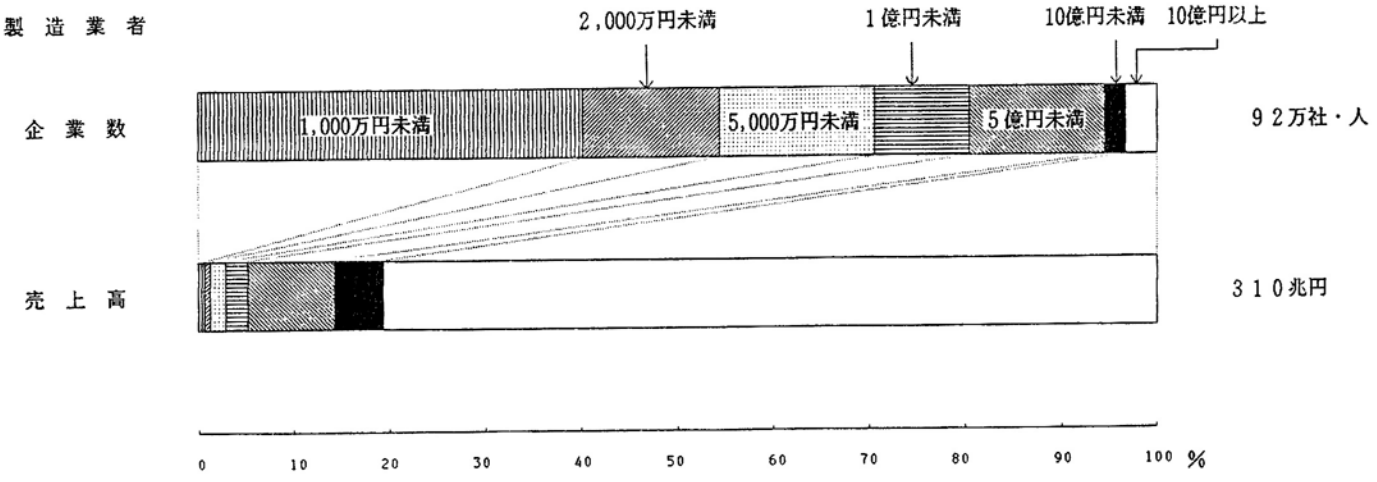


9　売上階級別の企業数、売上高の累積割合(昭和58年度ベース)

1　全　事　業　者



2　製　造　業　者



（付表）売上階級別の企業数、売上高試算（昭和58年度ベース）

	売上階級	1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上	合　計
全事業者	企業数 〔万社・人〕	282 (46.0)	97 (61.8)	101 (78.3)	54 (87.1)	60 (96.9)	9 (98.4)	10	613 (100.0)
	売上高 〔兆円〕	12 (1.1)	14 (2.3)	33 (5.3)	38 (8.7)	127 (20.1)	66 (26.1)	823	1,113 (100.0)
製造業者	企業数 〔万社・人〕	37 (40.2)	13 (54.3)	15 (70.6)	9 (80.4)	13 (94.5)	2 (96.7)	3	92 (100.0)
	売上高 〔兆円〕	2 (0.6)	2 (1.2)	5 (2.8)	7 (5.1)	28 (14.1)	16 (19.3)	250	310 (100.0)

（備考）1　法人企業統計年報、事業所統計調査報告、個人企業経済調査年報等による推計。
2　（）内の数値は、売上階級別企業数、売上高の累積割合。

10　イギリス、西ドイツ、フランス及び韓国の付加価値税における小規模事業者に対する特例措置

国名	イギリス	西ドイツ	フランス	韓国	(参考) EC第6次指令
免税	年間売上高が、20,500ポンド(613万円)以下の者は免税	年間売上高が前暦年において、2万マルク(160万円)以下であり、かつ、当暦年において10万マルク(800万円)以下と見込まれる者は免税	フォルフェ制度対象者で当暦年の年税額が1,350フラン(35,100円)以下の者は不徴収	課税特例者で、当該課税期間の税額が1万ウオン(3,000円)未満の者は不徴収	年間の課税取引高が5,000ヨーロッパ計算単位(約79万円)以下の者は免税
税額計算の特例等	売上の都度記帳することが困難な小売業者については、仕入額をもとに売上に係る税額を推計する等特別な計算手続が認められている。	①年間売上高10万マルク(800万円)以下の納税者は標準率(平均率)課税を選択できる。 ②年間売上高25万マルク(2,000万円)以下の納税者は現金主義による課税を選択できる。	①年間売上高が、一定額(物品販売・宿泊施設業は50万フラン(1,300万円)、その他は15万フラン(390万円))以下の個人事業者は、フォルフェ(協約課税)制度を選択できる。 ②年間売上高が、一定額(物品販売・宿泊施設業は300万フラン(7,800万円)、その他は90万フラン(2,340万円))以下の納税者は簡易課税制度を選択できる。ただし、フォルフェ制度対象者を除く。	直前一暦年の税込売上高が次の場合には課税特例者となる。 一般個人業者(一定の小売業者)……2,400万ウオン(720万円)未満 代理・仲介業者……600万ウオン(180万円)未満 課税特例者は、税込売上高の2%(代理・仲介業者は3.5%)相当額から、税金計算書記載の前段階税額の5%を差し引いた額を納税する。	概算方式等の簡易な課税方式を設けることができる(加盟国任意)。
課税期間の延長	なし	①前暦年の税額が6,000マルク(48万円)以下の納税者は、3か月ごとに予定申告納付を行うことができる。 ②前暦年の税額が600マルク(48,000円)以下の納税者は、予定申告納付が免除される。	月間税額1,000フラン(26,000円)未満の納税者は3か月とされる。	なし ただし、課税特例者は直前課税期間の納税額の2分の1相当額を予定納付する。この場合、予定納税申告は不要	
課税期間(原則)	3か月	1か年(賦課課税方式による賦課期間:暦年) ただし、原則として1か月ごとに予定申告納付を行う。	1か月	6か月 ただし、原則として3か月ごとに予定申告納付を行う。	1か月、2か月、四半期又は加盟国の任意により定める1年を超えない期間

(備考)　邦貨換算は次のレートによる。1ポンド＝299円、1マルク＝80円、1フラン＝26円、1ウオン＝0.3円。

11　カナダ製造業者売上税及びアメリカ州小売売上税における非課税の範囲等

区　　分		カナダ製造業者売上税	アメリカ州小売売上税 （ニューヨーク州の例）
課税範囲		物品の製造又は輸入	物品の販売のほか、次のものが含まれる。 ・　情報、印刷、電報、電話等のサービスの提供（ただし、州を越える電報・電話料金、１通話10セント以下の公衆電話料金は非課税） ・　電気、ガス等の販売 ・　ホテル等の宿泊 ・　レストラン、仕出し屋による飲食物の提供 ・　娯楽施設への入場
非課税		食料・飲料（アルコール飲料を除く）、衣類・はき物、電気、ガス、暖房油、医薬品、動物、家禽、肥料、未加工の毛皮、新聞等 なお、製造業者は生産設備等について免税で購入することができる。	食料・飲料（菓子類、アルコール飲料等を除く）、医薬品、葬儀用品、新聞等 なお、登録業者は生産設備等について免税で購入することができる。
税率		(1)　標準税率　１２％ (2)　割増税率　１５％　（酒、たばこ） (3)　軽減税率　８％　（建築資材）	州税４％（ただし、ニューヨークの首都圏では4.25％） なお、市・郡は３％を超えない税率で小売売上税を課税することが認められているので、合算すれば税率は一般的には７％～7.25％となる（ただし、ニューヨーク市の税率は４％が認められており、ニューヨーク市内での合計税率は8.25％となつている。）。
小規模事業者に対する特例措置	免税	販売若しくは自家消費の用に供するために製造する課税対象財貨の価格が年５万ドル(765万円）を超えない者は納税義務が免除され登録義務もない。	な　し
	その他	な　し	１年間の納税額が 250ドル（５2,250 円）を超えない者は、課税期間（３か月）を１年とすることが認められる。

（備考）　邦貨換算は次のレートによる。カナダ１ドル＝ 153円、アメリカ１ドル＝ 209円。

12　イギリス、西ドイツ、フランス及び韓国の付加価値税における非課税の範囲等

国名		イギリス	西ドイツ	フランス	韓国	(参考) EC第6次指令
非課税（前段階税額控除が認められないもの）		医療、教育、金融・保険、不動産賃貸、郵便等	医療、教育、金融・保険、不動産賃貸、郵便、電信・電話等	医療、教育、金融・保険、不動産賃貸、郵便、電信・電話等	未加工の食料品、水道水、医療、教育、金融・保険、不動産賃貸、郵便、電信・電話、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送等	医療、教育、金融・保険、不動産賃貸、郵便等
税率	標準税率	15%	14%	18．6%	10%	
	ゼロ税率	輸出、航空機・船舶の引渡し、国際間輸送、国内旅客輸送、食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、電力、燃料（ガソリン等を除く）、医薬品等	輸出、国際線用航空機・船舶の引渡し、国際間輸送等	輸出、国際線用航空機・船舶の引渡し、国際間輸送等	輸出、船舶・航空機の外国航行用役等	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし	水道水、新聞、雑誌、書籍、国内近距離旅客輸送等　7%	新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、肥料、医薬品等　7 % 食料品、水道水等　5.5%	なし	割増税率及び軽減税率を設けることができる（加盟国任意）。
	割増税率	なし	なし	乗用車、宝石、カメラ、ラジオステレオ、毛皮、たばこ等　$33\frac{1}{3}$%	なし	

（参考１） 食料品に対する付加価値税の税率

	イギリス	西ドイツ	フランス	韓国
原則	ゼロ税率	標準税率 14％	超軽減税率 5.5％	標準税率 10％
例外	標準税率 15％ ・アイスクリーム類 ・チョコレート ・ポテト菓子 ・ナッツ類 ・アルコール飲料、その他の製造飲料（フルーツジュース、瓶詰水を含む）、シロップ、パウダー類 ・酒類の国内での製造に使用される食品、種子 ・仕出し 等	軽減税率 7％ ・肉類、魚類 ・牛乳及び乳製品、卵 ・果実、野菜 ・コーヒー、茶 ・穀物 ・マーガリン ・砂糖、菓子類（一部） ・ココア含有の調整食料品 ・酢、塩 ・水道水 等	1 標準税率 18.6％ ・アルコール飲料、果実ジュース等 ・砂糖菓子 ・一部のチョコレート（高級品） ・マーガリン ・仕出し 等 2 割増税率 $33\frac{1}{3}$％ ・キャビア	非課税 ・穀類 ・いも類 ・特用作物類（コーヒー豆、茶等） ・果実類 ・野菜類 ・牛、豚、家禽類 ・肉類 ・牛乳、卵 ・魚類 ・貝類 ・海草類 ・はちみつ、キムチ ・水道水 等

（参考２）　一般消費税(仮称)における非課税の範囲

① 輸出取引（国際運輸取引等のいわゆる輸出類似取引を含む。）

② 資本移転（有価証券の取引及び土地の売買）

ただし、証券業者や不動産業者の仲介手数料等は課税する。

③ 金融取引に伴う受取利子及び保険取引に伴う保険料収入

ただし、金融機関の利子を除く収入のうちサービスの提供の対価であるものは課税する。

④ 食料品

⑤ 社会保険医療

⑥ 学校教育法第１条に規定する学校の行う学校教育及び社会福祉事業法に規定する第１種社会福祉事業及び第２種社会福祉事業

⑦ 上記のほか、個別消費税との調整の結果新税が非課税とされるもの

（注）昭和53年12月「一般消費税大綱」による。

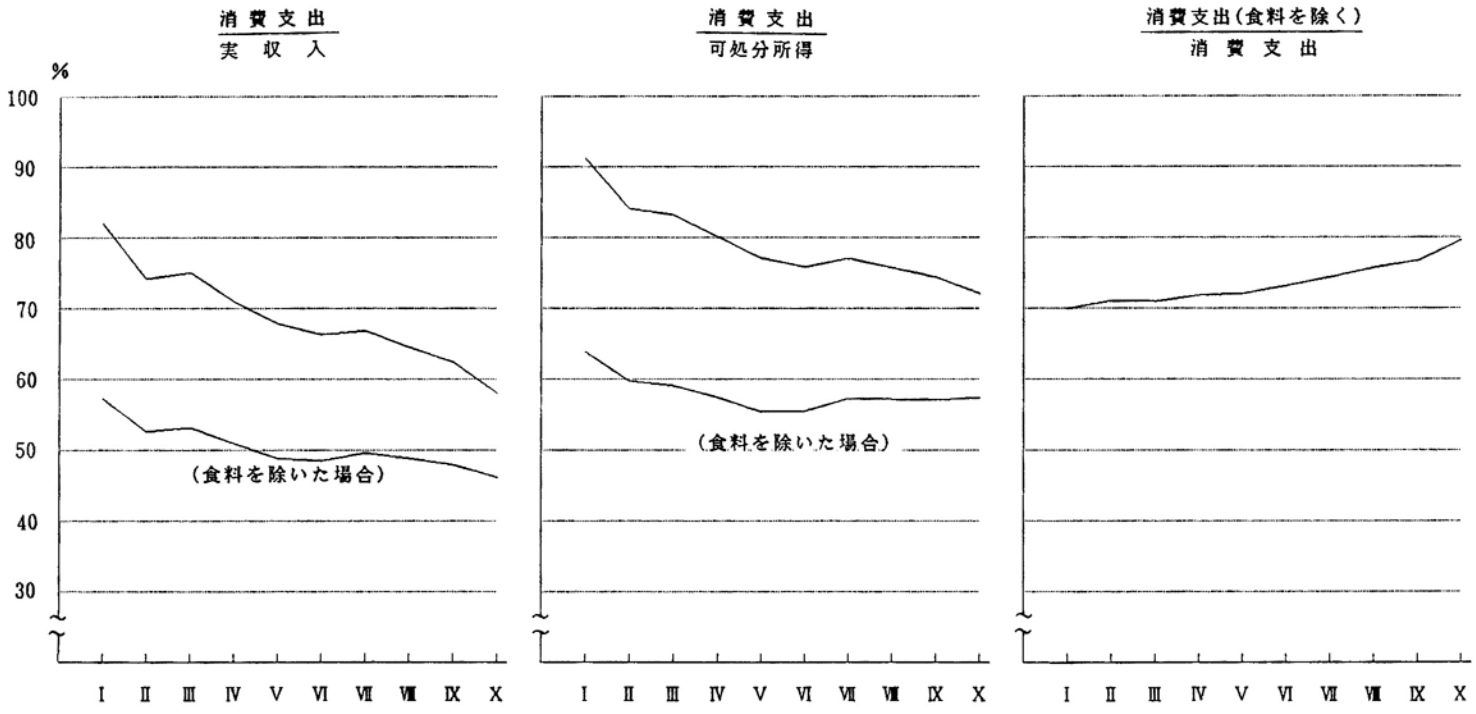
13　年間収入十分位階級別実収入等に対する消費支出等の割合（勤労者世帯）〈昭和60年〉

（単位：円、％）

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅸ	Ⅹ
A 実収入	212,172	283,622	308,173	349,605	385,555	430,252	473,490	522,603	600,122	787,892
B 可処分所得	190,567	250,208	277,572	309,882	339,536	376,030	410,043	445,303	502,988	634,799
C 消費支出	173,992	210,328	231,007	247,963	261,325	285,172	316,110	336,937	374,430	457,629
食料	52,320	61,031	67,162	69,934	73,120	76,468	81,046	82,034	87,264	93,318
D 消費支出－食料	121,672	149,297	163,845	178,029	188,205	208,704	235,064	254,903	287,166	364,311
C／A	82.0	74.2	75.0	70.9	67.8	66.3	66.8	64.5	62.4	58.1
C／B	91.3	84.1	83.2	80.0	77.0	75.8	77.1	75.7	74.4	72.1
D／A	57.3	52.6	53.2	50.9	48.8	48.5	49.6	48.8	47.9	46.2
D／B	63.8	59.7	59.0	57.5	55.4	55.5	57.3	57.2	57.1	57.4
D／C	69.9	71.0	70.9	71.8	72.0	73.2	74.4	75.7	76.7	79.6

（備考）「昭和６０年家計調査年報」による。実収入等は、１世帯当たり年平均１か月間の金額である。

（ 付 表 ）


消費支出
実収入
%
100
90
80
70
60
50
40
30
（食料を除いた場合）
Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ Ⅶ Ⅷ Ⅸ Ⅹ
消費支出
可処分所得
（食料を除いた場合）
Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ Ⅶ Ⅷ Ⅸ Ⅹ
消費支出（食料を除く）
消費支出
Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ Ⅶ Ⅷ Ⅸ Ⅹ

14　EC諸国における付加価値税率の推移

	イギリス	西ドイツ	フランス
1968		1968.1.1　10%で導入	1968.1.1　20%で導入
		7.1　11%	12.1　23.456%
69			
70			1970.1.1　23%
71			
72			
73	1973.4.1　10%で導入		1973.1.1　20%
74	1974.7.29　8%		
75			
76			
77			1977.1.1　17.6%
78		1978.1.1　12% （所得税減税との組合せ）	
79	1979.5　サッチャー政権成立 1979.6.18　15% （所得税減税との組合せ）	1979.7.1　13% （所得税減税との組合せ）	
80			
81			1981.5　ミッテラン政権成立
82		1982.10　コール政権成立	1982.7.1　18.6% （超軽減税率創設との組合せ）
83		1983.7.1　14% （所得税減税との組合せ）	

15　各国において課税ベースの広い間接税と併課される個別間接税

カナダ （製造業者売上税）	アメリカ （州小売売上税） 〔ニューヨーク州の例〕	イギリス （付加価値税）	西ドイツ （付加価値税）	フランス （付加価値税）
物品税 酒・たばこ税	酒　税（連邦税、州税） たばこ税（連邦税、州税） 製造者消費税 特殊燃料税 ガソリン税（州税） 電話利用税	酒精税 ビール税 ぶどう酒税・混成ぶどう酒税 りんご酒税 たばこ税 炭化水素油税 自動車特別税 マッチ税 ライター税	ビール税（州税） 発泡酒税 蒸溜酒税 たばこ税 コーヒー税 紅茶税 砂糖税 塩　税 鉱油税 照明器具税 娯楽税〔一部〕（市町村税） 飲料税（市町村税）	アルコール製造税 アルコール消費税 ぶどう酒・りんご酒等流通税 ビール等消費税 たばこ消費税 石油産品内国消費税 石油産品特定税

（注1）特に（　）表示のない限り、国税又は連邦税である。
（注2）なお、カナダについては、上記のほか、小売売上税（州税）が併課される。

16　物品税の税率構造等の現状

区分	小売課税物品		製造課税物品							税率
	15％	10％	30％	20％	15％	10％	5％	自動車関係		
課税物品例	貴石製品 貴石製品 真珠製品 貴金属製品 べっこう・さんご製品 毛皮製品	たん ゆうたん帳 じど	トランク用具 ボート用具 フード用具 モーターボート用ラダー リヤカー 大型冷蔵庫 ゴルフ用具 猟銃 空気銃 貴金属時計	機械器具 こたつ ちり紙 ボーリング用具 ボール ラケット 大型冷蔵庫 照明器具 大型テレビジョン受像機 大型テレビジョン映像投写機 たんす 寝台 机 いす イタリア 灰皿 かばん ハンドバッグ	トランジスタ布団 電気毛布 しゃぼん洗濯機 掃除機 電気乾燥機 冷蔵庫 冷凍庫 ルームエアコンディショナー 水ボイラー 製氷機 テレビジョン受像機 小型テレビジョン受像機用の磁気テープ 磁気映像プレーヤー 円盤式映像プレーヤー テレビジョン撮像機器 ステレオ関連機器 デジタル式の音声再生機用レコードのプレーヤー レコード 写真機 フィルム	トランジスタ布団 小型モーターボート 水上遊戯具 セーリングボード サーフボード ハンググライダー モーターハンググライダー 船外機 電気洗濯機 ラジオ受信再生機 磁気音声再生用 磁気映像プレーヤー 又は円盤式映像プレーヤー用 ヤーのレコード 録音用又は録画用の磁気テープ 幻灯機 せん光電球 時計 香水	ホーン 幅広ロープ 増幅器 ナイロン無線機 クーラー用水つぎ イヤーフォン ソーダ水 化粧品 果実飲料 ココア	普通乗用自動車 小型乗用自動車 自動車用冷房装置 軽乗用自動車 乗用兼用貨物自動車 大型二輪自動車 軽乗用兼用貨物自動車 小型二輪自動車	％ 23 (本則30) 18.5 18.5 15.5 10.5 10 5.5 5 合計
60年度課税額	億円 1,438	億円 31	億円 333	億円 1,864	億円 3,524	億円 363	億円 848	億円 7,251		億円 15,652
構成比	％ 9.2	％ 0.2	％ 2.2	％ 11.9	％ 22.5	％ 2.3	％ 5.4	％ 46.3		％ 100.0

17　酒税の税率の概要

区分		従量税		従価税	
種類	品目等	アルコール分（度）	税率（円／kℓ）	非課税限度額（円／ℓ）	税率（％）
清酒	特級	15.0	570,600	710	150
	1級	15.0	279,500	—	—
	2級	15.0	107,900	—	—
合成清酒	—	15.0	81,600	—	—
しょうちゅう	甲類	25.0	78,600	—	—
	乙類	25.0	50,900	—	—
みりん	本みりん	13.5	74,100	—	—
	本直し	22.0	63,500	—	—
ビール	—	—	239,100	—	—
果実酒類	果実酒	—	60,400	1,080	50
	甘味果実酒	12.0	117,300	870	50
ウイスキー類	ウイスキー特級	43.0	2,098,100	1,400　1,950	150　220
	ウイスキー1級	40.0	1,011,400	1,110	100
	ウイスキー2級	37.0	296,200	570	65
	ブランデー特級	43.0	2,098,100	1,400　2,930	150　220
	ブランデー1級	40.0	1,011,400	1,300	85
	ブランデー2級	37.0	296,200	650	60
スピリッツ類	スピリッツ	37.0	361,800	540	100
リキュール類	アルコール分15度以上	15.0	367,000	1,230	100
	エキス分21度以上				
	その他	12.0	117,300	1,230	50
雑酒	その他の雑酒	12.0	117,300	—	—

18　主要酒類の小売価格に占める税負担割合の推移

（単位：円、％）

（各年1月1日現在）		昭37.4.1	40	45	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60（現行）
清酒特級	小売価格	895	940	1,160	1,570	1,680	1,795	1,900	2,010	2,010	2,200	2,390	2,390	2,550	2,730
	税額	453.78	453.78	513.72	513.72	513.72	628.20	628.20	738.18	738.18	738.18	916.74	916.74	916.74	1,095.55
（1.8ℓ）	負担率	50.7	48.3	44.3	32.7	30.6	35.0	33.1	36.7	36.7	33.6	38.4	38.4	36.0	40.1
〃　1級	小売価格	640	675	830	1,180	1,280	1,330	1,430	1,455	1,455	1,600	1,660	1,660	1,800	1,870
	税額	273.78	273.78	313.74	313.74	313.74	360.72	360.72	385.56	385.56	385.56	441.36	441.36	441.36	503.10
（1.8ℓ）	負担率	42.8	40.6	37.8	26.6	24.5	27.1	25.2	26.5	26.5	24.1	26.6	26.6	24.5	26.9
〃　2級	小売価格	480	505	600	930	1,000	1,000	1,080	1,080	1,080	1,200	1,220	1,220	1,350	1,380
	税額	154.44	154.44	154.44	154.44	154.44	154.44	154.44	154.44	154.44	154.44	169.20	169.20	169.20	194.22
（1.8ℓ）	負担率	32.2	30.6	25.7	16.6	15.4	15.4	14.3	14.3	14.3	12.9	13.9	13.9	12.5	14.1
しょうちゅう甲類	小売価格	315	345	390	660	660	700	700	710	790	880	890	890	940	980
	税額	87.48	87.48	87.48	87.48	87.48	87.48	87.48	96.12	96.12	96.12	105.30	105.30	105.30	141.48
（25度 1.8ℓ）	負担率	27.8	25.4	22.4	13.3	13.3	12.5	12.5	13.5	12.2	10.9	11.8	11.8	11.2	14.4
〃　乙類	小売価格	315	345	390	660	660	720	720	720	850	940	950	950	1,030	1,050
	税額	67.32	67.32	67.32	67.32	67.32	67.32	67.32	67.32	67.32	67.32	73.62	73.62	73.62	91.62
（いも類25度 1.8ℓ）	負担率	21.4	19.5	17.3	10.2	10.2	9.4	9.4	9.4	7.9	7.2	7.7	7.7	7.1	8.7
ビール	小売価格	115	115	130	160	180	195	195	215	215	240	265	265	285	310
	税額	60.13	60.13	67.09	67.09	67.09	82.03	82.03	101.97	101.97	101.97	126.66	126.66	126.66	151.35
（633mℓ）	負担率	52.3	52.3	51.6	41.9	37.3	42.1	42.1	47.4	47.4	42.5	47.8	47.8	44.4	48.8
果実酒	小売価格	500	500	500	600	600	600	600	600	600	700	700	700	780	800
	税額	17.28	17.28	17.28	17.28	17.28	21.09	21.09	26.06	26.06	26.06	32.32	32.32	32.32	43.48
（720mℓ）	負担率	3.5	3.5	3.5	2.9	2.9	3.5	3.5	4.3	4.3	3.7	4.6	4.6	4.1	5.4
ウイスキー特級	小売価格	1,600	1,750	1,900	2,200	2,200	2,200	2,200	2,350	2,350	2,500	2,770	2,770	2,900	3,170
	税額	※ 632.40	※ 704.50	※ 855.00	※ 924.00	※ 924.00	※ 924.00	※ 924.00	1,074.03	1,074.03	1,074.03	1,334.02	1,334.02	1,334.02	1,594.55
（760mℓ）	負担率	39.5	40.3	45.0	42.0	42.0	42.0	42.0	45.7	45.7	43.0	48.2	48.2	46.0	50.3
〃　1級	小売価格	700	750	850	950	950	1,000	1,000	1,090	1,150	1,250	1,370	1,370	1,470	1,620
	税額	281.23	281.23	309.31	309.31	309.31	378.28	378.28	470.01	470.01	470.01	583.77	583.77	583.77	728.20
（720mℓ）	負担率	40.2	37.5	36.4	32.6	32.6	37.8	37.8	43.1	40.9	37.6	42.6	42.6	39.7	45.0
〃　2級	小売価格	300	340	340	430	430	430	430	450	450	550	580	580	630	670
	税額	94.72	94.72	94.72	94.72	94.72	94.72	924.72	117.69	117.69	117.69	146.17	146.17	※ 159.40	189.56
（640 mℓ）	負担率	31.6	27.9	27.9	22.0	22.0	22.0	22.0	26.2	26.2	21.4	25.2	25.2	25.3	28.3

（備考）1．ウイスキー特級の昭和37年は720mℓであり、税額に※印のあるのは従価税率適用である。

2．清酒1級の59年1月以前はアルコール分15.5度のもの、現行は15度のものである。

19　たばこ消費税の概要

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>税　　率　　等</th></tr>
<tr><td>1　課税物件</td><td>製造たばこ
（注）従価割額及び従量割額の合計額によって課税される。</td></tr>
<tr><td>2　納税義務者</td><td>製造場から移出される製造たばこについては、製造たばこの製造者
保税地域から引き取られる製造たばこについては、保税地域からの引取者</td></tr>
<tr><td>3　課税標準</td><td>従価割については小売定価（61.5.1～62.3.31 までの間は、小売定価から1本につき1円を控除した金額）
従量割については本数又は重量</td></tr>
<tr><td>4　税　　率</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">区　　分</th><th rowspan="2">従価割の税率</th><th colspan="2">従量割の税率</th></tr>
<tr><th>本　　則</th><th>61.5.1～62.3.31までの間の特例</th></tr>
<tr><td>(1)　喫煙用の製造たばこ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第1種　紙巻たばこ</td><td>23.0%</td><td>1,000本につき　582円</td><td>1,032円</td></tr>
<tr><td>第2種　パイプたばこ</td><td>17.9%</td><td>1キログラムにつき　467円</td><td>917円</td></tr>
<tr><td>第3種　葉巻たばこ</td><td>24.8%</td><td>〃　1,532円</td><td>1,982円</td></tr>
<tr><td>第4種　刻みたばこ</td><td>1.8%</td><td>〃　18円</td><td>243円</td></tr>
<tr><td>(2)　かみ用の製造たばこ</td><td>1.8%</td><td>〃　18円</td><td>243円</td></tr>
<tr><td>(3)　かぎ用の製造たばこ</td><td>1.8%</td><td>〃　18円</td><td>243円</td></tr>
</table>
（注）紙巻たばこのうち、専売納付金制度の下において3級品とされていたものの税率は、上記にかかわらず、従価割については 9.9%、従量割については 1,000本につき本則 134円、特例 584円とされている。
</td></tr>
</table>

20　地方たばこ消費税の概要

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>税　　率　　等</th></tr>
<tr><td>1　課税対象</td><td>売渡し等に係る製造たばこ
（注）従価割額及び従量割額の合計額によって課税される。</td></tr>
<tr><td>2　納税義務者</td><td>製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者</td></tr>
<tr><td>3　課税団体</td><td>小売販売業者の営業所等所在の道府県及び市町村</td></tr>
<tr><td>4　課税標準</td><td>従価割については売渡し等に係る製造たばこの小売定価に相当する額
従量割については売渡し等に係る製造たばこの本数</td></tr>
<tr><td>5　税　　率</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2">従価割の税率</th><th colspan="2">従　量　割　の　税　率</th></tr>
<tr><th>本　則</th><th>61.5.1～62.3.31までの間の特例</th></tr>
<tr><td>道府県</td><td>8．1％</td><td>1，000本につき200円</td><td>360円</td></tr>
<tr><td>市町村</td><td>14．3％</td><td>1，000本につき350円</td><td>640円</td></tr>
<tr><td>計</td><td>22．4％</td><td>1，000本につき550円</td><td>1，000円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

21　国税収入に占める印紙税の割合の推移

区　分	国税収入（A）	印紙収入（B）	B／A	印紙税（C）	C／A	対前年度比	備　考
	億円	億円	%	億円	%	%	
昭和40年度	32,785	827	2.5	283	0.9	—	
41	36,630	949	2.6	325	0.9	114.8	
42	43,946	1,257	2.9	410	0.9	126.2	全文改正、定額税率の引上げ（10円→20円）
43	53,220	1,474	2.8	482	0.9	117.6	株券等を階級定額税率に移行
44	64,532	1,735	2.7	588	0.9	122.0	
45	77,732	2,187	2.8	640	0.8	108.8	
46	84,426	2,501	3.0	684	0.8	106.9	
47	103,977	3,269	3.1	840	0.8	122.8	
48	140,473	3,897	2.8	924	0.7	110.0	
49	157,544	4,265	2.7	1,765	1.1	191.0	定額税率の引上げ（20円→50円）
50	145,043	4,798	3.3	1,913	1.3	108.4	売上代金に係る受取書を階級定額税率に移行
51	168,020	5,354	3.2	1,962	1.2	102.6	
52	184,341	6,880	3.7	2,945	1.6	150.1	定額税率の引上げ（50円→100 円）
53	232,239	7,673	3.3	3,187	1.4	108.2	
54	249,566	8,447	3.4	3,453	1.4	108.3	
55	283,688	8,409	3.0	3,629	1.3	105.1	
56	304,551	11,729	3.9	6,790	2.2	187.1	定額税率及び階級定額税率の２倍引上げ
57	320,031	12,627	3.9	7,312	2.3	107.7	（100円→200 円）
58	341,621	12,942	3.8	7,253	2.1	99.2	
59	367,748	13,346	3.6	7,631	2.1	105.2	
60	391,502	14,126	3.6				
61（予算）	415,450	14,620	3.5				

（備考）1.　国税収入及び印紙収入は昭和60年度までは決算額、昭和61年度は当初予算額である。
2.　印紙税は、各種の資料により印紙収入から登録免許税、手数料及び罰金等を除外して推計した。

22　有価証券取引税の税率等及び国税収入に占める割合の推移

区分	税率の変遷及び課税譲渡価額の推移								国税収入に占める有価証券取引税の割合の推移		
	税率				課税譲渡価額				国税収入	有価証券取引税	(B)／(A)
	第1種		第2種		第1種		第2種				
	株式等	公社債等	株式等	公社債等	株式等	公社債等	株式等	公社債等	(A)	(B)	
年度	%	%	%	%	兆円	兆円	兆円	兆円	億円	億円	%
28	0.06	0.03	0.15	0.07	0.2	0.0	0.4	0.0	9,420	6	0.1
31	〃	0.01	〃	0.03	0.8	0.1	0.9	0.0	10,862	18	0.2
45	〃	〃	〃	〃	4.3	5.1	7.4	5.1	77,732	158	0.2
46	〃	〃	〃	〃	7.1	6.6	13.7	6.7	84,426	276	0.3
47	〃	〃	〃	〃	7.7	10.2	24.6	9.3	103,977	456	0.4
48	0.12	〃	0.30	〃	3.3	14.4	12.5	13.8	140,473	453	0.3
49	〃	〃	〃	〃	3.8	19.2	12.6	18.6	157,544	558	0.4
50	〃	〃	〃	〃	5.2	26.1	16.4	25.2	145,043	668	0.5
51	〃	〃	〃	〃	7.2	32.8	21.8	30.8	168,020	864	0.5
52	〃	〃	〃	〃	7.0	62.5	19.2	58.1	184,341	945	0.5
53	0.18	〃	0.45	〃	10.2	96.7	30.1	90.7	232,239	1,883	0.8
54	〃	〃	〃	〃	12.1	95.5	31.1	92.6	249,566	2,024	0.8
55	〃	〃	〃	〃	12.5	115.1	29.7	113.7	283,688	2,087	0.7
56	〃	国債 0.01 その他 0.015	0.55	国債 0.03 その他 0.045	18.6	133.9	39.9	115.6	304,551	3,089	1.0
57	〃	〃	〃	〃	14.8	154.5	32.7	118.0	320,031	2,760	0.9
58	〃	〃	〃	〃	18.0	184.0	52.0	146.8	341,621	4,178	1.2
59	〃	〃	〃	〃	22.0	281.8	66.2	182.1	367,748	5,062	1.4
60	〃	〃	〃	〃	27.0	720.3	72.4	253.2	391,502	6,709	1.7
61	〃	〃	〃	〃					415,450	6,330	1.5

（備考）1．課税譲渡価額は、「国税庁統計年報書」による。ただし、昭和60年度の計数は、速報値である。

2．国税収入及び有価証券取引税は、昭和60年度までは決算額、昭和61年度は当初予算額である。

23　現行地方間接税の課税制度の概要

区分	税目	課税団体	課税対象	課税標準	税率	昭和61年度収入見込額	備考
消費課税	道府県・市町村たばこ消費税	都道府県、市町村	売渡し等に係る製造たばこ	・従価割（製造たばこの小売定価相当額） ・従量割（製造たばこの本数）	（道府県） (1)従価割　８．１％ (2)従量割　200円／千本 （市町村） (1)従価割　１４．３％ (2)従量割　350円／千本	（道府県） ３，５３７億円 （市町村） ６，２５５億円	６１．５．１～６２．３．３１までの間の従量割の税率の特例 （道府県）　３６０円／千本 （市町村）　６４０円／千本
	娯楽施設利用税	都道府県	娯楽施設（ゴルフ場、ぱちんこ場、まあじゃん場、ボーリング場等）の利用行為	・ゴルフ場…日ごとに定額 ・その他の施設…利用料金 （但し、ぱちんこ場等は利用物件の数量等を用いることができる）	（定額課税） ・ゴルフ場 １，１００円／人・日 （外形課税） ・ぱちんこ場 ２８０円／台・月 ・まあじゃん場 ８３０円／卓・月 ・たまつき場 １，３００円／台・月 （その他） 利用料金の１０％	１，１７７億円	ゴルフ場所在の市町村に対し、ゴルフ場に係る税収入額の１／２を交付 （昭和６１年度交付見込額　４４３億円）
	料理飲食等消費税	都道府県	料理店、飲食店、旅館等における遊興、飲食、宿泊、休憩等の利用行為	料金	１０％	５，００６億円	免税点、基礎控除 飲食店、喫茶店等　免税点　２，５００円 チケット制食堂　免税点　１，０００円 旅館等　免税点　５，０００円 基礎控除　２，５００円 （免税点を超える場合）
	電気税	市町村	電気	電気の料金	１００分の５	５，３６１億円	軽減税率（６２．５．３１まで） 繊維・織物の製造用電気　１００分の２ 紙の製造用電気　１００分の４ 免税点　３，６００円／月
	ガス税	市町村	ガス	ガスの料金	１００分の２	１２８億円	免税点　１２，０００円／月

区分	税目	課税団体	課税対象	課税標準	税率	昭和61年度収入見込額	備考
流通課税	不動産取得税	都道府県	不動産の取得	不動産の価格	4％ （56．7．1～64．6．30までの間の住宅の取得については　3％）	4，604億円	・住宅に係る課税標準の特例… 新築住宅　450万円控除 既存住宅　新築時の控除額を控除 ・56．7．1～64．6．30までの間の住宅用土地の特例… 税額の1／4に相当する額を減額 ・一定の住宅用土地に係る減額… ① 45,000円（1,500,000円 × 4/100 × 3/4） 又は ② 土地1㎡当たり価格×住宅1戸の延床面積の2倍（200㎡が限度）× 4/100 × 3/4 のいずれか多い額を上記の減額後の税額から更に減額 （但し、3／4を乗ずるのは、56．7．1～64．6．30までの間適用）
	木材引取税	市町村	素材の引取り	素材の価格又は容積	100分の2 （制限税率　100分の3）	17億円	

（注）間接税と分類されるもののうち、特定財源等は除外した。

24　事業所税等の概要

(1)　事業所税の概要

区分		納税義務者	課税標準	税率	免税点	使途	昭和61年度収入見込額
事業に係る事業所税	資産割	事業所等において事業を行う者	事業所床面積	1平方メートルにつき600円	1,000平方メートル	1. 道路，都市高速鉄道，駐車場その他の交通施設の整備事業 2. 公園，緑地その他の公共空地の整備事業 3. 水道，下水道，廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業 4. 河川その他の水路の整備事業 5. 学校，図書館その他の教育文化施設の整備事業 6. 病院，保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業 7. 公害防止に関する事業 8. 防災に関する事業 9. 前各号に掲げるもののほか，市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの	2,061億円
	従業者割		従業者給与総額	給与総額の100分の0.25	従業者　100人		
新増設に係る事業所税		事業所用家屋の建築主	新増設事業所床面積	1平方メートルにつき6,000円	2,000平方メートル		

（備考）昭和61年度収入見込額は地方財政計画額である。

(2)　事業所税の現行課税団体等の状況

（団体数）

現行課税団体	都（特別区の存する区域）	1
	地方自治法第252条の19第1項の市	10
	首都圏等で既成市街地等を有する市	9
	人口30万以上の政令で指定する市	44
	合計	64
（参考） ① 県庁所在地で現在課税していない市		17
② 人口20万以上30万未満の市		39 （内①に該当するもの 12）
①と②の純計		44

(3) 自動車税、軽自動車税の概要

税　　目	課税主体	課税対象	税　　率			61年度収入見込額
自動車税	都道府県	乗用車、トラック、バス等（軽自動車等を除く。）	（例）	（自家用）	（営業用）	１０，５２５億円
			乗用車（1500ccクラス）	34,500円	8,500円	
			トラック（4～5トン積）	25,500円	18,500円	
			バス　一般乗合用（30～40人乗）	－	14,500円	
			バス　その他（40～50人乗）	49,000円	38,000円	
軽自動車税	市町村	軽自動車、小型二輪車、原付自転車等	（例）			７２５億円
			原動機付自転車（50cc以下のもの）		1,000円	
				（自家用）	（営業用）	
			軽乗用車	7,200円	5,500円	
			軽トラック	4,000円	3,000円	

（備考）　昭和６１年度収入見込額は、地方財政計画額である。

25　特定財源等の概要

(1)　国税

税目	課税物件	税率	税収の使途	税収（61年度予算）	国分	地方分
				億円	億円	億円
揮発油税	揮発油	1キロリットルにつき　45,600円 （暫定税率：54.6.1～63.3.31）	形式的には国の一般財源であるが、道路整備緊急措置法に基づき全額国の道路特定財源とされている。 なお、60年度から3年間、1/15は地方への交付金の財源に充てるため直接道路整備特別会計に組み入れることとされている。	16,843	16,843	—
地方道路税	揮発油	1キロリットルにつき　8,200円 （暫定税率：54.6.1～63.3.31）	都道府県及び市町村の道路特定財源として全額譲与されている。	3,029	—	3,029
石油ガス税	自動車用石油ガス	1キログラムにつき　17円50銭	1／2は形式的には国の一般財源であるが道路整備緊急措置法に基づき国の道路特定財源とされ、1／2は都道府県及び指定市の道路特定財源として譲与されている。	320	160	160
自動車重量税	乗用車 トラック バス等	（例）　（自家用）　（営業用） ○乗用車　自重0.5トンごとに　6,300円(年) 2,800円(年) ○トラック 2.5トン超総重量1トンごとに　6,300円(年) 2,800円(年) 2.5トン以下総重量1トンごとに　4,400円(年) 2,800円(年) ○バス　総重量1トンごとに　6,300円(年) 2,800円(年) ○軽自動車（検査対象） 1両につき　4,400円(年) 2,800円(年) （暫定税率：51.5.1～63.4.30）	3／4は国の一般財源であるが、1／4は市町村の道路特定財源として譲与されている。	6,747	5,060	1,687
航空機燃料税	航空機燃料	1キロリットルにつき　26,000円	11／13は形式的には国の一般財源であるが、空港整備特別会計法に基づき国の空港整備費に充てられ、2／13は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与されている。	638	540	98
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	千キロワット時につき　445円	電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法に基づき全額電源立地対策及び電源多様化対策に充てられている。	2,371	2,371	—
石油税	原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素	原油、輸入石油製品　4.7% ガス状炭化水素　1.2%	形式的には国の一般財源であるが、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法に基づき石油及び石油代替エネルギー対策に充てられている。	3,760	3,760	—
			計	33,708	28,734	4,974

(2) 地方税

税目	課税主体	課税対象	税率	税収の使途	61年度収入見込額
自動車取得税	都道府県	自動車の取得（大型特殊自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く）	自家用自動車（軽自動車を除く） 取得価格の５％（49. 4. 1から63. 3.31までの暫定措置） 営業用自動車及び軽自動車 取得価格の３％	都道府県及び市町村の道路目的財源（３割都道府県　７割市町村）	３，６０５億円
軽油引取税	都道府県	軽油の引取り	24,300円/kℓ（54.6.1から63.3.31までの暫定措置）	都道府県及び指定市の道路目的財源	５，５６７億円
入湯税	市町村	鉱泉浴場における入湯行為	１人　１日　１５０円	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設等	１３２億円

（備考）　昭和６１年度収入見込額は，地方財政計画額である。

（参考１）道路財源とされている地方譲与税の概要

税目	譲与団体	譲与総額	譲与基準	昭和61年度見込額
地方道路譲与税	都道府県及び指定市	地方道路税収入の64/100の額	道路（国道、都道府県道）の延長(1/2)及び面積(1/2) 前年度普通交付税不交付団体についての譲与制限 ア　当該普通交付税の算定上生じた収入超過額の2/10 イ　あん分による算定額×2/3 のいずれか小さい金額を控除した額を譲与する	２，８７２億円
	市町村（特別区を含む）	地方道路税収入の36/100の額	道路（市町村道）の延長(1/2)及び面積(1/2)	
石油ガス譲与税	都道府県及び指定市	石油ガス税収入の1/2の額	道路（国道、都道府県道）の延長(1/2)及び面積(1/2)	１５２億円
自動車重量譲与税	市町村（特別区を含む）	自動車重量税収入の1/4の額	道路（市町村道）の延長(1/2)及び面積(1/2)	１，６０１億円

（備考）　昭和６１年度見込額は，地方財政計画額である。

（参考２）道路整備状況（60.4.1現在）

道路種別		実延長（Km）	改良率（%）	舗装率（%）
一般国道（A）		46,435	84.1	83.3
都道府県道（含主要地方道）	主要地方道	49,947	61.2	54.5
	一般都道府県道	77,489	43.3	33.6
	小計（B）	127,436	50.3	41.8
市町村道（C）		950,078	34.3	12.4
地方道計（B）＋（C）		1,077,514	36.2	15.9
合計（A）＋（B）＋（C）		1,123,949	38.2	18.7

（注）「道路統計年報」（建設省道路局）による。

〈付〉　税制改革の経済及び家計に与える影響

1　税制改革の経済に与える影響に関する仮定試算（マクロ試算）

この仮定試算は、税制改革における増減税の組合せについて試みに下記の前提を置き、その経済に与える影響の概要を仮に試算したものである。従って、ここに計上された数値は前提等に応じて異動するものである。

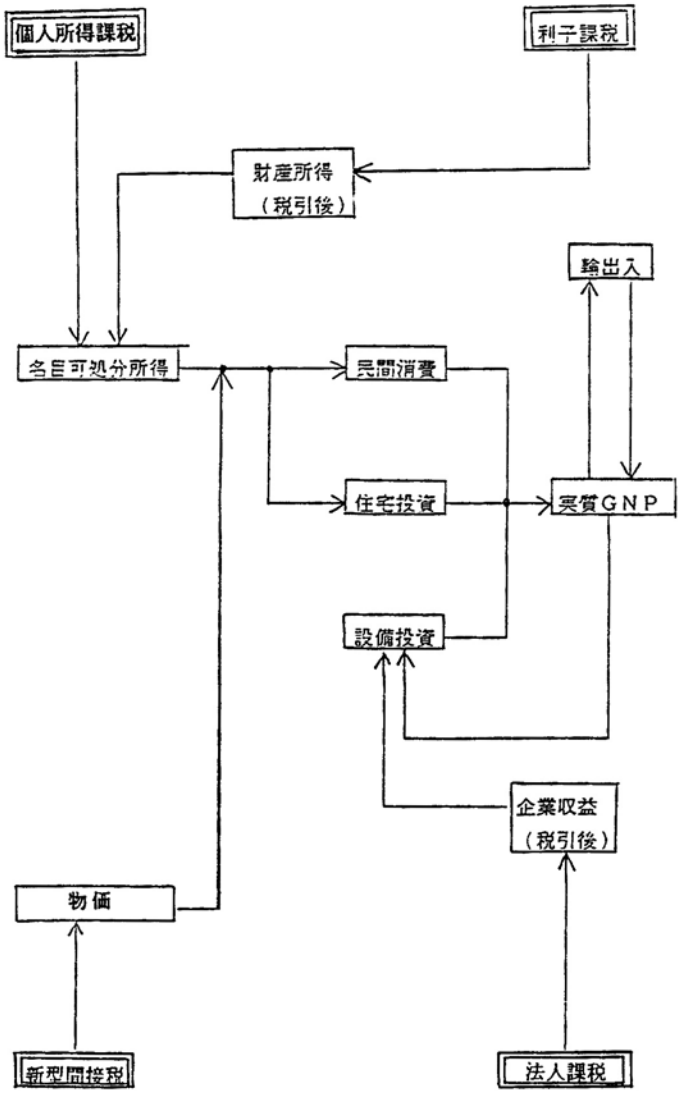
増減税の組合せについての前提	
個人所得課税	△ 2.7兆円
法人課税	△ 1.8兆円
利子課税	1.0兆円
新型間接税	3.5兆円

（単位：%ポイント）

項目		試算結果
実質国民総支出		0.1
	民間消費	0.0
	民間投資	0.3
消費デフレーター		1.8
経常収支		△ 5 億ドル程度

（備考）数値は、税制改革が実施されない場合と比較した各経済変数の乖離幅を示す。

(参考)　　税制改革のマクロ経済に与える主な影響　（フロー・チャート）



2　税制改革の家計の負担に与える影響に関する仮定試算（ミクロ試算）

この仮定計算は、税制改革における増減税の組合せについて試みに下記の前提をおくとともに、各税の課税の仕組みについていくつかのケースを想定し、税制改革が家計の負担に与える影響について、一定の仮定の下に試算したものである。

試算の前提		仮定試算の結果表の番号	
増減税の組合せ	新型間接税の類型	生涯収支モデル	年間収入五分位階級
所得税・住民税　△2.7兆円 新型間接税　2.7兆円	A　案	1	5
	B・C　案	2	6
所得税・住民税　△2.7兆円 法人課税　△1.8兆円 利子課税　1.0兆円 新型間接税　3.5兆円	A　案	3	7
	B・C　案	4	8

(注) 各表に所得税・住民税のタイプⅠ～Ⅳを含む。

税制改革の家計の負担に与える影響に関する仮定試算

(1) 勤労者世帯の生涯収支モデルにおける負担

〔試算の前提〕 1．増減税の組合せ
（所得税・住民税 △2.7 兆円
新型間接税 2.7 兆円）

2．課税の仕組み
（所得税・住民税 タイプⅠ～Ⅳ
新型間接税 A案）

〔単位：万円〕

年齢階級	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～
収入	271	363	463	559	662	741	769	697	513	394
消費支出	212	251	316	364	431	503	500	456	373	287
＜改正増減＞										
所得税・住民税										
タイプⅠ	△ 2.5	△ 4.5	△ 4.5	△ 5.2	△ 8.6	△ 13.8	△ 19.4	△ 15.0	△ 5.5	△ 4.6
タイプⅡ	△ 2.7	△ 5.3	△ 5.5	△ 6.4	△ 9.8	△ 15.0	△ 20.4	△ 15.8	△ 6.3	△ 4.9
タイプⅢ	△ 2.0	△ 5.5	△ 5.7	△ 6.6	△ 10.0	△ 15.1	△ 20.6	△ 15.9	△ 6.4	△ 3.9
タイプⅣ	△ 4.7	△ 4.8	△ 4.9	△ 5.9	△ 10.5	△ 18.2	△ 26.2	△ 19.9	△ 8.6	△ 3.2
新型間接税	1.4	2.1	2.5	2.9	3.5	4.1	4.5	5.1	3.9	3.0
増減計										
タイプⅠ	△ 1.1	△ 2.4	△ 1.9	△ 2.3	△ 5.0	△ 9.7	△ 14.9	△ 9.8	△ 1.6	△ 1.6
タイプⅡ	△ 1.2	△ 3.2	△ 2.9	△ 3.5	△ 6.2	△ 10.9	△ 15.9	△ 10.6	△ 2.4	△ 1.9
タイプⅢ	△ 0.5	△ 3.4	△ 3.1	△ 3.7	△ 6.4	△ 11.1	△ 16.1	△ 10.8	△ 2.6	△ 0.9
タイプⅣ	△ 3.2	△ 2.7	△ 2.4	△ 3.0	△ 7.0	△ 14.2	△ 21.7	△ 14.7	△ 4.7	△ 0.2

(備考) 1．税制改革の家計の税負担への影響は、本来、個々の家計の消費の態様等により異なり、また、前提の置き方によっても様々に結果が分かれるため、一義的にこれを把握することは困難である。この試算は、このような制約があることを前提としつつ、「賃金構造基本統計調査報告」（労働省）の勤労者の年齢階級別の計数等を基礎として勤労者の生涯の各段階の収入、支出等に関する平均的な姿のモデルを試みに設定して、一定の仮定の下に試算したものである。
2．詳細は試算の要領（添付資料）参照。
3．各計数は、それぞれ四捨五入しているため、その合計は必ずしも合致しない。

(注) 新型間接税の負担を「家計調査」等に基づき算出しているので、家計の支出に直接現れる負担額しか試算上とらえられない。従って、主として、非課税物品・サービスを販売・提供する企業の購入分、公共部門の購入分に係る負担額は試算に含まれず、製造段階課税のA案の負担額はB、C案より小さく現れる結果となる。

税制改革の家計の負担に与える影響に関する仮定試算

（2） 勤労者世帯の生涯収支モデルにおける負担

〔試算の前提〕 1．増減税の組合せ
（所得税・住民税 △2.7 兆円
新型間接税 2.7 兆円）

2．課税の仕組み
（所得税・住民税 タイプⅠ～Ⅳ
新型間接税 B、C案）

〔単位：万円〕

年齢階級	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～
収入	271	363	463	559	662	741	769	697	513	394
消費支出	212	251	316	364	431	503	500	456	373	287
＜改正増減＞										
所得税・住民税										
タイプⅠ	△ 2.5	△ 4.5	△ 4.5	△ 5.2	△ 8.6	△ 13.8	△ 19.4	△ 15.0	△ 5.5	△ 4.6
タイプⅡ	△ 2.7	△ 5.3	△ 5.5	△ 6.4	△ 9.8	△ 15.0	△ 20.4	△ 15.8	△ 6.3	△ 4.9
タイプⅢ	△ 2.0	△ 5.5	△ 5.7	△ 6.6	△ 10.0	△ 15.1	△ 20.6	△ 15.9	△ 6.4	△ 3.9
タイプⅣ	△ 4.7	△ 4.8	△ 4.9	△ 5.9	△ 10.5	△ 18.2	△ 26.2	△ 19.9	△ 8.6	△ 3.2
新型間接税	3.0	3.9	4.2	4.7	5.5	6.3	6.7	7.1	5.6	4.4
増減計										
タイプⅠ	0.5	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 3.1	△ 7.4	△ 12.7	△ 7.9	0.1	△ 0.2
タイプⅡ	0.4	△ 1.5	△ 1.3	△ 1.7	△ 4.3	△ 8.6	△ 13.7	△ 8.7	△ 0.7	△ 0.5
タイプⅢ	1.0	△ 1.6	△ 1.5	△ 1.9	△ 4.5	△ 8.8	△ 13.9	△ 8.9	△ 0.9	0.5
タイプⅣ	△ 1.6	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.2	△ 5.1	△ 11.9	△ 19.5	△ 12.8	△ 3.0	1.2

（備考） 1．税制改革の家計の税負担への影響は　本来、個々の家計の消費の態様等により異なり、また、前提の置き方によっても様々に結果が分かれるため、一義的にこれを把握することは困難である。この試算は、このような制約があることを前提としつつ、「賃金構造基本統計調査報告」（労働省）の勤労者の年齢階級別の計数等を基礎として勤労者の生涯の各段階の収入、支出等に関する平均的な姿のモデルを試みに設定して、一定の仮定の下に試算したものである。
2．詳細は試算の要領（添付資料）参照。
3．各計数は、それぞれ四捨五入しているため、その合計は必ずしも合致しない。

（注） 新型間接税の負担を「家計調査」等に基づき算出しているので、家計の支出に直接現れる負担額しか試算上とらえられない。従って、主として、非課税物品・サービスを販売・提供する企業の購入分、公共部門の購入分に係る負担額は試算に含まれない。

税制改革の家計の負担に与える影響に関する仮定試算

(3) 勤労者世帯の生涯収支モデルにおける負担

〔試算の前提〕 1．増減税の組合せ〔所得税・住民税 △2.7 兆円：法人課税 △1.8 兆円：利子課税 1.0 兆円：新型間接税 3.5 兆円〕
2．課税の仕組み〔所得税・住民税 タイプⅠ～Ⅳ：新型間接税 A案〕

〔単位：万円〕

年齢階級	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～
収入	271	363	463	559	662	741	769	697	513	394
消費支出	212	251	316	364	431	503	500	456	373	287
＜改正増減＞										
所得税・住民税										
タイプⅠ	△ 2.5	△ 4.5	△ 4.5	△ 5.2	△ 8.6	△ 13.8	△ 19.4	△ 15.0	△ 5.5	△ 4.6
タイプⅡ	△ 2.7	△ 5.3	△ 5.5	△ 6.4	△ 9.8	△ 15.0	△ 20.4	△ 15.8	△ 6.3	△ 4.9
タイプⅢ	△ 2.0	△ 5.5	△ 5.7	△ 6.6	△ 10.0	△ 15.1	△ 20.6	△ 15.9	△ 6.4	△ 3.9
タイプⅣ	△ 4.7	△ 4.8	△ 4.9	△ 5.9	△ 10.5	△ 18.2	△ 26.2	△ 19.9	△ 8.6	△ 3.2
法人課税	△ 1.6	△ 1.9	△ 2.7	△ 3.7	△ 5.1	△ 6.5	△ 8.0	△ 6.7	△ 5.2	△ 4.6
利子課税	0.4	1.2	1.6	2.0	2.1	2.8	3.4	4.5	4.8	1.8
新型間接税	1.8	2.7	3.2	3.7	4.5	5.2	5.8	6.5	4.9	3.9
増減計										
タイプⅠ	△ 1.9	△ 2.5	△ 2.3	△ 3.2	△ 7.1	△ 12.2	△ 18.3	△ 10.7	△ 0.9	△ 3.5
タイプⅡ	△ 2.0	△ 3.4	△ 3.3	△ 4.4	△ 8.3	△ 13.4	△ 19.3	△ 11.5	△ 1.7	△ 3.8
タイプⅢ	△ 1.3	△ 3.5	△ 3.5	△ 4.6	△ 8.5	△ 13.6	△ 19.4	△ 11.7	△ 1.9	△ 2.8
タイプⅣ	△ 4.0	△ 2.8	△ 2.7	△ 3.9	△ 9.0	△ 16.7	△ 25.1	△ 15.6	△ 4.0	△ 2.1

(備考) 1．税制改革の家計の税負担への影響は、本来、個々の家計の消費の態様等により異なり、また、前提の置き方によっても様々に結果が分かれるため、一義的にこれを把握することは困難である。この試算は、このような制約があることを前提としつつ、「賃金構造基本統計調査報告」（労働省）の勤労者の年齢階級別の計数等を基礎として勤労者の生涯の各段階の収入、支出等に関する平均的な姿のモデルを試みに設定して、一定の仮定の下に試算したものである。
2．詳細は試算の要領（添付資料）参照。
3．各計数は、それぞれ四捨五入しているため、その合計は必ずしも合致しない。

(注) 新型間接税の負担を「家計調査」等に基づき算出しているので、家計の支出に直接現れる負担額しか試算上とらえられない。従って、主として、非課税物品・サービスを販売・提供する企業の購入分、公共部門の購入分に係る負担額は試算に含まれず、製造段階課税のA案の負担額はB、C案より小さく現れる結果となる。

税制改革の家計の負担に与える影響に関する仮定試算

（4） 勤労者世帯の生涯収支モデルにおける負担

〔試算の前提〕 1．増減税の組合せ〔所得税・住民税 △2.7 兆円：法人課税 △1.8 兆円：利子課税 1.0 兆円：新型間接税 3.5 兆円〕
2．課税の仕組み〔所得税・住民税 タイプⅠ～Ⅳ：新型間接税 B、C案〕

〔単位：万円〕

年齢階級	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～
収入	271	363	463	559	662	741	769	697	513	394
消費支出	212	251	316	364	431	503	500	456	373	287
＜改正増減＞										
所得税・住民税										
タイプⅠ	△ 2.5	△ 4.5	△ 4.5	△ 5.2	△ 8.6	△ 13.8	△ 19.4	△ 15.0	△ 5.5	△ 4.6
タイプⅡ	△ 2.7	△ 5.3	△ 5.5	△ 6.4	△ 9.8	△ 15.0	△ 20.4	△ 15.8	△ 6.3	△ 4.9
タイプⅢ	△ 2.0	△ 5.5	△ 5.7	△ 6.6	△ 10.0	△ 15.1	△ 20.6	△ 15.9	△ 6.4	△ 3.9
タイプⅣ	△ 4.7	△ 4.8	△ 4.9	△ 5.9	△ 10.5	△ 18.2	△ 26.2	△ 19.9	△ 8.6	△ 3.2
法人課税	△ 1.6	△ 1.9	△ 2.7	△ 3.7	△ 5.1	△ 6.5	△ 8.0	△ 6.7	△ 5.2	△ 4.6
利子課税	0.4	1.2	1.6	2.0	2.1	2.8	3.4	4.5	4.8	1.8
新型間接税	3.9	5.0	5.3	6.0	7.0	8.1	8.6	9.1	7.1	5.7
増減計										
タイプⅠ	0.2	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.9	△ 4.6	△ 9.3	△ 15.4	△ 8.1	1.3	△ 1.7
タイプⅡ	0.0	△ 1.1	△ 1.2	△ 2.1	△ 5.8	△ 10.5	△ 16.4	△ 8.9	0.5	△ 2.0
タイプⅢ	0.7	△ 1.3	△ 1.4	△ 2.2	△ 6.0	△ 10.7	△ 16.6	△ 9.1	0.3	△ 1.0
タイプⅣ	△ 2.0	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.5	△ 6.6	△ 13.8	△ 22.2	△ 13.0	△ 1.8	△ 0.3

（備考） 1．税制改革の家計の税負担への影響は、本来、個々の家計の消費の態様等により異なり、また、前提の置き方によっても様々に結果が分かれるため、一義的にこれを把握することは困難である。この試算は、このような制約があることを前提としつつ、「賃金構造基本統計調査報告」（労働省）の勤労者の年齢階級別の計数等を基礎として勤労者の生涯の各段階の収入、支出等に関する平均的な姿のモデルを試みに設定して、一定の仮定の下に試算したものである。
2．詳細は試算の要領（添付資料）参照。
3．各計数は、それぞれ四捨五入しているため、その合計は必ずしも合致しない。

（注） 新型間接税の負担を「家計調査」等に基づき算出しているので、家計の支出に直接現れる負担額しか試算上とらえられない。従って、主として、非課税物品・サービスを販売・提供する企業の購入分、公共部門の購入分に係る負担額は試算に含まれない。

税制改革の家計の負担に与える影響に関する仮定試算

（5） 年間収入五分位階級別負担（勤労者標準世帯）

〔試算の前提〕 1．増減税の組合せ
（所得税・住民税 △2.7 兆円
新型間接税 2.7 兆円）

2．課税の仕組み
（所得税・住民税 タイプⅠ～Ⅳ
新型間接税 A案）

〔単位：万円〕

年間収入五分位階級 （世帯主の平均年齢）		第1分位 (35.0歳)	第2分位 (36.1歳)	第3分位 (38.0歳)	第4分位 (39.3歳)	第5分位 (42.9歳)
実収入		354.7	442.1	526.1	620.0	828.5
消費支出		266.0	304.1	350.4	390.9	485.0
＜改正増減＞ 所得税・住民税	タイプⅠ	△ 3.7	△ 4.2	△ 4.5	△ 6.9	△ 21.8
	タイプⅡ	△ 4.2	△ 5.9	△ 5.7	△ 8.1	△ 23.0
	タイプⅢ	△ 3.4	△ 5.5	△ 5.9	△ 8.3	△ 23.1
	タイプⅣ	△ 2.6	△ 2.3	△ 4.2	△ 8.0	△ 29.8
新型間接税		2.2	2.7	3.3	3.8	4.9
増減計	タイプⅠ	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3	△ 3.1	△ 16.8
	タイプⅡ	△ 2.0	△ 3.1	△ 2.5	△ 4.3	△ 18.0
	タイプⅢ	△ 1.2	△ 2.8	△ 2.6	△ 4.5	△ 18.2
	タイプⅣ	△ 0.3	0.5	△ 0.9	△ 4.1	△ 24.9

（備考） 1．税制改革の家計の税負担への影響は、本来、個々の家計の消費の態様等により異なり、また、前提の置き方によっても様々に結果が分かれるため、一義的にこれを把握することは困難である。この試算は、このような制約があることを前提としつつ、「家計調査年報」（総務庁）の勤労者標準世帯の世帯主の年間収入五分位階級別の計数等を基礎として一定の仮定の下に試算したものである。
2．五分位階級とは、世帯を年間収入順に並べ、各分位の世帯数が等しくなるように五等分した場合の五つのグループである。
3．勤労者標準世帯とは、夫婦と子供2人の4人で構成される勤労者世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの世帯をいう。
4．詳細は試算の要領（添付資料）参照。
5．各計数は、それぞれ四捨五入しているため、その合計は必ずしも合致しない。

（注） 新型間接税の負担を「家計調査」等に基づき算出しているので、家計の支出に直接現れる負担額しか試算上とらえられない。従って、主として、非課税物品・サービスを販売・提供する企業の購入分、公共部門の購入分に係る負担額は試算に含まれず、製造段階課税のA案の負担額はB、C案より小さく現れる結果となる。

税制改革の家計の負担に与える影響に関する仮定試算

（6） 年間収入五分位階級別負担（勤労者標準世帯）

〔試算の前提〕 1．増減税の組合せ
（所得税・住民税 △2.7 兆円
新型間接税 2.7 兆円）

2．課税の仕組み
（所得税・住民税 タイプⅠ～Ⅳ
新型間接税 B、C案）

〔単位：万円〕

年間収入五分位階級（世帯主の平均年齢）		第1分位（35.0歳）	第2分位（36.1歳）	第3分位（38.0歳）	第4分位（39.3歳）	第5分位（42.9歳）
実収入		354.7	442.1	526.1	620.0	828.5
消費支出		266.0	304.1	350.4	390.9	485.0
＜改正増減＞ 所得税・住民税	タイプⅠ	△ 3.7	△ 4.2	△ 4.5	△ 6.9	△ 21.8
	タイプⅡ	△ 4.2	△ 5.9	△ 5.7	△ 8.1	△ 23.0
	タイプⅢ	△ 3.4	△ 5.5	△ 5.9	△ 8.3	△ 23.1
	タイプⅣ	△ 2.6	△ 2.3	△ 4.2	△ 8.0	△ 29.8
新型間接税		3.3	3.9	4.6	5.4	6.9
増減計	タイプⅠ	△ 0.4	△ 0.3	0.1	△ 1.5	△ 14.9
	タイプⅡ	△ 0.9	△ 1.9	△ 1.1	△ 2.7	△ 16.1
	タイプⅢ	△ 0.2	△ 1.6	△ 1.3	△ 2.9	△ 16.2
	タイプⅣ	0.7	1.6	0.4	△ 2.6	△ 22.9

（備考） 1．税制改革の家計の税負担への影響は、本来、個々の家計の消費の態様等により異なり、また、前提の置き方によっても様々に結果が分かれるため、一義的にこれを把握することは困難である。この試算は、このような制約があることを前提としつつ、「家計調査年報」（総務庁）の勤労者標準世帯の世帯主の年間収入五分位階級別の計数等を基礎として一定の仮定の下に試算したものである。
2．五分位階級とは、世帯を年間収入順に並べ、各分位の世帯数が等しくなるように五等分した場合の五つのグループである。
3．勤労者標準世帯とは、夫婦と子供2人の4人で構成される勤労者世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの世帯をいう。
4．詳細は試算の要領（添付資料）参照。
5．各計数は、それぞれ四捨五入しているため、その合計は必ずしも合致しない。

（注）新型間接税の負担を「家計調査」等に基づき算出しているので、家計の支出に直接現れる負担額しか試算上とらえられない。従って、主として、非課税物品・サービスを販売・提供する企業の購入分、公共部門の購入分に係る負担額は試算に含まれない。

税制改革の家計の負担に与える影響に関する仮定試算

（7） 年間収入五分位階級別負担（勤労者標準世帯）

〔試算の前提〕１．増減税の組合せ〔所得税・住民税　△2.7 兆円：法人課税　△1.8 兆円：利子課税　1.0 兆円：新型間接税　3.5 兆円〕
２．課税の仕組み〔所得税・住民税　タイプⅠ～Ⅳ：新型間接税　A案〕

〔単位：万円〕

年間収入五分位階級（世帯主の平均年齢）		第１分位（35.0歳）	第２分位（36.1歳）	第３分位（38.0歳）	第４分位（39.3歳）	第５分位（42.9歳）
実収入		354.7	442.1	526.1	620.0	828.5
消費支出		266.0	304.1	350.4	390.9	485.0
＜改正増減＞ 所得税・住民税	タイプⅠ	△ 3.7	△ 4.2	△ 4.5	△ 6.9	△ 21.8
	タイプⅡ	△ 4.2	△ 5.9	△ 5.7	△ 8.1	△ 23.0
	タイプⅢ	△ 3.4	△ 5.5	△ 5.9	△ 8.3	△ 23.1
	タイプⅣ	△ 2.6	△ 2.3	△ 4.2	△ 8.0	△ 29.8
法人課税		△ 1.9	△ 2.4	△ 3.4	△ 4.5	△ 10.5
利子課税		1.1	1.7	2.3	3.1	4.6
新型間接税		2.8	3.5	4.2	4.9	6.3
増減計	タイプⅠ	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.4	△ 3.5	△ 21.4
	タイプⅡ	△ 2.2	△ 3.0	△ 2.6	△ 4.7	△ 22.6
	タイプⅢ	△ 1.4	△ 2.7	△ 2.8	△ 4.9	△ 22.8
	タイプⅣ	△ 0.5	0.5	△ 1.1	△ 4.5	△ 29.4

（備考）１．税制改革の家計の税負担への影響は、本来、個々の家計の消費の態様等により異なり、また、前提の置き方によっても様々に結果が分かれるため、一義的にこれを把握することは困難である。この試算は、このような制約があることを前提としつつ、「家計調査年報」（総務庁）の勤労者標準世帯の世帯主の年間収入五分位階級別の計数等を基礎として一定の仮定の下に試算したものである。
２．五分位階級とは、世帯を年間収入順に並べ、各分位の世帯数が等しくなるように五等分した場合の五つのグループである。
３．勤労者標準世帯とは、夫婦と子供２人の４人で構成される勤労者世帯のうち、有業者が世帯主１人だけの世帯をいう。
４．詳細は試算の要領（添付資料）参照。
５．各計数は、それぞれ四捨五入しているため、その合計は必ずしも合致しない。

（注）新型間接税の負担を「家計調査」等に基づき算出しているので、家計の支出に直接現れる負担額しか試算上とらえられない。従って、主として、非課税物品・サービスを販売・提供する企業の購入分、公共部門の購入分に係る負担額は試算に含まれず、製造段階課税のＡ案の負担額はＢ、Ｃ案より小さく現れる結果となる。

税制改革の家計の負担に与える影響に関する仮定試算

（8） 年間収入五分位階級別負担（勤労者標準世帯）

〔試算の前提〕1．増減税の組合せ〔所得税・住民税　△2.7 兆円：法人課税　△1.8 兆円：利子課税　1.0 兆円：新型間接税　3.5 兆円〕
2．課税の仕組み〔所得税・住民税　タイプⅠ～Ⅳ：新型間接税　B、C案〕

〔単位：万円〕

年間収入五分位階級（世帯主の平均年齢）		第1分位（35.0歳）	第2分位（36.1歳）	第3分位（38.0歳）	第4分位（39.3歳）	第5分位（42.9歳）
実収入		354.7	442.1	526.1	620.0	828.5
消費支出		266.0	304.1	350.4	390.9	485.0
＜改正増減＞						
所得税・住民税	タイプⅠ	△ 3.7	△ 4.2	△ 4.5	△ 6.9	△ 21.8
	タイプⅡ	△ 4.2	△ 5.9	△ 5.7	△ 8.1	△ 23.0
	タイプⅢ	△ 3.4	△ 5.5	△ 5.9	△ 8.3	△ 23.1
	タイプⅣ	△ 2.6	△ 2.3	△ 4.2	△ 8.0	△ 29.8
法人課税		△ 1.9	△ 2.4	△ 3.4	△ 4.5	△ 10.5
利子課税		1.1	1.7	2.3	3.1	4.6
新型間接税		4.2	5.0	5.9	6.9	8.9
増減計	タイプⅠ	△ 0.3	0.2	0.3	△ 1.5	△ 18.8
	タイプⅡ	△ 0.8	△ 1.5	△ 0.9	△ 2.7	△ 20.0
	タイプⅢ	△ 0.0	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.8	△ 20.1
	タイプⅣ	0.8	2.1	0.6	△ 2.5	△ 26.8

（備考）1．税制改革の家計の税負担への影響は、本来、個々の家計の消費の態様等により異なり、また、前提の置き方によっても様々に結果が分かれるため、一義的にこれを把握することは困難である。この試算は、このような制約があることを前提としつつ、「家計調査年報」（総務庁）の勤労者標準世帯の世帯主の年間収入五分位階級別の計数等を基礎として一定の仮定の下に試算したものである。
2．五分位階級とは、世帯を年間収入順に並べ、各分位の世帯数が等しくなるように五等分した場合の五つのグループである。
3．勤労者標準世帯とは、夫婦と子供2人の4人で構成される勤労者世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの世帯をいう。
4．詳細は試算の要領（添付資料）参照。
5．各計数は、それぞれ四捨五入しているため、その合計は必ずしも合致しない。

（注）新型間接税の負担を「家計調査」等に基づき算出しているので、家計の支出に直接現れる負担額しか試算上とらえられない。従って、主として、非課税物品・サービスを販売・提供する企業の購入分、公共部門の購入分に係る負担額は試算に含まれない。

(参考)　試算の要領

1　試算の基礎とした収入、支出等

(1)　勤労者世帯の生涯収支モデルにおける負担の場合

勤労者の結婚、子供の誕生、子供の世帯からの独立、退職等の時点について平均的な姿を想定して、「賃金構造基本統計調査報告（60年）」（労働省）、「全国消費実態調査報告（59年）」（総務庁）、「家計調査年報（59年）」（総務庁）等を参考に、62年現在での勤労者の生涯の各段階における収入、支出等についてのモデル計数を設定した。想定したモデルでは、男性の勤労者が28歳で25歳の女性と結婚し、夫30歳、妻27歳で第一子が誕生し、3年後に第二子が誕生する。夫が52歳、妻49歳のとき第一子が大学を卒業し、就職独立する。第二子も3年後これに続き、夫は60歳で定年退職し、再就職の後、65歳で引退し、年金生活に入るものとした。

(2)　年間収入五分位階級別負担の場合

「家計調査年報」の勤労者標準世帯・年間収入五分位階級の実収入、勤め先収入及び消費支出の金額を基に、その62年ベースの金額を推計した。また、利子収入については、「貯蓄動向調査報告（59年）」（総務庁）の勤労者世帯の年間収入五分位階級の貯蓄保有額を基に推計した。

2　所得税・住民税

勤め先収入（住民税については前年分の勤め先収入）に現行及び改正後の税法を適用して税額を算出し、それぞれの税額の差額の合計を所得税・住民税の改正増減として計上した。改正後の税法については、タイプⅠ～Ⅳを想定して計算した。

3　法人課税

法人課税の個人への帰着については、法人課税の2分の1は株主たる個人に、残りの2分の1は消費者たる個人に帰着するものと仮定して、法人課税の軽減額を世帯の株式保有額（「貯蓄動向調査」による）及び消費支出額に応じて按分して算出した。

4　利子課税

利子収入に現行及び改正後の税法を適用して税額を算出し、それぞれの税額の差額を利子課税の改正増減として計上した。現行法の適用については、世帯人員を基に非課税貯蓄制度の適用関係を考慮して計算した。改正後の税法の適用については、利子収入に対する所得税・住民税の負担額の割合が合わせて15%となるものと仮定して計算した。

5　新型間接税

世帯の消費支出の総額から非課税範囲に含まれる品目に対する支出額を控除した額に税率（想定した税収に応じて、新型間接税の各類型毎に推定した）を適用して算出した税額から、新型間接税と現行間接税との調整による現行間接税の軽減額を控除した額を新型間接税の改正増減として計上した。新型間接税の非課税範囲等については「一般消費税大綱」（53年12月27日）等の例（非課税範囲は食料品、社会保険医療、学校教育等）によった。

（大蔵省印刷局製造）